イアブック 核軍縮 平和

市民と自治体のために

2006

◉特別記事◉
北朝鮮と６か国協議
NPT再検討会議と国連
平和主義と米軍再編 ほか
〈講演録〉東アジアの安全保障
◉52のキーワード◉
核／米軍再編／自治体 ほか
◉40の一次資料◉

監修 梅林宏道

NPO法人 ピースデポ
発売元 高文研

イアブック 核軍縮 平和 2006

市民と自治体のために

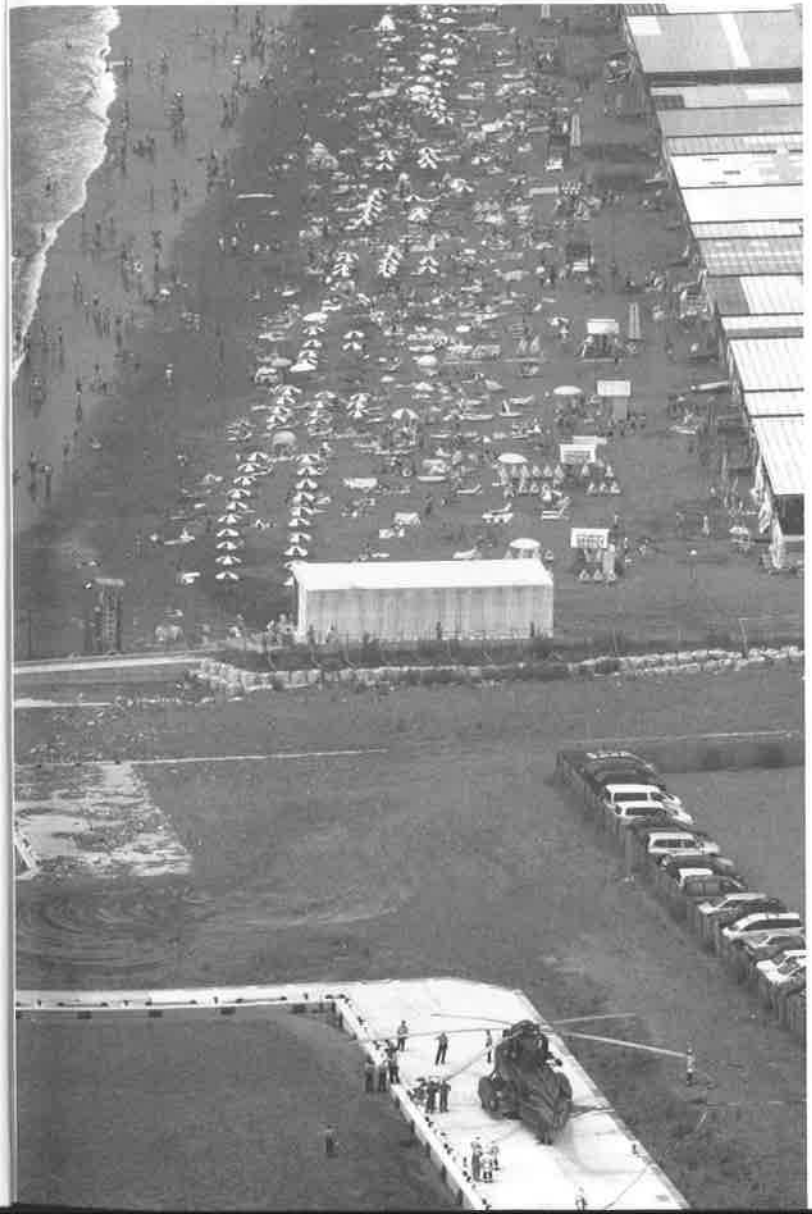

０５年７月２９日、神奈川県藤沢市の海水浴場に不時着した米海軍のヘリコプター（共同通信）。

「米軍ヘリはこの町から出てゆけ！」と大きく書かれた宜野湾市役所屋上（提供：宜野湾市）。

相模原市（上）と座間市（下）では市の施設の随所に基地反対の横断幕が（提供：金子ときお氏）。

米軍再編に抗して

自治体と市民の奮闘

05年3月5日に宜野湾市で開かれた県民大会。35,000人が集まった（共同通信）。

発刊にあたって

ここにイアブック「核軍縮・平和　2006—市民と自治体のために」をお届けする。

本書は、イアブックとして2005年1月1日～2006年3月31日の15か月をカバーすることを基本としたが、それ以後の重要なできごとについても、可能な場合には注釈などによって補足した。

本書は、これまで通り、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障に関する過去一年の動向を、市民や自治体の視点から整理し解説することを目指している。動向を伝えるに当たって、過去一年を特徴づける「キーワード」を設定し、そのキーワード解説を柱とした。それらに関係するデータや基礎知識を「データシート」、「用語の説明」としてまとめた。また、核軍縮の過去一年の趨勢を全体として理解していただくために、「概観」を冒頭に掲げた。2006年版は、米軍再編問題が多くの自治体の関心事であったことを考慮して、キーワードに「米軍再編」についてのコーナーを作った。

製作に当たっては、事実情報を正確に伝えることに心がけた。必要な出典を注記し、巻末に主要な資料とその原点URLを収録することによって、必要ならば読者が原典に当たることが出来るようにした。他書では得られない貴重な資料が収められていると自負している。

また、2006年版から新しく用語検索ができるように、巻末に索引を設けた。使いやすくなったことを期待している。

本書は、奥付に列記した人々によって構成される「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が中心となって企画・執筆し、ピースデポが編集（編集長：田巻一彦）、製版して製作した。刊行委員会でカバーしきれない専門知識を要する記事に関しては、その分野の専門家に執筆協力をお願いした。その他にも、多くのボランティアの方々に執筆・製作を助けて頂いた。関係したすべての方々に、ここに厚く御礼申し上げたい。

イアブック「核軍縮・平和」をよりよいものに発展させるために、本書への感想や意見、提案などをぜひお寄せいただきたい。

2006年7月　ピースデポ・イアブック刊行委員会代表　梅林宏道

イアブック「核軍縮・平和2006」発行に寄せて

この度、NPO法人ピースデポからイアブック「核軍縮・平和2006」が発刊されますことを、日本非核宣言自治体協議会を代表いたしまして心よりお祝い申し上げます。

昨年は、被爆60周年という大きな節目を迎えました。核兵器廃絶を願う世界中の訴えにもかかわらず、NPT再検討会議は実質的成果を挙げることなく閉幕し、その形骸化までもが危惧されています。

米国においては、「信頼性のある代替核弾頭(RRW)」を軸に、有事に備えて年間250個の核生産を目指しているとの報道が伝えられております。また、イランの核開発疑惑や北朝鮮高官による核保有宣言など核問題を巡る世界情勢については緊迫した状況が続いています。

このように核軍拡・核拡散が懸念される世界情勢に対し、自治体やNGOが連携してより一層核兵器廃絶の声をあげなければなりません。

こうしたなか、国内の非核宣言自治体の集まりである当協議会は、核戦争による人類絶滅の危機から住民の生命と暮らしを守るため、自治体間の連携により、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて活動をしております。平成18年5月現在、国内1890自治体の内1322自治体が非核・平和宣言(決議)を実施し209自治体が加入しているところです。

こうした私ども自治体間の活動や、平和を願う市民・NGOなどの活動にあたり、貴団体が平和問題に関する系統的な情報・調査研究活動に基づき編纂された本書は、貴重な資料として大いに活用されるものと期待いたします。

最後になりましたが、特定非営利活動法人ピースデポのますますのご発展を祈念いたします。

2006年5月
日本非核宣言自治体協議会会長
長崎市長　伊藤一長

目次

発刊にあたって　イアブック刊行委員会代表　梅林宏道
イアブック「核軍縮・平和2006」発刊に寄せて
日本非核宣言自治体協議会会長　伊藤一長

第1章　核軍縮:2005年の概観(2005年1月—2006年3月)
被爆60年、3重の危機つづく　13

第2章　特別記事・講演録
1. 北朝鮮問題6か国協議
—9.19共同声明とその後の展開　チョン・ウクシク　27
2. NPTと国連　中村桂子　37
3. 平和主義と米軍再編　梅林宏道　47
[講演録]　東アジアに「協調的安保」の枠組みを　高野　孟　55

第3章　核軍縮・平和:2005年のキーワード
A. 特集:米軍再編
A1. 世界を睨む「日米同盟」へ—「10.29合意」の意味　64
A2. 米国「基地見直し」報告書と宜野湾市の果敢な挑戦　66
A3. 沖縄県民の願いに反する「基地再編」　68
A4. 実現性が危うい「普天間移設」沿岸案　70
A5. 横田—「軍民共用化」で分かれる自治体の対応　72
A6. 座間、相模原(神奈川県)—町ぐるみの反対運動　74
A7. 岩国市民、空母艦載機を拒否　76
A8. 原子力空母の横須賀母港問題、正念場に　78
【データシート1】再編実施のための日米ロードマップ　80
【データシート2】原子力艦船の日本への寄港状況　82
【データシート3】民間港への米軍艦船寄港状況　84
コラム[浮標]　あらためて「肯定も否定もしない」　85
A9. 「戦略的柔軟性」と基地再編に揺れる韓国　86
A10. 中央アジアで緊張生む米軍基地交渉　88
A11.　東欧2か国に前進作戦地　90

B. 核軍縮・不拡散外交
B1. 決裂に終わった2005年NPT再検討会議　92
B2. CDの正常化めざし、6か国がイニシアティブ　94
B3. 失敗に終わった国連「ミレニアム+5」サミット　96

B4. 日本とNAC、核軍縮国連決議で協力　98
B5. エルバラダイ、ウラン濃縮・再処理施設の新設停止など提案　100
B6. 6か国協議で初の共同声明を採択　102
B7. イランのウラン濃縮問題、国連安保理へ　104
B8. NPTの原則を掘り崩す「米印新合意」　106
B9. 史上初めての非核地帯加盟国会議　108
コラム[浮標]　デイビッド・ロンギ氏、逝く　109
【データシート4】図説：世界の非核兵器地帯　110
【データシート5】CTBTの署名・批准状況　114

C. 各国の核・安保政策
C1. バンカーバスターから信頼性代替弾頭へ
－変化する米新型核兵器予算　116
C2. ロシア、戦略核戦力の更新を誇示　118
C3. テロを操る国家には核で報復－仏シラク大統領が新見解　120
【データシート6】地球上の核弾頭全データ　122
【データシート7】米国の未臨界核実験　129
C4. 米国のMD配備、ペースダウンか　130
C5. カナダ、米MDへの不参加を決定　132
C6. 米国新QDR（4年ごとの国防見直し）
－統合能力を向上、太平洋重視　134
C7. 中ロが初の合同軍事演習　136
C8. 不安定な印・パ「信頼醸成措置」　138
C9. イラク－正統政権発足の影で増え続ける犠牲者　140

D. 日本の核・安保政策
D1. 05年「核軍縮国連日本決議」、またも核兵器国に核軍縮迫らず　142
D2. 余剰プルトニウム蓄積に進む六ヶ所村「アクティブ試験」　144
D3. 在外被爆者の権利、裁判で一歩前進　146
D4. 日本、世界で突出した米ミサイル防衛の同調者に　148
D5. 出口の見えない自衛隊イラク派遣　150
【データシート8】イラクに派遣された自衛隊　152
コラム[浮標]　インド洋自衛艦の「航泊日誌」
非公開の滑稽　153
D6. 「国民保護計画」作成、第2ラウンドへ　154
D7. 騒音被害を、より小さく見積もろうとする政府　156
D8. 「横須賀事件」で再び問われる「地位協定」　158
【データシート9】米軍機・艦船による事故　160
【データシート10】米軍人による犯罪件数　161
D9. 「集団的自衛権」の文言をはずした自民党新憲法草案　162
D10. 民主党憲法提言－議論は先送り　164
D11. 憲法改正国民投票法案を巡る綱引き　166

E. 自治体とNGO
E1. 平和市長会議の新しい挑戦　168
E2. 加入の拡大を訴える－非核自治体協議会　170
E3. 同志国家とNGO、第Ⅵ条フォーラム開催　172
E4. あなたに出来る10のこと－「アボリション・ナウ」　174
E5. 長崎、広島、首都圏をつなぐ市民の運動　176
E6. 被爆60年、被爆者のがんばりに賞賛と敬意　178
E7. 英トライデント更新への反対運動、始まる　180
E8. 劣化ウラン兵器禁止－国際運動の拡大　182
E9. 米軍再編「10.29合意」に自治体が反発　184
E10. 日米政府に計画変更を迫った辺野古のたたかい　186
E11. 東北アジア協調的安保へ－ピースデポが報告書　188
E12. 「世界平和アピール七人委員会」、結成50周年　190

用語の説明　192

資料
1. 基礎資料
1－1　核不拡散条約（NPT）第6条　197
1－2　国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見（96年7月8日）　197
1－3　新アジェンダ声明（98年6月9日）　198
1－4　2000年NPT再検討会議最終文書
（13+2）項目（00年5月19日）　200
1－5　日本国憲法前文・第9条　202
1－6　日米安全保障条約第5条・第6条　203
1－7　日米地位協定（抄）　203
1－8　日米新ガイドライン（97年9月23日）　206
1－9　日本の核基本政策（68年1月30日）　214
1－10　核兵器・核軍縮年表（1945年～2005年）　215

2. 特集資料(米軍再編)
2−1　日米共同発表(05年2月19日)　216
2−2　日米同盟−未来のための変革と再編(05年10月29日)　218
2−3　再編実施のための日米ロードマップ(06年5月1日)　227
2−4　米「海外基地見直し委員会」最終報告(05年8月15日)　232
2−5　米「基地再編・閉鎖委員会」最終報告(05年9月8日)　234
2−6　オベリング・米ミサイル防衛庁長官の議会証言(05年3月15日)　237
2−7　2006会計年国防認可法・航空母艦の部分(06年1月6日)　237
2−8　米海軍・国防総省の航空母艦「11隻体制」要求　238
2−9　横須賀市議会・原子力空母の配備に反対する決議(05年2月22日)　238
2−10　相模原市議会・在日米軍再編中間報告に抗議する決議(05年11月11日)　239

3. その他の資料
3−1　2005年NPT再検討会議における コーリーNZ大使の演説(05年5月18日)　240
3−2　2005年NPT再検討会議第1主要委員会における サンダース米大使の演説(05年5月20日)　242
3−3　2005年NPT再検討会議・日本提出作業文書(05年5月4日)　246
3−4　核不拡散・軍縮を求める7か国外相共同宣言(05年7月26日)　250
3−5　国連第1委員会への特別委員会設置を求める6か国決議案(05年10月5日)　252
3−6　第4回6か国協議共同声明(2005年9月19日)　253
3−7　第60回国連総会における新アジェンダ決議(2005年12月8日)　254
3−8　第60回国連総会における日本決議(2005年12月8日)　255
3−9　イラン問題に関するIAEA理事会決議(06年2月4日)　257
3−10　イラン問題に関する安保理議長声明(06年3月29日)　258
3−11　シラク仏大統領演説・新核ドクトリン(06年1月19日)　259
3−12　米印共同声明(06年3月2日)　261
3−13　ブルックス国家核安全保障管理局局長による演説(06年3月3日)　263
3−14　米「国家安全保障戦略」—<先制攻撃>の部分(06年3月16日)　265
3−15　広島・長崎の2005年平和宣言(05年8月6、9日)　265
3−16　六ヶ所運転の無期限延期を求めるUCS声明(05年5月5日)　268
3−17　第6条フォーラム参加を呼びかけるダグラス・ロウチの演説(05年8月4日)　270
3−18　イラン問題の安保理付託に反対する LCNPからIAEA理事会への書簡(06年1月23日)　272
3−19　核軍縮日誌(05年1月1日〜06年3月31日)　275
3−20　2006年版に掲載されていない旧版の資料一覧　290

略語集　296

索引　299

執筆・翻訳者紹介（５０音順）

足立修一　弁護士
石田恭子　ピースデポ・ボランティア
イ・ジュンキュ　平和ネットワーク（韓国）政策室長
梅林宏道　ピースデポ代表
遠藤洋一　福生市議会議員
大滝正明　ピースデポ・ボランティア
大畑正姫　翻訳家
大畑龍次　翻訳家
嘉指信雄　神戸大学文学部教授
金子ときお　相模原市議会議員
黒崎　輝　立教大学法学部助手
髙野　孟　「インサイダー」編集長
田巻一彦　ピースデポ理事
田村順玄　岩国市議会議員
チョン・ウクシク　平和ネットワーク（韓国）代表
内藤雅義　弁護士
中村桂子　ピースデポ事務局長
林　公則　一橋大学院生
藤田明史　トランセンド（平和的手段による紛争転換）研究会
山口　響　ピースデポ奨励研究員
湯浅一郎　ピースデポ副代表

第1章

核軍縮
２００５年の
概観

核軍縮：２００５年の概観
（２００５年１月～２００６年３月）

被爆６０年、３重の危機つづく

●ここで述べられる個々の話題は、（　）に記したキーワードの項目に、出典も含め詳しく説明されている。

１．３重の危機は続く

０４年を概観したとき、本書は核兵器の動向に関して３重の危機に見舞われていると指摘した。２００５年は被爆６０年という節目となるべき年であったが、この危機から脱出する道を見出せないまま一年が経過した。

第１の危機は、核兵器の拡散・使用についての危機である。核兵器の拡散問題への対処法を、特定の国々にとっての「良い国」と「悪い国」という基準によって選別的に適用する政策が、米国を中心に強まっていった。この傾向は問題の真の解決である核兵器の非合法化、つまり国際条約による核兵器の禁止への道を遅らせるであろう。選別的政策の極みとして「悪い国」への先制攻撃が正当化され、それが核兵器使用の懸念に重なって危機を増幅した。この分野の問題としてはイラン（Ｂ７）とインド（Ｂ８）の問題が重要であった。同時に、同じ文脈で日本の六ヶ所村における再処理施設の問題（Ｄ２）が国際的な批判の対象に浮上したことも忘れてはならないであろう。

第２の危機は、核兵器永続化の危機である。２００５年、米国における新しい核バンカーバスターの開発計画が一旦中止に追い込まれる一方で、米国の政府と議会が信頼性代替弾頭（ＲＲＷ）の開発計画に歩調をそろえ始めた（Ｃ１）。この動向は長期的に見て極めて憂慮すべき事態であろう。また、懸念されていたとおり、米国のミサイル防衛計画（Ｃ４）がロシア（Ｃ２）を新たな核軍備競争の道に走らせたことが、２００５年にいっそう顕在化した。

第３の危機は、多国間会議の危機である。２００５年は５年ごとに巡ってくる核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議の年であり、第７回再検討会議（Ｂ１）が開催された（０５年５月２日～２７日）。予想されたとはいえ、会議は深刻な対立と

不信を残したまま、成果なく終了した。この状態は９月の国連特別首脳会議（「ミレニアム＋５」サミット）（Ｂ３）、さらには国連総会第１委員会（軍縮）においても変わらなかった。

３重の危機を打開するために、さまざまな努力が行われた。多国間協議の場では、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）のエルバラダイ事務局長の核物質と核技術の国際管理に関する積極的取り組みが目立った（Ｂ５）。彼とＩＡＥＡは２００５年ノーベル平和賞を受けた。日本と新アジェンダ連合が、国際社会における核軍縮への団結を示すために国連第１委員会において相互に協力する姿勢を見せた（Ｂ４、Ｄ１）。しかし、両者とも新しい意欲的な提案があるわけではなかった。それに反して、カナダやメキシコが中心となってＣＤの行き詰まりを打開しようとして国連第１委員会において意欲的な努力を行った（Ｂ２）。この努力は米国の強い反対にあって成功しなかった。

ＮＧＯ活動では、中堅国家構想（ＭＰＩ）が立ち上げた「第Ⅵ条フォーラム」（Ｅ３）、核兵器廃絶地球ネットワーク「アボリション２０００」のＮＰＴ再検討会議に向けた努力（Ｅ４）、それに大きな力を与えた平和市長会議の「ビジョン２０２０」（Ｅ１）運動が重要であった。また、被爆６０周年の一年を通じて、被爆者の献身的な活動（Ｅ６）が世界中の人々に感動を与え、核兵器廃絶は国益を超えた全人類的な課題であることを人々に確信させた。

２．拡散・使用の危機と二重基準

（１）イラン

米国は、０４年からイランを核兵器拡散問題の「悪」の象徴として激しい非難を集中してきた。０５年、米国は第２期ブッシュ政権に入って、ライス国務長官が「圧制の拠点」（１月１８日）、ブッシュ大統領が「主要なテロ支援国家」（２月２日）とイランを名指しで非難するなど、敵対的な姿勢を強めた。不拡散問題の中心としてイランに照準を合わせたというだけではなく、対テロ戦争の文脈の中で不拡散問題をテコとして利用している側面があらわであった。イランが国際社会の核兵器不拡散努力にもっと協力的であるべきだと考える多くの国も、米国がイラク戦争と同じ道を繰り返すことを強く警戒した。

一方、イランの自主的なウラン濃縮一時停止を含むパリ合意（０４年１１月１５日）のもとで続いていたイランと英・独・仏の間の交渉は進展がなく推移した。英・独・仏からの見返り提案がない中で、０５年３月６日、イランはウラン濃縮停止は６か月が限度だと言明した。やがて０５年６月の選挙で対米強硬派のアフマディネジャド大統領が当選し８月６日に就任した。就任式直前に、イランはウラン濃縮のために六フッ化ウランガスを製造するウラン転換作業に着手した。これによって、ウラン濃縮凍結問題は新段階を迎え、イラン問題の国連安保理への付託が焦点化していった。

０５年９月１９日～２４日のＩＡＥＡ理事会の安保理付託先送り、ウラン濃縮をロシア国内に移管する妥協案についてのイラン対ロシアの交渉（１１月）、０６年１月１０日のイランによる研究施設の封印解除と研究再開、０６年１月３０日の安保理５か国とドイツ、ＥＵを加えた７者外相会議、そこにおける合意を踏まえた２月４日のＩＡＥＡ緊急理事会による条件つき安保理付託の決定、と事態は緊迫して推移した。

２月２７日のＩＡＥＡ報告書を受けた３月６日～８日のＩＡＥＡ理事会は、事態が改善しなかったことを確認し、安保理は本格的に問題を取り上げることになった。しかし、３月２９日に採択された安保理議長声明では、制裁につながるような文言は盛り込まれなかった。イラクの前例を繰り返すことにロシアと中国が強く警戒するとともに、多くの途上国が、特定の国から平和利用の権利を奪おうとする西側の２重基準に反発したからである（Ｂ７）。

（２）インド

イランへの厳しい態度とは正反対に、米国はインドの核兵器保有を事実上容認し、インドと原子力平和利用について協力を押し進める方向を打ち出した。

シン首相がワシントンを訪問したときの米印共同声明（０５年７月１８日）において、米国はインドを「進んだ核技術をもつ責任ある国」と呼び、核技術を民生用と軍事用に分離し、前者をＩＡＥＡの査察下におくことを条件にインドの民生用原子力開発に協力すると述べた。

その後インドは、民生用と軍事用の分離に関して実施計画を米国に示した。それを受けてブッシュ大統領がインドを訪問し、米印共同声明（０６年３月２日）において、両国は「インドの分離計画に関する協議が成功裡に完了したことを歓迎」し、全面的な米印間の原子力協力に歩を進めることを宣言した。

この合意は、米国の従来からの不拡散政策の大きな変更であるのみならず、すでに困難に直面しているＮＰＴ体制を根底から揺るがしかねない挑戦である。米国内法の関係では原子力法の修正が必要であり、国際的取り決めの関係では、原子力供給国グループ（ＮＳＧ）のガイドラインをクリアしなければならない。そして、何よりも、核兵器保有を放棄することによって原子力開発への支援が得られるというＮＰＴ体制の原理を米国が否定したことは、今後大きな国際的波紋を引き起こすことになるであろう。米印協定の評価に関して、日本政府はあいまいな態度を示している（Ｂ８）。

（３）朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

０５年、北朝鮮の核兵器開発問題に関する６か国協議は第４回会議と第５回会議が開催されたが、第５回会議は第１セッションを終えた状態で行き詰まり、終了していない。

第４回会議は第３回が終わってから１３か月ぶりに開催された。第１次セッション（０５年７月２６日～８月７日）と第２次セッション（０５年９月１３日～９月１９日）の２セッションにわたったが、終了に際して６か国協議で初めての共同声明が採択された。声明において、６か国が過去の２つの２国間合意、すなわち「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」（９２年）と「日朝平壌（ピョンヤン）宣言」（０２年）の有効性と重要性を再確認したことは極めて意義深いことである。さらに、東北アジアの協調的安全保障システムを構築することをめざすという、基本的な合意が行われたことも、きわめて重要な展開であった。共同声明は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則で合意内容を段階的に実行するため協議を続けることを約束した。

しかし、実行プランを協議するはずの第５回６か国協議は、第１次セッション（０５年１１月９日～１１日）を開いて休会したまま行き詰まった。０６年３月末現在、再開の目途は立っていない。その背景には、０５年９月、米国がマカオの銀行「バンコ・デルタ・アジア」を北朝鮮のために不正な資金洗浄を行っているとして金融制裁の対象に指定したことを巡る、米国と北朝鮮の対立がある（Ｂ６）。

（４）米国のグローバル・ストライク

ブッシュ政権のＮＰＲにおいて新しい戦略三本柱のなかの一つは「非核及び核攻撃能力」と定義された。この攻撃能力は「グローバル・ストライク」（地球規模の長距離攻撃）と呼ばれるようになり、さまざまな兵器や部隊がグローバル・ストライクのために開発されたり、再評価されたりした。２００３年１月に出された大統領指令（秘密文書）によると、グローバル・ストライクの定義は次のようなものである※。

※ウィリアム・Ｍ・アーキン「最後の手段だけではない」。『ワシントンポスト』２００５年５月１５日

「戦域や国家の目的のために、迅速で、長距離の射程を持ち、精密な、力学的効果（核及び通常兵器）及び非力学的効果（宇宙や情報の諸要素）を生み出す能力。」

グローバル・ストライクを任務とする新司令部は２００５年１月に設立され、８月９日に任務を開始した。そして、１２月１日、戦略軍は記者発表を行い、グローバル・ストライクを担う「宇宙及びグローバル・ストライク（ＳＧＳ）統合機能部門司令部（ＪＦＣＣ）」が１１月１８日に初期作戦能力（ＩＯＣ）を達成したと発表した※。

※www.stratcom.mil/News/SGS_IOC.html

戦略軍は、「グローバル稲妻」（０５年１１月１日～１０日）というコードネームの演習によってグローバル・ストライクのＩＯＣを達成した。その演習は北朝鮮への核兵器攻撃を伴うシナリオの演習であった※。

※ハンス・クリステンセン「グローバル・ストライク司令部、作戦につく」。０５年１２月１日。www.nukestrat.com/us/stratcom/globalstrike.htm

軍事専門家たちは、グローバル・ストライクを、しばしばブッシュ政権の先制攻撃論と一体のものとして議論してきた。つまり、この先制攻撃論においては、非核攻撃と核攻撃の間のしきいはたいへん低いと考えなければならない。０６年３月に発表された米国の「国家安全保障戦略」は、ブッシュ政権の先制攻撃論を再確認した。このことは、米国の

戦争計画の中において核兵器の先制使用の危機が続いていることを示している。

３．新局面を迎えた核兵器永続化の危機

（１）米国

２００５年、核兵器の半永久化を意図する米国の動きが、新たな形で具体化しはじめた。もっとも強大な核兵器保有国である米国のこの動きは、他の国の核軍縮にブレーキをかけるとともに、核拡散防止の国際的努力に大きな悪影響を生むものと考えられる。

核兵器永久保有の動きは、０１年末に提出されたブッシュ政権による「核態勢見直し」（ＮＰＲ）によってすでに明らかであったが、ＮＰＲに描かれた方針については米議会内に根強い抵抗があった。とりわけ、現有核兵器の近代化や新型核兵器の開発について異論が強く出された。米議会は強力地中貫通型核兵器（ＲＮＥＰ。核バンカーバスター）に関する予算を０５年度（０４年１０月からの１年）に引き続いて０６年度（０５年１０月からの１年）についても拒否した。米エネルギー省はＲＮＥＰの他に先端概念核兵器（生物・化学剤破壊核兵器（ＡＤＷ）の研究開発費も０６年度予算に要求したが、議会はこれも全額カットした。その結果、米政府は０７年度（０６年１０月から１年）にはＲＮＥＰや先端概念核兵器の関連予算は要求しなかった。

これは反核運動の熱心なロビー活動が実ったこととして喜ぶべき成果であった。

しかし、一方でエネルギー省は、信頼性代替弾頭（ＲＲＷ）の研究・開発について議会の支持を取り付けることに成功した。ＲＲＷとは、現有弾頭をその爆発性能の範囲内でより堅牢で経年変化の少ないものに設計変更し、信頼性を高めるという趣旨のものである。エネルギー省は、ＲＲＷの開発によって核実験の再開をしないで、少ない経費での核弾頭の長期維持が可能であると宣伝し、また、信頼性が高まるので予備弾頭が不要になり、核兵器削減に貢献するとも主張している。

米エネルギー省は、０７年度予算にＲＲＷの研究開発予算として０６年の３倍近い金額を要求した。議会にはこれを支持する雰囲気がある。

ＲＲＷ開発の方針は、核兵器の恒久的保有の意思を示すものであり、「保有核兵器を完全廃棄する明確な約束」（２０００年ＮＰＴ再検討会議）に違反する。のみならず、ＲＲＷ開発に投じられた資金によって、核兵器設計部門が活性化されて新型核兵器設計能力も同時に強化されることが危惧される。０６年３月３日、米エネルギー省の担当責任者であるブルックス国家核安全保障管理局長は、「ＲＲＷ計画によって、２０３０年には新型核弾頭の設計に即座に取り組む能力を獲得する」という趣旨を公然と語った（Ｃ１）。

（２）その他の核兵器国

０５年９月２７日、ロシアは米国のミサイル防衛に対抗する新型弾道ミサイルの発射実験に成功したと発表した。新型ミサイルの生産ペースは遅いが、冷戦後の核兵器体制の混乱期を乗り越えて、ロシアは核兵器の新時代に入りつつあることをうかがわせる。米国の牽引する戦略兵器（核兵器、ミサイル防衛）近代化の動きは、確実にロシアに影響し、懸念された新しい核軍備競争を引き起こしていると言えるであろう。その特徴は、新時代に合わせて量よりも質を向上させる内容である。

上記の実験成功の日、プーチン大統領は「われわれは現在、新型の近代化された、陸上および海洋で使用可能なミサイルのテストを始めている」とテレビ演説をした。０６年１月、イワノフ国防大臣は、ロシアの最優先課題は「現在と未来の軍事的脅威に反撃するのに十分な戦略的抑止能力を維持し、発展させることである」と書いた（『ウォールストリート・ジャーナル』・Ｃ２）。

フランスにおいても、核戦略を新時代に適合させていることが判明した。０６年１月１９日、５年ぶりにシラク大統領は核戦略に関する演説を行ったが、その中で、大統領は核兵器によって抑止する対象として「テロリストを手段として使用する国」「大量破壊兵器を使用することを考えている国」を初めて掲げた。また、柔軟性と即応力をもった核戦力を強調し、米国と同じように核兵器を適応性計画のもとに使用する論理を導入した（Ｃ３）。

４．米国が加速させる多国間会議の危機

（１）ＮＰＴ再検討会議

０５年の第７回ＮＰＴ再検討会議のための最後の準備委員会（０４年４月２６日～５月７日）が崩壊したあと、議長に任命されたドゥアルテ大使（ブラジル）は、再検討会議の順調な開始のために各国の合意を取り付けようと奔走した。しかし、その努力も実らず暫定議題や下部委員会設置についての事前合意が形成されないまま会議当日を迎えることになった。その結果、予想されたとおり、第７回ＮＰＴ再検討会議（５月２日～２７日、この間の会議日は２０日間）は、議題と日程調整のために多くの時間を費やし、何一つ実質的な合意文書を採択することなく終了した。

会議の議題が決まったのが５月１１日（８日目）、それぞれの議題を協議する委員会の設置が決まったのが５月１８日（１３日目）であり、５月１９日にやっと実質審議に入った。まとめに要した３日を除くと、実質審議の日数はわずか４日間であった。

不成功に終わった会議の構図は明快であった。核不拡散問題に問題を絞ろうとする米国を先頭とする勢力と核軍縮・核不拡散の両方のバランスを強調する勢力があり、この両者が、多国間会議における過去の合意を尊重するかどうかに関して真っ向から対立したのである。とりわけ、２０００年再検討会議において全会一致で採択された「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」という約束を含む１３項目合意を再確認することを巡って鋭く対立した。

意見対立の間を橋渡しする役割を果たす有力な国家グループが存在しなかったことも、第７回会議の特徴の一つであった。２０００年会議においては、先進的な合意達成に新アジェンダ連合（ＮＡＣ）が大きな役割を果たした。今回の会議においては、米国があまりにも横暴であったので調停機能を果たすことはどの国にとっても困難であったであろう。しかし、ＮＡＣ自身が内部における意見の不統一を抱えて十分に動けなかったことも記憶しておく必要がある。

しかし、第７回再検討会議が失敗したとはいえ、結果として、１９９５年、２０００年と積み上げられてきたＮＰＴ再検討会議の合意内容は、そのまま生き残っていることを再確認しておく（Ｂ１）。

（２）「ミレニアム＋５」サミット

核軍縮の必要性を強調する国際的な動きに敵対的に振る舞う米国の態度は、国連特別首脳会議（「ミレニアム＋５」サミット）（０５年９月１４日～１６日）においても顕著であった。

この会議で採択される文書（成果文書）の草案は、０５年３月に出されたアナン事務総長報告「より大きな自由の中で：みんなのための開発、安全保障、人権に向かう」を基礎に準備されていた。７月２６日にはこの中に盛り込まれるべき軍縮・不拡散テーマの内容について、７か国※がＮＰＴ再検討会議の不成功を踏まえた穏健なものを提案した。ところが米国は、議会の「休会中任命」という変則的なやり方でボルトン大使を任命し、過激なやり方でこの合意形成のプロセスに介入した。

結果として、９月１６日、国連特別首脳会議は、成果文書から「軍縮・不拡散」の項目を全文削除して採択した。アナン事務総長は「ＮＰＴ再検討会議、そして今回のサミットと、今年になってわれわれは２度も成果を妨害しようとする態度を許してきた。言い訳は成り立たない」と、この動きを厳しく非難した（Ｂ３）。

※オーストラリア、チリ、インドネシア、ノルウェー、ルーマニア、南アフリカ、英国

５．突破口を求めて模索は続く

被爆６０年を核兵器廃絶への節目の年にしようとするさまざまな挑戦が、３重の危機が重くのしかかる中で続けられた。

（１）非核兵器地帯条約国会議

多国間会議が苦しむ中で、０５年４月末に新しい核軍縮のための多国間会議が誕生した。それは、０５年４月２６日～２８日にメキシコシティで開催された「非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議」である。これは、現存する４つの非核地帯条約であるトラテロルコ条約（中央・南アメリカ）、ラロトンガ条約（南太平洋）、バンコク条約（東南アジア）、ペリンダバ条約（アフリカ）の加盟・署名国と国連総会決議において１

国の非核地位を認知されたモンゴルを対象とする多国間会議である。ＮＰＴ再検討会議の直前における開会をめざし実現させた。今後の展開に期待を寄せたい（Ｂ９）。

（２）国連総会第１委員会における挑戦

ＮＰＴ再検討会議の失敗は、核兵器廃絶への新しい道筋を見つけなければならないという決意を、心ある人々に生みだした。そのような決意の現れの一つとして、国連総会第１委員会に意欲的な決議案を提案する動きが生まれた。すなわち、０５年１０月６日、ブラジル、カナダ、ケニヤ、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデンの６か国は第１委員会（軍縮・安全保障）の下に４つの特別委員会を設置するという内容の決議案を発表した。①消極的安全保証（ＮＳＡ）、②核軍縮、③兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）、④宇宙における軍備競争の防止（ＰＡＲＯＳ）という、ジュネーブ軍縮会議（ＣＤ）において懸案とされてきた特別委員会である。全会一致の議事運営が障害となってＣＤでは９年間行き詰まっていたものを、多数決で運営する第１委員会において前進させようという試みである。これには、平和市長会議が核軍縮特別委員会の設置を国連総会に求めていたという背景がある。

米国はこの動きに強く反発し、あからさまに拒否反応を示す圧力文書を関係各国に送った。１０月１２日、６か国を代表してカナダは０５年の決議案提出を見合わせる旨の声明を出した（Ｂ２）。

（３）エルバラダイの提案

不拡散問題への包括的なアプローチとして、エルバラダイＩＡＥＡ事務局長の７項目提案に特に注目しておく。０４年、エルバラダイは、原子力エネルギーと安全保障に関して国際社会が抱えている問題について積極的な発言を繰り返していたが、ＮＰＴ再検討会議を前にして０５年２月、７項目提案としてまとめた。

「原子力平和利用」を管理する立場の国際機関の長が、現状に歯止めをかけるためには「平和利用の奪い得ない権利」（ＮＰＴ第４条）を制限する必要性があるかも知れないと言い始めたことに、重要な意味がある。彼の７項目は次のように要約できる。

1．ウラン濃縮施設、プルトニウム分離施設の新規建設の５年間停止。
2．既存の高濃縮ウランを使用する炉や技術の廃止。
3．査察に関する「追加議定書」の規範化。
4．ＮＰＴ脱退に対する国連安保理の行動強化。
5．安保理決議１５４０による核物質・核技術の不法取り引きの取り締まり。
6．核軍縮の「明確な約束」の履行の加速。
7．必要ならば「安全の保証」を与えることによって、緊張地域における不拡散誘因とする。

外交官としてバランスのとれた提案である。０６年２月、米国が独自にグローバル原子力パートナーシップ（ＧＮＥＰ）によって、原子力「先進国」と「途上国」を区別した世界戦略を打ち出した中では、エルバラダイのアプローチは、それと対抗する意味合いにおいて重視すべきであろう。エルバラダイとＩＡＥＡは０５年のノーベル平和賞を受賞した（Ｂ５）。

（４）ＮＧＯと被爆者

ＮＰＴ再検討会議の失敗を受けて登場した注目すべき試みの一つは、国際ＮＧＯ中堅国家構想（ＭＰＩ）が主催する「第Ⅵ条フォーラム」である。ＭＰＩ議長のダグラス・ロウチ上院議員（カナダ）は、０５年８月４日、平和市長会議の被爆６０周年記念総会における記念講演で「第Ⅵ条フォーラム」の構想を発表した。それは、「同志国家の政府高官と市民社会代表が一堂に会して、ＮＰＴ第Ⅵ条の核軍縮義務が実行されるように、核兵器のない世界に要求される政治的、法的、技術的な諸要素を検討する場」である。

第１回が０５年１０月３日、ニューヨーク国連本部で、第２回が０６年３月２－３日、ハーグ（オランダ）で開催された。いずれも２０か国以上の政府代表が参加した。日本政府は第Ⅵ条フォーラムへの積極的な参加の意思を表明している（Ｅ３）。

０５年ＮＰＴ再検討会議には、世界から多数のＮＧＯが参加した。平和市長会議の緊急行動の呼びかけが、ＮＧＯ活動に大きな活力を与え

た。ＮＰＴ再検討会議開会の前日となる５月１日には、「アボリション２０００」と米国の全国的な反戦団体「正義と平和のための連合」が共催する４万人のデモ行進が行われた。日本から１０００人以上の参加者があり、世界各地からの参加者を驚かせた。

その中でも、被爆者の行動が人々に強い感銘を与えた。日本被団協を中心とする被爆者たちは、国連本部での被爆写真展と「語り部」活動にＮＰＴ再検討会議の期間中、連日取り組んだ。それとともに、大小無数の会議での発言や訪問スピーチを行った。ニューヨーク行動以後も、「ノーモア・ヒロシマ・ナガサキ国際市民会議」（０５年７月２９－３１日）、被爆６０年・被爆者大集会（１０月１８日、東京）など、一年を通じて精力的な活動に取り組んだ。高齢化し健康不安が増している被爆者の献身的な活動は、核兵器廃絶が国家を超えた人類的な課題であることを、世界の人々に強く印象づけた。日本被団協は、０５年ノーベル平和賞の有力候補であった（Ｅ６）。　（梅林宏道）

第２章

特別記事・講演録

１．北朝鮮問題６か国協議
９．１９共同声明とその後の展開
チョン・ウクシク

２．ＮＰＴと国連
中村桂子

３．平和主義と米軍再編
梅林宏道

［講演録］東アジアに「協調的安保」の枠組みを
高野　孟

特別記事1

北朝鮮問題六カ国会議

九・一九共同声明とその後の展開

チョン・ウクシク
平和ネットワーク(韓国)代表

■はじめに

高濃縮ウラン(HEU)をめぐり北朝鮮と米国が衝突して2002年10月に生じた「第2次核危機」は4年目を迎えている。これまで北朝鮮、米国、中国が参加する三者会談と、これらに韓国、日本、ロシアを加えた六者協議がそれぞれ、1回、5回にわたって開催された。昨年9月には北朝鮮の核問題を解決する原則が盛られた9・19共同声明が採択されたが、問題解決の道のりはまだ遠いというのが実状だ。これまで、北朝鮮は、6〜8個の核兵器を製造できるプルトニウムを確保したと言われており、そのうちの一部はすでに兵器化されている可能性も排除できない。また、米朝対峙が長期化することによって、米朝関係はもちろん、南北関係、日朝関係全般にも否定的な影響を与えており、朝鮮半島の平和定着と北東アジアの平和と繁栄の実現を困難にしている。核危機の長期化は、朝鮮半島はもちろん、国際社会全般に致命的な災いをもたらす急変事態へ繋がる可能性もないとはいい切れない。

それにもかかわらず、問題解決の鍵を握っている北朝鮮と米国は、これまでの立場を固守し続けている。米国は9・19共同宣言採択に前後して、北朝鮮のドル紙幣偽造と取引容疑で金融制裁を加え、最近では全面的な北朝鮮圧迫に出ている。これに対して北朝鮮は、金融制裁解除は六者協議再開の先決条件だとし、米国の敵対政策が解消されない限り「核抑止力」を強化せざるを得ないとしている。

本稿は、9・19共同声明採択前後の状況を再検討しつつ、米国の対北朝鮮強硬派がどのように反撃に出たのかについて議論する。

■「９・１９共同宣言」採択の経緯

2005年2月10日、北朝鮮が核兵器保有を宣言し、朝鮮半島情勢は急激に悪化した。北朝鮮の核実験準備説が取りざたされ、米国内では北朝鮮核問題を国連安保理に付託しなければならないという声も高まった。しかし、朝鮮半島情勢は2005年6月に入って対話局面に入っていった。ブッシュ大統領は6月11日、盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領との首脳会談終了後の記者会見で、北朝鮮を刺激する表現を自制しつつ「ミスター金正日」という表現を使った。これはライス国務長官が3月下旬から「圧政の前哨基地」という発言を抑制し、北朝鮮を「主権国家」と表現したことよりも一歩進んだもので、六者協議の雰囲気作りを意識したものと解釈された。

劇的な演出は6月17日、平壌で行われた。それは金正日（キム・ジョンイル）国防委員長が、6・15南北共同行事の参加を兼ねて平壌を訪問していた鄭東永（チョン・ドンヨル）韓国統一部長官と電撃的に会談し、六者協議への復帰を明らかにしたことだ。この日の会談で金委員長は、米国が誠意を示せばとの条件付きではあったが、7月中には六者協議に参加することを表明し、NPT（核不拡散条約）復帰やIAEA（国際原子力機関）の査察受け入れの意思も示した。同時に、ブッシュ大統領が金委員長を「ミスター金正日」と呼んだことに応えるように、この会談ではブッシュ大統領を「閣下と呼んだほうがいいでしょうか」とも述べていた。

このような韓国の積極的仲裁と米朝間の政治的雰囲気に力を得て、六者協議は秒読み段階に入った。これを反映したように、北朝鮮と米国は7月9日、六者協議の首席代表である金桂寛（キム・ゲグァン）北朝鮮外務省次官とクリストファー・ヒル米国務省東アジア太平洋担当次官補が北京で接触し、7月25日から始まる週に第4回6か国協議を行うことで合意した。この話し合いの直後、北朝鮮は、北京の米朝接触で「米国側は朝鮮民主主義人民共和国が主権国家であることを認め、侵攻の意思がなく、6か国協議の枠内で個別会談を行う立場を表明した」としながら、「朝鮮は、米国側の立場表明をわが国に対する『圧政の前哨基地』発言の撤回と理解し、6か国協議に出席することとした」と発表した。

7月末には6か国協議を再開するという米朝間の合意にしたがって、協議参加国の足並みも速まった。ブッシュ政権は、ロンドンのテロ惨事にもかかわらず、予定通りコンドリーザ・ライス国務長官をアジアに派遣し、北朝鮮核問題の調整に打って出た。7月9日から13日まで中国→タイ→日本→韓国を連続して訪問したライス長官は、北朝鮮の核問題を集中的に論議した。時を同じくして中国の唐家璇も12日から14日まで胡錦涛国家主席の特使として北朝鮮を訪問し、金正日委員長など北朝鮮の指導者層と会い、北朝鮮の核問題を協議した。これに先立つ7月9日から12日まで、ソウルでは13か月ぶりに南北経済協力推進委員会の会議が再開された。

7月12日には、盧武鉉政府が北朝鮮核問題解決の突破口を切り開くとして「重大な提案」を発表した。韓国政府が発表した重大提案の骨子は、北朝鮮が核を放棄すれば、軽水炉事業を中断する代わりに南側から200万KWの電力を直接送電するというものだった。事実上停止状態に陥った軽水炉事業の費用を南北の電力網を連携する方向へ転換し、核問題交渉の突破口を切り開こうとする腹案だった。

■第4回6か国協議

このようなプロセスを経て、7月29日から第4回6か国協議が開催された。第3回協議からほぼ13か月ぶりのことだった。協議が再開されると、北朝鮮の平和的核利用の問題が最大の争点として浮上した。北朝鮮は、主権国家として平和的核利用の権利は保証されなければならないとし、廃棄および検証の対象を「核兵器および核兵器関連計画」に限定しようとした。米国は平和的核利用も認められないとして、あらゆる核プログラムが検証できるよう廃棄されるべきだという立場を固守した。これによって第4回協議は3週間の休

会に入り、協議の継続を約束した。

休会の間米国は、ブッシュ大統領が直接北朝鮮の平和的核利用は認められないとする一方、その理由を具体的に明らかにした。これは、8月11日にヒル国務次官補のワシントンでの記者会見によって具体的に明らかにされたのだが、その内容は、北朝鮮のNPT違反前歴、韓国の「重大な提案」によって平和的核利用は不必要、ウラン濃縮プログラムの否認、平和的核利用の軍事転用の憂慮などだった。

これに対し北朝鮮の金桂寛外務次官は8月12日、中国新華社とのインタビューで、平和的核利用の権利は放棄できないという方針を重ねて明らかにしつつ、「朝鮮は必ず軽水炉を持つ。これは核問題を解決するカギだ」と語った。また8月14日、CNNとのインタビューで、軽水炉が核兵器製造に転用できるという憂慮を解消するため、米国の直接参加など「厳格な監視下で運営する意思がある」と明らかにした。これは、軽水炉の提供が北朝鮮核問題解決のカギであり、米朝間の信頼関係の物理的基礎であることを重ねて再確認したものだ。

このように、北朝鮮の核平和利用、すなわち軽水炉問題は、9月13日から再開された第4回協議でも最大の争点となった。共同声明の他の条項は、ほぼ合意に達したものの、この問題は最後まで合意に至らず共同声明が採択されないのではないかという緊張感がただよう場面もあった。しかし、主催国の中国が、米国の反対のせいで共同声明が採択できなければ、その責任は米国が負うという警告を米国に発し、ついに土壇場でブッシュ大統領が「軽水炉」が含まれた中国側の文案を受け入れるよう指示して劇的な合意に達した。そして、軽水炉関連の条項は、北朝鮮の平和的核利用の権利を尊重し、「適切な時期に、朝鮮民主主義人民共和国における軽水炉提供問題について論議することに同意した」というレベルで合意をみた。いわば「熱いポテト」をそのまま握っているより、一旦は下ろしたものだといえよう。しかし、この条項のあいまいさは、米朝双方の極端な解釈の差を招き、共同声明履行の障害物として作用することになる。

産みの苦しみの末にやっと合意した共同声明には、朝鮮半島問題における包括的な解決方案が盛られている。全6項目の共同声明には、北朝鮮の核放棄および米国の武力不使用の約束から、米朝・日朝関係の正常化と朝鮮半島平和体制の構築、そして東北アジアの安保協力の増進など、朝鮮半島と東北アジアをめぐる平和と共同繁栄のための様々な目標と課題が含まれている。この内容を見ると、米朝間の葛藤を解消することによって朝鮮半島の非核化と平和体制を構築し、不安の種を宿している東北アジアで新たな未来が設計できる重大な礎石が築かれることとなっている。

■米国、対北朝鮮強硬派の反撃

9・19共同声明の危機には、採択と同時に火がついた。ネオコンをはじめとする対北強硬派が反撃に出たのだ。これは、9・19共同声明をブッシュ政権の北朝鮮政策の変化と解釈し、交渉派のヒル国務次官補が対北朝鮮政策をリードしているという評価を全面的に再検討すべきだということを意味する。六者協議の米側主席代表を任されていたヒルは、ブッシュ政権内で幾人しかいない交渉派なのだが、ブッシュ大統領とライス国務長官の信任にもとづいて、北朝鮮政策の主導権を握った人物のように認識されてきた。しかし、彼は、チェイニー副大統領とロバート・ジョセフ国務省軍縮・国際安保担当次官の強力な牽制を受け、9・19共同声明採択の直後から、北朝鮮政策決定プロセスの周辺部へと押し出され始めたように見える。そうだとするならば、共同声明の主役ヒルが、共同声明の採択とともにその立場が弱まるというこの状況をどのように理解すればいいだろうか。

第1に、9・19共同声明の採択プロセスを再構成してみる必要がある。共同声明と関連して注目される部分は、ブッシュ政権の北朝鮮政策がかなり柔軟になったと解釈しうる内容が多いということだ。まず、いわゆる「CVID（完全で、検証可能で、不可逆的な廃棄）」に固守してきたブッシュ政権は、北朝鮮が「全ての核兵器と現存する核計画を放棄」するという、より一層柔軟な表現に同意した。これまで北朝鮮は「廃棄」が高圧的で非自発的な表現だとして、これを「放棄」に代えることを要求し、ブッシュ政権は結局これを受け入れたものだ。

第2に、対北朝鮮安全保障と関連した部分である。共同声明において米国は、朝鮮半島に核兵器がないことを強調しつつ、「核兵器及び通常兵器で北朝鮮を攻撃または侵攻する意思がないこと」を確認した。これもやはり、これまでと比べて柔軟な態度だ。ブッシュ政権は、米国が直接北朝鮮に安全保障を約束するより多国間の安全保障が好ましいとしてきた。また、核兵

器不使用の約束もはっきり表現することを渋っていた。これは、米国の世界戦略に影響を及ぼす懸念があるという判断からだ。

第3に、ブッシュ政権が認めることを拒んできた北朝鮮の平和的核利用の権利を認め、軽水炉の提供問題も「適切な時期」に論議することに同意したことだ。これと関連して米国の交渉代表団は、「曖昧さ」を残すことは望まないとして軽水炉が共同声明に含まれること自体に反対したが、土壇場になってブッシュ大統領の指示でこれを受け入れた。

第4に、米国も対北朝鮮エネルギー支援に参加するという立場を明らかにしたことだ。この間米国は、「北朝鮮の悪行にはほうびを与えない」として、北朝鮮の核放棄を前提に他の諸国がエネルギーを支援することは同意できるが、米国には参加意思はないと述べていた。これ以外にも現在の停戦体制を平和体制に移行する問題を「適切な別のフォーラム」で取り扱うことにしたこと、米朝相互の主権尊重および平和共存、また関係正常化措置を取ることにしたことなども、ブッシュ政権の対北朝鮮政策がこれまでよりも柔軟になったと評価される点である。

■ブッシュ政権の事情と強硬派の主張

では、対北朝鮮強硬策で一貫していたブッシュ政権が、これまでの立場から後退した共同宣言採択に同意した理由は何なのか。ここには様々な要因が複合的に作用したといえよう。まず、対北朝鮮政策の決定および交渉ラインの変化だ。前任者であるジェームズ・ケリーとは違って、ある程度の交渉裁量権を与えられたヒル次官補、そしてネオコンに囲まれてこれという力を発揮できなかったコリン・パウエル前国務長官とは違って、ブッシュの信任のもとに実権を持つ長官となったライス国務長官の役割が重要になったことだ。すなわち、ネオコンの影響力が強かった政権1期目とは異なり、対北朝鮮ラインがブッシュ—ライス—ヒルへと簡素化し、その立場も強化されたことによって、プラグマチックな対応が可能になったことだ。

2つ目は、中国側が作成した共同宣言を受け入れなかった場合、ブッシュ政権は破局の責任を問われるということを考慮した。北朝鮮を含め5者が合意した共同声明に米国が反対すれば、米国自らが孤立しかねない。特にこの過程で、中国は重要な役割を果した。中国は、米国の反対のせいで共同声明が採択されなければ、その責任は米国が負わなければならないと警告したのだ。結局、ブッシュ大統領が最終局面で軽水炉を含む中国側文案を受け入れるよう指示したことで、劇的合意に至ったのだ。

最後に、ブッシュ政権に余裕がないことも大きく作用したと見られよう。イラク政策に対する支持率は40%以下まで下落し、イラン核問題をめぐる葛藤が高まった時点で北朝鮮の核問題まで悪化したら、ブッシュ政権はそれこそ四面楚歌にならざるを得ない。さらに、ハリケーン・カトリーナ惨事への手抜き対処や後手に回った対策まで重なった。このような状況でブッシュ政権は、六者協議の共同声明採択を通じて国内外からの攻撃をかわし、背中に火がついたイラクやイランにより集中する根拠を得ようとしたのだった。

このような3つの理由の中では、当時の状況を総合すれば、2番目と3番目の理由がより大きかっただろう。すなわち、ヒルに裁量権を与えて問題を解決しようという「積極的な意志」よりは、最悪の状況だけは避けたいという「消極的な動機」が強く投影された可能性が高い。

これを反映してか、共同声明の採択直後、米国政府の強硬派はまるで覚悟を決めたかのように、マスコミを通じて「共同声明のこき下ろし」に打って出た。『ニューヨークタイムズ』は共同声明採択の翌日、複数の政府関係者の言説を引用し「クリストファー・ヒルは二つの失敗をした」として、核廃棄の日程を盛ることなく軽水炉問題に対して譲歩したのがまさにそれだと報道した。また、『ワシントンポスト』も米政府高官の言葉を引用して、ウラン濃縮問題が共同声明に含まれていないことを集中的に問題にした。ヒルはこれと関連し、「全ての核兵器と現存する核計画」という表現にはウラン濃縮問題も含まれていると主張したが、強硬派はそれを明確にすべきだったと反駁した。

もうひとつ注目されることは、強硬派が軽水炉問題を論議する「適切な時点」を利用して反撃に出たことだ。ヒルは共同声明が採択された直後、記者会見で共同声明に対する米国の立場を明らかにした。彼は、共同声明採択が意味ある進展だとしながらも、軽水炉問題を論議する「適切な時点」については強硬な立場を明らかにした。「北朝鮮が核兵器と核プログラムを全てなくし、NPTに復帰し、IAEAの保障措置を受け入れたとき」、軽水炉の論議が可能だというのだ。しかし、北朝鮮は翌日、外務省スポークスマンを通じて「米国が対朝鮮信頼作りの基礎となる軽水炉を提供すれば、即刻NPTに復帰し、IAEAと担保協定を締結して履行するだろう」とやり返した。こうして

軽水炉問題は再び「熱いポテト」として浮上してしまった。

問題は、なぜ米国が軽水炉問題について、北朝鮮の反発をある程度承知しながら強く出たのかということだ。この疑問は、「適切な時点」についての米国の立場が、ジョセフ国務次官の主導下で作成されたということから理解できよう。ジョセフ次官は対北朝鮮交渉に根本的な不信を持っている人物で、ブッシュ政権の代表的な対北朝鮮タカ派だ。彼が意図したかどうかは確認できないが、共同声明の採択と同時に軽水炉問題に対する超強硬な立場をヒルに発表させたことで、共同声明のインクも乾く前に六者協議のプロセスをひっくり返すことになった。

以後、チェイニーとジョセフを中心にした強硬派の反撃は、一層強化された。ヒルは共同声明締結以後、こう着状態を打開しようと11月に訪朝を進めた。すると、チェイニー副大統領は、「平壌（ピョンヤン）に行くなら、寧辺（ヨンビョン）核施設の中断を約束して来い」と要求した。これは事実上平壌に行くなというのと同じだった。これによってヒルの平壌行きは5月に続き再度消えてしまった。

ブッシュ政権内の強硬派のもうひとつの手法は、北朝鮮の核放棄による「期待効果」を半減させる発言をすることによって、北朝鮮の核放棄動機を弱めることだ。一例を挙げれば、ホワイトハウスのスティーブン・ヘドリー国家安保補佐官は10月下旬、モスクワ訪問中の記者会見で、「北朝鮮が核プログラムを放棄しても、当分北朝鮮との外交関係を樹立する計画はない」と表明した。彼は、北朝鮮と外交関係を結ばない理由について、核問題だけでなく米国や国際社会が憂慮しているもう一つの問題があるからだとし、「もうひとつの問題のなかには北朝鮮のミサイル開発プログラム、大規模な軍事兵力、北朝鮮住民に対する金正日政権の態度などが含まれる」と述べた。

また、北朝鮮の偽造紙幣問題に対する金融制裁は六者協議と関係ないと強調することによって、六者協議と関係なく北朝鮮制裁が継続されることを強く暗示した。と同時に、昨年夏に六者協議再開のために北朝鮮を刺激することを自制したのとは異なり、アレクサンダー・バーシュボウ駐韓米大使が「犯罪政権」という発言を繰り返し、12月にソウルで開催された北朝鮮人権国際大会に北朝鮮人権特使と米国大使など政府関係者を大挙参加させて、人権問題を前面に押し出した。

この一連の現象は、ヒルを初めとした米国内交渉派の立場を狭める一方、ネオコンなど強硬派の影響力が再び強まっていることを示している。

■むすび

このような米朝間の葛藤は9・19共同声明の採択以後、むしろ悪化してきた。さらに、ブッシュ政権は最近、全方位的な対北朝鮮圧迫の強硬策を準備しているようだ。特に対北朝鮮強硬派は金融制裁の効果に励まされる余り、政権交代ないしは北朝鮮の屈服を念頭において全面的な北朝鮮圧迫に打って出ている。

このような全方位的な対北朝鮮圧迫政策がもたらす（米国の）「潜在的な成果」は、大きく3つだろう。第1に、北朝鮮が強く反発し、核示威を強化して「核危機」が高まることだ。ブッシュ政権の立場では、北朝鮮がこのように出れば、9・19共同声明に違反したとして、韓国と中国に対北朝鮮制裁に加わるよう圧力を加える根拠となるため、大きな損失とはならない。

第2に、これとは逆に北朝鮮が核問題について譲歩してくることだ。これは、ブッシュ政権が念頭においている全方位的な対北朝鮮圧迫の「期待効果」でもある。だが、「米国に押されてしまったら、もう終わりだ」と考える北朝鮮としては、このような選択の可能性は低いだろう。

最後に、北朝鮮がブッシュ政権の任期中は「耐えて粘る」ことによって、長期的な膠着状態に入ることだ。ここでのキーポイントは、韓国と中国の選択である。ブッシュ政権は、北朝鮮の核問題が長期化するほど北朝鮮の核放棄の意志に疑問を示し、韓国と中国に対北圧迫に加わるよう要求するだろう。これに反し、韓国と中国としては、朝鮮半島の急変事態を憂慮せざるを得ない。

9・19共同声明の採択後、朝鮮半島の未来はむしろ不確実性が高まっているようだ。金融制裁の効果に勇気づけられたブッシュ政権は、全方位的な対北朝鮮圧迫に出る兆しが見られ、北朝鮮は中国との協力強化を通じて「耐えて粘る」状態に入っている。これは、朝鮮半島の運命が米国と中国の選択への従属を深めることでもある。まさに、韓国がより詳細で緻密な戦略を整備し、こう着状態を打開しなければならない理由はここにあると言えるだろう。 ◇◇

（原文韓国語。訳：大畑龍次）

特別記事 2

NPTと国連

核兵器廃絶は遠のいたのか――多国間交渉を追う

中村　桂子
ピースデポ

広島、長崎の原爆投下から60年余。「核のない世界」を希求する数多の人々の願いに反し、世界は核をめぐり幾重にも重なる深刻な危機に直面し続けている。本イアブックのカバーする期間には、第7回核不拡散条約（NPT）再検討会議、国連特別首脳会議（「ミレニアム＋5」サミット）、国連総会第1委員会、ジュネーブ軍縮会議（CD）といった核軍縮を扱う多国間会議が開催されたが、いずれも実質的な成果を生み出せぬままに終了した。

「国連は世界の鏡」と言われるように、これら多国間協議における「失敗」は、国際社会が直面する現在の苦境を鮮明に映し出したものといえよう。本稿では、NPT再検討会議を中心に、多国間会議の経過から、その根本的な問題を探るとともに、現状に突破口を見出そうとする国際的な努力を紹介したい。

■「過去」を塗り替える米国

全面的な核兵器禁止条約が存在しない現状において、核兵器廃絶に向けた唯一の

国際法上の拠り所となっているのがNPT第6条（資料1−1・197ページ）である。条約の運用状況の検討を目的として、5年ごとに開催される「再検討会議」を軸に、第6条の誓約を強化し具体化していこうとする国際的な努力が重ねられてきた。NPT無期限延長を決定した95年の再検討・延長会議では、「核削減への体系的かつ前進的な努力を断固として追求する」とした『核不拡散と核軍縮のための原則と目標』が合意された。2000年NPT再検討会議では、核廃絶を求める世界的な市民の声を背景に、核廃絶に向けた外交交渉の加速を力強く求めた新アジェンダ連合（NAC）が活躍し、全会一致の「最終文書」が採択された。最終文書には、核兵器国が保有核兵器の完全廃棄を達成すると誓った「明確な約束」をはじめ、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉開始など、13項目の中間的措置（資料1−4・200ページ）が明記された。

「核のない世界」の実現を求める市民・NGOは、これらの合意を、多国間核軍縮交渉の議論の土台を築き、核廃絶への道筋を描くものとして歓迎した。そして、その後5年間の市民社会の努力は、核保有国をはじめ全締約国に対し、13項目の履行努力を要求することを中心に展開されていった。

しかし、2000年以降の5年間に国際的な政治状況は大きく変化した。2001年にブッシュ政権が誕生し、9.11同時多発テロが起こった。「テロとの闘い」を前面に掲げ、自国のみの安全を追求しようとする米国の一国主義行動は拡大の一途を辿った。CTBT批准拒否、対弾道ミサイル制限条約（ABM条約）脱退によるミサイル防衛（MD）計画の推進など、13項目への明確な違反にほかならない政策がブッシュ政権によって次々と打ち出されていった。これを批判する声に対しては、米国は「時代は変わった」と開き直りとも言える強弁を繰り返し、核の永久保有をめざす自国の政策を正当化し続けた。こうした米国の強硬姿勢は、既存の国際合意の枠組みを損なわせ、多国間協調のもとに外交的解決によって問題に対処する可能性を一方的に奪い続けてきた。その弊害は、国際法違反の侵略戦争がいかに長期的な困難を生み出すかを実証したイラク戦争の例を出すまでもない。

■05年NPT再検討会議の「決裂」

ニューヨーク国連本部で開催された第7回NPT再検討会議は、5月27日、事実上の「決裂」で幕を閉じた。実質的な内容を含む合意文書は一切作成されず、世界153か国から集まった政府代表は、NPTの強化に向けた決定や勧告を生み出すことはおろか、過去の国際合意を再確認することさえできなかった。議長を務めたブラジルのセルジオ・ドゥアルテ大使は、国家間の意見の相違を埋めることは不可能として、「議長概要」の提出さえも断念した。被爆60年の再検討会議として、核廃絶への具体的進展となる合意達成を期待していた世界のNGO・市民からは、大きな失望と落胆の声があがった。

協議の難航は、ある程度予測されたものであった。04年春の準備委員会が各国の意見対立から「崩壊」し、その後のドゥアルテ大使による調整努力も実を結ばなかったことから、05年再検討会議は、会議の暫定議題など、事前に決定されているべき議事取り決めがまったくの白紙のまま開幕を迎えたからである。各国は、手続き事項に関する論争に1ヶ月近い会期の3分の2を費やし、実質的な討議の時間はわずか4日という異例の事態となった（本イアブック05年版特別記事2・239ページを参照）。

再検討会議では、実質事項にかかる討議は3つの問題群に沿って、第1主要委員会（核軍縮関連）、第2主要委員会（保障措置、非核兵器地帯関連）、第3主要委員会（原子力の平和利用関連）でそれぞれ行われる。各主要委員会の議長は、審議内容を委員会報告書にまとめ、本会議に送付し、本会議は報告書を基に全体的な審議を行い、最終文書案を策定し、全会一致で採択する。今回の再検討会議においては、3つの主要委員会のいずれもが報告書の内容で合意点を見出せず、したがって、まとめとなる本会議での討議はまったくの骨抜きのものとなった。

こうした結果を招いた基本的な構造は明白である。04年の「崩壊」を招いた構図と同様、不拡散問題のみに焦点を絞るとともに、過去の合意への言及にことごとく異を唱えた米国、及び沈黙することによって自国の利益を守ろうとした他の核兵器国と、過去の合意に基づき、条約が軍縮・不拡散の両面において「完全かつ非選択的」に履行されるべきと主張した勢力との対立であった。これに、両者の架け橋となるような「調停役」の国家グループの不在、また、議長の強いリーダーシップの欠如などの要素が加わり、全会一致での合意達成は極めてハードルの高いものであった。

付け加えると、1975年の第1回以来、5年毎に開かれてきた再検討会議で

あるが、これまで必ずしも成功裏に終了してきたわけではない。冷戦下にあった第1回から第4回(90年)には、米・ソ・非同盟諸国(NAM)のあいだで三つ巴の激しい対立がみられ、第2回と第4回では、会議の最終宣言を採択することにさえ失敗している。その意味では、95年、2000年の合意の方が例外であり、「幸運だった」と見る向きもある。しかし、過去の合意は、国際社会が核廃絶という目標に向かって一致できるという実績を示したものであり、問題は全会一致という議事運営ルールにあるのではなく、合意に至ろうとする各国の政治的意思の欠如にほかならない。

■米国は「第6条を完全遵守」と主張

5月2日の一般演説で、米国代表として壇上にあがったラドメーカー国務次官補(軍備管理担当)は、過去の準備委員会での議論と同じく、イラン、北朝鮮などのNPT不遵守問題や、テロ組織など非国家主体への核拡散問題こそがNPT体制における最大の脅威であると位置づけた。そして、拡散防止構想(PSI)、ブッシュ提案、国連安保理決議1540など、米国主導によるNPT枠外のイニシアティブの成果に言及しつつ、NPT再検討会議の目的は「不拡散の規範に対する不遵守こそが国際の平和と安定への明確な脅威であるという、我々の共通の概念を再確認するうえでの決意を明確に示す場」と定義した。

また、核軍縮義務に関しては、第6条問題は存在しない、と驚くべき挑発的な発言を行った04年に引き続き、「米国は第6条に基づく義務を満たすという誓約を完全に守りつづけている」との主張を繰り返した。一方、13項目の実際的措置の第一項目に明記され、NPT体制の強化における極めて重要な課題であるCTBT早期発効については、これまでと同様、「CTBTを支持せず、その締約国とならない」と断言し、頑なな姿勢を貫いた。米国以外の核兵器国(ロシア、英国、フランス、中国)は、それぞれCTBT早期発効への明確な支持を表明しており、この点において、米国の一国主義的姿勢は極めて突出している。

米国はNPTが不要であると主張しているわけではない。むしろ、NPTの重要性を強調し、その強化に向けてさらなる「拡散防止措置」が必要であると訴えている。しかし、米国の再検討会議を軽視する姿勢は明らかであった。それが如実に表れていたのが、前述のラドメーカー国務次官補の派遣である。今回の再検討会議に出席した34人の米政府代表団のトップが同氏であったことは、多くの政府代表やNGOを驚かせた。他の国々の多くが外相レベルの外交官を派遣するなか、当事者能力のない外交官を米国が派遣したことは、今回の再検討会議で具体的成果を生み出そうという「政治的意思」の欠如を示している。

米国が主張するように、核拡散防止の強化に向けた国際的な取り組みが喫緊の課題であることは間違いない。しかし、「口にタバコをくわえながら、他の皆にタバコを吸うなといっても無理な話だ」という国際原子力機関(IAEA)のエルバラダイ事務局長の言葉が象徴するように、最も強力な軍事大国であり核保有国である米国が、あたかも既得権のように核兵器に依存する政策をとり続けているという二重基準は、他の国にも同様の口実を与え、さらなる核拡散を誘発する素地となりうる。

加えて、米国の二重基準を浮き彫りにしているのは、イラン、北朝鮮、インド、パキスタン、イスラエルに対する個々の政策の矛盾である。対イラン拡散防止を目的に核燃料サイクルへの厳格な規制を提案した米国は、一方でNPTへの加盟を拒否し続けているイスラエルに追及の矛先を向けることはしない。主要委員会の議論のなかで、たびたび「議事進行を妨害」し、合意を阻む要因となったとして、メディアはエジプトを非難する傾向があるが、妥協を断固拒否するエジプトの態度は、米国の二重基準に対する強い不満の爆発であったとみるべきである。

■NACは調停役となりえず

NAMやNACは、これまでと同様、「核軍縮」「核不拡散」両面での条約の完全遵守を主張し、過去の合意を軽視する核兵器国の姿勢を強く非難した。NAMを代表したマレーシアのアルバ外相は次のように述べている。

「核兵器国・非核兵器国を含むすべての締約国に対し、核軍縮・不拡散・核技術の平和利用という条約の三本柱において、本条約が完全かつ非選択的に履行されることの重要性を認識するよう求める」、「もし締約国が核兵器の拡散を防止したいと考えるのであれば、核兵器の完全廃棄こそが核兵器の使用や使用の脅威に対する唯一の絶対的な保証であるという事実も受け

入れなくてはならない」。

2000年合意の立役者であったNACは、今回の再検討会議においても、核廃絶に向けた信念に基づく力強い演説を行い、具体的な提案を盛り込んだ作業文書を提出した。しかし、今回の再検討会議における失敗は、NACが米国を筆頭とする核兵器国とNAMの間の「調停役」としての機能を十分に果たせなかった現実を示している。米国の暴挙がその機能の余地を奪っていることは間違いないが、加えて、NAC自体が一枚岩として機能しなかったことを指摘する声もある。

■日本の軍縮外交は説得力を持たず

困難が予想された再検討会議において、被爆国日本の強いリーダーシップが求められていたが、その主張は煮え切らないものであった。5月2日の一般演説の冒頭で、町村信孝外務大臣（当時）は、被爆60周年に言及し、「このような悲劇を二度と繰り返させないために、NPTへの誓約を再確認するよう期待する」と述べた。しかし、続く演説のなかで、核軍縮に関する具体的な言及は、「日本の重要事項」として列挙された5点の一つとして挙げられたのみであった。町村外相の演説は、被爆60年における核廃絶への確固たる信念の吐露とは程遠いという印象が否めない。事実、演説のなかで日本が第一に挙げた点は、日本の常任理事国入りを念頭においた、「国連改革」の必要性であった。

同日、日本政府は、「21世紀のための21の措置」と題される作業文書を提出した。NPT体制の強化に向けた具体的措置に関する提案として、最終文書に盛り込まれることを期待して作成されたものである。核軍縮に関連する部分は、オーストラリアとの共同提案であった。この他にも日本は、政府の立場を包括的に述べた長文の作業文書を提出した。書かれている内容の多くは、過去の準備委員会に提出された同様の文書とほぼ同じ文言を繰り返したものであるが、新しく次の文言が加えられていることに注目したい。

「・・・日本は核兵器国に対し、より高い透明性と不可逆的な手段をもって、あらゆる種類の核兵器のさらなる削減をはじめとする、この目標に向けたさらなる措置を講じるよう、また、国際の安定と安全を促進する手段として核兵器システムの運用上の地位をさらに低下させるよう求める。日本はまた、この場において、核兵器が使用される危険性を最小限に押さえ、その完全廃棄のプロセスを促進するためには、安全保障政策における核兵器の役割の低下が必要であることを再確認する」（8節）。

13項目の実際的措置の一つに含まれる「安全保障政策における核兵器の役割の低下」は、新しい能力の核兵器開発に向かう核兵器国の課題であるのみならず、日本にとってもまさに「核の傘」からの脱却を意味するものである。日本政府のなかには、おそらく「核兵器の役割の縮小」が、日本自身にとっての現実的な課題であるという認識がほとんど存在しないのであろうが、まさにこの点こそが、被爆国日本の主張が充分な説得力を持って国際社会に受け入れられない要因であることを強調しておきたい。

■エルバラダイ提案への反応

核燃料サイクルの多国間管理の問題は、今回の再検討会議における重要議題の一つであった。国際原子力機関（IAEA）のエルバラダイ事務局長は、再検討会議を前に、濃縮・再処理施設の新規建設の5年間凍結を含む7項目の提案を発表した。提案に対しては、軍縮・不拡散への意欲的な取り組みであるとして国際的な支持が高まる一方、NPT第4条が保証している「平和利用」に関する「奪い得ない権利」との絡みで、NAMなど非核兵器国からの強い反発が起こっていた。

「原子力の平和利用」問題を扱う第3主要委員会は、この点をめぐり紛糾した。イランは、「平和利用」の権利が、条約本体および過去の合意で保証されていることを繰り返し強調し、核燃料サイクルへの制限に反発した。5月19日の第3主要委員会で、イラン代表は次のように発言している。「条約は締約国間の不当な分断によってすでに損なわれている。条約におけるさらなる分断を生み出し、特定分野の技術に関する締約国の権利を制限したり否定したりするような解決策は、間違いなく条約の保全性に対する手痛い一撃となり、結果的には条約の信頼性を損なわせるものとなるであろう」。

一方、六ヶ所村再処理工場での07年商業運転開始を予定している日本は、別の論理で、エルバラダイ提案への明確な不支持を表明した。

「・・・自主モラトリアムに関連して、日本はそれが適切なアプローチではないという見解である。拡散の懸念が持たれている国家を含め、すべての国

によるモラトリアムへの参加を確実なものにすることは非現実的であり、したがって国際的な不拡散体制の強化に寄与する方向には向かないであろう」（中根猛外務省軍縮不拡散・科学部審議官、5月19日）。

■さらなる「分裂」の露呈

NPT再検討会議を経て、国際社会に高まった危機意識にさらに拍車をかけたのが、9月の国連特別首脳会議（「ミレニアム+5」サミット）の失敗である。サミットにおいては、21世紀における人類的課題に立ち向かう国際社会の総意として、核軍縮に関する実質的な内容を含む「採択文書（成果文書）」の全会一致採択が期待されていた。コフィ・アナン国連事務総長は、サミット初日の冒頭演説で、「我々の最大の試練、そして最大の失敗は、核不拡散・軍縮の問題である。NPT再検討会議、そして今回のサミットと、今年になって我々は2度も成果を妨害しようとする態度を許してきた。言い訳は成り立たない」と米国への非難を示唆する強い警告を発した。しかし、最終日に採択された40ページ、178項目に及ぶ「採択文書」からは、「核軍縮・不拡散」に関するすべての言及が削除された。

「採択文書」の草案策定の過程においては、NPT再検討会議の失敗を乗り越え、核不拡散体制の弱体化に歯止めをかけようとする試みがあった。オーストラリア、チリ、インドネシア、ノルウェー、ルーマニア、南アフリカ、英国の7か国の外相声明（7月26日）における提案はその一つである。

しかし、ブッシュ大統領による議会休会中の任命という異例の形でその職についたジョン・ボルトン新国連大使は、各国が議論を重ねた草案に対し、全体で500か所以上にものぼる大幅な修正・削除を要求するなど、露骨な圧力をかけ続けた。こうした強硬姿勢の米国とそれに反発する国々との対立の溝は埋まらず、妥協点はついに見出されなかった。

■日本とNACが共同歩調

続いて開催された国連総会第1委員会（軍縮）においては、NPT再検討会議、「ミレニアム+5」サミットの失敗からの立て直しを図ろうする各国の意思が如実に表れた。日本とNACは、それぞれ新しい決議案を提出し、採択

において共同歩調をとった。日本は「（NAC）決議に含まれるすべての点に合意しているわけではない」と釘を刺しつつも、「すべての参加国が軍縮および不拡散の促進に向けた努力を結束させることが肝要」として、昨年同様、NAC決議に賛成票を投じた。他方、これまで日本決議に棄権票を投じてきたNACも、初めて賛成側に回った。両決議案は、それぞれ前年の賛成票を上回る数の支持を得て第1委員会を通過し、本会議で採択された。多数の国々の支持を取り付け、第1委員会における実質的成果を得ようとした両者の試みは一定の成功をおさめたといえよう。しかし、過去の合意の履行を求め続けるという一貫した姿勢を崩さなかったNAC決議に対し、包括的なゴールを示さぬまま、選択的に段階的措置の履行を迫った日本決議が、現状の行き詰まりを打開する本質的な勢力にどこまでなりうるかには疑問が残るところである。

■国連総会第1委員会を突破口に

国連総会第1委員会に向けては、停滞を続ける多国間核軍縮交渉に風穴をあけようとする一連の意欲的な試みがあったことを特筆したい。すでに述べたように、ジュネーブ軍縮会議（CD）やNPT再検討会議の合意を阻む要因として、一部の国による「全会一致」運営方式の悪用がある。この問題に対する「是正措置」として、すべての参加国が拒否権を持つに等しい「全会一致」方式ではなく、多くの国の総意を結果に結びつけることのできる「多数決」方式をとる国連総会第1委員会を活用しようという流れが生まれた。CDの4つの重要議題について国連総会の下に特別委員会を設置するという、ブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデンの6か国による提案である。

この意欲的なイニシアティブに対し、「我々の同意なしに創設されたいかなる国際的組織にも参加しない」と米国は激しく反発した。結果的には米国の圧力に屈する形で、決議案の第1委員会提出は見送られ、CDでの議論の進展を待つこととなったが、6か国からは、06年秋の再提出に向けた決意と意欲が示された。06年3月末現在、CDは実質的審議に入るための作業プログラムの合意に至っておらず、具体的な進展はみられない。この間、カナダで保守政権が誕生したが、6か国の共同歩調にどのような影響があるかは未知数である。06年秋の国連総会第1委員会に向けた動きが注目される。

■創造的なアプローチを

NPT再検討会議とこれに続く一連の多国間会議が、核軍縮・不拡散を前進させる重要な機会を逸したことはは極めて残念な事実である。しかし、これらの失敗は、NPT体制をはじめとする多国間核軍縮交渉の枠組みの「崩壊」を意味するものではない。実質的な成果の得られなかったNPT再検討会議ではあるが、NPTが引き続き国際的な不拡散体制の重要な根幹であることを多数の国が再確認し、その強化に向けて数々の有効な提案を行った。さらに、国際社会が積み重ねてきた過去の合意が損なわれたわけではないことを強調したい。核兵器国を含むすべての締約国が引き続きそれらの義務を負っていることに変わりはなく、私たちは引き続き「明確な約束」を含む国際合意を手がかりとして、さまざまな創造的アプローチを駆使しながら、各国にその実行を迫っていくことができる。

創造的なとり組みを提案し、実現していく上で、NGOのイニシアティブと行動力が大きく貢献してきたことはいうまでもない。本稿では触れることができなかったが、ここに述べた多国間協議の一連の流れのなかで、世界各国のNGOと市民は、核兵器廃絶への道筋を描いていくさまざまな提案を行い、各国政府や多国間機関に具体的な働きかけを行ってきた。

なかでも、NGO「中堅国家構想（MPI）」が提案した「第6条フォーラム」が実現し、NGOと同志国家がNPT第6条を履行させる交渉について協議する場が生まれたこと、また、世界の1300を超える都市が参加するNGO「平和市長会議」の提案と働きかけが、前述した国連総会第1委員会のもとに特別委員会を設置するという6か国イニシアティブへとつながっていったことは特筆に価する。

あわせて、核兵器廃絶を求める国際的なNGO・市民の活動の根幹には、その精神的支柱として運動を導き、支え続けてきたヒロシマ・ナガサキの被爆者たちの活動があることを強調しておきたい。 ◇◇

特別記事 3

平和主義と米軍再編

梅林宏道
（ピースデポ代表）

■平和主義とは何だろう

日本国憲法に関する議論において、どの党も「日本の平和主義は変わらない」と言う。

平和主義とは考え方についての主義ではない。行動や振る舞いについての主義である。行動や振る舞いは言葉だけでは表現できない。しかし、言葉で表すことを避けて通ることはできない。とくに、憲法、憲章、綱領などに関する議論においては然りである。

「日本は平和主義だ」と言葉で言って平和主義になれるわけではないし、平和主義だと理解され、認められるわけでもない。

今日、平和を追求すると言わない国はない。国連加盟国はすべて侵略戦争をしないことになっている。そのような世界にあって、日本が平和主義の国であると自認するためには、「日本は平和主義だ」というだけではない言葉が必要である。

平和主義とは何だろうか。

日本国憲法は、「平和主義だ」と宣言しているわけではない。しかし、読めば、確かにその志において平和主義の国だと読みとる

ことができる。前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、「恒久平和を念願し」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べている。さらに「平和を維持し、専制と隷属、圧制と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と、誇りをもって平和努力において模範となる国になる決意を述べている。そのような文脈で、第2章「戦争の放棄」があり、第9条が規定されている。小泉首相が、前文の「国際社会における名誉ある地位」の部分を戦争に協力するための「国際協調」という自分の主張のためにつまみ食いをしたが、それは恥ずかしい誤読である。

国連憲章は、武力行使への余地を残しているが、それでもその志は平和主義であると読みとることができる。前文の冒頭で「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救」う、と決意を述べ、そのために「寛容を実行し、かつ、善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受託と方法の設定によって確保」すると決定している。そして、「国際の平和及び安全の維持」(第1条第1項)を目的の筆頭に掲げ、そのための原則として「国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決」(第2条第3項)すること、また「武力による威嚇又は武力の行使を」「国際連合の目的と両立しないいかなる方法によるものも慎」むこと(第2条第4項)を定めている。

日本国憲法や国連憲章が、平和主義の立場に立っていると感じさせるのは、「戦争の悲惨を思い、二度と戦争を起こしてはならない」という気持ちを表現していること、そのために、わが身の処し方に思いを馳せて「寛容」や「信義への信頼」を語っていること、また、戦争のない世界に向かうために「公正」や「正義」という理念を同時に念頭においていること、などが重要な要素になっている。また、これらが肉声を感じさせる言葉を伴って述べられていることも、その重要な側面である。

そのような意味で、憲法や憲章のような基本文書において、前文の果たす役割は大きい。そこには起草する者の一致した希求、熱意、決意が、練られた形で表現されるからである。さらに言うならば、希求、熱意、決意が強ければ強いほど、その実現が容易ではないことからくる苦悩や自省の念もにじみ出る。そして、前文のあとに続く個々の条文は、そのような前文の文脈において読まれる。逆に、平和への一致した希求、熱意、決意が存在しなければ、そこに全体としての平和主義のトーンは表出してこない。

2005年10月に発表された自由民主党の「新憲法草案」は、「自分は平和主義である」と明示的に宣言しながら、「平和主義」が表出してこない例である。その前文は「平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する」と述べている。また「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う」「圧制や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う」とも述べている。しかし、それらを裏づける希求、熱意、決意を伝える固有の言葉はひとつも登場しない。自分に対して襟を正す姿勢を語る言葉もない。「平和主義」という言葉は箇条書きの一つになっているだけであって、真情は伝わってこない。伝えたい思いがないので「平和主義」という言葉で間に合わせたように見える。

誤解がないように言うが、自由民主党の中にも、熱く平和への思いを持っている政治家がいると思う。改憲を党是とする自由民主党のみが、前文を含む形で改憲草案を出しているのでここでの批判の対象となった。

■平和主義と平和文化の形成

平和への希求、熱意、決意を述べても、世界に戦争が絶えない現実は変わりはない。誰であっても、平和への道のりはこの戦争と戦争の威嚇に満ちた現実世界から出発せざるをえない。平和主義をかかげる憲法も憲章も、必ず志と現実の乖離に直面する。

この乖離を埋める政策論のレベルにおいて、意見の違いがでてきて何の不思議もない。多角的・重層的・多次元的に諸要素が錯綜する現実に直面して、平和主義だからといって政策論が一致することは稀である。だからこそ、平和主義の主張においては、希求、熱意、決意を伝える肉声に近い言葉が、公的な文書において語られることが必要なのである。現実的な政策的選択を支える感性の部分の伝達ができるか否かは、平和主義を構成する重要な要素だと考えらるべきであろう。

したがって、一つのコミュニティの多数が共感する言葉として、平和主義

を感じさせる表現を紡ぐことができないようでは、そのコミュニティは「平和主義だ」とその志を人に伝えることはできない。改憲論議が勢いを増す日本の中で、日本の市民に、政治家に、政党に、今ほどこのような「平和主義」の言葉を必要としているときはない。

君島東彦さんは、平和学の観点から、平和の実現には戦争のような「直接的な暴力の克服」と、政治的抑圧、経済的搾取、差別のような「構造的暴力の克服」が必要であり、日本国憲法にはこの両方を克服する方向を示す平和主義があると整理された(「論座」2004年12月号)。そのことにまったく異論はない。そのうえで、私は、平和主義の重要な要素として「なぜ暴力の克服を願うのか」という原初的な希求、熱意、決意の表出が必要であることを強調したい。ながながと語る必要はない。片鱗でもそのことが伝わる必要がある。日本国憲法にはそれがある。

昨年、国際司法裁判所(ICJ)のウィラマントリー元判事の話を聴く機会があった。そのとき強く心に残った言葉があった。国連安保理の同意を得ずにイラク攻撃を始めた米英に代表される国際法を無視する傾向を、彼は淡々と批判した。ICJ判事が国際法の重要さを説くのは当然と言えば当然のことである。しかし、彼が「国際法は何百万もの市民の犠牲のうえに作られてきた。だから尊重されなければならない」と語ったとき、彼の言葉には別の力が加わったと私は思う。この言葉に私はウィラマントリーの平和主義を感じたのである。

しかし、もう少し考えてみたい。私がウィラマントリーの言葉に心を動かされたのはなぜだろう。乏しい知識ではあるが、そのとき私は、1899年のハーグ万国平和会議に至るまでのヨーロッパの戦場の塹壕に横たわった累々たる屍を想像した。その光景が引き金となって、国際法が生まれるまでに費やされた無数の人々の労苦を連想した。おそらく、ウィラマントリー自身の脳裡には、もっともっと多くの歴史の場面が存在していたであろう。

逆の場面も想像できる。日本国憲法の前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」を読むとき、多くの日本人は当然のようにこれを過去の戦争と結びつけて読むであろう。しかし、戦争を教えられなかった世代には、この言葉から平和主義が伝わるとは限らない。国連憲章に関しても同じである。「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害」という言葉が、平和主義の言葉

として伝わるためには一定の歴史認識の共有が必要である。

つまり、平和主義が平和主義として理解されるためには、「戦争とは何であったか」という一定の歴史認識の共有が必要となる。この場合の認識とは単なる知識ではない。もちろん、事実に基づくことが基本でなければならないが、戦争について多面的なアプローチによって形成されるトータルな認識が問題となるであろう。この認識過程には、平和文化と呼ぶのがふさわしいような社会的な力が必要となる。その過程では、国境を越えた市民社会の活動が大きな役割を果たすと考えられるが、このエッセイの主題ではないのでここではこれ以上触れないことにする。いま問題としたいことは、平和主義に関する次のような見解である。

日本が平和主義であると主張するためには、そのことを人に伝える言葉が必要である。そのような言葉には平和を求める原初的な感性を伝える言葉を含むことが不可欠である。そのような言葉が日本の市民社会の多数が合意できる言葉として保持できることが、日本が「平和主義の国である」と人に伝えることができる必須の条件となる。

■米軍再編——軍事が君臨する外交

このような観点から考えるとき、在日米軍の再編問題によって日本に引き起こされている状況は、日本の平和主義への深刻な警鐘である。

再編の個々の問題よりも、この問題に向かい合う日本の政治と社会のあり方全体を私は問題にしたい。

在日米軍の米軍再編とは、差し迫った戦争や平和についての問題であると語られることがほとんどなかった。実際には、まず何よりも伝えられるべきことは、米軍再編は、戦時を宣言し極めて好戦的な政策を打ち出している米ブッシュ政権によって進められているという事実である。現在の世界の雰囲気を戦争の色に染め、多くの国を武力の近代化に駆り立てているのは紛れもなく米国である。今年(2006年)3月に発表された米国の「国家安全保障戦略」は、「アメリカはいま戦時である。これは戦時安全保障戦略である」というブッシュ大統領の言葉から始まっている。その米国が、世界的に米軍の配置を変え、新たに身構えをしようとしているのが米軍の世界的再編である。

ブッシュ政権の4年前の「国家安全保障戦略」(2002年9月)は、「米国は天

下無双の軍事力と、偉大な経済的、政治的影響力を誇っている」という認識を披瀝した。その力をもって今回は戦時を宣言し、「暴君」「テロ」「大量破壊兵器」を打倒するための戦争を基調とした戦略を発表した。何のためか。それは米国は「自由」「民主主義」「法の支配」の伝道者だからだと言う。しかし、軍事力を頂点に戴く伝道者は、「自由」のために自由を制限し、「法の支配」のために法を破る。今年（2006年）の「国家安全保障戦略」が先制攻撃について次のように書いていることは象徴的である。

「行動に軍事力が必要とは限らない。我々の強い希望であり通常採る方法は、重要な同盟国や地域のパートナーと協力して、国際的な外交を通して拡散の懸念に対処することである。しかし、必要ならば、長年にわたる自衛原則の下で、たとえ敵の攻撃の時間と場所に関して不確実性が残っていても、我々は攻撃が起こる前に軍事力を行使することを除外しない。」

外交を基調とすると言いながら、軍事力が君臨する外交である。外交は軍事的威圧の下に行われる。「自衛の原則」というから、国連憲章という法の支配を念頭に置いているかのようであるがそうではない。国連憲章の自衛権は憲章第51条にあるように「武力攻撃が発生した場合」を想定している。それ以外の武力行使は安保理の決定によらなければ侵略戦争であり非合法である。現に武力攻撃が発生していなくても、「攻撃が急迫しており、かつ不可避である」という状況において「自衛権の行使」が許されるかどうかという議論がありうるであろう。百歩譲ってその議論に従うとしても、ブッシュ政権の先制攻撃論はそのような論理に立ってはいない。「たとえ敵の攻撃の時間と場所に関して不確実性が残っていても」先制攻撃は許されると言うのである。一国の大統領が、国際法を無視したこのような言葉を公言するのは驚くべきことである。

在日米軍再編は、紛れもなくそのような米戦略の一部として行われた。

このような戦略を掲げる国は、平和主義の対極にある国である。したがって、平和主義を標榜する国であれば、このような米国が推進する軍事再編にまず感覚的に警戒し、平和主義の観点から議論が形成されべきであろう。残念ながら、それがほとんど行われなかったのである。

念のために言うが、私は決して頭から反米の立場ではない。しかし、現在の米国の軍国主義は世界にとって最大の厄災の一つだと思う。

在日米軍再編の問題を、このように米国の戦争政策と直結させて議論するのは極端だと感じる読者がいるかも知れない。そんな方には、在日米軍の再編において米戦略がどのように貫かれているかを別の場所で詳しく論じたので、それをぜひ読んでいただきたい（岩波ブックレット「米軍再編――その狙いとは」、2006年5月30日刊）。

ここでは、今回の再編協議の中で、日米両政府が国際テロや大量破壊兵器の拡散などのグローバルな脅威への対応能力を持つことを日米共通の戦略目標として合意したこと、その目標のために日米軍事協力のあり方を根本的に変えることに同意したことを指摘しておきたい。また、お隣の韓国では、今回の再編に関連して、正面から米戦略が議論されたことも知るべきであろう。韓国では、在韓米軍が単に朝鮮半島有事にかかわるのではなく、世界中に展開できる「戦略的柔軟性」を持つべきだという米国の主張が最大の争点として議論された。、そして、結果的には韓国は条件つきでそれに合意した。

日本国憲法のお陰で、まだ日本の平和主義は命脈を保っている。今回の米軍再編のなかで、日本が針路を過たないために日本国憲法がどれほど大きな役割を果たしているかを私は改めて痛感した。

私たちは今こそ、「平和主義とは何か」を感性のレベルまで降りて議論をし、合意できる言葉を作り出すべきである。 ◇◇

講演録

十字路の日本、問われる市民

東アジアに「協調的安保」の枠組みを

高野　孟
インサイダー編集長

■「中国脅威論」の危うさ

昨年12月、民主党の前原誠司代表がアメリカのジョージタウン大学で講演し、中国を「現実的脅威」と呼びました。それに対して麻生外務大臣が、「前原さんの言う通り、かなり脅威である」と呼応しました。与野党を通じて、中国に面と向かって脅威だと言ったのは前原氏が多分はじめてでありましょうし、「かなり」という曖昧な形容詞をつけながらも現職の外務大臣が中国を脅威と呼んだのも多分はじめてだと思います。さらに、「そうだ、そうだ」という声が自民党のいわゆるタカ派の方からは続きました。それに対して民主党の中から批判が大きく広がったのは当然ですけれども、自民党の中でも、元防衛庁長官であり、自民党の現安全保障調査会長でもある山崎拓氏が、正面切って、「言葉遣いが間違っている。中国を脅威と言ったら、それは中国が日本を侵略する意図がある、という

●05年2月25日、ピースデポ第7回総会記念イベント「市民フォーラム：米軍再編とアジアの私たち」における講演を要約。文責はピースデポ。

定しがたい事実として、中国が経済的にも軍事的にも一層力をつけている状況が出現している。中国は経済発展を背景にして20年近くも軍事費は毎年10%以上の伸び率を確保し、軍事力の増強、近代化を進めている。実際には中国が公表している2倍から3倍の軍事費が使われているのではないかとの指摘もあります。これは現実的脅威です」。ほかにも、「中国による領土及び海洋権益の侵犯の動きが見られます。こういうことには毅然とした対応をし、中国の膨張を防止しなければいけない」とも言っています。

中国を脅威だと考える主な理由は、軍事費の増大が激しいということですが、名目の軍事費だけ見ていてもだめなのですね。実質どのぐらいかということもちゃんと目配りしないといけない。なぜならば中国はご存知のようにGDPそのものが10%近い成長を毎年続けているわけです。ですから予算の中で防衛費の割合が一定だったとしても、それは毎年2ケタもしくはそれに近い軍事費の増大になるわけです。

日本も60年代から70年代の高度成長期には、ずうっと防衛費は2ケタ成長でした。GDPの伸びが毎年5%では止まらない、7%から8%、2ケタ近くまで増えて行くという中で、防衛費の比率が一定だったとしても、防衛費もそれぐらいの勢いで伸びて行ったわけです。ですから毎年10%を超える軍事費の増加という言い方は間違いではありませんし、それはそれで事実ですけれども、それはあくまで名目の数字なのです。それを見落とすと、いかにも軍事費だけが突出して伸びているという印象を与えます。新聞などでも、何となく「軍事費、おおそうか、そんなに伸びているのか」という一つの印象を与えて、経済全体が伸びていることに触れないというものの書き方がとても多い。そのこと自体間違いではないけれども、非常に間違った印象、意図した方向に読者の意識を曲げて行くというような書きぶりがマスコミにもよくあるので、鵜呑みにしてはいけないと思います。

実際、中国の軍事費がGDPの中ででどのくらいの比率なのかというと、色々な数字が出ていますけれども、「SIPRI」(ストックホルム国際平和研究所)が毎年発表している世界の軍事統計によれば、最近、2000年からいうと、GDPに対する軍事費の比率は、2.0%、2.2%、2.4%、2.3%、それ以前、90年代だと大体1.7%から1.9%くらい、さらに、89年、90年頃だと2.8%、2.7%とか2.5%と最近よりもっと比率的には多い。もちろん、名目が増えているということは絶対額も増えていると言えるわけですが、それだけを見せて

何か過大な評価をして、「脅威だ、脅威だ」と言うのでは、大きな間違いです。

中国の軍備をめぐって注意しなければいけないことが、もう一つあります。『ミリタリー・バランス』という年鑑によると、たとえば中国の航空戦力、戦闘機、爆撃機、海軍の飛行機も入れて、2,600機とある。そこで一昨年の版を見ると1,900機と書いてある。「おお、700機も増えているんだ」と実は私も思ったわけです。ところが中味を見ると、約1,000機は朝鮮戦争当時かその後ぐらいに使ったミグの本当に動かないやつです。1950年頃作られて、朝鮮戦争に出動した後動いたことがないようなものまでがカウントされています。おまけに、700機の内訳はというと、新型機で本当に増えたものもありますが、どういうわけか動いていない飛行機の数が増えているのです。『ミリタリー・バランス』の数字というのはアメリカのペンタゴンの発表に頼っていますので、何かそういう操作が行われているんですね。こういう統計も鵜呑みにすると危ない。船の数でも、中国が一番たくさん持っている潜水艦は、ソ連が50年代に造ったもので、第二次大戦中のドイツのUボートをモデルにして造ったというのが半分以上。これもほとんど老朽化して役に立たない。

日本でも同じですけれど、軍人にとっては、脅威は大きい方がいいわけです。その方が予算を取り易いというごく単純な事情で、大体こういう数字は目くらましであることが多いのです。

そういうことを厳密に検討して、本当のところ一体中国の軍事力が日本にとってどういう脅威なのか、という落ち着いた議論をするのではなく、ごく一部の都合のいい数字だけを振り回して国民を不安に陥れる。右寄りマスコミとか防衛庁の紐のついた評論家ならばともかく、何も野党の党首が言うことはない、と私は恐ろしくがっかりしたのでした。そもそも「脅威」とは何だ、しかもそれに「現実的」という言葉がついたらどうなるんだ、ということも、あまり良く考えられていなかったのではないかと思います。

■中国は「現実的脅威」なのか?

先日のテレビ朝日の「サンデー・プロジェクト」では、石破茂元防衛庁長官がこんなことを言っていました。「『軍事能力』だけではなく、『意図』というものがある。つまりこの場合、中国が日本を攻めようという意図が本当にあるのか

どうなのか、それがあった時に初めて『脅威』という認識になる」。一緒に出演していた元陸上自衛隊北部方面総監の志方俊之さんは、「もう一つ『戦略環境』というものがある。『能力』×『意図』×『戦略環境』、これらを掛け合わせたのが『脅威』だ」と言っていました。2人とも分類すればタカ派の人たちですが、専門家としてのきちんとした意見だと思います。

つまり、今の中国を評して「現実的脅威」とは一体何事か、ということになるわけです。山崎拓さんが言うとおり、「言葉遣いに気をつけろ」ということです。今はまだ単なる懸念の対象なのか、もう既に脅威なのか、脅威であるとして潜在的にとどまるのか現実的に軍事手段を以って対抗策をとらなければならないレベルに達しているのかどうかという判断は、国として、大きな、運命を左右する、非常に大事な判断であるはずなので、潜在的と現実的の区別もわからないような話では困る、ということになるのではないかと思います。

実際、たしかに中国軍の近代化がそれなりのテンポで進んでいるのは事実です。最近非常に力を入れているのは、艦船搭載の対艦ミサイルの能力、それと潜水艦を攻撃する能力です。その二つを中心にして海の作戦能力を強めることに一番大きな力を注いでいると言われています。これは理由がありまして、ご記憶かと思いますけれど、96年に、台湾で初めての民主的選挙が行われて李登輝総統が選ばれました。その半年以上も前から、これはひょっとしたら台湾独立への一歩を踏み出すのではないかとの判断の下、中国は牽制する意味で台湾周辺の海域で繰り返し軍事演習を行い、96年3月には、もしかしたら届いてしまうのではないかという所までミサイルを撃ち込んで、発射訓練と称した。それに対して、アメリカが2つの空母機動艦隊を周辺に派遣したという事態が起こりました。一触即発ではなくて、まあゲームにほかなりませんけれども、しかし中国がちょっと挑発をかけたことに対してアメリカの空母2隻がたちまち進出してきたことに、中国は相当ショックを受けたようです。

対艦ミサイル能力に力を注ぎだしたのはそれ以降です。まあ、アメリカの空母と戦うなど、どうしたって無理なんですが、しかし、せめてそれに抵抗できるくらいの力をつけたいということで、対艦ミサイルに重点を置いた兵器の近代化をやっているのは確かです。

■向こうの立場から物を見る想像力が必要

ところで、台湾海峡で戦闘が起こった、米軍がそれに介入した、ということになれば、日本は参戦とはいわないまでも米軍の後方支援に行かなければいけないということになる。それが、99年に出来た「周辺事態法」です。まさにそのような戦略環境になった時に、中国は台湾を攻め、来援するアメリカの空母艦隊を阻止しようとし、米軍を支援する日本を叩くというのは極めて合理的な考え方です。ほとんどその場合にのみと言っていいと思いますが、中国が日本にミサイルを撃ち込んでくる可能性が「現実的脅威」として浮かび上がるのです。

中国の立場からすれば、米軍が中国にとって現実的脅威となり、そして日本も自衛隊が米軍を支援しているという意味で中国にとって「現実的脅威」になったその瞬間に、中国のミサイルが日本に飛んで来る。それが日本にとっての「現実的脅威」になるわけです。在日米軍基地があることによって、そこから米軍が、台湾に限らずアジアに、あるいは朝鮮半島に作戦行動を取るということによって、そして日本がその米軍活動を支援するという役目を進んで引き受けることによって、出撃基地であり後方支援基地である日本を叩くことが、中国にとっても北朝鮮にとっても必要になってくる。

こういうことは、こちらから見てけしからんと言うだけではなくて、向こうの立場に立ったらどんなふうに映っているんだろうと、1回頭の体操をやる必要がある。向こうの立場を支持しろというのではないですけれど、向こうから見たらこういうふうに見えるだろうな、と想像力を働かせることがとても大事だと思います。

前原さんは、ジョージタウン大学の演説でこういうことも言っています。「日本に直接危機が及ぶ可能性のある場合、たとえば第三国からミサイルが発射されたり、あるいは周辺事態に認定されるような状況に至ったとき、現在は集団的自衛権の行使と認定されてしまうので（自衛活動は）憲法上行えない。そういう活動について憲法改正を認める方向で検討すべきだと思います」。これは完全に話がさかさまです。まず「周辺事態法」という定義が不明で、かつ曖昧きわまりない憲法違反の疑いの濃い法律を作って、そして台湾

海峡や朝鮮半島の危機に日本が後方支援といえども関与できるようにしたのは他でもない日本なのですね。この法律を作ったがゆえに、朝鮮半島や台湾海峡で何かが起こったときに日本がミサイルを撃ち込まれる危険が以前よりはるかに増大したのです。話の順番はそうであって、ミサイルを撃ち込まれる危険があるから周辺事態法だけじゃ間に合わない、憲法を改正して集団的自衛権を行使できるようにしなければならない、というのは完全に話の順番が逆です。

■人々を説得しうる平和理念 実現への道筋を示そう

日米同盟あるいは日米安保条約は冷戦時代の遺物です。あらかじめソ連ならソ連という敵を定めておいてそれに向かって、侵略されることを想定しつつ味方が結束を固めておくというのが冷戦時代、さらに遡れば、17世紀から始まった国家対国家のむき出しのぶつかり合いの時代の最期の局面が冷戦だったのです。

冷戦が終わったということは、単にそれが終わって第二次大戦までの熱戦に戻るということではなかったはずです。熱戦にしても冷戦にしても、国家同士が武力で決着をつけようというような野蛮な思想から人類が卒業して行くという第一歩が本当は始まろうとしているはずなんです。ところが冷戦時代の、あらかじめ敵を定めて味方が結束して、お揃いの鎧を着るという軍事同盟というものを未だに引きずって、冷戦時代が終わったにもかかわらず、なおかつ武力しか世界の問題に決着をつけるものはないと信じているのが、アメリカという世界で最も力を持った国です。日本は、同盟国であるならばそれを諫めてやればいいものを、それに唯々諾々とついていっている。日本の誇るべき平和理念というものを、冷戦が終わったのならますますそれを実現する先頭に立つべきなのに、逆に向かって疾走している。それが今日の状況ではないでしょうか。

我々は日本の誇るべき平和理念を、この自民党的、小泉政権的な時代遅れの軍事増強の方向から防衛しなければいけません。しかし、ここで考えなければいけないのは古いタイプの護憲論というものが、そのために本当に役に立つのかどうかということです。問題は二つあると思います。

一つは非武装中立という理念です。これは、まさに我々の平和理念の中心的な柱であると思います。しかし、さっき言った国家エゴイズムのぶつかり合いの何百年の歴史がいっぺんに終わるわけもなく、アメリカのようにますますそのことにしがみついているような国が世界中で戦争を起こす、またそれに対して中国も軍拡をして対抗するというようなことになっている中で、単に非武装ということを掲げていて、一般の国民から、「万が一どこかが攻めてきたらどうするんだ」と言われたときに答えがないということでよいのか。軍事というのは常に万が一に備えるわけですから、「そんなことはありえないよ。万が一もないよ」と言ったら、「じゃあ、10万が一でもあったらどうするの?」と言われてしまうんです。この議論から逃げてはいけないんです。私は、旧護憲勢力というのはそこから逃げてきたと思うんです。

それからもう一つは、国際平和協力という問題です。これも、「日本は軍事力を決して外に出さない、あれほど誓ったことなのだから、たとえ国連の旗の下であっても、なんでもかんでもとにかく一歩たりとも外に出しません」というのが古いタイプの護憲論の立場ですね。だから、PKOですら反対、国連軍ができたとして「日本は関係ない。そういう特別な国として世界から認めてもらっている」というような話になるわけです。しかし「だけど、世界で2番目の経済大国が、国際的な平和協力のために何もしない、お金だけ出すというのは、それで通るのか」と、国民の多くは思っているわけです。その心理を利用して、集団的自衛権を解禁してでも日本が対外的にも軍事行動を取れるようにするべきだという、全く間違った方向の意見がまかり通りかねない状況があります。そういう素地は、こういう問題への対案を護憲勢力が持たなかったから作られてしまったのではないかと思うのです。

■批判だけでなく、構想と提案を

今、求められているのは、東アジアにおいて積極的に平和を創り出していくにはどうしたらよいのかという提案を行い、そのために働くことです。

民主党の前原さんが中国に言うべきことがあったとすると、次のようなことのはずです。「もう武力の鎧をまとって対決する時代は終わった。中国もむやみにミサイルなどを買い込んで、台湾を武力解放するなどという考え方はやめて、東アジア全体に一つの共通の安全保障—多国間の安全保障協力の

枠組みを作ってゆく。基本的には紛争解決の手段として軍事力を用いるのではなくて、普段からお互いの信頼と情報公開を積み上げながら、いざというときもラウンドテーブルで解決するというような枠組みを作ってゆく。そういうものがこの東アジアで機能が発揮できるようになればなるほど、日米安保条約もいらなくなるし、中国の軍拡もいらなくなってゆく。いきなりとは言わない。だけどそういう大きな方向が踏み出された。そういう方向に21世紀が大きく動いてゆく。そういう方向でまさに日中は協力しようではありませんか」。

小泉・ブッシュ的な軍備増強路線に対抗する途があるとすると、ただそれをいけないと言っているだけではだめで、やはり、ピースデポも提唱しているような東アジアの地域的・協調的安全保障、それを含んだ東アジア共同体というものを作り上げてゆくことこそが大事です。それは、何百年も続いた国家エゴイズムというものを超えてゆくプロセスが始まることを意味します。そういうことのために、野党の党首たるもの一つの文明論というか一つの物の考え方を示して欲しかった。まったくそうなっていないのが残念です。しかし、だからといって「前原も自民党と一緒だ」と批判しているだけでもだめです。

市民の側が、それを乗り越えてゆくような、大きな21世紀の流れを提案し、それに力を吹き込んでいくことこそが、これから大きな課題になるのではないでしょうか。

◇◇

第3章

核軍縮・平和
２００５年のキーワード

A．特集：米軍再編

B．核軍縮・不拡散外交

C．各国の核・安保政策

D．日本の核・安保政策

E．自治体とＮＧＯ

A1. 世界を睨む「日米同盟」へ ―「10. 29合意」の意味

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会(2+2)は、報告書「日米同盟－未来への変革と再編」※を発表した。一般には在日米軍再編協議の「中間報告」と呼ばれるこの報告書は、「兵力態勢の再編」の「勧告」部分以外は「中間報告」ではない。重要な日米同盟の転換についての合意である。したがって本書では「10.29合意」と呼ぶ。

※資料2－2(218ページ)。

「10.29合意」は日米の共通の戦略目標について合意した05年2月19日の日米共同発表※に基礎を置いている。そこでは、国際テロや大量破壊兵器の拡散などのグローバルな課題への対応が共通の戦略目標となった。これは日本の防衛・安全保障政策が米国の世界戦略の下に統合してゆくことを意味する。

※資料2－1(216ページ)。

日米の役割と協力の基本は、次のとおりである。

○米国は周辺事態の抑止のための前方展開兵力を維持、増強して日本を支援する。打撃力と核抑止力は引き続き不可欠である。

○日本は、日本防衛と周辺事態に対応すると同時に、基地提供と接受国支援を提供し、米軍の活動を「切れ目なく支援」する。

○日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動の整合を図る。

「向上すべき活動の例」として挙げられたのが、以下のような活動である。弾道ミサイル防衛、拡散阻止行動、テロ対策、

情報・監視・偵察(ISR)活動、補給・整備・輸送などの相互の後方支援活動(輸送協力には空中及び海上における相互の給油が含まれる)、非戦闘員(NEO)のための活動、港湾、空港、道路、水域及び周波数帯の使用。

97年の「新ガイドライン」※によれば、「周辺事態」とは「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」であり、「地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである」。「10.29合意」も表面的にはこの枠組みの中であることを強調しつつ、共通の戦略目標となった「グローバルな課題」への対処能力を高めることをめざしている。とりわけ、日米における司令部レベルの協力の緊密化が重視された。日米安保条約が持つ地理的制約※の緩和・撤廃は言及されていない。

※「日米防衛協力の指針」(97年9月23日)。資料1－8(206ページ)。

※第5条は日米共同防衛を「日本の施政の下にある領域」に、第6条は在日米軍基地の使用目的を「日本の安全」と「極東の地域における国際の平和及び安全の維持に寄与する」ことに限定している(いわゆる「極東条項」)。資料1－6(203ページ)。

このような目的で、在日米軍基地の再編を行うというのが「兵力態勢の再編」勧告である。勧告には、沖縄における普天間飛行場のキャンプシュワブ沿岸部への移転と一部航空機の本土移転、嘉手納の戦闘機訓練の本土自衛隊基地への移転、キャンプ座間(神奈川県)における米陸軍司令部の再編と自衛隊中央即応集団の移転、横田飛行場(東京都)への航空自衛隊航空総隊司令部の移転と日米共同統合運用調整所の設置、ミサイル防衛用Xバンドレーダー(米軍)の設置などが含まれた。原子力艦の横須賀母港化は勧告には含まれていないが、「10.29合意」と軌を一にするものである。

基地再編にあたっての日米政府の基本的方針は、「地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持する」ことである。しかし再編案の多くは地元の負担増を伴うものであり※、しかも、維持・強化される「抑止力」とは、日本の安全保障のための抑止力ではなく、米国の世界戦略が求める抑止力である。

※キーワードA3(68ページ)からA8(78ページ)。

「10.29合意」は、「具体的な実施計画を06年3月31日までに作成する」とした。しかし、「日米再編実施のためのロードマップ」※が合意、発表されたのは5月1日のことであった。これは自治体や住民からは、いっそう強い反発で迎えられた。

※資料2－3(227ページ)。データシート1(80ページ)に図説。

A2. 米国「基地見直し」報告書と宜野湾市の果敢な挑戦

米国では、2005年8月から9月にかけて、軍の世界的再編に関する2つの委員会が、相次いで重要な報告書を発表した。「海外基地見直し委員会(OBC)」と「2005基地閉鎖・再編(BRAC)委員会」である※。

※本イアブック05年版・特別記事1(219ページ)。

OBCは5月9日に暫定報告書を、そして8月15日にこれとほぼ同じ内容の最終報告書を議会と大統領に提出した。2004国防認可法※にもとづいて、海外基地の現状と将来の合理性を検討するために設置された独立委員会であるOBCは当初、04年12月31日までに最終勧告を含む報告書を提出することになっていたが、法改正によって提出期限が05年8月15日に延長された。発表された報告書※は、「合衆国の軍事基地の配置態勢は、世界全体における合衆国の安全保障利益の重要な反映である」(結論と勧告)と述べているように、徹頭徹尾米国の国益に立ち、国防総省が作成した「統合世界態勢と基地配置戦略(IGPBS)」を大部分支持した。その結果、沖縄に関しては「沖縄は、東アジアにおける作戦能力の要である。沖縄における戦闘能力を減少させることは、我々の東アジアにおける国益を危機に曝すであろう」として、「沖縄にある普天間海兵隊航空基地に配備されている海兵航空隊・施設は、嘉手納空軍基地と岩国海兵隊基地のいずれか、または両方に移転するべきである。他のすべての海兵隊部隊、施設は、沖縄に残留するべきである」と勧告した。報告書が基地の固有名詞を上げたのは、この沖縄の部分のみであった。

※本イアブック04年版・資料17(247ページ)に抜粋訳。

※www.obc.gov/reports.asp 資料2-4(232ページ)に部分訳。

一方、BRAC委員会※は本来、国内基地の見直しを検討するものだが、今回のBRAC05委員会には、「戦時の基地再編」という前例のない情勢に加えて、世界的態勢の見直しとの整合性をとることが求められた。02会計年度国防認可法は、05ラウンドのBRAC委員会に「予想されうる米国外での軍事施設に対する継続的な必要性ならびに利用可能性を考慮すること」を義務づけた。OBCの暫定報告の直後の5月13日、国防総省がBRAC委員会に提出した閉鎖・再編勧告案には190件の事案が含まれていた。委員会はこれを精査して、182件※にまとめ、9月16日、議会に送付した。

※1990年に成立した基地閉鎖再編(BRAC)法が改訂されて2005ラウンドが行われた。4回目の見直しである。資料2-5(234ページ)に報告書部分訳。BRACは、"Base Realignment and Closure"の略。

※主な勧告は次のとおり。主要基地閉鎖:22(33)、大規模再編:33(29)。( )内は国防総省の勧告案。

OBCの活動に早くから着目していた宜野湾市の伊波洋一市長は、OBCに普天間飛行場の現状と撤去を求める市民の声をとどけるために、04年7月に訪米し、同年11月14日には詳細な証言書を提出した※。その結果、不本意な文脈ではあったが、OBC報告書が唯一固有名詞を上げるという形で沖縄と普天間への関心を高めるという成果を得た。しかし、報告の内容は宜野湾市民の願いに完全に反するものであった。

※本イアブック05年版・キーワードG8(190ページ)。

伊波市長は再び行動を起した。05年7月10日から21日にかけて行った訪米要請行動の目的のひとつは、OBC報告書への異議を直接米国に伝えることであった。一方、DODから閉鎖・再編を勧告された米西海岸の基地に、普天間の機能の受け皿となりうる基地がいくつか含まれていた※。これに着目して、閉鎖・再編対象となった基地の地元の自治体や選出議員らとの対話と連携によって、BRAC最終報告(9月)に向けて地元から受け入れの意思表示をしてもらい、宜野湾市の年来の主張である「普天間の米本土移転」への突破口を開こうという果敢な意図を含むものであった。

※『核兵器・核実験モニター』第236号(05年6月15日)。

この挑戦は、即効的な成果を上げることはできなかった。だが、サンディエゴ市のある上級政策補佐官が、「閉鎖される海外基地を多く受け入れたい」と話すなど、今後の展開を期待しうる大きな成果を上げたと伊波市長は報告している※。

※www.city.ginowan.okinawa.jp/2556/2581/2582/1854.html

A3. 沖縄県民の願いに反する「基地再編」

2005年10月29日の日米安全保障協議委員会「10.29合意」※は、「沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという共通のコミットメント」を前提として、沖縄については、次のような再編案を勧告した。(1)普天間飛行場をキャンプ・シュワブ沿岸部に移設する。(2)嘉手納飛行場のF15戦闘機訓練を本土の自衛隊基地への分散移転する。(3)嘉手納飛行場及びキャンプ・ハンセンで自衛隊と米軍が施設を共同使用する。(4)嘉手納飛行場以南の人口集中地域にある相当規模の土地の返還を検討する。そして、(5)海兵隊7000人をグアムに移転し、兵力を削減する。

※キーワードA1(64ページ)。

これに対して、各自治体からは反発の声があいついだ。

稲嶺恵一県知事は、負担軽減には評価を示しつつ、普天間代替飛行場の新移設案は、「(辺野古沖合いという)現行案でなければ県外移転という県の基本的な考え方とはまったく相いれない」とのコメントを発表した※。

※www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/10758/comment.pdf

嘉手納基地の日米共同使用に対して、05年11月4日、嘉手納町議会は「新たな負担増で基地機能強化につながることは必至であり、断じて容認できない」と糾弾し、「いかなる理由であっても町民の生命、財産を守る立場から断固反対する」という抗議決議と意見書を全会一致で採択した※。

※「沖縄タイムズ」05年11月4日(夕刊)。

「嘉手納以南の土地の返還」について、「10.29合意」では「双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする」という抽象的表現にとどまったが、日米政府は那覇軍港と牧港補給地区、キャンプ桑江の全面返還、キャンプ瑞慶覧の大部分返還、那覇軍港の浦添地先への移設がそこに含まれると示唆した※。これら基地機能の集約先としてキャンプ・ハンセンなど北部の基地があげられ、金武町、恩納村、宜野座村からの反発を買った。一方、最大の訓練施設である「北部訓練場」は、96年の「SACO最終合意」※で半分以上(約4000ha)の返還が合意されていたにも関わらず、「10.29合意」では返還対象から外された。

※5月1日に発表された「再編ロードマップ」にも同様の返還計画が明示された。ただし、代替施設の沖縄県内での確保と海兵隊のグアム移転完了が条件である。データシート1(80ページ)。

※SACO(沖縄に関する特別行動委員会)は、95年9月の海兵隊員による少女暴行事件をきっかけに、米軍基地の整理・統合・縮小を協議する日米合同機関として設けられ、96年12月2日に最終合意文書を発表した。

海兵隊のグアム移転規模は、「10.29合意」では7000人とされていたが、その後、さらに1000人の削減を米国は日本に伝えた。ただし移転・削減されるのは司令部要員が中心で、第Ⅲ海兵遠征軍の実戦部隊はそのまま残る※。

※5月1日「再編ロードマップ」では、移転要員数は8000人。対象部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第Ⅲ海兵遠征軍司令部など。

グアム移転費用について「10.29合意」は、日本政府は「移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置」を検討する、とした。06年2月の「日米審議官級会談」で米側は移転費用の全額を日本が負担するように要求した。3月の審議官級会談では、移転費が総額1兆1千8百億円に上るとの見積もりを米側は提示、日本側に75%の負担を求めた※

※5月1日「再編ロードマップ」では、日本負担額は総額の59%、約7100億円。日本の財政支援は「グアム移転の条件」とされた。

「10.29合意」で3月31日が期限とされた「最終報告」に向けて、日本政府は再編の「的確、迅速な実施」のための特別措置や特別交付金給付などを盛り込んだ、「在日米軍再編推進関連法案」を、06年の1月開会の通常国会に提出する方針を、一時は示した。しかし、その後、政府は法案提出を断念、法制定は、今秋移行に先送りにされた。

沖縄の基地再編は、「地元の負担の軽減」ではなく、施設の共同利用や日米軍事協力の緊密化による日米同盟の強化のためのものである点において、また新しい基地建設や統合による恒久化が目論まれる点において、沖縄県民の希望にかなうものとは到底呼ぶことができない。

A4. 実現性が危うい「普天間移設」沿岸案

長期にわたる住民らの抵抗で辺野古沖合への移設が困難になったことから※、普天間飛行場移設問題※は迷走した。05年10月に在日米軍再編協議「10.29合意」※が示されるのを前に、さまざまな情報が交錯した。

※キーワードE10(186ページ)。

※本イアブック05年版・キーワードE3(134ページ)、G8(190ページ)参照。

※資料2−1(216ページ)。

05年6月、普天間飛行場のヘリ部隊の嘉手納飛行場への統合案を日本政府が検討していることがわかった※。しかしこの案は断念されることになり、辺野古沖周辺への移設が目指されることになった。05年9月から10月にかけてキャンプ・シュワブ内陸案、辺野古沖縮小案、辺野古浅瀬案が新たに浮上したが、いずれも合意には至らなかった。結局、05年10月に日本政府が提案した「キャンプ・シュワブ沿岸案」が、「10.29合意」に盛り込まれた。

※『琉球新報』05年6月2日。

「沿岸案」に対しては、沖縄県、名護市が強く反発した。稲嶺恵一知事は、政府がこれまでに約束した「軍民共用化」や「15年使用期限」を条件とした辺野古沖合案が何の説明もなく廃案になり、政府内で急浮上した案が採用されたことに不満を表明、沿岸案を拒否する姿勢を強く示し、「沖合案」を放棄するのならば、県外へ移設するべきであると主張した。岸本建夫前名護市長も、住宅地の上を米軍機が飛行することになるという理由で「沿岸案」を拒否した。06年1月22日の名護市長選で当選した島袋吉和名護市長も岸本市政を継承する立場から、「沖合案」の修正以外のいかなる案も拒否するとの方針を示した。

一方、普天間飛行場の米国内移設を目指して、05年7月にカリフォルニア州など米国を訪問した伊波洋一宜野湾市長※も、「10.29合意」と「沿岸案」を厳しく批判した。市長は、現在の日米の再編協議では、海外移転や県外移転による負担軽減を求める沖縄県民の声が置き去りにされているとし、「いずれの移設案も新たな基地建設であり、県民の求める基地負担軽減とは相容れない」、「その実現には数年を要することは明らかであり、これまで9年を要して何の解決にもなっていない辺野古海上基地の二の舞になりかねない」と指摘した※。

※キーワードA2(66ページ)。

※05年11月5日、第31回市長庁内放送。www.city.ginowan.okinawa.jp/2633/2634/1633.html

県民からも強い反発の声があがった。05年5月15日には、普天間飛行場の早期返還、辺野古移設阻止を求める「普天間基地包囲行動」が同飛行場周囲で行われ、主催者発表で約2万4千人が参加、06年3月5日には「知事権限を奪う特措法制定反対、普天間基地の頭越し・沿岸案に反対する県民総決起大会」が宜野湾市で開かれ、主催者発表で約3万5千人が参加した。

これらの反対にもかかわらず、日本政府の方針は、「沿岸案」の見直しは行わないというものであった。小泉首相は、修正すれば新たな問題が起こるとして、譲歩しないよう、閣僚らに指示を出したと伝えられる※。

※『琉球新報』06年3月9日。

市長選で「沿岸案」には反対しつつ、振興策の継続を掲げて政府との修正協議に柔軟姿勢を示した島袋氏が新しい名護市長に就任したことを受け、政府は同市長との協議を集中的に行った。当初、協議には応じないと述べていた島袋市長は、06年4月7日の額賀福志郎防衛庁長官との協議で、離陸用と着陸用の二本の滑走路をV字型に設置するという「新沿岸案」を受け入れた。同案では住宅地の上を米軍機が飛行しないように配慮したと日米政府は説明している※。稲嶺県知事は、この「新沿岸案」にもは反対の姿勢を示している。

※この「新沿岸案」は、5月1日発表の「再編ロードマップ」に盛り込まれた。完成目標は2014年とされた。データシート1(80ページ)。

A5. 横田―「軍民共用化」で分かれる自治体の対応

※キーワードA1(64ページ)。

※面積714ヘクタール、南北約4.5キロ、周囲約14キロの広大なスペースを占める。在日米空軍司令部、第5空軍司令部、第374空輸航空団等が駐留。極東地域の空輸拠点(ハブ)としての役割を果たしている。福生市・立川市・武蔵村山市・羽村市・昭島市・瑞穂町の5市1町にまたがり、32%を福生市、12%を瑞穂町が占める。

2005年10月の「10.29合意」※以前にも、米空軍横田基地※に関する報道は、様々伝えられていた。第5空軍のグアム移転、府中の航空自衛隊航空総隊司令部の移駐、横田空域(横田ラプコン)の一部返還、航空自衛隊への移管などであった。しかしそのどれも「噂」の域を出たわけではなかった。

「10.29合意」の当日に国から地元自治体に送られてきた12枚のファックスには、以下のわずか3点が述べられていたにすぎない。

- ●自衛隊との共同使用(府中基地の航空自衛隊航空総隊の移転。共同統合運用調整所の設置による防空及びミサイル防衛の強化)
- ●横田空域・管制業務の一部返還
- ●軍民共用化の検討

次の日には防衛施設庁の職員が、同じ書類を携えて各自治体を訪問したが、質問には何も答えなかった。さらに11月30日には、防衛政務官が各自治体を表敬訪問、理解を求めた。横田基地周辺自治体にとっては、1972年の関東計画※以来の、「地位協定」で言うところの重大な「基地の態様の変化」である。

※関東空軍施設整理統合計画。1972年から始まった関東の空軍基地を横田基地に統合し、返還する計画。立川基地や調布基地の全面返還、府中基地の在日米軍司令部やその他の大部分の機能が横田基地に移転。核戦争指令施設「ジャイアントトークステーション」なども横田基地へ移動した(その後廃止)。

福生市をはじめとする各自治体は、国に質問状を提出、一部回答はあったが、移駐する部隊の内容や、人員、役割、飛来予想の航空機の騒音など、具体的な回答は無かった。そんな中で、軍民共用化については、かねてから強く反対していた瑞穂、立川があらためて「反対」を表明した。また、騒音直下の昭島市も反対を表明。他の3市は静観の構えだった。しかし、突如、瑞穂町長が「自衛隊機の飛来は、少ないとの国の説明に対して、「軍・軍」共用に賛成を表明。武蔵村山市は「軍民共用」推進のためにと容認を表明した。立川市は断固反対。昭島、羽村は立場を鮮明にしていない。

福生市は市の広報で国への質問とその回答を全市民に配布、市民の意見を求めた。住所氏名明記の意見募集であったが、2週間で198通の意見と34名連記の住民投票要求が寄せられた。そのほとんどは、受入れ反対であった※。福生市長は「市民には、様々な意見があるとし、「容認も、反対もしない」と宣言、さらに国に対しての質問状と、要請とを送付した。

※福生市HP「福生市と横田基地」のページに全文掲載。www.city.fussa.tokyo.jp/yokotabase/32iopi0000018qng.html

「10.29合意」に対する各自治体の姿勢は、国策としての横田基地の存在を認めつつ、返還要求を前提として「基地の恒久化につながる自衛隊の移駐」に反対、「騒音の増大」への懸念に集約できる。

特に騒音に関しては、ここ数年離着陸数が減少しており、横田基地の常駐の輸送機がイラクに派遣されたり、C―9輸送機の部隊が米本土に撤収したりで比較的静かになりつつあったこともあり、どの自治体も神経質になっていた。

「10.29合意」の最も重大なポイントは、日米同盟強化としての航空自衛隊航空総隊司令部の移駐と日米の統合運用調整所※の設置といった、騒音には直接影響しない、目に見えない変化である。しかし、自治体の関心はそこには向かっていない。

※5月1日「再編ロードマップ」では、航空総隊司令部の移転は、2010年度とされた。データシート1(80ページ)。

市民の反応は、福生市に寄せられた市民の意見の中に見られるように、「テロや攻撃の対象になる」「横田基地の恒久化につながる」との意見が多いが、未だに自衛隊移駐問題は焦点化していない。

A6. 座間、相模原（神奈川県）
― 町ぐるみの反対運動

本土における米軍再編の焦点の一つは神奈川県座間市と相模原市にまたがるキャンプ座間※への米陸軍第1軍団司令部※の移駐問題である。

※面積235ヘクタール。在日米陸軍、第9戦域軍の司令部として本土と沖縄に展開した陸軍を統括し、主に後方支援業務の運用、管理をしている。実戦部隊は配置されていない。

※現在はワシントン州フォートルイスにある同司令部は、インド洋・太平洋全域への陸軍部隊の緊急展開・戦力投射を指揮する。

計画が公知になった04年秋以来、地元自治体はさまざまな運動を展開した。大量のポスターの作製と掲示、市広報の号外の発行、市公用車へステッカー添付などである。05年4月には座間市が市民署名を取り組み、12万市民のうち約6万の署名を集めた。相模原市も「基地問題の解決」と題し、6項目を要求する小泉首相宛の署名を呼びかけ、62万市民のうち21万の署名を集めた。両市とも市長や議員、自治会役員などが駅頭に立ち、市民に訴えた※。

※両市役所の基地問題のHPは、www.city.zama.kanagawa.jp/（座間市）、www.city.sagamihara.kanagawa.jp/profile/syougai/syougaitop.html（相模原市）

こうした全市民的な反対運動の盛り上がりにもかかわらず、政府は自治体の再三の要求も無視し、情報提供を拒否し続けてきた。政府からのまとまった説明は、「10.29合意」※発表直前の05年10月28日になってようやく行われた。横浜防衛施設局長が相模原市、座間市、神奈川県に経過説明に訪れて行った説明の要点は、次のとおりであった。

※資料2−2（218ページ）。

キャンプ座間：在日米陸軍司令部は近代的な司令部に変更する。人員は、約300人の増加。 陸上自衛隊の中央即応集団司令部を設置する。人員は300人。

相模総合補給廠：陸上自衛隊の普通科連隊を配置する。人員は、約1300人。有事には米軍が使う前提で、共同使用を協議中。私鉄の市内乗り入れ、旧県道の復活要望に対して引き続き協議していく。

この説明に対して、小川勇夫相模原市長は「相模原市にとって、何一つ良い話は無い。『地元負担の軽減』どころか、負担の強化、基地の恒久化以外の何ものでもない。全く受け入れられない」とコメントした。星野勝治座間市長も「キャンプ座間に関しての内容は基地の強化・恒久化以外の何ものでもない、到底容認できないものである」と批判した。

相模原市は11月13日「基地強化反対・早期返還を！緊急市民集会」を、座間市も11月18日「キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する市民大集会」を開催し、それぞれ反対の市民意思の結集を図った。また、両市の市議会もそれぞれ議会決議を全会一致で可決している※。

※両市のHP（前記）参照。

12月になると相模原市は額賀防衛庁長官とライス・ラムズフェルド両長官あての市民のハガキ投函運動を展開、15万枚のハガキを市民に配布した。また基地問題のビデオを作成、市HPでも閲覧できるようにしている。06年1月29日に相模原市自治会連合会は相模補給廠近くの相模原駅前公園で「米軍基地強化反対・市民大会」を開催、1200人が参加した。

06年3月17日、政府が「最終報告」を前に両市に対して行った説明には、「10.29合意」の内容以外に次の事項が含まれていた。(1)相模総合補給廠における米軍の訓練センター、モータープール、車両整備施設の設置。(2)同補給廠の住宅地区15ヘクタールの返還。(3)野積み場などの日米共同使用。(4)同補給廠から相模原住宅地区への住宅移設、などである。一方、「10.29合意」にあった陸自普通科連隊の配置は取り下げられた。しかし、キャンプ座間に移駐する中央即応集団司令部は相模原市域に置かれる。小川相模原市長は「負担増ばかりが目立つ、市の要求とかけ離れており、これでは市民に説明できず、とてものめない」と非難、座間市の星野市長も「この案をそのまま、お返しする」と反発した。両市とも国の説明に対し、質問書、再質問書を提出するなどして、基地の全面返還を強く求めている※。

※05年5月1日「再編ロードマップ」によれば、相模補給廠への陸自普通科連隊の移駐は取り下げ、同基地には「戦闘指揮訓練センター」が設置される。座間の司令部改編は08米会計年度までに行われ、陸自中央即応集団12年度までに移転する。データシート1（80ページ）。

A7. 岩国市民、空母艦載機を拒否

本土における在日米軍再編の最大の焦点の一つが、米海軍厚木飛行場（神奈川県）※から米海兵隊岩国飛行場（山口県）※への空母航空団の移駐である。2005年10月29日に発表された日米合意※には、次の内容が盛り込まれていた。

- ●米空母および航空団の長期にわたる前方展開の能力を確保するための空母艦載ジェット機及びE－2C飛行隊の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐。
- ●海上自衛隊EP－3、OP－3、UP－3飛行隊等の岩国から厚木への移駐。
- ●KC－130空中給油機の海上自衛隊鹿屋基地（鹿児島県）への移駐。

厚木から岩国に移る艦載機は57機である。一方、艦載機移駐に伴って、訓練空域を調整すること、現在硫黄島で行われている夜間離着陸訓練（NLP）は、新しい訓練場所を定めるまでの間、当面は硫黄島で行うことも合意には含まれた。

この再編案は3年ほど前からメディアなどで伝えられていた。井原勝介岩国市長と市議会は、一貫して反対の姿勢を示してきた。05年6月1日、市長と市議会議長は外務大臣と防衛庁長官を訪ね、「米軍基地については、その存在については是認しており、これまでにもKC－130空中給油機の受け入れなど、必要な協力もしてきた」とした上で、空母艦載機の移転は「到底受け入れられない」と拒否の姿勢を伝えた。さらに現在すすめられている基地沖合移設事業※も、航空機騒音など

※神奈川県大和市、海老名市、綾瀬市にまたがる。面積約505ha。米海軍と海上自衛隊の共同使用で、主な米部隊は、西太平洋艦隊航空司令部、第5空母航空団の各飛行隊、第51対潜ヘリコプター中隊。

※岩国市臨海部の陸地約640haと提供水域2090haからなる。米海軍と海上自衛隊の共同使用で、主な米部隊は、第1海兵航空団。

※資料2－2（218ページ）。

※滑走路を1キロメートル沖合に移設する事業。96年に着工。総工費2400億円の全額が日本負担。完成予定は09年。

の障害を緩和するためのものであり、「在日米軍再編の受け皿ではない」と強調した※。岩国市議会は、6月23日、全会一致で『米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する要望決議』を採択した。移駐反対は、岩国だけでなく周辺自治体にも広がっていった※。

「10.29合意」はこのような市民と自治体の意思に完全に反するものであった。11月4日には、北原巌男防衛施設庁長官が、山口県庁を訪れ合意内容を説明したが、地元の拒否の姿勢は変わらなかった。

一方では、市議会内部からは、地域振興策を活用した町作りを重視する移駐容認の意見が顕在化してきたのも事実である。このような状況の中で、井原市長から発議されたのが「米空母艦載機の岩国基地移転の可否を問う」住民投票であった。岩国市は、04年3月、常設の「住民投票条例」を制定している。同条例には、投票率が50％を越えなければ投票結果の開票もなされない、という高いハードルが設けられていた。

3月12日投開票の住民投票に向けて、反対派による精力的なキャンペーンが展開された。一部住民からは、防衛に関わる案件は国の専管事項であるとして投票ボイコットの動きも起こったが、結果は、投票率58.68パーセントで住民投票は有効となり、艦載機受け入れに反対は4万3433人、賛成は5369人で、有効投票総数の実に89パーセントという高い率の反対意思が示された。これは全有権者の過半数（51％）にあたる※。

住民投票の一週間後、市町村合併による新「岩国市」が発足した。4月23日投開票の新市長選において、住民投票を発議した井原氏が再編受け入れを訴える候補に圧勝し、民意は動かぬものとなった。

5月1日に発表された「再編ロードマップ」は、「10.29合意」よりもむしろ岩国の負担を重くする内容であった※。しかし、自治体と市民の反対の意思は健在である。今までどちらかと言えば「基地問題」では無風といわれてきた岩国は、今、「基地と自治」をめぐる攻防の熱い現場である。

※岩国市役所・基地問題ウェブサイト。
www.city.iwakuni.yamaguchi.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=ACD10000&WIT_oid=icityv2::CommonGenre::1044&m=1&d=

※05年6月から7月にかけて反対決議を行った地方議会は、柳井市、和木町、周防大島町、旧由宇町（以上、山口県）、広島市、廿日市市、江田島市、大竹市、旧大野町、旧宮島町（以上、広島県）。

※前記岩国市役所・基地問題ウェブサイト。

※①厚木からの空母航空団の移駐は2014年までを目標。②移駐する機数は2機増え59機。③普天間基地からは空中給油機12機が移駐し、鹿屋とグアムにローテーションで訓練。④CH45ヘリ部隊は、14年に沖縄海兵隊とともにグアムに移転。データシート1（80ページ）。

A8. 原子力空母の横須賀母港問題、正念場に

2005年10月28日、日米両政府は、通常動力型空母キティホークの後継艦としてニミッツ級原子力空母を08年に配備することを合意した※。12月3日には米国防総省は横須賀に配備する原子力空母がジョージ・ワシントンであると発表した。

※シーファー駐日米大使の声明 japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20051028-77.html及び町村外務大臣の記者会見 www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_0510.html#11

10月28日の合意は、計画が浮上してこのかたの地元世論に完全に反するもの※であった。05年7月の就任以来、前職の沢田秀男市長の方針を継承して「通常型空母の配備継続」を主張してきた蒲谷亮一横須賀市長は、即日外務省に出向き再考を要請した。市議会も11月2日に「到底容認できない」とする意見書を全会一致で採択した。蒲谷市長は05年12月20日から23日にかけて訪米し、イングランド国防副長官代行兼海軍長官、ローレス副次官らと直接面談した。「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」(共同代表・呉東正彦ら8人)※は、12月4日から10日にかけて、17名の訪米団を派遣、議会・政府関係者やNGO、平和運動グループと会い、原子力空母反対の声を米国に届けた。「市民の会」の反対署名は、06年3月末までに約48万人を超えた。

※本イアブック04年版・キーワードD14(222ページ)及び05年版・キーワードE7(148ページ)。

※www.pasopit.co.jp/cvn/

自治体と市民の最大の懸念は原子炉の安全性である。05年12月23日、在日米海軍司令部の説明が朝日新聞への回答としてに報道された※が、それは、重要な事実関係は伏せながら「安全」という結論だけを強調するという海軍の「マニュアル化」された説明であった※。

※『朝日新聞』(神奈川版)05年12月23日。

※『核兵器・核実験モニター』第251号(06年2月1日)。

海軍の説明における最大の問題の一つに、「原子炉事故」の定義がきわめて狭いことがある※。例えば99年に原子力空母「ステニス」がサンディエゴで起した座礁事故は、炉心溶融という最悪の事態に発展する可能性があった※にもかかわらず、海軍の定義では「原子炉事故」には分類されない。

※原子炉事故:炉心の損傷を引き起こすような制御不能な原子炉臨界事態、あるいは、核分裂生成物の炉心からの相当量の放出を引き起こすような冷却材の喪失事態。(1981年4月3日・海軍作戦部長通達3040.5B)

※『核兵器・核実験モニター』第253号(06年3月15日)。

06年4月17日、米政府は市長らの要求に応え、「合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクトシート」を提供した※。だが、その内容は、「マニュアル化された説明」の域を出るものではなかった。

※japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20060417-72.html

米国内では議会と海軍・国防総省の確執がつづいている。国防総省と海軍は「軍転換」を推進する立場から、2隻の通常型空母のうちの1隻であるジョン・F・ケネディを06会計年度中に退役させて空母の数を現在の12隻から11隻に減らすことを主張している。これに対し、ケネディの母港メイポート(フロリダ州)で退役反対世論が強いこともあり、「12隻体制維持」が優勢を占める議会は、06年1月6日、「海軍の戦闘能力は作戦可能な12隻を下回らない空母を含まなければならない」という条項を持つ「06年国防認可法」※を成立させた。ところが、2月6日に発表された国防総省の「4年ごとの国防見直し」(2006QDR)※は、あらためて「空母11隻体制」を明示し、同日、海軍は「11隻体制」を前提とする07会計年度予算案を提出した※。これに呼応して、議会には、06国防認可法の「12隻維持」条項の撤回を要求する法案が提出された※。

※資料2-7(237ページ)。

※キーワードC6(134ページ)。

※資料2-8(238ページ)。

※『核兵器・核実験モニター』第254号(06年4月1日)。

海軍が主張する「11隻体制」には、08年のキティ・ホーク退役、空母全体の原子力化というシナリオが含まれているのは明白である。しかし「11隻体制」を前提としても、最も旧いエンタープライズか就役後24年を経過し、現在大修理中のカールビンソンといった艦齢のかさんだ原子力空母をこの機会に退役させるという選択肢がある※。

※米議会調査局(CRS)報告書「海軍の空母:ケネディの退役提案ー議会の論点と選択肢」(05年1月14日。06年2月21日アップデート)。www.opencrs.com/document/RL32731/

日本政府が、市民の意志を代弁し、「08年以降も通常型空母配備継続」を米国と交渉する余地は、依然残っている。また「空母11隻体制」への移行は、世界でただ一つの空母の前進配備である横須賀母港そのものを見直すチャンスでもある。

1.【図説】再編実施のための日米ロードマップ

作成：ピースデポ

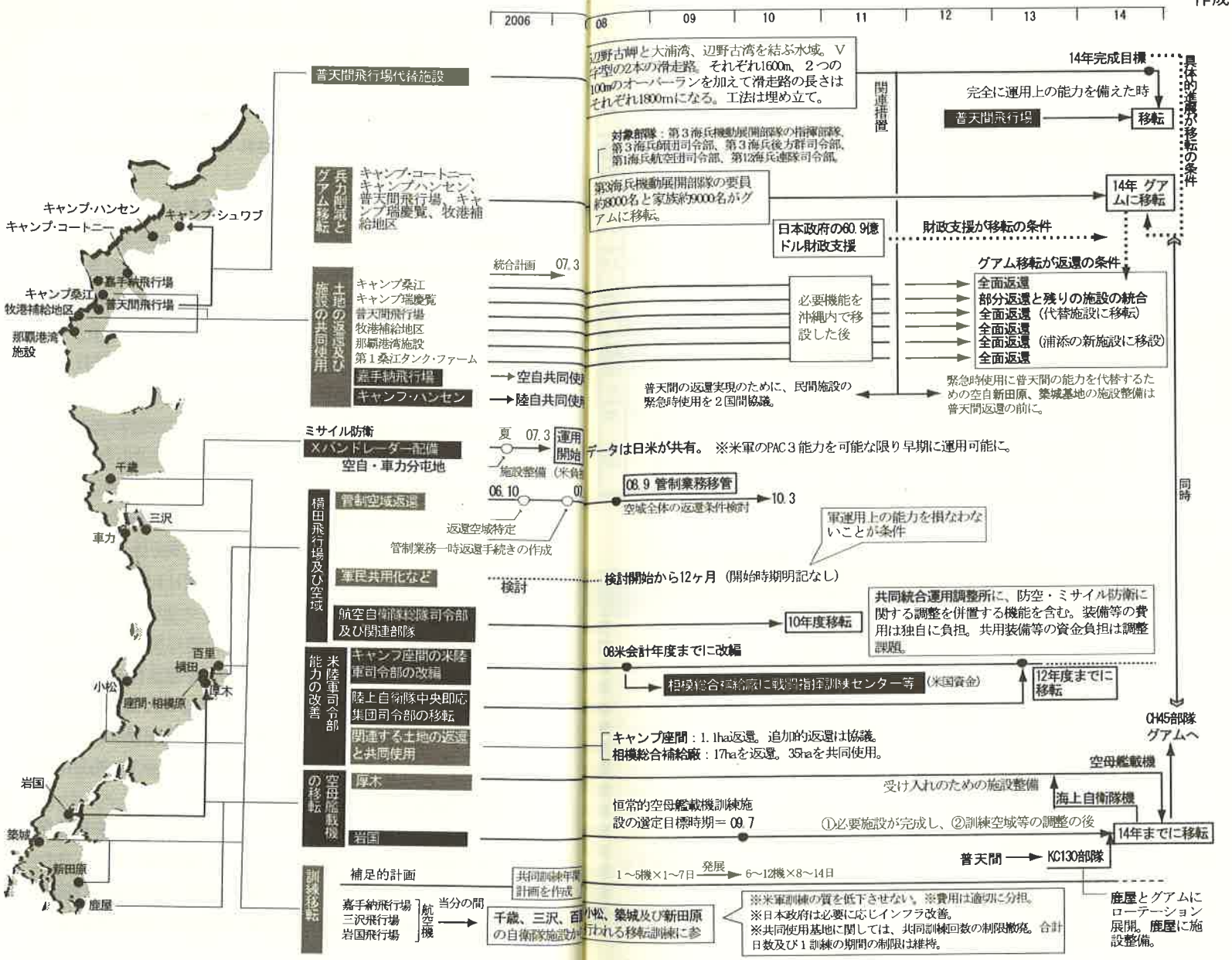

2. 原子力艦船の日本への寄港状況

原子力艦船の年間寄港回数及び滞在日数

( )内は水上艦の内数

年	64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	42
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (8)	1	3	0	0
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	7	3	3	0	0

年	75		76		77		78		79		80		81		82		83		84	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	8 (2)	52 (18)	8	61	4	26	7 (2)	60 (28)	8 (2)	48 (12)	8 (1)	45 (7)	6	32	20	132	23	178	25 (2)	181 (7)
佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6 (4)	33 (21)	1 (1)	3 (3)
沖縄	0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0

年	85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	30	172	32 (1)	169 (10)	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36)	31	244
佐世保	5	24	7	39	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2	1 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32
沖縄	0	0	3	6	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13

年	96		97		98		99		00		01		02		03		04		05		累計	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	29 (3)	243 (12)	33 (1)	237 (3)	34	199	20	143	27	176	15	97	16	165	15 (1)	133 (1)	17	122	17	137	740 (30)	5,468 (182)
佐世保	7	49	23	161	13	90	8	41	14	51	17	44	21 (1)	78 (4)	23	51	18 (1)	36 (5)	15	48	265 (14)	1,129 (67)
沖縄	16	33	9	11	8	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	16	20	238 (4)	404 (10)

2005年　原子力艦船寄港状況

■横須賀（神奈川県）

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	アッシュビル	潜水艦	1/24～2/3	11
2	シャイアン	潜水艦	2.7～14	8
3	ロサンゼルス	潜水艦	2/26～3/3	6
4	オリンピア	潜水艦	4/12～22	11
5	メンフィス	潜水艦	7/21～8/1	12
6	コーパスクリスティ	潜水艦	7/21～22	2
7	ヘレナ	潜水艦	7/22～8/4	14
8	サンタフェ	潜水艦	8/19～23	5
9	コーパスクリスティ	潜水艦	8/22～29	8
10	キー・ウェスト	潜水艦	8/29～9/8	11
11	ルイヴィル	潜水艦	9/22～28	7
12	コロンビア	潜水艦	9/26～30	5
13	パサデナ	潜水艦	11/7～11	5
14	サンタフェ	潜水艦	11/19～25	7
15	ジェファーソンシティ	潜水艦	11/21～28	8
16	シカゴ	潜水艦	12/9～13	5
17	トピーカ	潜水艦	12/30～06/1/10	2(10)

■佐世保（長崎県）

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	シャイアン	潜水艦	1/27～2/3	8
2	シャイアン	潜水艦	2/17	1
3	シャイアン	潜水艦	2/20	1
4	シャイアン	潜水艦	2/23～24	2
5	オリンピア	潜水艦	4/24～26	3
6	オリンピア	潜水艦	4/30	1
7	ヘレナ	潜水艦	6/10	1
8	ヘレナ	潜水艦	6/13～17	5
9	サンタフェ	潜水艦	8/26～9/1	7
10	キー・ウェスト	潜水艦	9/24～28	5
11	キー・ウェスト	潜水艦	10/1～2	2
12	キー・ウェスト	潜水艦	10/27～29	3
13	コーパスクリスティ	潜水艦	10/30	1
14	コーパスクリスティ	潜水艦	11/2	1
15	パサデナ	潜水艦	11/22～28	7

■沖縄・ホワイトビーチ（うるま市）

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	シャイアン	潜水艦	1/25	1
2	ロサンゼルス	潜水艦	2/5～2/8	3
3	オリンピア	潜水艦	3/15	1
4	ロサンゼルス	潜水艦	4/14	1
5	ロサンゼルス	潜水艦	4/18	1
6	シャルロット	潜水艦	5/29	1
7	シャルロット	潜水艦	6/12	1
8	ヘレナ	潜水艦	7/2	1
9	パサデナ	潜水艦	7/6～7/7	2
10	パサデナ	潜水艦	8/2	1
11	キー・ウェスト	潜水艦	8/13	1
12	パサデナ	潜水艦	8/15	1
13	キー・ウェスト	潜水艦	9/13	1
14	ルイヴィル	潜水艦	9/19	1
15	コーパスクリスティ	潜水艦	12/2	1
16	サンタフェ	潜水艦	12/8～12/9	2

3. 民間港への米軍艦船寄港状況

◆05年1月～12月

寄港地	艦　名	入港年月日	出港年月日
小樽	ジョン・S・マッケイン	05.2.5	05.2.9
室蘭	ラッセン	05.10.12	05.10.15
函館	ジョン・S・マッケイン	05.11.4	05.11.7
八戸	モンタウク	05.1.25	05.1.25
八戸	モンタウク	05.2.9	05.2.9
八戸	モンタウク	05.3.12	05.3.12
八戸	モンタウク	05.4.7	05.4.7
八戸	モンタウク	05.4.25	05.4.25
八戸	モンタウク	05.5.13	05.5.13
八戸	モンタウク	05.5.25	05.5.25
八戸	モンタウク	05.7.14	05.7.14
八戸	モンタウク	05.9.14	05.9.14
八戸	モンタウク	05.11.25	05.11.25
八戸	モンタウク	05.12.17	05.12.17
八戸	モンタウク	05.12.25	05.12.25
仙台	カーティスウィルバー	05.5.30	05.6.2
仙台	ジョン・ポール・ジョーンズ	05.9.23	05.9.27
酒田	バンデグリフト	05.2.10	05.2.14
千葉	コントレーラス	05.8.16	05.8.16
千葉	コントレーラス	05.8.17	05.8.17
東京	ブルーリッジ	05.11.19	05.11.21
横浜	ジャービス	05.5.23	05.5.30
下田	フィッツジェラルド	05.5.19	05.5.23
呉	チャンセラーズビル	05.6.22	05.6.25
呉	パトリオット	05.8.19	05.8.22
呉	ケイプ・ジャコブ	05.11.28	05.12.23
下関	ガーディアン	05.2.13	05.2.15
下関	パトリオット	05.2.13	05.2.15
下関	ガーディアン	05.2.25	05.2.25
大分	ビンセンス	05.2.10	05.2.14
舞鶴	フィッツジェラルド	05.2.10	05.2.14
新潟	カーティスウィルバー	05.8.29	05.9.1
鹿児島	フィッツジェラルド	05.10.13	05.10.16
		延べ寄港回数	33回

◆06年1月～3月

寄港地	艦　名	入港年月日	出港年月日
室蘭	チャンセラーズビル	06.2.3	06.2.7
室蘭	ブルーリッジ	06.2.6	06.2.10
八戸	モンタウク	06.2.2	06.2.2
八戸	モンタウク	06.3.18	06.3.18
名古屋	ブルーリッジ	06.1.30	06.2.3
呉	ガーディアン	06.2.12	06.2.14
呉	パトリオット	06.2.12	06.2.14
呉	ガーディアン	06.2.25	06.2.27
呉	パトリオット	06.2.25	06.2.27
長崎	ステザム	06.2.10	06.2.13
新潟	ゲアリー	06.3.16	06.3.21
鹿児島	ジョン・S・マッケイン	06.2.24	06.2.28
		延べ寄港回数	12回

浮標

あらためて「肯定も否定もしない」

米海軍は、特定の場所における核兵器の存在を肯定することも否定することもしないという「肯定も否定もしない」(NCND=Neither Confirm Nor Deny)政策をとってきた。この政策のために、寄港する米軍艦の核兵器搭載の有無について、市民は質し続けなければならない。

06年2月、米海軍はこの政策を徹底せよ、違反すると罰則の対象となるという通達を出した。「水上艦、海軍航空機、攻撃型原潜、誘導ミサイル潜水艦には核兵器を搭載しないのが、米国の一般的政策である」という表現で、核兵器の搭載は否定するのであるが、特定の軍艦について訊かれればNCNDで答えよ、というのである。

これまで核搭載専用であった戦略原潜が誘導ミサイル潜水艦に改造されて2007年に就役する。この状況に備えての通達であると推測される。日本にも、それが寄港する可能性がある。

A9.「戦略的柔軟性」と基地再編に揺れる韓国

2004年10月6日、米韓政府は、在韓米軍※の12,500人(現在の兵力の約3分の1)を3段階に分けて08年末までに撤退させると合意した※。基地に関しては、17基地が返還される※。長く反基地・反米感情の標的となっていた、ソウルの中心部で広大な敷地(85ha)を占拠している第8陸軍司令部・在韓米軍司令部のある竜山(ヨンサン)基地も返還される。しかし引き替えに、烏山(オサン)空軍基地と陸軍のキャンプ・ハンフリーのある平澤(ピョンテク)に、新しい米軍センターを韓国政府の費用で建設することとなった。キャンプ・ハンフリーは3倍の大きさに拡張される。

※兵力約36,000人(米国防総省データ。2000年3月現在)。

※第1段階:04年8月にイラク派遣部隊3600人を含む5000人。第2段階:05~06年に行われ合計5000人、第3段階:07~08年に残りの2500人。

※『朝日新聞』04年7月24日。

兵力削減と基地再編協議で、米国が韓国に求めたのは、再編の基本原則の一つである「戦略的柔軟性」、つまり、在韓米軍がもはや「朝鮮有事」対応のための軍隊ではなく、グローバルな軍隊であることの承認であった。

06年1月19日、ライス国務長官と潘(バン)外交通商相が、ワシントンで発表した「同盟パートナーシップのための戦略協議の立ち上げに関する米韓共同声明」※には、「(韓国は)米国の世界的軍事戦略のトランスフォーメーションの論理を全面的に理解し、在韓米軍の戦略的柔軟性の必要性を尊重する」と明記された。一方、「戦略的柔軟性の実行に当たって、米国は、韓国民の意に反して東北アジアにおける地域紛争に巻き込まれてはならないという韓国の立場を尊重する」との一節によって、韓国側の立場が反映されたと韓国政府は説明した。しかし平和運動は「韓国が、アメリカが世界で起こした戦争に巻き込まれる可能性が高くなる」と反発を強めた※。

※usinfo.state.gov/eap/Archive/2006/Jan/20-573902.html

基地が大拡張される平澤では、住民、農民による激しい反対運動が起こっている。平澤基地拡張を「戦略的柔軟性」の象徴とみなす全国の市民や学生が、運動に合流している。

※「オーマイニュース」06年3月9日。同ニュースは、市民記者の取材記事を配信するデジタル・ニュース。『核兵器・核実験モニター』第242号(05年9月15日)に紹介記事。

基地返還に伴い浮上しているのが、環境汚染と回復に関する議論である。05年9月22日、韓国環境部は05年内に返還予定の米軍基地の14か所で環境汚染があると議会に報告した※。06年1月に行われた全返還予定基地に関する調査の結果、環境基準を超える汚染場所は22か所に及ぶことがわかった※。韓国政府は、米国側に環境汚染の除去を要求している。03年5月30日に米韓が共同発表した「米韓地位協定運用改善のための協議の成果」※に伴う「環境情報共有およびアプローチの手続き付属書A」は、通常基地返還1年前から共同で汚染調査を実施し、発見された汚染について米軍が浄化すると定めている。しかし、米国政府は「既知の、緊急かつ実質的な危険性」※でない限り、回復の責任はないと主張している。

※『ソウル新聞』05年9月26日。

※『朝鮮日報』(日本語・電子版、japanese.chosun.com/)06年1月24日。

※『核兵器・核実験モニター』第195号(03年9月15日)に全訳。

※"Known, imminent and substantial endangerment"を略して"KISE"と呼ばれる。

05年10月21日にソウルで開かれた米韓安全保障年次協議(SCM)で、韓国側は汚染者負担を原則とする韓国の国内基準に従って解決するよう要求した。これに対してラムズフェルド米国防長官は「米韓地位協定の基準に従うべきだ」と反論した※。しかし、06年4月の国会で、環境運動家出身で新任のイ・チボム環境部長官は「環境回復費用は汚染者負担が原則」との見解を再度明らかにした※。

※『新東亜』06年3月号。

※『ハンギョレ新聞』06年4月5日。

一方、10月のSCMで合意された13項目の共同声明※には、朝鮮戦争開始時の1950年に米国に委譲されたままの韓国軍の「戦時作戦統制権」の返還※についての協議を「適切に加速化」するという項目が含まれていた。盧武鉉大統領は統制権の完全返還を「自主国防」政策の要と位置付けている。韓国内では、2010年から14年頃に返還が実現するのではないかという見方が広がっている※。

※www.defenselink.mil/news/Oct2005/d20051021uskoreal.pdf

※平時の統制権は94年に返還されている。

※『朝鮮日報』(日本語・電子版)06年3月16日。

A10. 中央アジアで緊張生む米軍基地交渉

中央アジアにおける米軍基地設置の動きは、2001年10月7日に始まった米国などによるアフガニスタン攻撃「不朽の自由作戦」に起源をもつ。米軍の世界態勢見直しの中で、米国はすでに一時使用を許されてきたウズベキスタンとキルギスの基地の前進作戦地(FOS)としての恒久的使用協定の合意を目指した。しかし、キルギスとの間で限定的な協定を何とか勝ち取ったものの、ウズベキスタンからは拒否され撤退を余儀なくされた。

交渉経過の背景として、中央アジアの複雑な政治状況がある。中央アジアには旧ソ連時代に始まる強権体質の政権が存続する。多くの政権は、米軍がイスラム原理主義勢力を叩く限りにおいて米軍の存在を歓迎する。しかし、米国が親欧米勢力を後押しして反政府運動を激励することに警戒する。

一方、中央アジア諸国と国境を接する中国とロシアは、この地域における米軍プレゼンスの長期化に警戒感を強めた。05年7月5日にアスタナ(カザフスタン)で開催された上海協力機構※首脳会議は米軍撤退時期の明示を求めた。中国とロシアが、機を捉えて米国と中央アジア諸国の間に楔を打ち込んだと考えられる。

※中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの6か国で構成。96年にウズベキスタンを除く5か国が、安全保障問題を話し合うために上海で首脳会議を開催し、上海ファイブと呼ばれた。以後、毎年首脳会議。01年にウズベキスタンが加わり、「上海協力機構」となった。事務局は北京にある。

04年初め、ラムズフェルド国防長官がウズベキスタンに南部のカルシ-ハナバード基地(頭文字にKが並ぶのでK2と呼ばれる)をFOSとしたい旨の発言をしたとき、ウズベキスタンはいち早く好意的な反応を示した。しかし、05年5月13日夜、

東部アンディジャンで反政府運動が武力鎮圧され、多くの市民の死者を出した事件を契機に、国際世論を意識した米国はカリモフ政権下の人権状況に批判的立場を表明し始めた。上海協力機構の声明を受けて、ウズベキスタン外務省はK2基地の米軍使用を再考すると表明した。そして、05年7月29日、タシケントの米大使館に文書で基地提供の中止を通告し、180日以内にすべての航空機、人員、機材を撤去するように求めた。05年11月21日、米軍最後の航空機がK2基地から撤退した※。

※『核兵器・核実験モニター』第255号(06年4月15日)。

キルギスにおいては05年3月24日にピークに達した反政府デモによって、15年間続いたアカエフ大統領の独裁政権が倒され(チューリップ革命)、7月10日の選挙でバキエフ氏が正式に大統領になった※。バキエフ大統領は、米軍基地の存続に慎重な態度を表明し上海協力機構の声明にも参加した。

※同上

しかし、ウズベキスタンのようには直線的に動かず、7月25日、ラムズフェルド国防長官が説得のためにビシケクを訪問したときには、国防大臣は「マナス基地の継続使用を歓迎する」と述べた。実際の協定を結ぶための交渉は長期にわたり、05年10月11日、コンドリーサ・ライス国務長官が首都ビシケクを訪問し新協定に署名した。「アフガニスタン情勢が完全に安定化するまで」という条件で、困難の末に到達した合意であるとニューヨーク・タイムズ紙は伝えている※。

※『ニューヨーク・タイムズ』05年10月12日。

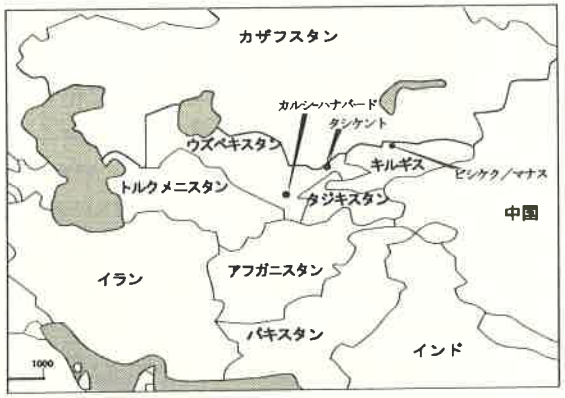

A11. 東欧2か国に前進作戦地

米国は、冷戦時代に東側に属しており、冷戦後NATO（北大西洋条約機構）に参加したポーランド、ルーマニア、ブルガリアにおいて、個別に基地交渉を行ってきた※。

※ポーランドは、ハンガリー、チェコとともに1999年3月の第1次のNATO東方拡大で加盟、ルーマニアとブルガリアは、2004年3月の第2次東方拡大によってバルト3国（ラトビア、エストニア、リトアニア）、スロバキア、スロベニアとともに加盟。

地理的には、ルーマニアとブルガリアはいずれも黒海に面する、中東、イラン、中央アジアへの前進基地の位置にある。米国にとってはイスラム国家であるトルコを補う基地の選択肢を持つことになる。また、ポーランドはイランから米国東海岸に向けて弾道ミサイルを発射したときの大圏コースの下に位置するNATO唯一の国であり、前2者とは異なる意味を持つ要地だということができる。

05年12月6日、コンドリーサ・ライス米国務長官がルーマニア首都ブカレストを訪問し、ミハイ・ラズバン・ウングレアヌ外相と両国の基地に関する基本協定に署名した。2年にわたる交渉の結果であり、旧ワルシャワ条約機構の国に米軍基地を設置する初めての協定であった。

協定が実績の延長上に形成されたものであることを忘れてはならない。すなわち、9.11以後、ルーマニアのミハイル・コガルニセアヌ空軍基地などの基地が、米軍のアフガニスタンやイラクへの部隊、装備の輸送拠点として頻繁に使われていた。この空軍基地は、戦場から連れてきた捕虜の秘密収容所としてCIAの取り調べに利用されてきたと人権団体によって指摘されていた。

米国防総省は、ルーマニアの基地は前進作戦地（FOS）で

あると明確に定義している。つまり、小さな米軍司令部が設置される他は、2～6か月のローテーション部隊が駐留する。名前が挙がっている基地は、スマルダン訓練場、ババダッグ訓練区域及び鉄道引き込み線（首都ブカレストの東北400kmの内陸部）、ミハイル・コガルニセアヌ航空基地（コンスタンツァ近傍）、シンク訓練場である。

ブルガリアにおいても、ルーマニアとほぼ平行して基地協定の交渉が続けられてきた。しかし、05年末には06年3月に合意されると予想されていた交渉は長びいており、4月末に首都ソフィアで開催されるNATO外相会議の際に署名される見通しである※。

※協定は06年4月28日に署名された。

ブルガリアもまた、イラクとアフガニスタン両戦争における領空通過や補給のための臨時基地設置を許してきた。交渉の過程※で名差しされている基地名は、トルコ国境に近いノボセロ訓練場とベツマー航空基地、及び中部のグラフ・イグナチエボである。基地の性格はルーマニアと同様にFOSであり、ローテーション部隊を受け入れ、訓練、装備の事前集積、集結、展開のための基地使用を許すものと思われる。

※『核兵器・核実験モニター』第254号（06年4月1日）。

ポーランドに関しては、05年11月、米国防総省筋の情報としてAPが伝え、11月14日、マルチンキエビッツ・ポーランド首相が米国との協議を示唆する発言をした。

B1. 決裂に終わった 2005年NPT再検討会議

2005年5月2日から27日にかけて、第7回核不拡散条約（NPT）※再検討会議がニューヨーク国連本部で開催された※。5つの核兵器国や日本を含む世界153か国の政府代表が集まり、議長をブラジルのセルジオ・ドゥアルテ大使が務めた。

※1968年に署名、70年に発効。第一回の再検討会議は75年に開催された。

※特別記事2（37ページ）。

5年毎に開催される「再検討会議」とは、NPT第8条の規定に従って、締約国が一堂に会し、条約の運用状況の点検を行う会議である。核兵器国の核軍縮義務を定めたNPT第6条※は、核兵器廃絶の目的にとって唯一の国際条約上の拠り所であり、再検討会議はその実質的な履行を核兵器国に迫る重要な多国間協議の場という意味を持つ。

※資料1－1（197ページ）。

前回2000年の再検討会議において、核兵器廃絶に向けた「明確な約束」など、13項目の中間的措置を含む全会一致の最終文書※が採択され、多国間協議を通じての核軍縮にとって新しい土台となる国際合意が形成されていた。05年の再検討会議においても、「核のない世界」に向けた具体的な一歩となる、実質的な内容を含む最終文書の採択が実現するよう、核兵器廃絶を求める国際社会は期待した。

※資料1－4（200ページ）。

しかし、1ヶ月近くにおよぶ協議の結果、再検討会議は事実上の「決裂」で幕を閉じた。実質的な合意文書は一切作成されず、最終日に採択できたのは、参加者や会議の数などを記した手続き的記述のみの最終文書であった。参加各国は、NPTの強化に向けた決定や勧告を生み出すことはおろか、過去の合意を再確認することさえできなかった。ドゥアルテ議長は、国家間の意見の相違を埋められないとして、合意文書ではない「議長概要」の提出を行わなかった。

再検討会議では、実質事項にかかる討議は、3つの課題群（クラスター）ごとに分けられた主要委員会I（核軍縮関連）、II（保障措置、非核兵器地帯関連）、III（原子力の平和利用関連）で行われる。それぞれの主要委員会が審議内容をまとめた報告書を作成、本会議に送付し、本会議での全体的な審議を経て、最終的な合意文書がまとめられ、採択される。今回の再検討会議においては、この3つの主要委員会すべてにおいて合意文書が作成されず、本会議での実質議論は事実上行われなかった。

05年再検討会議は、04年の準備委員会※の失敗を受け、会議の暫定議題など事前に決定されているべき議事に関する取り決めが白紙のままという状況で始まった。その結果、会期のおよそ3分の2が手続き事項に関する論争に費やされ、実質的な内容に関する審議にあてられた時間は極めて短いものとなった。

※95年のNPT再検討・延長会議で「条約再検討過程の強化」が決定したことに基づき、再検討会議に先立つ3年間に開催される。05年再検討会議に向けては、02年（ニューヨーク）、03年（ジュネーブ）、04年（ニューヨーク）で準備委員会が開催された。

こうした失敗の最大の原因は、不拡散問題に焦点を絞り、包括的核実験禁止条約（CTBT）※を否定し、自国の核軍縮につながるあらゆる案件にことごとく異を唱えた米国と、条約が軍縮・不拡散の両面において「完全かつ非選択的」に履行されるべきであると主張し、過去の合意に基づく核兵器国の義務履行を求めた非同盟諸国（NAM）※や新アジェンダ連合（NAC）※との対立にあった。中東問題、イランの核問題、第6条に基づく核軍縮問題等をめぐり各国の意見は平行線を辿り、全会一致を可能な限り追求するという議事運営も障害となった。

※データシート5（114ページ）。

※冷戦期に、東西どちらの陣営にも属さず、第3の勢力として植民地の独立などを支援した、主に戦後の新興独立国からなる諸国。現在115か国が加盟。

※用語の説明「新アジェンダ連合」（193ページ）。資料1－3（198ページ）に設立時の声明。

他方、会議に参加した多くの国がNPTの重要性とその遵守の必要性を強調し、今後の強化に向け様々な有益な案を提示したこと、また、過去の合意を覆すような後退した合意がなされなかったことは、今回の再検討会議における前向きな成果として評価されている。

B2．CDの正常化めざし、6か国がイニシアティブ

停滞を続ける多国間核軍縮交渉に風穴をあけようと、2005年秋、極めて意欲的な提案の提出が準備されていた。ジュネーブ軍縮会議（CD）※の4つの重要議題※について、国連総会第1委員会（軍縮）の下に特別委員会を設置することを提案したもので、ブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデンの6か国が行ったイニシアティブである。

軍縮課題を扱う唯一の多国間交渉の場でありながら、CDは、1999年以来、事実上の機能停止を続けてきた。4つの重要議題において、それぞれのテーマのもとに設置される特別委員会の「任務」（マンデート）に各国が合意できないためである。

CDの正常化に向けては、過去にさまざまな努力が払われてきたが、行き詰まりの打開には至っていない。「全会一致」というCDの議事運営ルールが、一部の国によって議事進行の阻止に悪用されてきたことに起因する。この状況に対する「是正措置」として、6か国イニシアティブは、すべての国が拒否権を有しているに等しい全会一致制ではなく、多数決制で運営される第1委員会を使って前進を図ろうとするものである。CDで議論が開始されるまで国連総会内に設置した特別委員会で議論を行い、CDが正常化すれば審議内容をCDに引き継ぐ、ということを目指した。

6か国イニシアティブの背後には、NGOからの要請と強力な後押しがあった。「平和市長会議」※は、8月に広島で開催された総会において、「核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会」の設置を第1委員会に求めることを決議していた。この要求は、8月6日の広島市平和宣言にも盛り込まれている※。「平和市長会議」、核廃絶を求めるNGOの国際ネットワーク「アボリション2000」※等は、積極的なロビー活動を展開した。

10月3日、カナダ、メキシコの両政府代表は、ニューヨーク国連本部で開催された第1回「第Ⅵ条フォーラム」※で、第1委員会の下に特別委員会を設置することを求める新決議案の提出を予告した。10月6日、「軍縮および不拡散の優先議題に関する作業を開始する」と題された新決議案の骨子案※が明らかになった。

新提案に盛り込まれた各特別委員会の「任務」は、過去にCD議長を務めた5人の大使による調停案（A5案。2003年6月26日に修正案を提示※）の「任務」をそのまま踏襲したものである。「修正A5案」には、ロシアや中国も支持を表明しており、それを利用したことは、CDのこれまでの努力を尊重し、多くの国からの支持を得るための工夫である。

6か国のイニシアティブに対して、米国はあからさまな反撃に出た。改革途上にある国連総会自体に悪影響を及ぼす、CDの問題はCDで扱うべきである、安全保障は多国間の多数決にはなじまない等の理由をあげ、「米国は我々の同意なしに創設されたいかなる国際的組織にも参加しない」「そのような組織が生み出すいかなる合意にも決して拘束されることはない」との文書を各国政府に送った※。

10月12日、6か国を代表したカナダによって、決議案の第1委員会提出を見送り、もう一年CDでの議論の進展を待つという内容の声明が発表された。米国の圧力に屈した形にはなったが、「CDが2006年もまた結果を残せないままに1年を送ることになれば…この提案を再度提出するという選択肢は捨てないことを断っておきたい」※と今後に向けた6か国の決意と意欲が示された※。

※用語の説明「ジュネーブ軍縮会議」（192ページ）。
2005年の日程：
第1会期：1月24日－4月1日
第2会期：5月30日－7月15日
第3会期：8月8日－9月23日
2006年の日程：
第1会期：1月23日－3月31日
第2会期：5月15日－6月30日
第3会期：7月31日－9月15日

※「核軍縮」「兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）」「大気圏外での軍備競争の防止（PAROS）」「消極的安全保証（NSA）」の4つ。

※キーワードE1（168ページ）。

※資料3－15（265ページ）。

※キーワードE4（174ページ）。

※キーワードE3（172ページ）。

※資料3－5（252ページ）。

※CD／1693／Rev.1（03年9月5日）

※『核兵器・核実験モニター』第245号（05年11月1日）に全訳。

※同上。

※2006年3月末現在、CDでは実質的な交渉や議論の前に採択されるべき「作業プログラム」に合意できない状態が続いており、実質的に進展はない。

B3. 失敗に終わった国連「ミレニアム+5」サミット

2005年9月14日から16日まで、国連特別首脳会議(通称「ミレニアム+5」サミット)がニューヨークの国連本部で開催された。170カ国を超える国連加盟国の首脳が一堂に会し、安全保障、開発、人権、国連改革と多岐にわたる課題を議論する場である。2000年9月に開催された「ミレニアム・サミット」では、21世紀の国際社会のめざす目標として、「国連ミレニアム宣言」が採択された。宣言では、「大量破壊兵器とりわけ核兵器の廃絶に向けた努力」が確認されている。

5月のNPT再検討会議での失敗※を背景に、「サミット」では実質的な内容を含む「採択文書(成果文書)」の全会一致での採択が期待されていた。しかし、最終日の9月16日に採択された40ページ、178項目に及ぶ「採択文書」は、「核軍縮・不拡散」に関するすべての言及を削除したものであった※。

※キーワードB1(92ページ)、特別記事2(37ページ)参照。

※www.reformtheun.org/index.php/united_nations/1433

05年3月に出されたアナン国連事務総長による報告(「より大きな自由の中で」※などを基盤として、各国は協議を重ね、「採択文書」草案の策定作業を進めていた。7月26日には、オーストラリア、チリ、インドネシア、ノルウェー、ルーマニア、南アフリカ、英国の7か国の外相が、軍縮・不拡散の両面での合意形成を目指す穏健な共同声明※を発表した。このように、NPT再検討会議で実質的な合意文書が作成されなかった状況を乗り越え、核不拡散体制の弱体化に歯止めをかけようとする試みが進められていた。

※www.un.org/largerfreedom/contents.htm

※資料3-4(250ページ)。

こうした努力にあからさまに逆行する動きを見せたのが米国であった。「採択文書」の第3次草案の発表(8月5日)※後まもなく、米国は全体で500か所以上にものぼる大幅な修正・削除を要求した。

※www.un.org/ga/59/hlpm_rev.2.pdf

8月1日にブッシュ大統領により任命されたばかりの米国のジョン・ボルトン新国連大使が各国に提示した修正案(8月17日付)※は、草案158節のうち、わずか4節に過ぎない軍縮・不拡散部分をほぼ全面的に書き変えるものであった。「国際の平和と安全の強化には、軍縮・不拡散両面での前進が不可欠」と明記した第3次草案に対し、ボルトン修正案は、核兵器国の核軍縮義務に関連する言及を徹底的に削除することを求めた。その要求は、現在の米政権が支持を表明している核軍縮政策に関する部分にさえ及んでいた。以下は、ボルトン提案の主なポイントである。

※www.reformtheun.org/で"All Government Statements"の05年8月17日のところに同声明がある。

- 「軍縮」に関する言及の削除。
- 「包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効」「核実験モラトリアム継続」に関する言及の削除。
- 「非核地帯」「消極的安全保証(NSA)」に関する言及の削除。
- 「核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)」「大気圏外における軍備競争の防止(PAROS)に関する言及の削除。
- 「多国間の枠組み」に関する言及の削除。
- 「原子力エネルギーの平和利用の権利」に関する言及の削除。
- 「拡散防止措置の強化」に関する言及の追加。

合意の達成が危ぶまれるなか、安保理常任理事国など約30か国で構成される「コア・グループ」が選出され、協議が継続された。9月6日、ピン国連総会議長は、米国をはじめ複数国からの修正要求を列挙した形で第4次草案を提示した。その後もサミット開幕直前まで各国から軍縮・不拡散部分に関する修正案が提出され、瀬戸際の交渉が続いた。しかし、強硬姿勢の米国とそれに反発する国々との対立の溝は埋まらず、妥協点はついに見出されなかった。

B4. 日本とNAC、核軍縮国連決議で協力

日本政府は、05年秋の国連総会第1委員会（軍縮）※に、新しい核軍縮決議案（「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」）を提出した※。決議案は、05年10月26日に第1委員会を通過し、12月8日の国連総会本会議において、過去最多となる賛成票数（賛成158、反対2、棄権7）を得て採択された※。

今回の投票結果における最大の特徴は、これまで日本決議に棄権票を投じてきた新アジェンダ連合（NAC）※が、初めて賛成に回った点である。前回（04年）の第1委員会での投票後、NACは、日本決議に対する棄権理由を「1995年および2000年NPT再検討会議における誓約」をめぐる日本との「解釈における相違」と説明していた※。

今回の日本決議の内容を見ても、NACのいう「解釈における相違」は両者の間に存在していた。しかし、05年NPT再検討会議※と国連「ミレニアム+5」サミット※といった核軍縮をめぐる多国間交渉の度重なる失敗を背景に、NACは日本との共同歩調を最優先させる外交戦略を選択したものと見られる。NACのなかでも日本決議に対する見解は分かれた。南アフリカは、日本決議の中に「明確な約束」を含む実際的措置への言及が盛り込まれていないことに不満を持ちつつも、多国間交渉の失敗を受け、第1委員会が強いメッセージを発信すべきであると主張した。しかし、エジプトは、日本決議が国際社会の関心を不拡散措置の強化に過度に集中させようとしていること、また、エジプトはイスラエルをNPTの枠外に置

※用語の説明「国連総会第1委員会」（192ページ）。

※資料3−8（255ページ）に全文。

※キーワードD1（142ページ）。

※用語の説明「新アジェンダ連合」（193ページ）。

※NACを代表したスウェーデン大使の演説（04年10月28日）。www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com04/EOV/L23NAC.pdf

※キーワードB1（92ページ）。

※キーワードB3（96ページ）。

いたまま、IAEA追加議定書締結を行う意志はないことを理由に、態度を保留したと伝えられる※。

NACも日本同様、核軍縮決議案を第1委員会に提出した。昨年と同様に、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された簡潔なスタイルである※。しかし、その内容は04年のものから大きく変化していた。05年NPT再検討委員会に向けた戦略として、要求項目の数を絞ることで支持拡大を狙った04年決議と異なり、05年決議は、具体的措置の内容に踏み込むことを慎重に避けつつ、あくまで「過去の核軍縮合意の履行の加速」という原則的な目標を示したものとなった。「明確な約束」※を前文で想起するとともに、主文において過去の合意を再確認し、2000年合意の実際的措置の履行を加速するよう核兵器国に求めている。

NAC決議は、10月26日に賛成144、反対5、棄権19で第1委員会を通過し、12月8日に賛成153、反対5、棄権20の賛成多数で採択された（主文第4節については、別途に投票が行われ、採択された）。04年に、NATO加盟国として初めて8か国※がNAC決議に賛成票を投じたことで話題を呼んだが、05年にはさらに6つのNATO加盟国（ブルガリア、チェコ、デンマーク、アイスランド、イタリア、スロバキア）が賛成に回った。

日本は、昨年に引き続き、NAC決議に賛成票を投じた。投票後の説明において、日本政府は、昨年同様に「（NAC）決議に含まれるすべての点に合意しているわけではない」と釘を刺しつつも、多国間会議での失敗に触れて、「このような合意の欠如が既存の軍縮・不拡散体制を損なうことのないよう、我々は最大限努力しなければならない。そのためには、すべての参加国が軍縮および不拡散の促進に向けた努力を結束させることが肝要」と支持の必要性を明確に述べた。また、NACの日本決議支持について「このような相互努力と協力が、軍縮・不拡散をいっそう強化する力強い機運を生み出すことに役立つ」と高く評価した※。

※www.reachingcriticalwill.org/political/1com/FCM.html

※資料3−7（200ページ）。

※資料1−4（200ページ）。

※ベルギー、カナダ、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、トルコ

※日本政府による投票理由説明。05年10月26日。www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com05/EOV/L4japan.pdf

B5. エルバラダイ、核施設の新設停止など提案

2005年2月、核拡散の脅威とその克服のために、04年以来さまざまな提案を繰り返してきたIAEA（国際原子力機関）のエルバラダイ事務局長は、5月のNPT再検討会議を視野に、簡潔な7項目に整理された提案を発表した※。要点は以下の通りである。

1. ウラン濃縮・プルトニウム分離※施設の新規建設の5年間停止。
2. 既存の高濃縮ウランを使用する炉や技術の廃止。
3. 査察に関する「追加議定書」の規範化。
4. NPT脱退に対する国連安保理の行動強化。
5. 安保理決議1540による核物質・核技術の不法取り引きの取り締まり。
6. 核軍縮の「明確な約束」履行の加速。
7. 「安全の保証」を与えることによって、緊張地域における不拡散誘因とする。

※『ファイナンシャル・タイムズ』2005年2月2日。簡潔に項目化された7項目は、IAEAのHPに「スタッフレポート」として掲載された。抜粋訳は、本イアブック05年版・資料10（300ページ）。

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」（93ページ）。

1.は、NPT第4条が全締約国に保証する原子力平和利用の権利※の一時的モラトリアムを意味する。この問題を含め、核燃料サイクルが抱える、より包括的な諸課題について、エルバラダイが04年に任命した専門家グループは、05年2月に5段階の具体案を含む報告書を提出した※。

※NPT第4条「この条約のいかなる規定も、（略）平和目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべて締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない」。

※「核燃料サイクルの多国間アプローチ」。www.pub.iaea/MTCD/publications/PDF/tmm-2005_web.pdp

5月のNPT再検討会議においては、多くの政府代表が、エルバラダイ提案への積極的支持を表明した。しかし、予想されたとおり、提案は平和利用の権利を不当に侵害するものだ

とする反論もなされた。

5月19日の第3主要委員会において、イラン代表は平和利用の権利は、条約本体及び過去の合意で保証されていることを指摘し、核燃料サイクルへの制限は、「NPT締約国間にさらなる分断を持ち込み、特定分野の技術に関する締約国の権利を制限し、否定する解決策」であり、「条約の信頼性を損なう」と主張した※。

※www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/RevCon05/MCIII/iran%2019.pdf

六ケ所村再処理施設※の07年稼動を予定している日本も、別の理由から、明確な不支持を表明した。第3主要委員会で、中根猛外務省軍縮不拡散・科学部審議官は次のように演説した。「（核燃料サイクルの自主的モラトリアムは）適切なアプローチではないという見解である。拡散の懸念が持たれている国家を含め、すべての国によるモラトリアムへの参加を確実なものにすることは非現実的であり、したがって国際的な不拡散体制の強化に寄与する方向には向かないであろう」※。

※キーワードD2（144ページ）。

※www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/RevCon05/MCIII/Japan.pdf。

エルバラダイ提案は、NPTを基軸とした核不拡散体制を強化しようという重要な提案である。しかし一方で、原子力エネルギー問題は、経済、開発、安全保障、健康、環境、差別など多岐にわたる文脈で議論される必要があることもまた明らかである。このような複眼的な視野に立てばなおさら、「非核兵器国」としては初めての大規模再処理工場を建設し、稼動させようとしている経済大国・日本の態度は、国際的努力を軽視するものとして批判されなければならない。

05年10月7日、IAEAとエルバラダイ事務局長へのノーベル平和賞授与が発表された。「原子力が軍事目的に利用されることを防止し、平和目的のための原子力が可能な限り安全な方法で利用されることを確保するための努力」が理由である。米国が推し進める単独主義的な拡散防止措置とは一線を画する、多国間協調による核不拡散の努力が評価されたものと思われる。06年2月、米国が「グローバル原子力パートナーシップ」（GNEP）を発表した中で、エルバラダイの多国間アプローチはより重要になるであろう。

B6. 6か国協議で初の共同声明を採択

朝鮮半島の核問題を巡る6か国協議※は、2005年に第4回、第5回の2回が開かれた。第4回会議では6か国協議で初めての共同声明※が採択された。しかし、第5回会合は第1セッションを終えて休会に入ったまま行き詰まっている。

第4回会議は予定外の長丁場となった。第1次セッション(05年7月26日～8月7日)のあと一旦休会となり、第2次セッション(05年9月13日～9月19日)によって閉会した。開会してから閉会まで56日にわたり、休会期間を除く会議期間は第1次13日、第2次7日、合計20日に及んだ。

第4回協議は第3回が終わってから13か月ぶりの開催であり、第2期ブッシュ政権、つまりライス国務長官になってから初めての6か国協議であった。この間、05年2月10日、北朝鮮は外務省声明を出して第2期ブッシュ政権を批判し、「6か国協議への参加を無期限に中断する」と述べていた※。

会議はこれまでと同じ北京の釣魚台迎賓館で開催されたが、各国の代表の顔ぶれは北朝鮮、ロシア以外は一新された※。

日米両政府は、軍事利用、「平和利用」を問わず北朝鮮のすべての核計画を放棄させることを目指した。北朝鮮は「平和利用の権利」を最後まで譲らなかった。共同声明の文言についての合意は難航し、決裂寸前の状況にまでいったと伝えられる。最終局面で、北朝鮮への軽水炉提供に関して6か国が議論する時期を「適切な時期に」と表現する案を中国が提案し、ようやく合意にこぎつけた。

※6か国協議の構成国は、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、米国、中国、ロシア。第1回協議:03年8月27日～29日、第2回協議:04年2月25～28日、第3回協議:04年6月23日～26日。場所はいずれも北京の釣魚台国賓館。経過に関しては本イアブック・04年版キーワードA6、05年版キーワードB1参照。

※資料3－6(253ページ)。

※声明の全文は本イアブック05年版・資料13(306ページ)。

※米国:クリストファー・ヒル国務次官補、北朝鮮:キム・ゲグァン(金桂冠または桂寛)外務次官、中国:ウー・ターウェイ(武大偉)外務次官、韓国:ソン・ミンスン(宋旻淳)外交通商次官補、ロシア:アレクサンドル・アレクセーエフ外務次官、日本:佐々江賢一郎アジア大洋州局長。

合意の背景には、米朝の対立緩和への中国と韓国による外交努力があった。そもそも、金大中政権、盧武鉉政権と一貫して継続された「太陽政策」が高く評価されなければならないであろう。中国は、北朝鮮問題を外交カードとして維持し続けるためにも調停力を発揮するべく努力した。

共同声明において、6か国全員が2つの2国間合意、すなわち「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」(92年)と「日朝平壌(ピョンヤン)宣言」(02年)※の有効性と重要性を再確認したことは極めて意義深い。共同声明は、今後について、合意したことを「誓約対誓約、行動対行動」の原則で段階的に実行するため協議することを約束した。

第5回会議は、共同声明の実行を具体化するための会議であった。05年11月9日、第4回会議と同じ顔ぶれ、同じ場所で行われた。しかし、北朝鮮の核兵器計画放棄のプロセスを巡り、米朝の主張の隔たりは大きく、11月11日に議長声明を出して休会となった。諸報道によると、北朝鮮は第一段階として北朝鮮の核兵器計画の凍結と米国による軽水炉提供を実行し、それが終わったところで次の段階に進むことを主張し、米国は北朝鮮の無条件の核兵器廃棄を入口とすることを主張した。形式的には第5回会議は06年3月末においても休会中であり、第2次セッションが将来開かれる予定である。

第2次セッションの開会に北朝鮮が応じない背景として、05年9月、米国がマカオの銀行「バンコ・デルタ・アジア」を「資金洗浄の主要懸念先」に指定し、米国の金融制裁が検討されていることがある。米国は、同銀行が北朝鮮の米ドル紙幣偽造や資金洗浄に関与したと考えている。マカオ政府は、同銀行を管理下に置き、北朝鮮関連口座を凍結した。北朝鮮は「でっち上げ」と反発している。

また、6か国協議とは別に日朝国交正常化交渉が06年2月4日に再開された。02年10月以来である。拉致問題、核・ミサイル問題、国交正常化問題の平行協議という方式がとられた。

※www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/sengen.html

B7. イランのウラン濃縮問題、国連安保理へ

05年8月8日、イランは、それまでのウラン濃縮※の自発的停止※には限度があるとして、イスファハンの施設でウラン転換作業※を再開した。この状況の中で、8月1日に開かれたIAEA特別理事会は深刻な懸念を表明し、ウラン濃縮活動の完全停止をイランに要求する決議GOV／2005／64を採択したが、イランは応じなかった。さらに9月24日、IAEA理事会は、イランのIAEA保障措置協定違反を認定するとともに、イランに対しウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を再度求める決議GOV／2005／77を採択した。国連安保理への付託は可能性を示唆するにとどまった。この決定ののち、IAEAのエルバラダイ事務局長は、11月18日に理事会に対して報告を行った(GOV／2005／87)。未申告の高度なウラン濃縮計画(P2)に関する十分な資料が出されていないことなどを挙げ、イランの努力が未だ不十分であるとする一方、資料提出や聞き取り調査への協力の点でイランの姿勢を評価してもいた。その後、11月24～25日にかけてIAEA理事会が開かれたが、安保理付託は再び見送られた※。

しかし、翌06年1月3日、イランが「平和的な原子力計画に関する研究開発活動」を再開するとIAEAに通告したことから、事態は急を告げ始める。1月30日には、安保理5大国とドイツ、EUの7者が、イラン核問題を安保理に付託するIAEAの理事会決議に賛成すべきだとの点で一致した。この際、3月のIAEA定例理事会での議論を待って安保理での協議を始めるという条件をつけることで、安保理付託に消極的なロ・中も決議採択に同意した※。

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(193ページ)。
※イランは、03年12月、IAEA追加議定書に署名し、さらに翌04年11月15日、英・仏・独3カ国と結んだ「パリ合意」の中で、すべてのウラン濃縮関連および再処理活動の停止を自発的に継続・拡大することを約束した。詳しくは、本イアブック05年版・キーワードC7(96ページ)参照。

※ウラン鉱を精錬した「イエローケーキ」から六フッ化ウランを製造する工程で、ウラン濃縮の前段階にあたる。

※IAEAの決議などは次のURLで文書番号で検索すれば読むことができる。www.iaea.org/Publications/Documents/Board

※「核兵器・核実験モニター」第252号(06年2月15日)。

そして2月4日に開かれたIAEA緊急理事会は、ウラン濃縮活動と再処理活動の完全かつ継続的な停止の再確立をイランに求めるとともに、イラン問題を国連安保理に付託する決議GOV／2006／14を採択した※。この決議の主文8に従って2月27日に理事会に対して報告を行ったエルバラダイ事務局長は、ナタンツの施設において濃縮作業が進行中であると述べた。それを受けて3月6～8日に開かれたIAEA定例理事会は、事態が改善していないことを確認した。

※資料3－9(257ページ)。

3月に入り、安保理の理事国は今後取るべき措置について水面下で協議を続けていたが合意に達せず、3月29日に安保理議長声明※を出すという形で当面の決着を見た。声明で、議長は、未申告の核物質・核活動に懸念を表明し、IAEA事務局長に30日以内に報告書を提出するよう要求した。

※資料3－10(258ページ)。

こうした事態の推移の背景には、以下のような各国のさまざまな思惑がある。まず米国は、イランが核兵器を保有しようとしているとの疑いをかけ、軍事制裁の可能性をちらつかせながら、ウラン濃縮の禁止を迫っている。それに対してイランは、核兵器保有の意図を一貫して否定し、NPT上で認められた権利としての原子力平和利用を推進しているだけだと主張している。この両国の間には、核保有疑惑を主張する米国に同調しつつ交渉によって事態解決を図ろうとしているEU3(英、独、仏)、安保理による制裁に否定的なロ・中などがいる。

イランの原子力活動に関する検証作業を地道に進めているIAEAの活動に対する国際的支持が必要である。同時に、より根本的には、核政策法律家委員会(LCNP)が1月23日にIAEA理事会に対して出した書簡※が述べるように、中東非大量破壊兵器地帯が推進され、核保有国による核軍縮が進められないかぎり、イランに対する核燃サイクル放棄の要求は説得力を持たないだろう。

※資料3－18(272ページ)。

B8. NPTの原則を掘り崩す「米印新合意」

05年6月28日、インドのムカジー国防相と米国のラムズフェルド国防長官との間で、「米印防衛関係の新たな枠組み」と題する文書が署名された※。両国の指導者は「米印間の戦略的パートナーシップを構築する」と約束し、(1)安全保障を促進しテロリズムを打倒するための軍事力の増強、(2)大量破壊兵器の拡散と戦うための能力増強、(3)双方向の防衛関係貿易の拡大、(4)ミサイル防衛関係の協力拡大等の合意が確認された。

※www.indianembassy.org/press_release/2005/June/31.htm

これにつづき、05年7月にはインドのシン首相が米国を訪問、ブッシュ大統領との首脳会談において「米印共同声明」(7月18日)※が発表された。この「7.18声明」の要点は次の2点である。まず、米国はインドを「進んだ核技術をもつ責任ある国」と呼び、その上でインドに対して民生用核エネルギーの開発及び貿易における協力を約束した。そして、インドはこの呼称を受け入れ、そのような国としての責任と行動を明示した。すなわち、核技術の民生用と軍事用への分離、民生用核施設を国際原子力機関(IAEA)の査察下に置くことなどである。他方、「7.18声明」は核軍縮には一切言及していない。

※「核兵器・核実験モニター」第242号(05年9月15日)にほぼ全訳。

さらに、06年3月、ブッシュ大統領がインドを訪問し、「米印共同声明」(3月2日)※を発表した。この声明の中で両国は、「7.18声明」の中での約束を完全に実行することを再確認し、インドの原子力施設の軍民分離計画に関する両国間の協議が完了したことを発表した。3月7日、インドのシン首相は、インド議会に対して「2005年7月18日の米印共同声明の実施:インドの分離計画」※を発表し、現在稼動・建設中の22基の熱中性子炉のうち14基をIAEAの保障措置下に置くことを明らかにした。

※資料3-12(261ページ)。

米国の方針転換に追随するかのように、06年2月には、シラク仏大統領がインドを訪問し、「核エネルギーの平和目的のための開発に関する仏・印による宣言」(2月20日)を発表、両国は「もっぱら平和目的のための核エネルギーの利用において今後いっそう協力する」と約束した※。

※www.indianembassy.org/newsite/press_release/2006/Mar/sepplan.pdf

※「核兵器・核実験モニター」第253号(06年3月15日)。

こうした動きに対し、IAEAのエルバラダイ事務局長は、06年3月2日、「ひとつの重要なパートナーとしてインドを国際的な核不拡散体制により近づけることになるであろう」と「3.2合意」を評価した※。日本政府は現在のところ態度を保留している※。

※www.iaea.org/NewsCenter/PressRelease/2006/prn200605.html

※「核兵器・核実験モニター」第256号(06年5月15日)。追記:06年6月1~2日の原子力供給国グループ総会では、日本はスウェーデン、ニュージーランドなどとともに、合意に慎重な態度を表明した。

「3.2合意」の実行までにはいくつかの障害がある。その第1は、米原子力法の改正である。同法第123条は、IAEAのフルスコープ保障措置を受け入れていない国との原子力取引を禁じており、これを改正しない限り民生協力はできない。現在、この法改正をめぐり米国内で論争が起こっており、たとえば、カーター元大統領は、「NPT無視を容認することは、間違いなく、核兵器の拡散を促進する」と警鐘を発している※。第2の制約は、原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインであり、これもまたフルスコープ保障措置受け入れを取引のひとつの要件としている。米印合意についてのNSGの協議には、時間がかかると思われる。

※「ワシントン・ポスト」06年3月29日。

事実上インドを核兵器国として容認し、民生用核技術の供与を約束するというこの一連の動きは、「核兵器開発の放棄と交換に非核兵器国に原子力の平和利用を認める」という核不拡散条約(NPT)の基本原則に反するものであり、国際社会にとって重大事件である。市民社会がより強い関心を持つことが望まれる。

B9. 史上初めての非核地帯加盟国会議

2005年4月26日～28日、「**非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議**」がメキシコシティで開催された。史上初めてのこの種の条約国会議であり、今後とも会議を重ねることが合意されたので、これは「第1回非核地帯条約加盟国・署名国会議」と呼ばれることになるであろう。メキシコシティは、最初の非核兵器地帯条約であるトラテロルコ条約※の署名地であり、「第1回非核地帯条約加盟国・署名国会議」はその時と同じ会議場において行われた。

※トラテロルコはアステカ文明遺跡のあるメキシコシティ内の地名であり、メキシコ外務省と付属会議場がそこに位置する。

トラテロルコ条約（中央・南アメリカ）、ラロトンガ条約（南太平洋）、バンコク条約（東南アジア）の3つの発効済みの条約の加盟国、締結されたが未発効のペリンダバ条約（アフリカ）の署名国、及び国連総会決議において1国の非核地位を認知されたモンゴルの107か国が対象となる国家間国際会議である。その他、これらの条約の議定書に参加する核兵器国や核不拡散条約（NPT）加盟国など多くの国、NGOなどがオブザーバーとして招待された。公表された参加国名簿によると、対象国から54か国、オブザーバー国37か国、5国際機関（IAEA、アフリカ機構など）が参加した。日本から、NGOとして平和市長会議、被団協、原水協、ピースデポが参加した※。

※NGOが平行して開催した「市民社会フォーラム」については、本イアブック05年版・キーワードG6（186ページ）参照。

採択された決議文は、会議の目的を次のように述べている。「NPTに関する会議の機会をとらえて、非核地帯を確立したトラテロルコ条約（1967）、ラロトンガ条約（1995）、バンコク条約（1995）、及びペリンダバ条約（1996）の加盟国及び署名国、そしてモンゴルが、非核地帯体制を強化し核軍縮と核不拡散に貢献する目的をもって、また、とりわけ、核兵器のない世界という普遍的な目標達成に貢献しうる協力方法を検討するために、会合した。」

この会議の背景として、ブラジルがリーダシップを発揮し、ニュージーランドが積極的に支援しながら、96年以来国連総会決議によって南半球を非核地帯化する決議をあげてきた努力がある。その具体化を模索する中で、この会議が構想された。

NPT再検討会議直前の時期に会議開催が実現したのには、もう一つの背景がある。核軍縮に向かって前進を勝ち取った2000年再検討会議の合意を踏みにじろうとする米国などの核兵器国の意図が伝えられ、04年の準備委員会が崩壊した状況に、非核地帯内の主要な国々が危機感を抱いたからである。メキシコ会議によって核兵器廃絶を願う国々の意志の結集を図ったと言えるであろう。その趣旨は、採択された決議文に強く反映されている。

浮標

NZ非核法の生みの親 デイビッド・ロンギ氏、逝く

80年代、ニュージーランド（NZ）は世界の反核運動の希望の星だった。原子力推進艦と核兵器搭載艦の入港を禁じる「非核法」（85年1月。正式名称「NZ非核地帯、軍縮及び軍備管理法」）は、世界の反核運動の最高到達地点のひとつであった。この法律の生みの親、デイビッド・ロンギ元首相が、05年8月23日に亡くなった。

ロンギ氏は、大国・アメリカにも臆せず物をいう芯の強い指導者だったが、決して権威主義的な「政治家」ではなかった。オークランド「平和船団」の直接行動を支持し、弁護士として法廷に立って彼らを擁護する一方、核兵器の非合法性を訴える「世界法廷プロジェクト」の熱心な推進者だった。

ロンギ氏の死はNZだけでなく、世界の反核・平和をねがう市民にとっての大きな損失である。享年63歳。余りにも早い別れだった。

4. 世界の非核兵器地帯

【1】図説：世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯とは、その名の通り、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇が禁止されているという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」によって、私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。　地球上には4つの非核兵器地帯が存在し、南極条約とあわせると、すでに南半球の陸地のほとんどは非核兵器地帯に属している。核保有国の集まる北半球に拡大していくことが課題である。現在、下図に含まれる地域以外にも、中東、南アジア、中・東欧などで非核兵器地帯構想が議論されている。

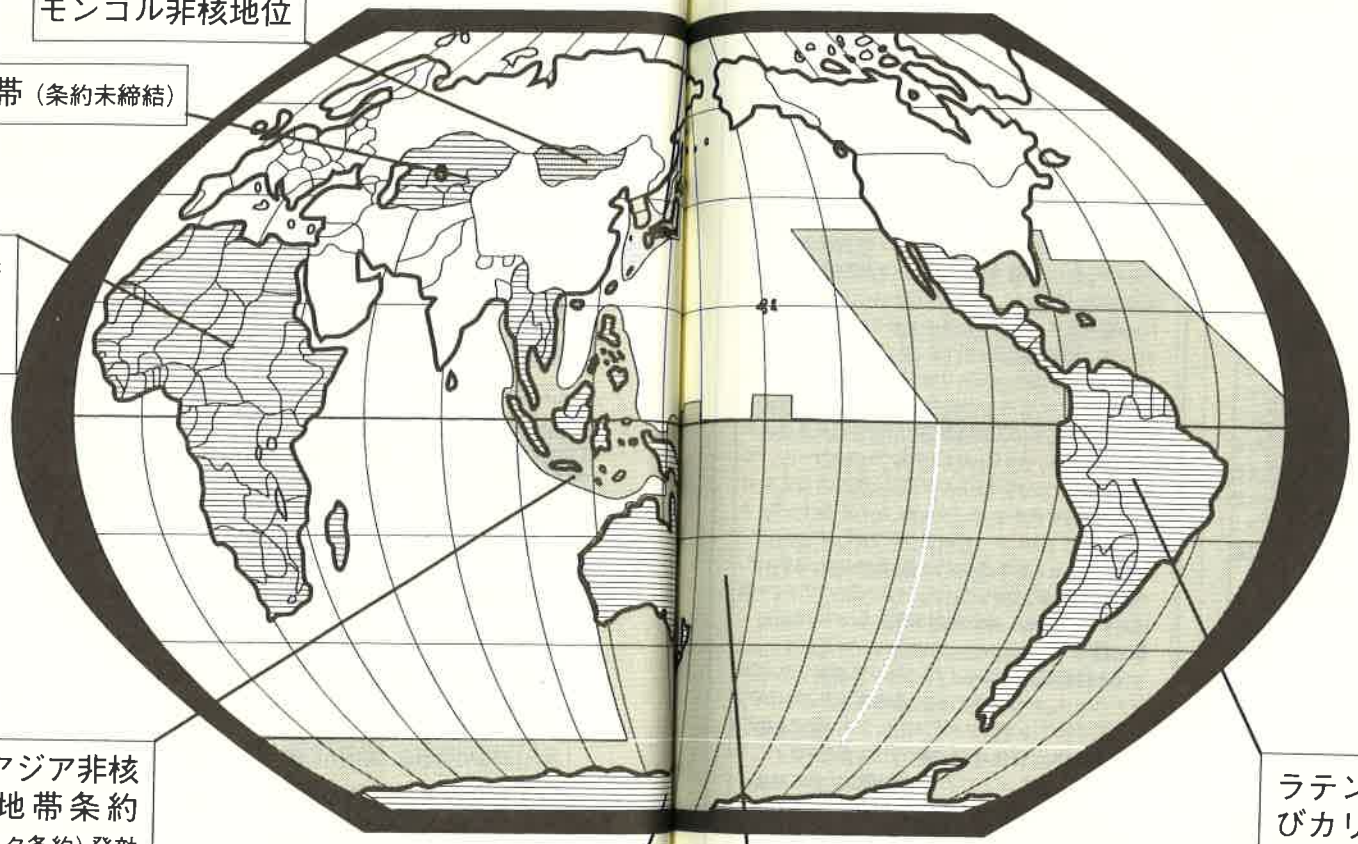

2006年3月31日現在。　作成：ピースデポ

4. 世界の非核兵器地帯

【2】非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核地帯（条約未締結）

●地帯内に位置する国・地域

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

●97年に上記5か国が非核地帯化に正式合意。02年9月27日、ウズベキスタンのサマルカンドで開催された専門家会議において5か国が条約の文面に合意。

モンゴル非核地位

●1998年12月4日：国連総会決議で一国の非核地位を認知

●2000年2月3日：国内法制定

●現在、非核地位に基づく二国間、あるいは多国間協定を模索中

北東アジア非核地帯（非政府提案）

●1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。

●2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。

南極条約

●締結署名：1959年12月1日（ワシントン）

●発効：1961年6月23日

●地帯の範囲

南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。

●地帯内に位置する国・地域

なし。南極での領土権は凍結されている（第4条）。

●加盟国

5つの核兵器国を含む45カ国。

アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

●締結署名：1996年4月11日

●発効：28か国（当時のアフリカ統一機構（OAU※）の過半数）が批准をすませたときに発効。

●地帯の範囲

アフリカ大陸、OAU※のメンバーである島しょ国、およびOAU※の決議によってアフリカの一部とみなされた島々、の領土および領海。（地図は、付属書Ⅰに基づいて作成した。小島は示されていない。）

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

●地帯内に位置する国・地域

アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（ザイール）、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ（1985年にOAUを脱退）、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ（一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。）

●加盟国

50か国が署名、19か国（アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コートジボアール、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ）が加盟。

●核保有国の対応

議定書Ⅰでは、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書Ⅱは、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。

※2002年7月、OAUはアフリカ連合（AU）へと移行した。

東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

●締結署名：1995年12月15日

●発効：1997年3月27日

●地帯の範囲

東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。（図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。）

●地域内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある）

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。

●核保有国の対応

5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書（第2条）への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国も難色を示している。

南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

●締結署名：1985年8月6日

●発効：1986年12月11日

●地帯の範囲

条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

●地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド（NZ）、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島（NZ自治領）、ニウエ（NZ自治領）

【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア（仏）などがある。条約は太平洋諸島フォーラム（2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更）参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。

●核保有国の対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※（トラテロルコ条約）

●締結署名：1967年2月14日

●発効：1968年4月22日

●地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。（図は、この領域を示している。）

●地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グァテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【注】その他にプエルトリコ（米自治領）やフォークランド諸島（英植民地）など植民地下の島々がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。

●核保有国の対応

5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書Ⅱに署名、批准寄託している。

※1990年に現在の名称に変更された。

5. CTBTの署名・批准状況

署名国数・批准国数の推移

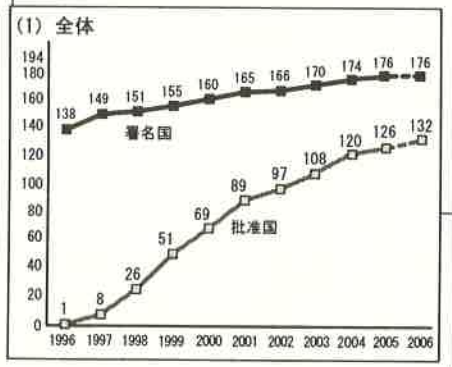

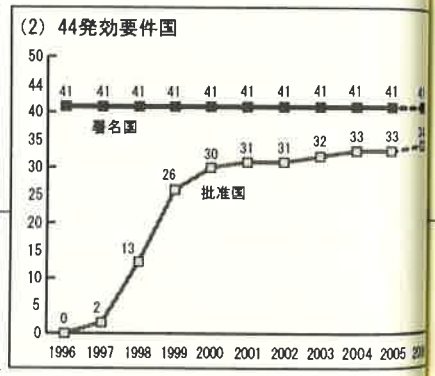

2006年4月30日現在

CTBT発効要件国44カ国と署名・批准状況

(2006年4月30日現在)

地図番号		署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東			
32:	日本	96.9.24	97.7.8
33:	オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34:	韓国	96.9.24	99.9.24
35:	中国	96.9.24	未批准
36:	インドネシア	96.9.24	未批准
37:	ベトナム	96.9.24	06.3.10
38:	北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア			
27:	バングラデシュ	96.10.24	00.3.8
28:	イラン	96.9.24	未批准
29:	イスラエル	96.9.25	未批准
30:	インド	未署名	未批准
31:	パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧			
5:	オーストリア	96.9.24	98.3.13
6:	フランス	96.9.24	98.4.6
7:	イギリス	96.9.24	98.4.6
8:	スペイン	96.9.24	98.7.31
9:	ドイツ	96.9.24	98.8.20
10:	スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11:	カナダ	96.9.24	98.12.18
12:	フィンランド	96.9.24	99.1.15
13:	イタリア	96.9.24	99.2.1
14:	オランダ	96.9.24	99.3.23
15:	ベルギー	96.9.24	99.6.29
16:	ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17:	スイス	96.9.24	99.10.1
18:	トルコ	96.9.24	00.2.16
19:	米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ			
39:	ペルー	96.9.25	97.11.12
40:	ブラジル	96.9.24	98.7.24
41:	アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42:	メキシコ	96.9.24	99.10.5
43:	チリ	96.9.24	00.7.12
44:	コロンビア	96.9.24	未批准
東欧			
20:	スロバキア	96.9.30	98.3.3
21:	ポーランド	96.9.24	99.5.25
22:	ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23:	ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24:	ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25:	ロシア	96.9.24	00.6.30
26:	ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域			
1:	南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2:	アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3:	コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4:	エジプト	96.10.14	未批准

C1．バンカーバスターから信頼性代替弾頭へ（RNEP／RRW）
―変化する米新型核兵器予算

ここ数年の米国の核兵器予算には注目すべき2つの特徴がある。第1は、核バンカーバスターと通称される強力地中貫通型核兵器（RNEP）の開発研究予算が姿を消していることである。05、6年には、政府は予算要求をしたが議会が承認しなかった※。そして07年予算案では政府自身が要求から削った。これは、バンカーバスターが核兵器使用の敷居を低くするとの反対論が強まった結果である※。先制攻撃を意識した新しい核兵器の開発が中断され、01年「核態勢見直し」※の一角が崩れたことを意味している。

※第109回米議会・第1セッション（下院報告109－275）。「05年9月30日までの会計年度エネルギー・水資源開発に関する特別会計・付属文書（H.R.2419。05年11月7日）。『核兵器・核実験モニター』第249・50号（06年1月15日）に抄訳。

※『サンフランシスコ・クロニクル』05年11月28日、『ウオール・ストリート・ジャーナル』05年12月15日。

しかし、06年3月16日公表された「国家安全保障戦略2006」※は、依然、先制攻撃を自国防衛の選択肢に含めるものであった。これはイラク戦争とその後の占領の失敗を経てもなお、ブッシュ政権の基本思想は変っていないことを示すものである。従って、当面は国防総省主体で通常型の新型貫通弾の研究を推進し、それとの関連において将来的にバンカーバスターの核弾頭搭載が再度検討される可能性がある。

※機密文書の暴露部分全訳がピースデポ・ブックレット『米国・核態勢見直し』として出版されている。

※www.whitehouse.gov/nsc/nss/2006/

米核関連予算の第2の特徴は、信頼性代替弾頭（RRW）関連予算が大幅に増額される傾向にあることだ。RRW（Reliable Replacement Warhead）とは老朽化が進み2040年までに寿命を迎える核兵器を単純で堅牢な新型弾頭で置き換えていこうという計画である。

RRW予算は、まず05年度予算に一部計上されたが、既存弾頭延命のための代替部品の研究程度と見られていた。しかし、06年度予算では、国家核安全保障管理局（NNSA）が935万ドルを要求したのに対し、議会はこれを大幅に増額して、2500万ドルに決定した※。06年2月6日に提出された07年度予算案では、RRW予算として2770万ドル（約33億円）を要求している。NGO「ロスアラモス研究グループ」※によれば、RRWについては、DOE概算要求の第1巻（NNSA）※で60回も言及されており、直接的予算のほかにRRW計画に関連した多くの別々の予算系統が仕込まれている。例えば、今年の予算案は、NNSAがRRW計画のために核兵器の一次爆発部分のプルトニウム・ピット（塊）を製造し始めることを提案している。ロスアラモス研究所では第2ピット製造工場の建設計画があり、既存の施設との間を小さなトンネルでつなぐことが計画されている。元々は「備蓄管理」の基礎として、正当化されてきた施設と計画が、目下、RRWの発展と生産に向け再編されつつある。

※エネルギー省（DOE）の核関連予算。www.mbe.doe.gov/budget/07budget/Start.htm。

※ロスアラモス研究グループ・プレスリリース（06年2月6日）。www.lasg.org/PressRelease02-06-06.htm。

※DOE概算要求第1巻（NNSA関連）。www.mbe.doe.gov/budget/07budget/Content/Volumes/Vol_1_NNSA.pdf。

米政府は、RRWによって、老朽化で2040年までに寿命を迎える核弾頭の総入れ替えを行い、低コストで耐久性が高く、「新たな脅威」に即応して増産可能な新型核を視野に、核実験なしに「次世代の核」を研究開発できると説明している。そして、「冷戦型」の核兵器と決別し、現有の約1万発の核弾頭を大幅に削減することが可能であると主張する。

米国のRRW推進の論理を整理すれば、第1に、核兵器削減の目標に貢献する、第2には、核実験再開も必要としない、ということになる。たしかに、RRWに関する議論は議会に受け入れられ、予算を獲得しやすいため、核兵器技術者にとっては魅力的であろう。しかし、結果的に数十年後には新型核弾頭が製造されていると言うことになりかねない。

イラン・北朝鮮には強硬に核不拡散を主張しながら、他方では新型核の開発をめざす。この米国の政策を具現するRRWは、NPT第6条と00年NPT再検討会議の最終文書で合意された、「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」※に反するものである。

※資料1－4（200ページ）。

C2. ロシア、戦略核戦力の更新を誇示

2005年、ロシアは、核戦力の総量を減らすことにより冷戦期の核兵器システムから転換しようとする一方で、新しい兵器システムについての計画を発表し、システムの更新を図っている。ロシア政府は強国としての地位を強調するために核戦力を誇示しようとしているように見える。

05年12月には、ロシア軍参謀長ユーリ・バルエフスキー大将は、ロシアの戦略的態勢を『ノボースチ』に次のように明らかにした。ロシアは「長い期間、大規模な核および通常戦争のために準備することを止めてきた。われわれは、自国の領土を防衛するための用意は継続するが、外国の土地での戦争のための準備は行わないだろう」。06年1月の『ウォールストリート・ジャーナル』で、国防相セルゲイ・イワノフは、「現在および将来の軍事的脅威を確実に撃退するために最低限必要な戦略的抑止能力を保持し、開発すること」が第一の優先事項だと位置付けた。

05年12月、ロシアの戦略ミサイル軍司令官ニコライ・ソロフツォフ大将は、「多くの国が核兵器を保有しようと熱意を示しており、核クラブは拡大するだろう」と、大量破壊兵器の拡散をロシアの核兵器庫の存在を正当化する理由として主張した。大将は「戦略ミサイル戦力を開発しようというロシアの計画は、「これらのすべての脅威を考慮に入れている。われわれは、新しいミサイル複合体、およびまったく新しい特徴を持つ種類の装備について研究を進めている」とも述べた※。

※「イタル・タス通信」05年12月12日。

一方、米国の推進するミサイル防衛は、ロシアが複数弾頭搭載のICBMを保持し、かつ新兵器能力を開発する決断をする大きな誘因となっている。05年11月、ソロフツォフ大将は、サイロ格納型のトーポリM（西側呼称SS-27）および移動型トーポリM1（同SS-X-27）のための新しい弾頭がテストされていると発言した。それらの弾頭のうちの1つは、ミサイル防衛を回避するために高度と方向を変化させることのできる「イグラ」として知られる再突入体であるという。さらに、12月に第5番目のトーポリMの連隊が編成されたセレモニーで、その兵器は「いかなるミサイル防衛システムも突破できる能力を持っている」ことを、ソロフツォフは強調した※。匿名の米国当局者は、05年11月1日に、試射においてトーポリMは通常より短いブースト段階の飛行をし、再突入体はより低い弾道を描き、そこで軌道を変更可能であることを確認した※。

ロシアの核戦力においては、このようにICBM（大陸間弾道ミサイル）の規模と構成に大きな変化が起こっているものの、SLBM（潜水艦発射弾道ミサイル）にはそれほど大きな変化が見られず、空軍の戦略爆撃機部隊も基本的に変わっていない※。長期的に見ると、ロシアのICBMへの依存が低くなってゆくことになる。単弾頭のトーポリMは06年、07年に6基ずつ配備される予定である。現在、12隻の戦略原潜（8隻が北方艦隊、4隻が太平洋艦隊）が就役しているが、第3世代のボレイ級戦略原潜は2隻が建造途中である。戦略爆撃機は、3機種78機が就役しているが、Tu−160（西側呼称ブラックジャック）の生産が緩慢に続いており、Tu−95（同ベア）と置きかえられるものと思われる。

戦略核戦力の更新で注目すべき動きとしては、ロシア海軍が05年9月27日と12月21日に、941級改造原潜（同タイフーン級）から潜行した状態で新型SLBMブラバ（同SS−NX−30）の試射に成功したことがある。建造中のボレイ級原潜は12基のブラバを搭載する。ブラバは固体燃料の3段型であるが、何発の弾頭を搭載可能であるかは不明である。

※「モスニューズ・コム」（www.mosnews.com）05年12月25日。

※『ワシントン・タイムズ』05年11月21日。

※詳しくは、データシート6（122ページ）参照。

C3. テロを操る国家には核で報復 ― 仏シラク大統領が新見解

06年1月19日、フランスのシラク大統領はフランス北西部ブルターニュ地方ブレストにあるリール・ロング基地（戦略海洋軍－仏語略称FOSTの根拠地）で演説を行った。大統領は、この演説で、テロリストではなく、テロ利用国家に対して核兵器で反撃する姿勢を明らかにした※。

※資料3－11（259ページ）。

演説は「国家の独立と安全保障の基礎である任務、とりわけ核抑止」の実現に従事する軍人や民間人に対する賛辞で始まった。その後で、大統領は、「絶えず変化して行く環境のなか」での核抑止任務について語った。冷戦終結によって、大国からの直接的な脅威はなくなったことを認めつつ、「文明、文化、宗教間の対決を主張する過激な思想が多くの国で広まっている」と新たな脅威の台頭を指摘した。続けて大統領は、その文脈において「テロリズムと戦うことはわれわれの優先事項の1つである」と述べた。

そして、大統領は議論を別の流れに導く。「われわれの世界はまた、核・生物・化学兵器の保有に起因する力の誇示が強まっているという特徴を持っている。それ故に、ある国々は核兵器を手に入れようとする誘惑に駆られ、条約を犯そうとしている」。フランスは、「常に初めに予防の道を選択」してきており、このような危機においても、予防こそが「われわれの防衛政策のきわめて基礎であり続けている」とする。そして、この予防の文脈で核抑止力が登場する。「これこそ、核抑止力に与えられている役割であり、それは我々の予防戦略から直接に発生し、予防戦略の究極の表現でもある」。

では、フランスが守ろうとしている「死活的な国益」とは何か。大統領は「領土保全、国民の保護、自由な主権の行使であるが、それらに限られず、世界情勢の変化に応じて死活的な国益の概念も変化していく」と述べた。

その後、演説は多くの報道機関が報じた文章を含むパラグラフへと続く。まず、「核抑止は狂信的なテロリストの抑止を目的としていない」。テロリストに抑止論は効かないからである。そして、「テロリストを手段として使用する国」、「大量破壊兵器を使用することを考えている国」は核兵器による反撃の対象になると、シラク大統領は述べた。このようなドクトリンをフランス大統領が明言したのは初めてである。

また、適応性ドクトリンも明らかにした。「地域国家に対しては、我々の選択肢は、行動を起こさないか殲滅するかの二者択一ではない。我々の戦略的戦力が持つ柔軟性と反応力により、我々は、その権力中枢やその行動能力に対して直接的に反撃を加えることができる」。

しかし、続くシラクの説明は、フランスの抑止論が古典的な矛盾の中から出ることができないまま続いていることを物語っている。その矛盾とは、核兵器を「戦場で使わない」と明言しつつ「抑止として役立つ」という論理である。「核兵器の使用に関する我々の考えは変わっていない。いかなる状況下であれ、紛争時に軍事目的のために核兵器を使用するのは問題外である」。しかし、「核兵器を使用するという我々の決意と能力について疑問が生まれることを許すものではない。我々に対して敵意を抱く指導者の上には、確実に使用される可能性があるという脅威が常にのしかかっている」。

もっとも、シラクはブッシュの先制攻撃論には与していないし、バンカーバスターに象徴される戦術使用の核兵器の開発にも否定的である。しかし、地域国家への核報復を公言し、そのために核兵器の戦術的使用に適応できる準備を整えているのである。

6. 地球上の核弾頭全データ

【1】図説：世界の核兵器保有国

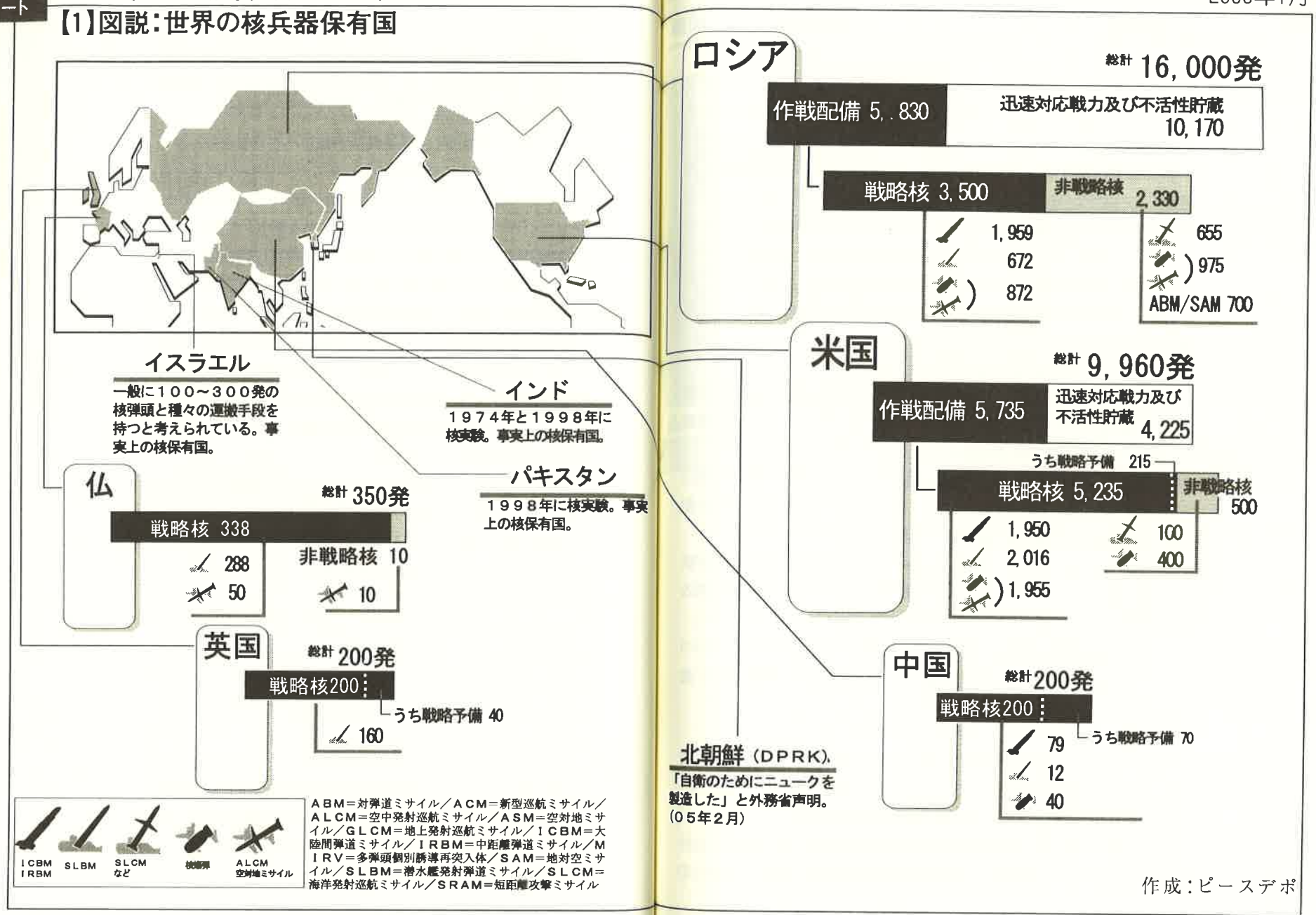

ABM＝対弾道ミサイル／ACM＝新型巡航ミサイル／ALCM＝空中発射巡航ミサイル／ASM＝空対地ミサイル／GLCM＝地上発射巡航ミサイル／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／IRBM＝中距離弾道ミサイル／MIRV＝多弾頭個別誘導再突入体／SAM＝地対空ミサイル／SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル／SLCM＝海洋発射巡航ミサイル／SRAM＝短距離攻撃ミサイル

作成：ピースデポ

6. 地球上の核弾頭全データ

【2】解説

どの核兵器保有国も、自国の核弾頭数を公表していない。以下のデータは、非政府組織（NGO）が、断片的な公的情報や議会証言、インタビュー記事などを継続的に分析することによって得られたものである。

核弾頭数に関する情報を理解するに当たって、弾頭の保管状況に関連して次のような4分類があることを知っておく必要がある。米国における情報に基づくものであるが、他の国においても似たような事情があると考えられる。しかし、この分類に厳格に従いながら核弾頭の現状を分類することは困難である。本データでは、「核態勢見直し（NPR）」（02年1月）において導入された迅速対応戦力の弾頭と不活性貯蔵核弾頭を合わせて数を示すことにした。

①作戦配備された核弾頭。部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。NPRは、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めないが、本図説では含めた。

②迅速対応戦力の弾頭。作戦配備からは外されたが、活性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。図説では便宜的に作戦配備・迅速対応という表現にまとめた。

③予備貯蔵。ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器について比較的正確な情報がある。概ね①の5～10%と推定される。

④不活性貯蔵。退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体待ちのものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。これは弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対あるとされる。

昨年のデータと比較するとき、中国の弾頭数が半減していることに気付くであろう。これは、この分野で信頼される情報を提供し続けているNGO

核保有国の核弾頭数

弾頭の分類			米	ロ	英	仏	中	合計
作戦配備	戦略核	ICBM／IRBM	1,950	1,959	0	0	79	3,088
		SLBM	2,016	672	160	288	12	3,148
		爆撃機搭載核兵器	1,955	872	0	50	40	2,917
		戦略核予備	215	—	40	—	70	325
		小計	5,235	3,500	200	338	200	9,478
	非戦略核	ABM／SAM	0	700	0	0	0	700
		空軍航空機用	400	975	0	0	0	1,375
		海軍用	100	655	0	10	0	765
		小計	500	2,330	0	10	0	2,840
合計			5,735	5,830	200	350	200	12,318
迅速対応戦力及び不活性貯蔵			4,225	10,170	—	—	—	14,395
総計			9,960	16,000	200	350	200	26,710

※丸めのため計に不一致がある。

であるNRDCが、最近の諸情報を総合的に分析して中国の核弾頭数を再評価したものに従った結果である。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお27,000発を超える核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

出典：天然資源保護評議会（NRDC。米国）のS.ノリス及びH・クリステンセン、及び、平和・紛争に関する資料・調査センター（CDRC。仏・リヨン）の資料をもとにした。

6. 地球上の核弾頭全データ

【3】国別詳細

米国(計9,960)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計5,235)		
●ICBM(小計1,050)[1]		
ミニットマンⅢ		1,050
Mk-12型(弾頭:W62)	170	300[2]
Mk-12A型(弾頭:W78)	335	750[3]
●SLBM[4](小計2,016)		
トライデントⅡ D5		2,016[5]
Mk-4型(弾頭:W76)	100	1,632
Mk-5型(弾頭:W88)	455	384
●爆撃機搭載核兵器[6](小計1,955)		
核爆弾 B61-7	<1	555
B61-11[7]	5	
B83-1	1,200	
ALCM(弾頭:W80-1)	5～150	1,000
ACM(弾頭:W80-1)	5～150	400
●戦略核予備(小計215)		
非戦略核(小計500)[8]		
●SLCM		
トマホーク(弾頭:W80-0)	5～150	100[9]
●核爆弾 B61-3、4	0.3～170	400[10]
迅速対応戦力及び不活性貯蔵[11](小計4,225)		

1 作戦配備のもののみ。
2 単弾頭が150基、3MIRVが50基。W62は2009年に退役予定。
3 2～3MIRV×300基。
4 オハイオ級戦略原潜14隻に搭載。ミサイル数は336基(14×24)。作戦配備のもののみ。
5 14隻×24発射管×6MIRV。
6 ストラトフォートレスB-52H(94機のうちの56機)、スピリットB-2A(21機のうちの16機)、計72機が任務(核・非核両用)についている。B-2Aは爆弾のみ。
7 地中貫通型(1997年11月に導入)。B-2Aにのみ搭載。
8 この他に約790個が予備貯蔵。
9 ワシントン州バンゴーに予備を含めて合計320個貯蔵。
10 迅速対応戦力も含めて480個がNATO軍用としてヨーロッパ6カ国の8か所の空軍基地に配備。その他に米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。
11 トマホーク200発、B61(-3,-4,-10)600発、退役したW76トライデント弾頭1300発の多くが迅速対応戦力となっている。

ロシア(計16,000)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計3,500)		
●ICBM(小計1,959)		
SS-18 M4、M5、M6(サタン)	550～750	850[1]
SS-19 M3(スチレトウ)	550～750	774[2]
SS-25(シックル)(トーポリ)	550	291[3]
SS-27(トーポリM)	550	44[4]
●SLBM(小計672)		
SS-N-18 M1(スチングレイ)	200	288[5]
SS-N-23(スキフ)	100	384[6]
●爆撃機搭載核兵器(小計872)		
核爆弾		872[7]
ALCM(弾頭:AS15A、B)	250	
SRAM(弾頭:AS16)		
非戦略核(小計2,330)		
●ABM/SAM (小計700)		
51T6/53T6(ユーゴン/ガゼル)	1000/10	100
SA-10(グランブル)	low	600
●空軍航空機(小計975)		
核爆弾/ASM(AS-4(キッチン)) /SRAM(AS-16)		975[8]
●海軍用戦術核(小計655[9])		
核爆弾		190[10]
ASM AS-4(キッチン)	1,000	
SLCM		240
SS-N-9(サイレン)	200	
SS-N-12(サンドボックス)	350	
SS-N-19(シップレック)	500	
SS-N-21(サンプソン)	300	
SS-N-22(サンバーン)	200	
対潜核兵器		225
ロケット爆雷SS-N-15(スターフィッシュ)		
対潜ミサイルSS-N-16(スタリオン)		
その他核魚雷、爆雷		
迅速対応戦力及び不活性貯蔵(小計10,170)[11]		

(兵器の名称は、NATO命名のもの。)

1 10MIRV×85基。STARTⅡが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。
2 6MIRV×129基。削減する計画。液体燃料。
3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。2005年11月29日にテスト発射で性能を確認。
4 単弾頭。ロシア名トーポリM。移動型トーポリM1を2006年に3基配備予定。軌道を変更できる弾頭もあるとの報道。
5 デルタⅢ級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×3MIRV。すべて北方艦隊に所属。
6 デルタⅣ級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×4MIRV。2隻が北方艦隊、4隻が太平洋艦隊に所属。
7 ベアH6(Tu-95MS6)32機、ベアH16(Tu-95MS16)32機、ブラックジャック(Tu-160)14機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個(計192個)、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個(計512個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個(計168個)搭載する。
8 バックファイヤー(Tu-22M)やフェンサー(Su-24)約490機に搭載。各2個と推定。
9 内訳は昨年までのデータによるビースデポの推定。
10 バックファイヤー(Tu-22M)45機、フェンサー(Su-24)50機に搭載。各2個。
11 うち6,000個が戦略核、4,170個が非戦略核。

中国(計200)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計130)		
●ICBM/IRBM[1](小計79)		
ドンフォン(東風)-3A	3,300	16
ドンフォン(東風)-4	3,300	22
ドンフォン(東風)-5A[2]	4～5,000	20
ドンフォン(東風)-21,21A	200～300	21
ドンフォン(東風)-31[3]	?	0
ドンフォン(東風)-31A	?	0
●SLBM(小計12)		
ジュイラン(巨浪)-1	200～300	12[4]
ジュイラン(巨浪)-2[5]	?	?
●爆撃機搭載核兵器(小計40)		
核爆弾		40[6]
予備貯蔵(小計70)		

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21AはCSS-5。巨浪-1はCSS-N-3。

1 東風-5A(射程13,000km)、東風-31(射程8,000km)、東風-31A(射程12,000km)はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。
2 米大陸にとどく現有唯一のICBM。2005年に30発に増えると米国防総省は分析していたが不変。
3 移動式、固体燃料。1999年8月2日に初めて発射実験。2000年11月4日、16日に2回目、3回目の実験。MIRVか否かについて確証はない。
4 戦略原潜シァ(夏)級(中国名:大慶魚)に搭載。12発射管。2隻目の報道があったが、現状は不明。
5 新世代原潜(094型)に搭載する計画進行中。DF31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。
6 ホン(轟)-6(NATO表示:B-6)100～120機のうちの20機。キャン(強)-5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。

フランス(計350)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計338)		
●SLBM[1](小計288)		
MSBS[2] M45(弾頭:TN75)	100	288[3]
●爆撃機搭載核兵器(小計50)		
ASMP[4](弾頭:TN81)	300	50[5]
非戦略核(小計10)		
●空母配備航空機搭載核兵器(小計10)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	10[6]

1 ランフレキシブル戦略原潜1隻とル・トリオンファン戦略原潜3隻に搭載。
2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
3 3隻×16発射管×6MIRV。
4 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
5 ミラージュ2000N(60機、3飛行隊)に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
6 シュペル・エタンダール24機(2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴール(原子力)に配備。

英国(計200)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計160)		
●SLBM[1]		
トライデントⅡ D5	100	160[2]
予備貯蔵(小計40)		

1 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。4隻目ベンジャスは2001年2月にパトロール任務についた。常時1隻のみパトロール。
2 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2～6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40弾頭と推定される。40×4隻=160。別の推定として、2005年7月21日の英議会でパトロール中の原潜は48個の弾頭を持つと政府が証言。3隻分として144個。4隻分として192個。実際にはこの中間と考えられる。

6. 地球上の核弾頭全データ

【3】国別詳細(続き)

インド(計40〜50)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた弾頭	5〜25[1]	40〜50

運搬手段[2]

- 航空機[3]
- 短・中距離ミサイル[4]

1 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
2 いずれも通常任務を持つ。
3 ミラージュ2000H(バジュラ)40機、ジャガーIS/IB(シャムシャー)131機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
4 プリトビ1(射程150km)、アグニ1(射程700km)、及びアグニ2(射程2,000km)が配備ずみ。アグニ3(射程3000km)、ダヌシュ(射程350km、プリトビ2の海軍版)及びサガリカ(射程300km)を開発中。

パキスタン(計24〜48)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	4〜12[1]	24〜48

運搬手段

- 航空機[2]
- 短・中距離ミサイル[3]

1 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
2 米国製F16A/B(ファイティング・ファルコン)32機のいくつかが核任務をもつと推定される。
3 ガズナビ(ハトフ3、射程300km)、ガウリ(ハトフ5、射程1,300〜1,500km)の配備が確認されている。

イスラエル(計100〜300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定[1]		100〜300

運搬手段

- 航空機[2]
- 中距離ミサイル[3]
- 砲弾・地雷

1 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
2 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラアムと呼ぶ。)25機の一部が核任務を持つと推定される。
3 ジェリコ1(射程1,200km)、同2(射程1,800km)が配備されている。

北朝鮮(DPRK)

核兵器の名称
核保有の自身による発言のみ[1]

運搬手段

- 中距離ミサイル[2]

1 05年2月10日、外務省声明で「自衛のためにニュークを製造した」と述べる。それが何を意味するかは不明。プルトニウムの保有量については、6キログラムから24キログラムの幅の推定値がある。これは核弾頭にして数個〜10個分。
2 ノドン(射程1,480km)は核搭載可能。100基配備。テポドン1(射程2,300km)、テポドン2(射程6,200km)は未配備。テポドン2には3段式のものも開発されている。推定射程15,000km。

7. 米国の未臨界核実験

米国がこれまでに実施した未臨界核実験

第1回 (97年7月2日)「リバウンド」(ロスアラモス国立研究所)
第2回 (97年9月18日)「ホログ」(ローレンス・リバモア国立研究所)
第3回 (98年3月25日)「ステージコーチ」(ロスアラモス)
第4回 (98年9月26日)「バグパイプ」(リバモア)
第5回 (98年12月11日)「シマロン」(ロスアラモス)
第6回 (99年2月9日)「クラリネット」(リバモア)
第7回 (99年9月30日)「オーボエⅠ」(リバモア)
第8回 (99年11月9日)「オーボエⅡ」(リバモア)
第9回 (00年2月3日)「オーボエⅢ」(リバモア)
第10回 (00年3月22日)「サラブレッド」(ロスアラモス)
第11回 (00年4月6日)「オーボエ4」(リバモア)
第12回 (00年8月18日)「オーボエ5」(リバモア)
第13回 (00年12月15日)「オーボエ6」(リバモア)
第14回 (01年9月26日)「オーボエ8」(リバモア)※
第15回 (01年12月13日)「オーボエ7」(リバモア)
第16回 (02年2月14日)「ビト」(ロスアラモス、米英共同実験)
第17回 (02年6月7日)「オーボエ9」(リバモア)
第18回 (02年8月29日)「マリオ」(ロスアラモス)
第19回 (02年9月26日)「ロッコ」(ロスアラモス)
第20回 (03年9月19日)「ピアノ」(リバモア)
第21回 (04年5月25日)「アーマンド」(ロスアラモス)
第22回 (06年2月23日)「クラカタウ」(ロスアラモス、米英共同実験)

※オーボエ8とオーボエ7は逆の順序で実施された。

(　)はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。

C4. 米国のMD配備、ペースダウンか

02年12月17日、ミサイル防衛(MD)初期配備の決定を発表したブッシュ大統領は、04年10月に、米国は限定的MDの初期配備を開始したと語った。06年3月末現在、MDは作戦可能との公式宣言はなされていない。しかしながら、ブッシュ政権は引き続きMD計画を推進する姿勢を崩しておらず、同政権のMD計画は第1段階(ブロック2004、04−05年)から、ブロック2006(06-07年)に進んでいる。

05年のMD配備状況は、次のように要約できる。(1)地上発射迎撃体の配備(カリフォルニア州バンデンバーグ基地に2基、アラスカ州フォートグリーリー基地に8基)。(2)コブラデーン・レーダー(アラスカ)の改良。(3)ビール・レーダー(カリフォルニア)の改良。(4)長距離監視追跡(LRS&T)イージス駆逐艦の10隻配備:SM-3搭載イージス巡洋艦の2隻配備。(5)277基のPAC−3配備。(6)戦闘員指令官本部に指揮・管制・戦闘管理・通信能力を整備※。

※米ミサイル防衛庁ウェッブサイト。http://www.mda.mil/mdalink/html/mdalink.html

そして06年には以下の配備計画が予定されている。(1)Xバンド・レーダーの配備(日本)。(2)Xバンド・レーダーの配備(アラスカ)。(3)フリングデール・レーダーの改良(イギリス)。(4)SM−3搭載イージス巡洋艦の3隻配備。(5)地上発射迎撃体の配備(バンデンバーグ基地に2基、フォートグリーリー基地に18基)。(6)指揮・管制・戦闘管理・通信能力の向上※。

※同上。

ただ、初期配備中のMDシステムの信頼性は十分に証明されていない。米国内で特に問題視されているのは、米本土を

大陸間弾道ミサイル(ICBM)攻撃から守るために配備が進められている地上配備システムである。04年12月、配備中の迎撃体と同型の迎撃体による迎撃実験が初めて試みられた。ところが、迎撃体が地上から発射されず、翌05年2月の迎撃実験も同様の理由で失敗に終わっている。米ミサイル防衛庁(MDA)は「地上支援設備」の不具合が原因と説明しているが※、米連邦議会の会計検査院(GAO)は06年3月に発表した報告書の中で、地上配備システムについて作戦可能かどうかは不明確と厳しく評価している※。

※「アームズ・コントロール・トゥデイ」05年3月。www.armscontrol.org

※「アームズ・コントロール・トゥデイ」06年5月。

他方、05年11月、MDAは短距離・中距離弾道ミサイルの迎撃を目的とするイージス・システムの迎撃実験を成功させた。これでSM−3による迎撃実験は7回のうち6回に成功したことになる。この実験で注目されたのは、初めて弾頭部分が分離する標的が使われたことである。これは従来の一体型の標的よりも、北朝鮮やイランが配備している準中距離弾道ミサイルを迎撃する技術に近いとされる※。より現実的な条件の下で迎撃実験を行なうための努力が続けられているといえる。ただ、現在配備中のSM−3では、例えば推定13,000kmの北朝鮮のノドン・ミサイルは最高到達高度が高いため、迎撃できない可能性があるとの指摘もある※。

※「アームズ・コントロール・トゥデイ」05年12月。

※桜井宏之「日本のミサイル防衛は「ノドン」に届かない」(「エコノミスト」04年4月13日号)。

MDAは、兵器システムの性能が十分に実証される前に配備し、その後、改良を重ねていくというスパイラル開発方式を採用し、MDの開発・配備を続ける意向である。また、米議会の主な論点は、MD実験計画の妥当性や開発・配備するシステムの優先順位であり、MD計画の見直しや中止ではない※。ただ、財政赤字の縮小という課題とイラク戦争の継続を両立させるため、国防総省が策定した06会計年度から6年間の軍備再編計画では、MD予算が50億ドル削減されている※。MD計画は行き詰まっているとはいえないが、財政的制約や技術的障害によりペースダウンを余儀なくされている。

※米議会調査局報告書「2006会計年国防認可及び適正化」(06年1月アップデート版)

※同上。

C5. カナダ、米MDへの不参加を決定

2005年2月24日、カナダのポール・マーティン首相（当時）は、米国の進めるミサイル防衛（MD）構想に参加しないとの決定を正式に発表した。首相は、この決定が2年近くにおよぶ国内議論の結果であるとし、「我々は、北米の共同防衛に関して南の隣人たちとの協力を継続していく・・・だが、弾道ミサイル防衛は、我々が努力を集中させる分野ではない」と述べた※。この発言を受けて、米国のセルッチ駐カナダ大使は、「なぜカナダは、自国に向かって飛んでくるかもしれないミサイルにどう対処するかの決定権を事実上放棄するようなことをするのか、単純に理解に苦しむ」と批判した※。

※『ワシントンポスト』05年2月25日。

※『CBSニュース』05年2月24日。

北米大陸の防空に関して、カナダは、「北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）」※を通じて、米国との協力体制を築いてきた。米MDへの参加も、NORADの枠組みとの関連で位置づけられてきた。03年5月29日、カナダは、MD参加について米国との正式な協議を開始し、翌年1月15日には、両国間でMD協力に関する書簡の交換が行われた。この書簡では、今後の協議の対象となる協力可能分野が明らかにされるとともに、北米大陸でのMDにおいてNORADが重要な役割を担うことが可能であると確認された※。04年8月5日には、NORAD協定の改正が両政府によって合意され、NORADが集めた情報を米MDシステムに提供することが可能となった※。

※北米大陸の空域の警戒、管制及び要撃を任務とし、航空機、ミサイル及び宇宙飛翔体を対象とする米国とカナダの共同組織。1957年にカナダ、米国の二国間協定により創設。司令部はピーターソン空軍基地（米国）にある。

※カナダ国防省HP。
www.forces.gc.ca/site/Focus/Canada-us/letter_e.asp

※ウェイド・ボーズ『アームズ・コントロール・トゥデイ』04年9月号。

米国はカナダに最終決定を迫り、度重なる圧力をかけていた。04年12月1日、カナダを訪問したブッシュ大統領は、「今後生じる脅威から、カナダと米国の次世代を守るために、MDにおける協力についても話を進めたい」と回答を求めた※。

※ウェイド・ボーズ『アームズ・コントロール・トゥデイ』05年4月号。

このような経緯をへて行われたカナダの不参加決定は、03年のイラク戦争不参加に続いて、米国の不興をかうものであった。05年2月24日の発言で、マーティン首相は、NORADへの支持はゆるがない旨を明言し、国際的な安全保障やテロとの闘いにおいて、米国との緊密な連携を継続していくと強調した※。しかし、この発言後、ライス米国務長官が予定していたカナダ訪問を延期するなど※、米国の不満は露わであった。

※「CTVニュース」05年2月24日。

※『シアトル・タイムズ』05年3月2日。

首相が米MD構想不参加を決断した背景の一つは、国内の政治事情であった。04年6月の総選挙で、マーティン首相の自由党は少数与党に転落し、政権維持のためには構想反対派が多数を占める他政党との協力が必要であった。政権は、発足当初から米MD構想への支持を示す一方で、一貫して「宇宙の軍事化」には反対するという姿勢を保ってきた。これに対し、野党「新民主党」などは、MD参加が「宇宙の軍事化」への道を拓くものとして反対していた。自由党内でもMD参加をめぐり意見は二分された。

最終的に大きな影響を与えたのは、米MD構想に反発する強い国内世論であった。カナダの過半数の市民は米MD参加に否定的であり※、「宇宙の軍事化」に発展していく可能性を懸念する声が大きかった。カナダの市民運動をリードしてきたスティーブン・ステイプルズ氏らがまとめた報告書※は、政治家、メディア、市民団体、学術研究者らの協力による啓発活動が「宇宙の軍事化」に反対する世論形成の拡大に繋がったと説明している。

※『トロント・スター』紙の世論調査によれば、マーティン首相のMD不参加表明に対し、カナダ市民の54%が支持を表明した。同紙05年2月24日。

※ポラリス研究所『宇宙の安全を達成する』2005年2月。
www.swfound.org/2005/achieving_space_security.pdf

06年1月23日の総選挙で保守党が12年ぶりに政権を獲得し、2月6日にスティーブン・ハーパー新首相が就任した。対米協調を進めていくとみられる新政権のもと、今後のカナダのMD政策の行方が注目されている。

C6. 米国新QDR（4年ごとの国防見直し）
― 統合能力を向上、太平洋重視

※Quadrennial Defense Review
※www.defenselink.mil/pubs/pdfs/QDR20060203.pdf

2006年2月3日、国防総省は「4年ごとの国防見直し（QDR）」※報告書を発表した※。法律により、国防長官は4年ごとに国防計画・政策を包括的に見直し、議会に報告書を提出することとされており、今次のQDRは97年と01年に続いて3回目となる。2006QDRは、約20年後を視野に入れて国防総省変革の進路を描いているが、過去5年間に進められてきた変革の継続、発展が強調されており、そこには9.11事件後の「テロとの戦い」やイラク戦争等での米軍の作戦経験が色濃く反映されている。

2001QDRとの比較で特に注目されるのは、01年以来、米軍は「長い戦争」状態にあるとの認識が示されたことだ。

この状況の下で、米軍は、伝統的戦争の分野では優勢を維持しつつも、21世紀の非伝統的、非対称な脅威に対処するためには改善が必要であるとした。

国防戦略を作戦運用する上での優先事項としては、(1)テロネットワークの破壊、(2)米国土の防衛、(3)「戦略的岐路にある国家群」に対する選択の提供、(4)敵対国家や（テロ組織など）非国家主体による大量破壊兵器（WMD）の保有・使用の防止を提示した。

(3)に関しては、新たに地政戦略的な（geo-strategic）岐路に立っている地域として中東・中央アジア・ラテンアメリカ、戦略的岐路に立つ大国として中国・ロシア・インドを挙げた。このうち、中国に関しては、「米国と軍事的に競争する可能性の

最も高い国」だとして警戒感が露わにされている。(4)については、特にイランの脅威を強調している。

こうした優先事項に対応するため、米軍組織のあり方、米軍への支援体制（同盟国によるものも含む）は大幅に改変されなくてはならない。その方向性は、機敏さ・柔軟性・統合性といった言葉でまとめられる。QDR自身は、そのことを、「大規模で固定された海外の駐留から、より簡素化された海外基地を利用した遠征作戦へ」、「伝統的戦闘作戦への注目から非対称的な課題に対処するための能力向上へ」、そして「（軍種間の）自己完結的な合同作戦から相互依存的な統合作戦へ」と表現している。すなわち、戦闘に携わる一つ一つの単位をコンパクトにすることで機動性を確保し、それらをいかに有機的に統合するかが目下の焦点なのである。

具体的には、たとえば次のようなことが課題として挙げられた。

- ●陸軍の部隊を旅団戦闘チーム（BCT）を中心としたものに再編成
- ●陸軍と空軍のより円滑な合同作戦
- ●特殊作戦能力の向上
- ●空軍を戦闘航空団を中心に再編成
- ●装備などを洋上に事前集積
- ●グローバル・ストライク※能力の向上

※本イアブック「核軍縮：2005年の概観」（13ページ）。

同時に、これらを組み合わせることによって「統合戦力の前方における足跡（フットプリント）を減らす」ことが、同盟国との関係においては重要だとの考えも示されている。

アジア太平洋との関係については、空母を現在の太平洋5隻・大西洋7隻の計12隻体制から計11隻体制に削減し、そのうち少なくとも6隻を太平洋に配備するとされている。また、潜水艦については、6割を太平洋に置くことになる。ミサイル防衛に関する日米間の協力を、成果のひとつとしてあげている点も特徴的である。

C7. 中ロが初の合同軍事演習

中国とロシアは、2005年8月18日から25日にかけて、中国山東省において初の合同軍事演習を実施した。7月3日の「中ロ共同声明」は、この演習の目的は「両国が新たな試練や脅威に効果的に対応する能力を高めるためのもの」であり「第三国を標的にしたものではない」と述べた※。また演習実施に関する覚書調印(7月6日)にあたって、ロシアのイワノフ国防相は「中国と共に上海協力機構(SCO)※の枠組みの中での軍事協力を強化し、同機構が『3つの勢力(テロリズム、分裂主義、過激主義)』を撲滅し、中央アジア地域の安全と安定を守るための重要な力になることを願っている」と語った※。

※「人民網・日本語版」(j.people.com.cn/)05年7月4日。

※Shanghai Co-operation Organization。中国・ロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタン・ウズベキスタンの6か国による多国間協力組織。01年6月15日、上海で設立。96年4月に初めて集った上海ファイブ(ウズベキスタンを除く5か国首脳会議)を前身とする。

「平和の使命(ピースミッション)2005」と名づけられた合同演習は、山東省の仮想国で民族的対立による武力紛争が発生、国連の要請で両国が武力介入するというシナリオに基づくものである。参加兵力は中国7,000人、ロシア1,800人。

※「人民網・日本語版」05年7月7日。

演習は3段階に分けて行われた。第1段階は、ウラジオストクのロシア太平洋艦隊司令部における図上演習。第2段階(8月20日から)では、山東省に場所を移しての海上封鎖。これには中国軍が駆逐艦、護衛艦各3隻や潜水艦などを投入、ロシアからは、太平洋艦隊の対潜作戦用艦艇、早期警戒機、艦載ヘリコプターなどが参加した。第3段階の24日には、艦艇や戦闘機12機の合同部隊による援護を受けながら、空挺部隊などが攻め込む上陸作戦演習が行われた※。

※『読売新聞』05年8月24日、「日経ネット」05年8月25日。

8月25日の閉会式において、中国の曹剛川国防部長は、

「今回の演習は第三国を標的にしたものでも、他国の利益に関わるものでもない」という従来の言明を繰り返した上で、演習の成功は「上海協力機構が安全協力の新たなルールを模索し、地域と国際情勢の新たな課題に積極的に対処するよう促す上で有益だった」と話した。ロシアのイワノフ国防相は「われわれが緊密に団結してこそ、新たな脅威と挑戦に対応できる。ロ中両軍の友情は、アジア太平洋地域の平和と安定のための重要な保障となる」と述べた※。

※「人民網・日本語版」05年8月26日。

第三国を想定しないという中ロ首脳の言明にもかかわらず、海上封鎖、上陸作戦を含む演習は台湾を刺激するには十分であった。台湾の陳唐山・外交部長(外相に相当)は8月23日、『読売新聞』のインタビューに答え、この合同演習は「台湾を威嚇しており、東アジア地域の将来の平和に影響を及ぼすものだ」と強く非難した。さらに陳部長は、これは日米共同声明※に「台湾海峡問題の平和的解決」が盛り込まれたことに関係があると指摘、「台湾問題に手を出すなという、米国や日本への中国の警告だ」と付け加えた※。事実、中国の軍機関紙『解放軍報』は、合同演習一般を「潜在的な敵国を威嚇、牽制する重要な手段」と位置づけ、「米国が中国周辺で行う合同演習は特定の対象に向けた性格が非常に強い」と指摘した。また、今回の合同演習が米国による一極支配を牽制する狙いもあることを示唆している※。

※資料2-1(216ページ)。

※『読売新聞』05年8月24日。

※『朝日新聞』05年8月25日。

一方、ロシア軍のバリエフスキー参謀総長は、12月1日の記者会見で、次回の合同演習を07年以降に、「上海協力機構(SCO)の枠内で、ロシア領で行う」ことを明らかにした。参謀総長はさらに、05年夏の演習で「中国軍部は近隣国に対し、攻撃的な志向を持たないと確信した」と話した※。

※『朝日新聞』05年12月2日。

米国は、この演習が、中ロを軸とした軍事ブロック形成の前触れではないかという懸念を抱きつつ、偵察衛星や艦船による監視以外の表立った行動はとらなかった※。

※「モスニューズ・コム」05年8月18日。www.mosnews.com/commentary/2005/08/18/china.html

C8. 不安定な印・パ「信頼醸成措置」

05年には、インド・パキスタン間の核の「信頼醸成措置」は、一定の進展を見せた。10月3日、パキスタンのイスラマバードで、「弾道ミサイル実験の事前通告に関する合意」が調印された。99年2月に両国が署名した「ラホール了解覚書」は、「両国は、弾道ミサイル飛行実験に関して相互に事前通告を行うことを約束する。また、この点に関して二国間条約を締結する」としていた※。インドにおける新政権の成立(04年5月)の後、専門家レベルの会合が04年6月にインドのニューデリーで、同12月にイスラマバードで行われた。そして、05年8月6日にニューデリーでの2日間の協議を経て合意に達し、10月3日の調印となったものである。

※本イヤブック00年版・資料29-2(158ページ)に全文。

「合意」は、「両国は、いかなる地対地弾道ミサイルであれ、それに関する飛行実験の事前通告を相互に行わなければならない」、「両国の管理のもとに、事故による、または許可されない核兵器の使用の危険を減少させるための諸措置」をとるとした※。事前通告は72時間以内に行わなければならない。また、ミサイルの弾道は、国境線またはカシミール停戦ラインから40km以内の上空に入ってはならず、着弾地はそれらから70km以内であってはならないと定めている。

※www.mea.gov.in/speech/2005/10/03ss01.htm。

しかし、パキスタンは8月11日、インドへの事前通告義務のない初の巡航ミサイル「バーブル」(「ハトフ6」、射程500km)の発射実験を行った。一方、インドは10月3日の調印の日、2発の巡航ミサイルの実験を行った※。一定の「信頼醸成措置」の進展の直後に更なる軍拡競争を促進する動きがあったのである。核軍拡競争の再燃の可能性を孕んだ「信頼醸成措置」の未来は、安定的で持続的であるとは決して言えない。

※『アームズ・コントロール・トゥデイ』05年11月。www.armscontrol.org/act/2005_11/NOV-IndiaPak.asp

05年から06年にかけて、米国とインドの関係が急進展した。05年7月18日と06年3月2日の2つの「米印共同声明」※は、国際的に大きな波紋を投げかけているが、印パ関係にも少なからぬ影響を与えている。インド国内では、論争の大半は「核のタカ派」と「核のナショナリスト」の間で行われている※。「タカ派」によれば、このような取引はインドの核兵器開発に不必要な制約を課し、水爆をも含む大規模な核兵器保有の創出に妨げとなる。こうした見解は、バジパイ前首相とインド人民党(BJP)によって唱えられている。バジパイ氏によれば、米印合意は、「核抑止の大きさを決定する柔軟性」をインドから奪うものに他ならない。ここで「柔軟性」と彼が言うとき、核兵器の削減や廃絶は含まれていない。これに対して、核の「ナショナリスト」の見解は、より穏健かつ伝統的なもので、米印間の取引は「最小限」の核兵器保有に不当な制限を課すことなく、核エネルギー計画を維持・拡大していくための1つの有効な方法であるというものである。これはシン現政権の見解でもある。

※キーワードB8(106ページ)。

※ジア・ミアン、M.S.ラマーナ「核の火に油をそそぐ」(『フォーリン・ポリシー・イン・フォーカス』(05年9月20日)。

一方、パキスタンの見解は、アジズ首相の発言に明らかである。「世界的な核不拡散の努力のために、パキスタンが行いうる潜在的な寄与は否定できない。しかし、それは、非選択的および非差別的なフレームワークの中でのみ実現が可能である。ゆえに、われわれは、NPT非加盟国の民生用核エネルギーへの協力が許容されるように、国内法あるいは国際的レジームが調整され平等な取り扱いとなることを期待する」※。このように、核の「平和」利用に関しては、パキスタンもインドと同様の扱いを、国際社会に求めて行くであろう。

※アジズ首相の米国ニューヨークでの講演「パキスタンと米国との関係:21世紀における戦略的パートナーシップの構築」(06年1月18日)。www.cfr.org/publication/9609/

C9. イラク―正統政権発足の影で増え続ける犠牲者

2005年1月30日に行われたイラク国民議会選挙を経て、5月3日にはイスラム教シーア派のジャファリ首相が率いる移行政府が発足した。イラク基本法(暫定憲法)に基づき、移行国民議会は8月15日までに憲法草案を起草することになっていたが、連邦制導入などを巡り、シーア派・クルド人勢力とスンニ派が対立、3度にわたり草案採決は見送られた。ようやく10月に入り、スンニ派の有力政党「イラク・イスラム党」が賛成姿勢に転じたことを受けて、10月15日、イラク新憲法案の是非を問う国民投票が行われた。承認には投票総数の過半数の賛成が必要であるが、結果は78%が賛成、21%が反対であった。更に全国18県のうち3県以上で反対票が3分の2を超えないことも憲法承認の必要条件とされていたが、反対票が3分の2以上だったのは2州であった。新憲法はぎりぎりのところで成立にこぎつけたといえる。

12月15日、新憲法に基づく国民議会選挙が行われ、イスラム教シーア派「統一イラク同盟」が128議席を獲得し、定数275の過半数より10議席少ないが、第1党の座を確保した。他は「クルド同盟」53議席、スンニ派の「イラクの調和」44議席である。その2ヵ月後の06年3月、首相選出での混乱の末、正統政権が樹立された。

このように「政治的安定」は徐々に進んでいるかのように見えるが、イラク社会は「安寧」とはほど遠いマグマを抱えており、それが絶え間なく噴出している。米軍やイラク軍による掃討作戦と、テロの応酬がつづいている。新憲法案国民投票を目前に控えた10月4日未明、イラク駐留米軍は西部のユーフラテス川流域で兵力2,500人を投入して武装勢力掃討作戦「川の門」に着手した。シリアとの国境地帯でも同様の作戦「鉄拳」(兵力1000人)を展開し、駐留米軍は攻勢を一段と強めた※。

※『読売新聞』05年10月5日。

一方、首都バグダッド北部のイスラム教シーア派住民が多いカドミヤ地区で、9月14日朝、職を求めた住民が集まっている場所で自動車爆弾が爆発し114人が死亡、156人が負傷した。このほか市内や近郊で自爆テロ、攻撃が連続して発生、計139人が死亡した。首都での連続テロとしてはイラク戦争開戦後、最大の犠牲者数であった※。投票直前の10月13日から夜間外出禁止令を発令、14日からは国境を閉鎖し、各州間の移動も禁止された。

※『共同通信』05年9月14日

米軍は、正統政府が確立した段階で、イラクに恒久基地の設置を計画するものと見られる。05年5月の時点で、米国はイラクに106個の基地を設置していた。それを4個所の巨大基地に集約する予定と伝えられる※。

※『ワシントン・ポスト』05年5月22日及び『インデペンデント』06年4月2日。

米国以外の国は、正統政府の樹立に向けた動きに対応して、基本的に撤退の時期を模索しつつ、時宜をとらえられずにいる。英国はアフガニスタン派遣部隊の増強などを控え、早期撤収の意向が強かったが、3月末現在、撤退の目途は立っていない。オーストラリア、日本は、イギリスの動向を注視しながら撤退の時期を探っている。

米国防総省の発表にもとづくCNNの集計※によれば、開戦から05年3月までの米軍及び連合軍の死者は2,536人(内訳:米軍2,328人、その他208人)に上る。一方、同じ期間の民間人の死者は35,000人から39,000人であるとNGO「イラク・ボディ・カウント」(IBC)※は推計している。IBCによれば、民間人の死者数は、05年3月20日から06年3月1日の一年たらずの間に、12,000人であったと推計される。これは、大規模戦闘終結(03年5月2日)以来の年間死者数としては最悪である。

※www.cnn.com/SPECIALS/2003/iraq/forces/casualties/

※www.iraqbodycount.net/

D1．05年「核軍縮国連日本決議」、またも核兵器国に核軍縮迫らず

※資料3−8(255ページ)。決議は、細かい文言上の修正を理由に10月24日に再提出された。

2005年秋の国連総会第1委員会(軍縮)で、日本政府は、34か国の共同提案国とともに、「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」と題する新しい決議案を提出した(10月12日)※。

今回の決議案は、昨年までのスタイルを一新した簡潔なものとなった。日本提出の核軍縮決議案としては、通算11回目となり、「究極的核廃絶に向けた核軍縮」(94年〜)、「核兵器完全廃棄への道程」(2000年〜)に続く、3度目の大幅改訂である。「被爆60年・国連創立60年を機に、我々は、重複を避け、簡潔で力強い決議案を生み出そうと過去の決議を見直し、再構築することとした」「国際社会は、今年のNPT再検討会議および国連総会サミットで合意が達成されなかったことを乗り越えていかなければならない」という05年10月6日の美根慶樹軍縮代表部大使の演説※に示されるように、新決議案は、メッセージ性の強い簡潔な決議を作成し、より多くの国々からの支持を取り付けることを狙ったものである。

※www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com05/statements/japan6oct.pdf

決議案は、10月26日に賛成166、反対2、棄権7で第1委員会を通過し、12月8日の国連総会本会議で賛成158、反対2、棄権7の圧倒的多数をもって採択された(決議番号:60／65)。これは、94年以降で最多の賛成票数であった。本会議において反対票を投じたのは、インド、米国の2か国である(昨年はこれにパラオを加えた3か国)。米国以外の核兵器国は、フランス、英国が賛成、中国が棄権(以上、昨年同様)、ロシアが欠席であった。過去に日本決議に棄権票を投じてきた新アジェンダ連合(NAC)7か国も、日本との共同歩調を重視し、今回初めて賛成に回った※。

※キーワードB4(98ページ)。

「核兵器のない平和で安全な世界の実現を、現実的かつ漸進的な取り組みを通じて実現する」※と政府自身が述べるように、日本の「漸進的」アプローチは今回も踏襲された。日本が軍縮外交の柱としている包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉開始、国際原子力機関(IAEA)保障措置協定・追加議定書の普遍化といったテーマは、引き続き優先課題として挙げられている。日本がCTBT早期発効に関して国際社会に強いメッセージを発していること、また、具体的な内容は明記されていないが「(モスクワ条約の要求を)超える核兵器削減」措置を米ロに要求したこと等、決議の内容は国際NGOの間でも一定の評価を受けている。しかし、核軍縮の促進に向けては、このような段階的措置の積み重ねとあわせて、ゴールを具体的に示す包括的なプランの追求が必要であり、日本決議にはその点が不十分であるという批判は免れない。

※外務省ホームページ。www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/un_hon_saitaku05.html

米国をはじめ核兵器国に核軍縮義務の履行を求める主張も極めてあいまいなものになった。2000年のNPT再検討会議において「保有核兵器の完全廃棄への明確な約束」を含む最終文書が合意されたが、これら過去の合意が主文において再確認されていない。確かに、主文には、「NPT加盟国が同条約第6条の下で同意する核軍縮につながる、すべての種類の核兵器のなお一層の削減を含む更なる措置」を求める一文がある。しかし、今後の努力は「明確な約束」を含む過去の合意の上に積み重ねられるべきであり、日本決議ではその主張が欠落している。

主文において2000年合意の履行を核兵器国に対し明確に要求したNAC決議※と比較してみると、その差は歴然としている。

※資料3−7(254ページ)。

D2. 余剰プルトニウム蓄積に進む 六ヶ所村「アクティブ試験」

2006年3月31日、青森県六ヵ所村にある日本原燃株式会社(JNFL、本社:青森県上北郡六ヶ所村)の使用済み核燃料再処理工場※で、使用済み核燃料からプルトニウム等を取り出す「アクティブ試験」が始まった。JNFLが公表した計画書(05年12月22日)※によれば、同試験は、「通水試験」、「化学試験」、劣化ウラン※を用いた「ウラン試験」につづくもので、07年7月予定の本格稼動に向けた最終的な試験にあたる。試験期間は17か月。全国4か所の原子力発電所から集められた使用済み核燃料1710体(金属ウラン換算430トン)を再処理し、「核分裂生成物やプルトニウムの取扱いに係る再処理施設の安全機能及び機器・設備の性能を確認する」ことが目的である。試験項目としては「環境への放出放射能量、核分裂生成物の分離性能、ウランとプルトニウムの分離性能、液体廃棄物・固体廃棄物の処理能力等」があげられている。取り出されるプルトニウム量についてはJNFLは公表していないが、約4トンと推定される。

六ヶ所村再処理工場は、国内初の商業用再処理※工場である。JNFLによれば、年間の最大再処理能力は800トン(金属ウラン換算)、一日あたりの最大再処理能力は4.8トン(同)。使用済核燃料からウラン酸化物とウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)※を取り出す。

JNFLは06年3月31日の記者会見で、アクティブ試験開始は「わが国における原子燃料サイクルを確立する上で極めて大きな意義をもつもの」とし、「(今日は)わが国の原子燃料サイクルだけでなく、エネルギーセキュリティの確保という面からも大きく前進した節目の日とも言えます」と話した。しかし、このような楽観論に反して、アクティブ試験開始は、重大な問題をはらんでいる。JNFLは、試験開始に先立ち、青森県、六ヶ所村、三沢市との間で「安全協定」を締結したが、事故や環境への影響への地元の懸念は払拭されていない※。

加えて、日本が国内で消費し切れない量の余剰プルトニウムの蓄積に踏み込むことには、核不拡散の努力に反して新しい不安定要因をもたらすものであることから、国際的な批判の的となっている。

05年5月5日、NPT再検討会議※が開かれていたニューヨークの国連本部で、米NGO「憂慮する科学者同盟(UCS)」の有志※は、日本に対し六ヵ所再処理工場の稼動の無期限延期を求める声明を発表した※。4人のノーベル賞受賞者やウイリアム・ペリー元国防長官、ブラッドフォード元原子力対策委員会委員などを含む米国の著名な専門家ら27人が連名した声明は、本格稼動後の推定プルトニウム生産量8トンは、原爆1000発を製造できる量であると警告した。さらに「六ヵ所工場は、核兵器を持っていない国における最初の工業規模再処理工場であるから、その計画通りの運転は、また他の国々—イランや北朝鮮を含む—が再処理施設や濃縮施設を作るのを思いとどまらせるためになされている国際的努力の弊害となる」と指摘し、「核兵器国クラブに加わらないという素晴らしい賢明さを示した」日本が、「分離済み民生用プルトニウムのストックの過剰をこれ以上増やさないという決定」をするよう強く促した。

UCSの声明も指摘しているように、再処理にもっとも熱心だった英国をはじめとする諸国は、そろってプルトニウムの分離から撤退しようとしている。日本の行動は、この流れに逆行するものであり、世界に新しい不安定と不信を生み出す危険性をはらんでいることは間違いない。

※青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付。380万 m²の敷地に1,300kmの配管を持つプラントが広がっている。
www.jnfl.co.jp/business-cycle/saisyori/saisyori.html

※www.jnfl.co.jp/cycle-recycle/testing/active-testing.pdf

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(193ページ)。

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」(193ページ)。

※低核分裂性のウラン238にプルトニウムが4~9%が混ざった混合酸化物。

※JNFLは試験に伴い環境に放出される放射性物質は「拡散されるため、周辺住民の被ばく量は最大で年間0−0.022ミリシーベルト。健康に影響はない」としている(「共同通信」06年3月29日)。

※特別記事2(37ページ)。

※Union of Concerned Scientists。www.ucsusa.org/

※資料3−16(268ページ)。

D3. 在外被爆者の権利、裁判で一歩前進

厚生労働省は、現行の被爆者援護法の趣旨にのっとり、広く被爆者を救済するという見地から、これまでの在外被爆者施策を見直すという姿勢ではなく、裁判所で何度も指摘されてから敗訴した部分を改めるということを繰り返してきた。05年も同様であり、裁判によって一歩ずつ前進している状況にある※。

※在外被爆者は、1974年7月22日に出された厚生省公衆衛生局長通達（いわゆる「402号通達」）によって、日本国外に出国したとき、日本で取得した被爆者としての権利（被爆者健康手帳、医療受給権、手当受給権）を剥奪されてきた。02年12月5日の在韓被爆者・郭貴勲（カク・キフン）氏による裁判の大阪高裁判決は、離日することにより被爆者としての地位を失うことはないとして、従前の厚生労働省の在外被爆者施策を断罪した。その結果、03年3月1日に402号通達は廃止された。

現在闘われている在外被爆者裁判は、大きくは、3つに類型化できる。

第1に、日本国外から被爆者健康手帳や健康管理手当などの申請を求める裁判である。05年3月8日の長崎地裁判決で、在韓被爆者・崔季澈（チェ・ゲチョル）氏の死亡による葬祭料を遺族が韓国から申請できることを認めた。また、同年5月10日の広島地裁判決で、在米被爆者（生存者）3名に健康管理手当・保健手当の国外申請を認め、遺族1名に葬祭料の国外からの申請を認めた。さらに、同年9月26日の2件の福岡高裁判決で、崔季澈氏の健康管理手当と葬祭料の国外からの申請を認めた。長崎市が上告しなかったため、崔氏側の勝訴が確定した。

※広島の三菱重工業に徴用された在韓被爆者の李相燁氏・朱昌輪氏の２名が、それぞれ被爆者健康手帳交付と健康管理手当の在外申請却下処分の取消しを求めて、広島地裁に０５年６月に提訴していた。厚労省の方針転換により、広島市は健康管理手当申請のみ却下処分を取消し、１名の原告の審査が始まることになった。

これを受けて、10月13日には、広島市が在米被爆者の事件での控訴を取り下げ、1審勝訴判決が確定した。さらに、厚生労働省は、政令・省令などの改正により、05年11月30日から日本国外からの手当等の申請を在外公館経由で行えるようにした※。しかし、厚生労働省は、（健康管理手当受給の条件となる）被爆者健康手帳の交付申請は日本に来ない限りできないというかたくなな姿勢を今なお取っている。このため、韓国から手帳の交付申請を行い却下された原告の訴訟は未だ継続している※。

※この原告は、05年9月、訴訟が長引くことから、命の危険を賭して、子どもの付添により被爆確認証の交付を受けた長崎市を訪れて被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当も受給できるようになった。しかし、申請却下処分自体が取り消された訳ではないので訴訟は継続している。

第2の類型としては、未払いの健康管理手当の支払いを求める裁判がある。02年12月の郭貴勲裁判勝訴以降、厚生労働省が地方自治法236条2項を盾にして5年の時効期間を超えた分に関する未払い手当を支払わないとしてきたことに対する裁判が継続してきた。05年12月20日、長崎地裁は、崔季澈氏が約20年前に受給できたはずの未払いの健康管理手当につき時効消滅を排斥し、長崎市に支払いを命じた。つづいて、06年2月8日には、広島高裁でも、在ブラジル被爆者が時効消滅しているとして1審で敗訴していた同様の事件について、原告逆転勝訴の判決が出された※。なお、健康管理手当の支払義務が長崎市のみならず国にあると判示した福岡高裁判決（原告・在韓被爆者李康寧＝イ・ガンニョン氏）と、健康管理手当が5年で時効消滅するとした04年2月27日の福岡高裁判決（原告・広瀬方人氏）について、最高裁判決が06年6月13日に出ることになっている。

※しかし、広島県は上告した。

在外被爆者裁判の第3の類型は、日本国内の被爆者との差別的扱いに対する補償を求める裁判である。05年1月19日、広島三菱・韓国人元徴用工被爆者裁判において、広島高裁は402号通達※の発出を違法とする国賠請求を認容した。この裁判は、最高裁第一小法廷に現在係属中である※。また、06年2月21日、大阪地裁は、差別的取扱に対する慰謝料の支払いを求めていた韓国人被爆者鄭連分・朴源慶両氏の遺族を原告とする事件で、遺族に対して葬祭料は支払われるのだから、慰謝料の支払いまでは不要とする判決をなした。

※用語の説明「厚生省402号通達」（192ページ）。

※詳しくは、本イアブック05年版・キーワードF3（162ページ）。

一方、約1000名近くとも言われる北朝鮮の被爆者の問題は放置されたままの状態になっている。朝鮮半島の南北分断が日本による植民地支配の結果引き起こされた事態であることを見据えた、日本政府の真摯な解決努力が求められている。

D4. 日本、世界で突出した米ミサイル防衛の同調者に

2005年、日本政府は弾道ミサイル防衛(BMD、または単にMD)に関して2つの点において大きく踏みだす決定をおこなった。一つは、日米共同技術研究を共同開発段階に進めると決定したことであり、もう一つは米軍再編過程においてミサイル防衛システムを日米の共通の戦略目標に組み込み、日本のミサイル防衛システムと米国システムとの間に密接な共同体制を築くことに同意したことである。

日本政府は05年12月24日、99年以来日米共同技術研究※を進めてきた海上配備迎撃ミサイルの次世代改良型スタンダードミサイル(SM-3)※に関して、06年度から研究段階から開発段階に入ることを臨時閣議で決定した。14年までの開発経費に1100億円以上の日本側負担が見込まれている。

※本イアブック04年版・キーワードC6(186ページ)、05年版・キーワードD1(110ページ)。

※用語の説明「SM−3」(194ページ)。

共同開発に関わる初めてのSM-3の日米共同発射実験(JCTV-1)※が、06年3月9日、ハワイ沖で行われた。日本が分担して開発したノーズコーン※を付けたレイセオン社製SM-3が米海軍のイージス巡洋艦レイクエリー(CG-70)から発射された。イージスBMDシステムの契約会社であるロッキード・マーチン社が実験のシステム・エンジニアリングを受け持った。ノーズコーンはなめらかに開いて、体当たり迎撃体を打ち出すことに成功したと伝えられる。

※JCTV-1=Joint Control Test Vehicle-1

※空気の摩擦熱から赤外線センサーなどを保護する、ミサイル先端部分の覆い。

一方、共同開発とは別に、日本政府は米国製ミサイル防衛システムを購入して日本のMDの実戦配備を急いでいる。新しい「防衛計画の大綱」※は、05−09年中期防衛計画(新中期防)でのMD計画を明確にした。

※「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(04年12月10日)。防衛庁ホームページに全文。

日本のMD計画は、中間飛行段階で敵ミサイルを迎撃する海上配備のイージス艦スタンダード・ミサイル(SM-3)と最終飛行段階で迎撃する地上配備の地対空新型パトリオット・ミサイル(PAC-3)※の2層で計画されている※。いずれも基本的に米国の技術に依存するのみならず、MDにおいてもっとも重要な敵ミサイルの発射を感知するセンサー情報を米国に大部分依存しなければならない。その意味で、MD導入は日本の防衛体制をますます米国に依存させる。

※用語の解説「PAC−3」(194ページ)。

※イージス艦システムは水平数100km、新型パトリオット・システムは水平数10kmをカバーできるとされる。前者で打ち落とせなければ後者で、という考え方である。

そのような中で、米軍再編に関して行われた日米戦略協議において、日本は米国とのMD共同体制を築くことに合意し、米国への依存を深めた。05年2月19日に合意された「共通の戦略目標」において、日米は「共同の取り組み」の4本柱の一つに「弾道ミサイル防衛における協力」を掲げた。また、05年10月29日の、いわゆる「中間報告」(本書では「10.29合意」と呼ぶ)※においては、府中(東京都)の航空自衛隊航空総隊司令部が横田(東京都)に移駐し「米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化」すると合意した。また、「弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応態勢及び相互運用性」を保つことに合意した。

※キーワードA1(64ページ)。

米国はすでに日本海にイージス艦を配備しMDのための監視・追跡を行っている。これらの作戦活動は米本土防衛のためであることが、ピースデポの米公文書の調査によって明らかになっている※。この事実は、日本のMDシステムが米本土防衛システムに結合し、違憲とされる集団的自衛権の行使に踏み込まざるを得ない状況を迎えつつあることを示している。

※『核兵器・核実験モニター』第239号(05年8月1日)。「ノーチラス」ウェブサイトに英訳。www.nautilus.org/napsnet/sr/2006/0642Umebayashi.pdf

D5．出口の見えない自衛隊イラク派遣

※正式名称は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(03年8月1日。法律第137号)。4年間の時限立法。用語の説明「イラク特措法」((192ページ)。

2004年1月に始まった、イラク特措法※に基づく陸上自衛隊と航空自衛隊のイラク派遣は、今も続いている。陸上自衛隊(以下、「陸自」)本隊の派遣期間は3か月である。5個ある方面隊のうち、東部方面隊を除く半年ごとの持ち回り方式で、04年1月の北部方面隊(北海道)から始まって、順次南に移動し、毎回約500人が派遣されてきた。05年1月からは中部方面隊(東海・北陸・近畿・中国・四国)が第5次、第6次、同年7月からは西部方面隊(九州・沖縄)が第7次と第8次と派遣され、06年1月には派遣開始後3年目に入った。

派遣の長期化に伴い、第9次隊は、それまで海外派遣の対象外とされてきた東部方面隊から編成されることとなり、06年1月から3月まで派遣された。東部方面隊は関東甲信越に静岡県を加えた1都10県を担当地域とし、「政経中枢師団」とされる第1師団(東京都練馬区)、ヘリコプターを中心とした空中機動部隊の第12旅団(群馬県榛東村(はるなむら))などからなる。従来、東部方面隊は、首都防衛を担ううえ、観閲式を担当するため、主要な海外派遣の対象から外され、規模の小さいゴラン高原のPKOにだけ例外的に参加していた。06年5月派遣の第10次隊も、東部方面隊の第12旅団が中心となっている。

この間、本隊とは別に、約100人で構成される復興業務支援隊が、半年任期で第5次までが派遣され、現地住民との調整などに当たってきた。

04年1月から06年3月の間にイラク派遣に関与した陸自の駐屯地を地図にしてデータシート8(152ページ)に示した※。

※05年7月から06年3月に新たに派遣部隊を出した駐屯地は、春日、飯塚、小倉、別府、玖珠、大分、大村、熊本、都城、えびの、国分、川内、目達原、那覇与座(以上、西部方面隊)、習志野、板妻、駒門、北富士、練馬、朝霞、古河、武山、霞ヶ浦、大宮、座間、十条(以上、東部方面隊)である。

陸自の業務には「治安維持」は含まれていない。イラク戦争による国土の破壊・荒廃や国民生活の困窮に対する「人道復興支援」が任務であり、学校など公共施設の復旧整備、医療支援が主な業務である。当初行っていた「浄水・給水」業務は、すでに05年2月から政府開発援助(ODA)に移行している。しかも、「人道復興支援」にあたる部隊の3分の1は武装した警備兵で、任務は自らの宿営地の警備である。このように、陸自の活動が「人道復興支援」という本来の目的に貢献しているとの主張の正当性は大きく低下している。防衛庁のイラク関係ウェブサイト※には、「復興業務」の実績が写真つきで示されている。だがこのようなPRにも関わらず、むしろ米国との関係から、多国籍軍の一員としてイラク駐留自体が政治的に自己目的化しているという見方が広がっている。

※www.jda.go.jp/j/iraq/index.html

一方、派遣先のサマワの治安は、バグダッドなどと比べ安定しているとはいえ、05年6月23日に陸自の車列近くで路肩爆弾が爆発、7月4日には宿営地内外に砲弾計5発が着弾するなどの事件が起こっており、陸自部隊を取り巻く環境は決して楽観はできない。

一方、航空自衛隊は、約200人が、やはり3ヶ月の派遣期間で、これまでに9次にわたり派遣されてきた。派遣部隊は、小牧(愛知)を中心としながら、千歳(北海道)、百里(茨城)、小松(石川)、新田原(宮崎)など各地に分布している。業務は、クウェートを拠点として行われるC130輸送機によるイラクへの兵員や物資の空輸である。

撤退議論が政府部内で表面化したのは、05年夏ごろであった。しかしイラクの治安・政情の不安から、機会を失ったまま、06年5月には第10次隊が派遣された。その業務が終了する7月頃を目処とした撤退の検討が行われている。その時期を過ぎると、撤退の時期が大幅に伸びる可能性もある。

データシート

8．イラクに派遣された自衛隊

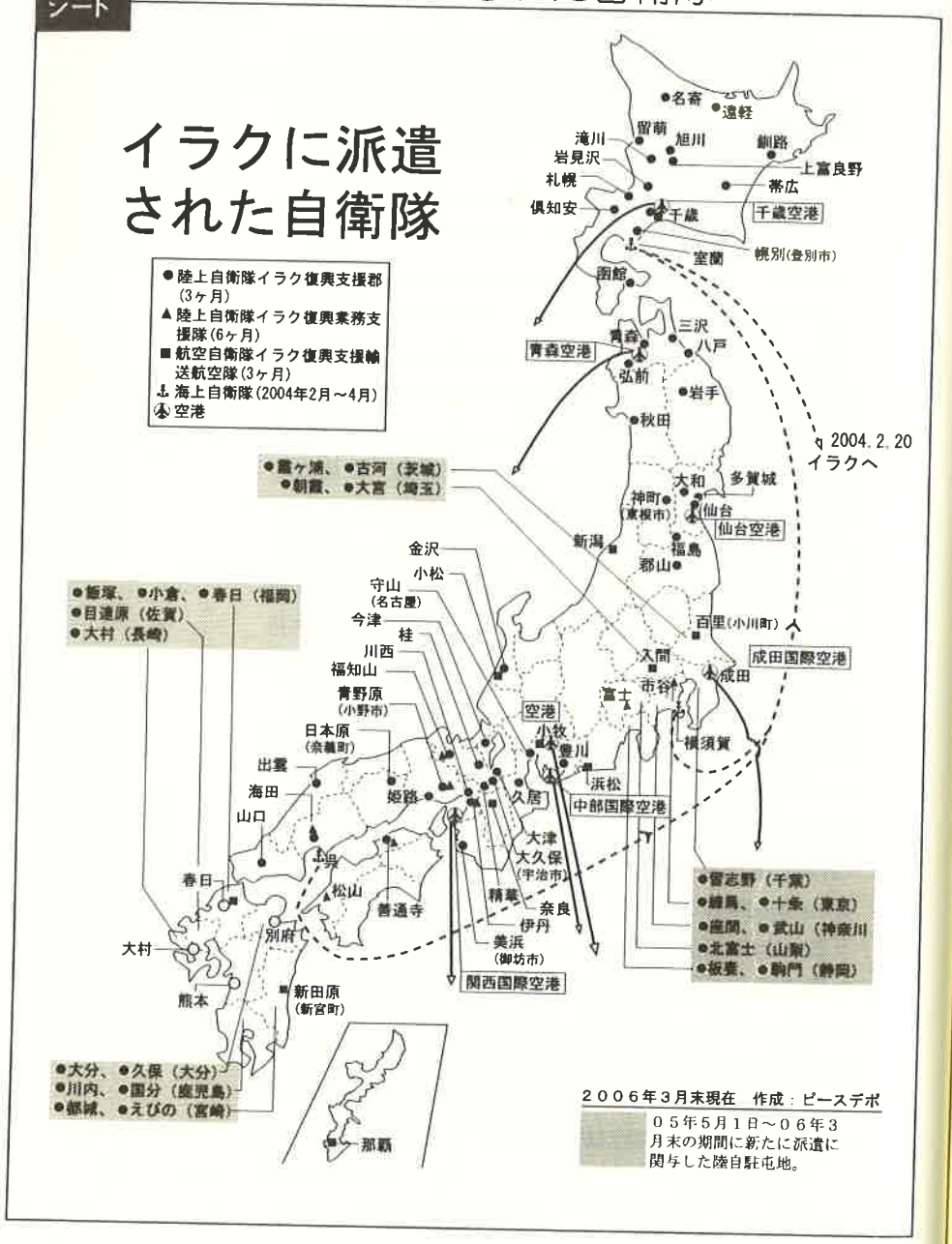

浮標　インド洋自衛艦の「航泊日誌」非公開の滑稽

いわゆる対テロ特措法によってアフガニスタンの対テロ戦争に協力するためインド洋に派遣された海上自衛隊の給油艦やそれを護衛する護衛艦の航泊日誌の公開を、ピースデポの梅林宏道氏が「情報公開法」によって請求し続けている。防衛庁は、出港日など公知の情報以外の全情報を不開示と決定し、不服申し立てに対して審査会もそれを妥当とした。（最終通知：05年12月26日付）

ところが、自衛艦が給油する対象である米国の艦船の航海日誌は、米国の情報公開制度によって何のためらいもなく公開される。その証拠を見せても、決定に何の変更も生まれなかった。行動パターンを知られるとテロ攻撃を受ける可能性がある、相手に迷惑がかかる、というような理屈にならない理屈である。極めて小さいリスクを振りかざして、「公開してシビリアン・コントロールを強める利益」にまったく思いを至さない。要するに、何でも隠したい一心のように見える。

米軍再編のときに見せた、驚くべき米国追随の日本精神で、ここは一つ情報公開も追随したら？

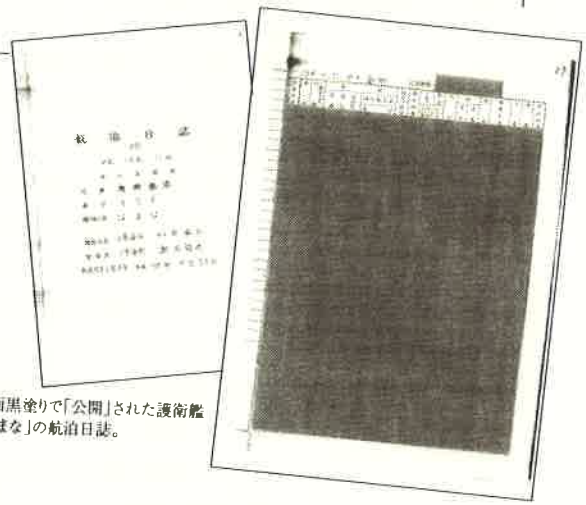

全面黒塗りで「公開」された護衛艦「はまな」の航泊日誌。

D6.「国民保護計画」作成、第2ラウンドへ

2005年3月25日に政府が示した「国民保護法」※第32条に基づく「国民保護に関する基本指針」※に従い、05年4月以降、都道府県などが「国民保護計画」作成に着手、06年3月31日までに全ての都道府県と指定行政機関※が計画策定を終えた。06年度には、第2ラウンドとして、市町村での計画作成が行われる。

「基本指針」では、計画作成にあたっては「広く関係者の意見を聞き、自主的に行う」(第6章)とされている。すべての都道府県は、協議体として「国民保護協議会」等を設置、多くの都道府県でタウン・ミーティング、県民フォーラムなど県民参加の場を設けたほか、メールやFAX、投書によるパブリック・コメントの収集など多彩な手段がとられた。内閣官房が7月29日に開設した「国民保護ポータルサイト」※からリンクをたどれば、各地での取り組みを知ることができる。

一例として、沖縄県では、7月27日、約460人の県民を集めて「沖縄県国民保護フォーラム」※が開催され、午後1時半から9時までの長時間の議論が行われた。島嶼県であり、多くの米軍基地を抱える上、「これまで歴史的背景などから軍隊に拒否反応がある」(「国民保護法制に関する県の対応方針について」)沖縄の議論は、「軍隊は国民を守るのか」という根源的な問いにまで及んだ。会場には、平和運動団体のメンバーも制服姿の自衛官もあった※。

「基本指針」がいうように、国民保護計画は「自主的に」に策定するとされている。しかし、上記ポータルサイトで読む限り、ほとんどの計画は、05年3月に消防庁国民保護室が公表した、「都道府県国民保護モデル計画」※に、地域の特殊性を踏まえた微修正を加えた程度のものが多い。

そのような中で注目されるのは、鳥取県が05年7月に決定した計画※である。同計画は、まず「モデル計画」にはない「はじめに」という章を設け、その冒頭でこの計画の基本的性格を次の様に述べる。「この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法に基づいて作成したものです」。そして、つづく「国民の保護に関する基本的方針」の「基本的人権の尊重」の部分には、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重」として、法の下の平等(第14条)、苦役からの自由(第18条)、思想及び良心の自由(第19条)、表現の自由(第21条)が列挙され、さらに「その他基本的人権に関する規定は最大限に尊重」と明示している。「ジュネーブ条約」が冒頭に書かれていること、さらに憲法の具体条項の列挙はモデル計画にはない構成であり、今後の計画作成に重要な論点を提起している。

一方、住民サイドから、積極的に国民保護計画に対する意見を発信し、より公正で人権抑圧的でない計画を作る試みも数少ないがなされた。新潟では、「『新潟県国民保護計画』を考える会」(代表・佐々木寛)※が05年秋から議論を積み重ね、市民共同の「パブリック・コメント」を県に提出した。そこでは、国際人道法の文民保護規定をより詳細に計画に盛り込むという提案や、戦争予防のために自治体が平素から平和・人権思想の普及を図る、などの具体的提案がなされている。

自治体には、住民を戦争の惨禍から守るために、軍事力行使以外のあらゆることができる。当然そこには「戦争を予防する」ためのあらゆる手立てが含まれる。ここで紹介した先例は、国民保護計画を巡る議論には、自治体の「平和創造力」を再発見する契機が秘められていることを示している。

※「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(04年6月18日法律第112号)。

※www.kokuminhogo.go.jp/torikumi/kihonshishin.html

※内閣府、国家公安委員会・警察庁、防衛庁・防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省・国税庁、文部科学省・文化庁、厚生労働省、農林水産省・林野庁・水産庁、経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省。

※www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html

※「沖縄県の国民保護」www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=66&id=8877&page=1

※「核兵器・核実験モニター」第244号(05年10月15日)。フォーラムの議事録は、上記ウェブサイト。

※www.fdma.go.jp/html/kokumin/model.pdf

※www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=9380

※www.8.ocn.ne.jp/~heiwa/

D7. 騒音被害を、より小さく見積もろうとする政府

各地の米軍機騒音訴訟に関連して、騒音被害を過少に見積もろうという国の動きが表面化している。

まず、2005年の騒音訴訟の動きを整理しておこう。

05年2月17日の「新嘉手納爆音訴訟」※の那覇地裁判決は、国に対し、原告約4千人に約28億円を支払うよう命じた。しかし、支払い対象がW値※85以上の地区とされたため、約3分の1の原告は損害賠償を受けることができなかった。98年に判決が確定した「嘉手納騒音訴訟」では、W値75以上、つまり、より広い地域の住民に対して損害賠償を認めていた。その意味で、今回の判決は大幅な後退であった。加えて、飛行の差し止めが従来どおり認められなかったことから、原告団は地裁判決を不服として控訴した。

※2000年提訴。

※Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価継続感覚騒音基準）の略。夜間の騒音を重視して音響の強度、頻度、継続時間の諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機の騒音基準。数値が高いほど生活への影響が大きい。

05年11月30日には、東京高等裁判所で「新横田基地公害訴訟」※の控訴審判決が言い渡された。判決は国に対して原告約6千人に約32億5千万円の支払いを命じた。将来にわたる請求が一部認められた点、国が主張した「危険への接近論」※がまったく認められなかった点、さらには受忍限度がW値75とされた点などで、これまでの米軍機騒音裁判に比べて、前進した内容を多く含む判決だった。江見弘武裁判長が判決文の中で、国の米軍機騒音対策の怠慢を指摘した上で、行政的な救済制度を創設すべきであると述べた点も注目された。しかし、ここでも夜間の飛行差止めは棄却された。また、84年に告示されたコンター※が採用されなかったために

※96年提訴、第1次～3次。

※被害がすでに存在している場所に、それを知って、敢えて後から居住した原告に対しては、賠償額を減額できるという論理。

※音源から離れるにしたがい、W値が下がっていく様子を示した等高線のこと。

被害地域が狭められ、賠償を受けられない原告が発生した。

一方、「普天間爆音訴訟」※では、06年2月28日、同基地の当時の司令官に対する差止めなどの請求が最高裁で棄却され、当該部分の原告敗訴が確定した。

※02年提訴、1次～2次。

一方、嘉手納基地周辺では、05年2月21日から数回にわけて、28年ぶりの防衛施設庁による騒音測定調査が行われた。これは、コンターの見直しも視野にいれたものと思われる。03年度に騒音測定調査が行われた横田基地周辺では、調査結果を踏まえてコンターが見直され、05年10月20日に新しいコンターが告示されたが、そこでは84年の旧コンターと比べて大幅に騒音被害地域が縮小している。

防衛施設庁は、騒音訴訟と騒音測定調査との関係を否定している。しかし、防衛施設庁長官の私的諮問機関「飛行場周辺における環境整備のあり方に関する懇談会」（01年9月～02年7月）がまとめた「飛行場周辺における幅広い周辺対策のあり方に関する報告」※は、配備機種の性能向上等が騒音の低下につながっていることと、財政資源の効果的運用を理由に、W値の見直しが必要であると答申している。したがって、騒音調査が、騒音訴訟を視野に、国の損害賠償負担を軽減する意図を持って行われていることは明白である。事実、嘉手納爆音訴訟はマンモス訴訟であり、従来までの基準では国の賠償額は莫大な額となる。加えて、日米地位協定では賠償額の75%を負担するはずの米国が支払いを拒否しているため、日本政府は賠償額の肩代わりをしなければならないという問題も発生している※。

※www.dfaa.go.jp/kondankai/hokoku.pdf

※「琉球新報」04年5月14日。

多額の賠償が財政を圧迫するという問題の抜本的解決策は、限定的であれ飛行を差し止めるという「音源対策」を講じることである。そのような抜本策を拒否しながら、地位協定上賠償額を負担すべき米国の負担は肩代わりし、コンターの見直しを通じて基地周辺住民に負担を転嫁しようという政府の姿勢は、厳しく検証されなければならない。

D8.「横須賀事件」で再び問われる「地位協定」

2006年1月3日の早朝、横須賀市内の路上で起こった空母キティホーク乗員による女性強殺という凄惨な事件は、正月の安穏を引き裂くとともに、米軍駐留による「安全保障」の代償として基地を抱える地域社会が背負う日常的リスクをあらためて教えた。

この事件を契機に、「地位協定第17条」の不公正と矛盾が再び浮き彫りになった。まず、犯行後、基地に戻った容疑者の身柄をまず確保したのは米軍であった。日本の警察は、基地に通って事情聴取をしなければならなかった。1月7日、神奈川県警の要請に応え、容疑者の身柄は日本の捜査当局に移され起訴、3月18日には初公判を迎えた。

今回の身柄引き渡しは、95年に沖縄で起こった海兵隊員による少女暴行事件をきっかけにして95年10月に行われた、日米地位協定第17条に関する次のような「運用見直し」に基づくものであり、合意後10年を経て初めて適用されるケースとなった。

「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する」※。

今回、米軍の決断は早かった。そこには、米軍再編と原子力空母配備という政治日程を考慮して、自治体や市民との軋轢を避けたいという計算が働いたことは間違いない。海軍部長や基地司令官がただちに被害者遺族と市長に陳謝したことでもそれはわかる。しかし、留意すべきなのは、この合意も、被疑者の引渡しは米側の「好意的な配慮」によるとされていることだ。つまりあくまでも裁量権を握っているのは米軍なのである。

※「日米地位協定第17条5(c)及び、刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」(95年10月25日)。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_keiji_01.html

「好意的配慮」を明文化された義務に引き上げることは、基地を抱える全ての自治体の一貫した要求である。「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」(会長:松沢成文神奈川県知事。略称「渉外知事会」)が05年7月29日に国に提出した、「基地対策に関する要望書」※も、次のように要求している。「日本国が第1次裁判権を有する場合※、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応じるよう明記すること」。この要求は、「95年運用見直し」が、「殺人または強姦という凶悪な犯罪」を特定しているのに対して、全ての犯罪を対象にしていることも注目しておきたい。

※www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home2_3a1/bessatu.pdf

※もっぱら合衆国の財産もしくは安全、合衆国国民に対する罪と公務執行中の罪を除く全ての犯罪:地位協定第17条[刑事裁判権]3(a)、(b)。資料1−7(203ページ)。

横須賀の事件は、この意味で地位協定の見直しの契機となるべき機会であった。しかし、小泉首相は、「運用改善で機敏に対応することが合理的。先日の(横須賀の事件で)起訴前の身柄引き渡しも直ちに実現するなど改善例を積み重ねている」とし、改定に消極的な姿勢を示した※。

※1月23日、衆議院本会議での答弁(質問は民主・長島昭久氏)。

05年12月28日には、同じキティホーク所属の女性兵士が八王子市内で小学生をひき逃げし、重傷を負わせて逮捕されたが、「公務中」であったため即日釈放されるという事件があった。この兵士は、06年3月2日の艦長による懲戒裁定で減俸、45日間の謹慎、降格の処分となっていたことがわかった※。ここでも、「地位協定」と日本の常識的な量刑、市民感覚とのギャップは大きい。

※『朝日新聞』06年3月15日。

04年と05年の米軍人による刑法犯検挙件数をデータシート10(161ページ)に示す。これらの内のどれだけが、日本の法律によって裁かれているかは不明である。

9. 米軍機・艦船による事故

◆米軍機による事故（０５年１月～０６年３月）

（１）予防着陸（不時着）等

	発生場所	概　　要
05.2.1	伊勢原市（成城学園第1グラウンド）	米軍ヘリ（UH－60）が、操縦席の計器パネルの警告灯が異常を示したため伊勢原市内の成城学園グラウンドに着陸
05.2.3	新潟空港	米軍機（UC－12F）が、風防の内側ガラスが蜘蛛の巣状にひび割れしたことにより新潟空港に着陸
05.5.3	宮崎空港	米軍ヘリ（SH－60）1機が、不具合（油圧系統の故障）が生じたため、僚機とともに計2機が着陸
05.5.7	山梨県鳴沢村（民間駐車場）	米軍ヘリ（UH－1N）が、エンジントラブルのため着陸
05.5.17	沖縄県久米島町（農道）	米軍ヘリ（HH－60）が、コックピットの警告灯が点灯したため着陸
05.7.30	神奈川県藤沢市片瀬海岸（片瀬漁港整備事業地）	米軍ヘリ（UN－3H）が、油圧系統の異常を知らせるランプが点灯したため着陸
05.8.12	山口宇部空港	米軍ヘリ（CH－46）1機が、コックピット警告灯が点灯したため、僚機とともに計3機が着陸
05.11.9	沖縄県国頭村（海浜地）	米軍ヘリ（HH－60）が、悪天候（大雨）で視界が悪くなったので安全を期すために着陸
05.11.7	岡南空港	米軍ヘリ（CH－53D）1機が、コックピットと警告灯が点灯したため、僚機とともに計2機が着陸
06.2.8	仙台空港	米軍ヘリ（UH－60）3機が、積雪のため、仙台空港管制の指示により、目的地を変更し着陸
計		１０件

（２）部品の落下等

	発生場所	概　　要
05.4.27	沖縄県伊江村の県道225号線及び原野	パラシュート降下訓練の際、切り離したメインパラシュートが県道225号線に、パラシュートの袋が原野に落下
06.3.30	嘉手納基地上空	米軍機（F15）からパイロットのミスにより、訓練用フレアーを射出。
計		２件

（３）部品の遺失

	発生場所	概　　要
05.4.14	—	米軍機（EA－6Bが、厚木基地を離陸後、帰還するまでの間にハシゴを遺失
05.4.14	—	米米軍機（FA－18）が、厚木基地を離陸後、帰還するまでの間に模擬弾の羽を遺失
05.5.23	—	米軍ヘリ（SH－60B）が、厚木基地を離陸後、帰還するまでの間に装備部品の一部を遺失
05.6.16	—	米軍機（KS－130）が、岩国基地を離陸後、横田基地に着陸する間に着陸灯カバーを遺失
計		4件

◆米軍艦船による事故（０５年１月～０６年３月）

	発生場所	概　　要
05.5.17	長崎県佐世保市　佐世保港外高島沖	揚陸艦が、操業中の漁船の魚網上を航行し、魚網ロープ等を切断
06.2.27	鹿児島県鹿児島市　鹿児島港	岸壁に着岸中の艦船付近に海上に油漏れが発生
計		２件

（防衛施設庁調べ）

10. 米軍人による犯罪件数

米軍人による刑法犯検挙状況（平成２００５年～０６年）

警察庁刑事局捜査一課まとめ

		総数	犯罪別の検挙状況（件数）					
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国総数	2005年	95	4	26	32	2	4	27
	2006年	93	5	23	25	8	1	31
米軍がある都道県別の合計	青　森	1	0	1	0	0	0	0
	東京	13	1	3	4	0	0	5
	神奈川	50	4	21	6	0	1	18
	静　岡	2	0	1	1	0	0	0
	広　島	2	0	2	0	0	0	0
	山　口	21	1	6	12	0	0	2
	長　崎	13	1	4	3	1	0	4
	沖　縄	85	1	11	31	9	4	29

注）上記資料は米軍人の犯罪で、軍属と家族は含まれない。

D9．「集団的自衛権」の文言をはずした自民党新憲法草案

自民党は、この1年半ほどの間に矢継ぎ早に次のような改憲に関する文書を発表した。

(1)憲法改正草案大綱[たたき台](04年11月17日)
(2)新憲法起草委員会各小委員会要綱(05年4月4日)
(3)起草委員会要綱・第一次素案(05年7月7日)
(4)新憲法第一次案(05年8月1日)
(5)新憲法草案(05年11月22日)※

※これらの文書については、次のウェブサイトで見ることができる。www.kenpoukaigi.gr.jp/

安全保障関係についていえば、いずれの案も、まず冒頭で平和主義の堅持をうたっているのが特徴だ。しかし問題は、「平和主義」が何を意味するかを伝える文言を欠いていることであろう※。

※特別記事3(47ページ)。

まず、(1)では「個別的又は集団的自衛権を行使するための最小限度の戦力を保持する組織として、法律の定めるところにより、自衛軍を設置するものとする」と明瞭に述べられている。これは、日本政府が、「憲法上許されない」※としてきた、「集団的自衛権※の行使」を明示した点で、5つの案の中でもっとも先鋭であり、米国政府や日本の財界からの要望にそのまま沿うものであった。自衛隊は「治安緊急事態、災害緊急事態その他の公共の秩序の維持に当たること及び国際貢献のための活動(武力の行使を伴う活動を含む。)を行うことをも任務とすること」とも書かれており、湾岸戦争以降、懸案となってきた国際貢献のための自衛隊海外派遣も明記されている。(1)には、この他にも、「軍事規律維持のための組織」、国防の責務、国家緊急権などの時代錯誤ともいえるような文言が並んでいた。しかし同時に、「大量破壊兵器の廃絶及び非核三原則」についても明記されていたことには注目するべきだろう。(2)以降の文書では、これらの文言は削除されている。

※「憲法第9条の下において許されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」(05年版「防衛白書」)

※用語の説明「集団的自衛権」(192ページ)。

05年に公表された(2)と(3)では、「自衛のために自衛軍を保持する。自衛軍は、国際の平和と安定に寄与することができる」とされ、「集団的自衛権」という言葉は削除された。

以上3文書が、「要綱」であったのに対して、(4)と(5)は草案として提示された。いずれも、現行の第9条2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」を削除し、自衛軍を戦力と位置づけた。(5)における、第9条と第9条の2を下記コラムに示した。ここでも「集団的自衛権」の文言ははずされている。しかし、全体として軍事強調のトーン強い条項となっていることは否めない。

自民党新憲法草案(05年11月22日)　抜粋

第9条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第9条の2　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。

2　自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3　自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4　前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

D10. 民主党憲法提言―議論は先送り

2005年10月31日、民主党は「憲法提言」※を発表、そこで安全保障に関して「4原則・2条件」を提示した(次ページコラム)。

※民主党ウェブサイト。www.dpj.or.jp/faxnews/pdf/20051031181802.pdf

民主党はもともと、国連の集団安全保障活動への自衛隊参加については肯定的であった。ただ、参加を平和維持活動(PKO)にとどめるのか、それとも多国籍軍への参加まで認めるのかという点、武力行使はどの程度まで認められるのかという点などについて、党内の意見はまとまっていない。それ以上に党内の意見が分かれているのは、集団的自衛権※行使の問題である。

※用語の説明「集団的自衛権」(192ページ)。

05年10月の「憲法提言」では、4原則の(2)で、「制約された自衛権」とい多義的な新しい文言が導入されている。「提言」は次のように説明している(注は編集部):

> 先の戦争が「自衛権」の名の下で遂行されたという反省の上に立って、日本国憲法に「制約された自衛権」を明確にする。すなわち、国連憲章第51条※に記された「自衛権」は、国連の集団安全保障活動が作動するまでの間の、緊急避難的な活動に限定されているものである。これは、戦後わが国が培った「専守防衛」の考えに重なるものである。これにより、政府の恣意的解釈による自衛権の行使を抑制し、国際法及び憲法の下の厳格な運用を確立していく。

※第51条〔自衛権〕「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。(略)」

この説明では、「緊急避難的」な活動として想定している事

民主党「憲法提言」における4原則、2条件(05年10月31日)

●わが国の安全保障活動に関する4原則

(1)戦後日本が培ってきた平和主義の考えに徹する
(2)国連憲章上の「制約された自衛権」について明確にする
(3)国連の集団安全保障活動を明確に位置づける
(4)「民主的統制」(シビリアン・コントロール)の考えを明確にする

●わが国において安全保障に係る原則を生かすための2つの条件

(1)武力の行使については最大限抑制的であること
(2)憲法附属法として「安全保障基本法(仮称)」を定めること

態、想定しない事態についての内容や区別が判然としない。その意味では、さらに詳しい議論の展開と明確な説明が必要とされている。

こうした党内の議論の状況は、民主党の当初のスケジュールに大きな影響を与えている。民主党は、04年6月に「憲法提言中間報告」を出したが、その次の憲法提言を05年3月にはまとめる方針だった※。しかし実際にまとまったのはその半年以上後の10月であった。

※「毎日新聞」05年5月3日。

今後注目されるのは、06年4月に小沢一郎氏が党の新代表に就任したことの影響である。小沢氏はかねてより、旧社会党系の横路孝弘氏とともに「国連待機部隊」構想を明らかにしている※。これは、自衛隊とは別組織の国際貢献用部隊を創設し、国連決議等の要請に応じて派遣するというものである。この提案のポイントは、憲法9条や前文の中に国連憲章と共通する国際貢献の理念を読み取り、現行憲法下においても集団安保活動への参加は可能だと主張する点であった。

※小沢一郎・横路孝弘「民主党の両極、ここに安全保障論で合意する」『月刊現代』2004年2月号。

D11. 憲法改正国民投票法案を巡る綱引き

※第96条［憲法改正の手続］
1　この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法96条は、憲法改正には国会の発議と国民投票による承認が必要であると規定している※。しかし、現在、国民投票の実施要項を定めた法律はない。

国会では、国民投票法制定の動きが活発化している。しかしそれは、法律の欠落を埋めるということよりもむしろ、「改憲」が必要だという点で一致している自民・公明・民主の3党が、実際の改憲プロセスを念頭に、熱心に取り組んでいるのが現実である。「護憲」を主張する社民・共産の2党は法制定そのものに反対している。

自公民3党は、05年1月から始まった第162通常国会で、国民投票法案の審議機関を国会内に設置し、国民投票法案を審議・可決するところまで一気に済ませる方針で当初は歩調を合わせていた。4月15日に衆議院憲法調査会が最終報告書を提出したことを受け、3党は、単なる調査権限しかなかった憲法調査会を審議機関に格上げするための国会法改正案を5月前半に提出することを目指した。しかし、郵政問題で政局が乱れたこと、国民投票法案そのものをめぐっても3党間に意見の不一致が表面化したため、通常国会での法案提出は見送られることになった。

法案をめぐる主な論点は次のとおりである。(1)投票は「一括方式」か、条文・項目ごとの「個別方式」か、(2)メディア規制、(3)国民投票運動規制、(4)投票権者の年齢、(5)定住外国人の投票権、(6)国民投票の「過半数」の定義。

与党（自民、公明）が04年12月に作成した「法案骨子」は、(1)投票方式は、憲法改正の発議の際に別に定める法律の規定による（「一括方式」もあり得る）、(2)新聞・雑誌の虚偽報道の禁止、新聞・雑誌の不当利用等の制限、(3)公務員・教育者の地位利用による運動禁止、外国人の運動禁止、(4)、(5)国政選挙と同じ、(6)有効投票総数の過半数、というものであった。

一方、民主党憲法調査会役員会が05年4月25日に発表した「憲法改正国民投票法制に係る論点とりまとめ案」は、(1)投票方式は個別投票方式、(2)メディア規制は原則無し、(3)運動規制も原則無し、(4)、(5)投票権者は日本国籍を有する18歳以上の者、(6)投票総数の過半数、というものであり、与党案との隔たりは大きかった。

第163国会（臨時会）において、自公民は、9月14日、常設の「憲法調査委員会」を衆議院におき、審議権を国民投票法案に限定することでいったんは合意、共産党・社民党は、これに反対した。結局、翌日、拙速な議論に警戒感の強い公明党に配慮して、一会期限りの特別委員会とすることで再合意し、10月6日より特別委での討議が始まった。

それ以降の経過には以下のような特徴がみられる。

第1に、しばしば突出して事態を押し進めようとする自民党に対して、民主党と公明党がそのたびに反発するという図式がある※。第2に、法案成立に熱心な衆議院に比べ、参議院の遅れが目立つ。参議院には国民投票法案の審議権を持つ委員会がまだ設置されていない。第3に、法案の内容に関しては、自公民の間でいくらか歩み寄りが見られる。自民・公明両党が06年4月18日にまとめた案※では、メディア規制については表現の自由を濫用しないようメディア側が自主的に努力、と民主党への配慮を示した。しかし、(1)一括投票か個別投票か不明確、(3)公務員・教育者の地位利用による運動禁止、外国人の組織的運動の禁止、(4)20歳以上、(6)有効投票の過半数、など隔たりは依然小さくない。

※たとえば、自民党の久間章生総務会長が「与党単独での国民投票法案提出もありえる」と3月22日に発言したことに対して民主党が反発し、翌日の衆議院憲法調査特別委員会・理事懇談会が延期された（『毎日新聞』06年3月24日）。

※「憲法会議」のウェブサイトより入手可。www.kenpoukaigi.gr.jp/seitoutou/20060412jimin-kokumintouhyouhouan.htm

E1．平和市長会議の新しい挑戦

※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。現在の会長は秋葉忠利広島市長、副会長は伊藤一長長崎市長、ハノーバー市長(独)、マンチェスター市長(英)、マラコフ市長(仏)、モンテンルパ市長(比)、ボルゴラード市長(ロ)、アクロン市長(米)、クライストチャーチ市長(ニュージーランド)、フィレンツェ市長(伊)、ラークダル市長(ベルギー)の10名。06年4月24日現在、加盟自治体数は世界116か国・地域の1,326都市。
事務局：〒730−0811　広島市中区中島町1−2
TEL：082−242−7821
FAX：082−242−7452
mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp
www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

NGO「平和市長会議」※は、被爆75周年に当たる2020年までに核兵器廃絶を実現するとした「核兵器廃絶のための緊急行動−2020ビジョン」を提唱し、各国の自治体・NGO・市民との連携のもと、国際的な運動を展開している。同ビジョンは、03年10月にマンチェスター(英)での理事会で承認されたのち、同年11月の「第2回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」で発表されたものである(注の平和市長会議ウェブサイトに全文)。

05年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、「2020ビジョン」に描かれた段階的キャンペーン・プランのステップ3にあたり、「すべての核兵器の実践配備を即時解除」し、「2010年に『核兵器禁止条約』を締結することに向けて具体的な交渉を開始する」ことが目指されていた。この実現に向けたとり組みとして、16か国80都市の市長ら167人(うち市長51人)で構成される市長代表団がニューヨークに集い、核兵器廃絶を願う世界中の市民の声をアピールした。具体的な活動には、ニューヨーク市での平和行進、平和集会への参加(5月1日)、核保有国の政府代表等への核廃絶要請行動(5月2日)、アナン国連事務総長らが出席した市長代表団会議の開催(5月3日)等が含まれる。5月4日午前の公式本会議終了後には、NGO代表による発言セッションが行われ、広島、長崎両市長が各国政府代表を前にスピーチを行った。また、両市長は、再検討会議に先立ってメキシコシティで開催された「非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議」(4月26日〜28日)※においても、平和市長会議を代表して発言を行った。

※キーワードB9(108ページ)。

NPT再検討会議で実質的な成果が得られなかったことを受け、核兵器廃絶に向けた国際気運をさらに高めるべく、「継承と目覚め、決意の年」と位置づけられたステップ4(05年8月6日〜06年8月9日)におけるさまざまな行動計画が提起されている。これらは、05年8月4日から6日にかけて広島で開催された「第6回平和市長会議被爆60周年記念総会」で正式に承認された。総会には、20か国92都市4団体、14か国の政府関係者、7つのNGO団体から総勢243人が参加し、最終日には「ヒロシマ・アピール」が採択された※。

※www.mayorsforpeace.org/jp/topic/hiroshimaappeal.pdf

アピールは、「2020ビジョン」を基本的に再確認するとともに、いくつかの具体的な課題に重点的に取り組むことを宣言した。その一つが、「軍縮・国際安全保障を取り扱う国連総会の第1委員会が、核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会を設置するよう働きかける」という新しい提案である。この内容は、同日の広島平和宣言※にも盛り込まれた。平和宣言は、どの国も拒否権を行使できる「全員一致方式」が、ジュネーブ軍縮会議(CD)やNPT再検討会議の合意を阻んだ要因であると指摘し、その障害がない国連総会第1委員会を活用することを提案している。

※資料3−15(265ページ)

こうした平和市長会議のイニシアティブとその後の国際的なロビー活動は、6か国(ブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデン)による国連総会第1委員会決議案の作成という形で実を結んでいった。結果的には、米国の圧力によって新提案の第1委員会への提出は見送られることとなったが※、6か国のイニシアティブは停滞する多国間の核軍縮協議に風穴を空ける意欲的な試みであり、今後の行方が注目されている。平和市長会議は、引き続きこの提案を進めるべく、各国政府への働きかけを継続するとしている。

※キーワードB2(94ページ)。

E2. 加入の拡大を訴える―非核自治体協議会

日本非核宣言自治体協議会(以下、協議会)は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした非核自治体※の協議組織である。現在、長崎市の伊藤一長市長が会長を務め、長崎市平和推進室に事務局が置かれている※。

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や「非核三原則」の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。米ソ冷戦のさなか、80年に英マンチェスター市が最初に非核兵器地帯であることの宣言を行い、その後世界的に広がった。

※連絡先:
〒852-8117　長崎市平野町7-8長崎原爆資料館内
TEL:095-844-9923
FAX:095-846-5170
www.nucfreejapan.com/index.htm

05年5月にニューヨークで開催された第7回核不拡散条約(NPT)再検討会議には、会長の伊藤一長長崎市長、副会長の秋葉忠利広島市長、山下三郎廿日市市長、中司宏枚方市長、山本捷雄藤沢市長の5名が代表団として参加した。5月1日のニューヨーク市街デモとセントラル・パークでの大集会では、4万人(主催者発表)の参加者とともに核兵器廃絶に向けたアピールを行い、3日に開催された市長イベント(共催:NGO「平和市長会議」、「アボリション・ナウ!」※、「国際姉妹都市」)では、廿日市市長が自らの被爆体験に基づいて核廃絶への願いを訴えるなど、積極的な活動を行った。NPT再検討会議自体は成果を生み出せなかったものの、協議会としては、「平和市長会議」をはじめとするNGOとの連携に成果があったこと、また、マスコミを通じて市長らの行動が全世界に伝えられ、核廃絶に向けた世論形成に貢献したことを評価している※。

※キーワードE4(174ページ)。

※www.nucfreejapan.com/jigyou_5_2.html

協議会は、核保有国による核実験(未臨界核実験を含む)に対する抗議を継続して実施している。米英による未臨界核実験(06年2月23日)を受け、協議会は、2月22日と24日に両国の大使に宛てて厳重な抗議を行い、核兵器国に「核兵器廃絶への明確な約束」を誠実に履行するよう要求した。

05年8月5日から6日にかけて、第22回協議会総会と第20回非核自治体全国大会が広島で開催された。全国大会には82自治体から約140名が参加し、8月5日に決議文が採択された。決議文は、NPT再検討会議で成果が得られなかったことに言及し、日本政府に「非核宣言自治体の声を真摯に受け止め、直ちに非核三原則を法制化し、国際社会において核兵器廃絶運動の先頭に立つ」よう強く求めた。この決議は、アナン国連事務総長のほか、5核兵器国とインド、パキスタンの在日大使及び日本政府に送付された※。

※www.nucfreejapan.com/jigyou_5_5.htm

市町村合併が全国規模で進められたことから、非核宣言自治体、非核宣言自治体協議会会員自治体ともにその数は減少傾向にある。06年4月現在、全国の非核宣言自治体数は1,267であり、02年の2,654をピークに大幅に減少した。協議会加盟自治体も03年の327をピークに減少している(いずれも協議会調べ)。こうした事態を受け、協議会は、未宣言自治体への活動の周知、協議会未加入自治体への加入勧誘、合併自治体へ宣言実施依頼など、非核宣言自治体の活動拡大を目指したさまざまな努力を継続している。

協議会は、84年8月に「非核都市宣言自治体連絡協議会」として結成され、90年に現在の名称に改称された。06年4月1日現在、全国の非核宣言自治体の16%を占める211自治体が加盟している。主な活動としては、毎年夏の非核自治体全国大会および協議会年次総会の開催のほか、非核自治体に関する調査や情報収集、ホームページにおける情報発信、平和事業担当職員の研修会開催などがあげられる。また、各自治体の平和事業の推進として、「巡回被爆展」や「被爆アオギリ2世と被爆クスノキ2世の贈呈」等を行っている。

E3. 同志国家とNGO、第Ⅵ条フォーラム開催

NPT再検討会議が決裂した後の核兵器廃絶への道を探る試みの一つとして、05年8月4日、国際NGO「中堅国家構想(MPI)」議長のダグラス・ロウチ上院議員(カナダ)は、平和市長会議※の被爆60周年記念総会における記念講演で「第6条フォーラム」※の構想を発表し、日本政府にも参加を呼びかけた。同志国家とNGOがNPT第6条※の核軍縮義務を履行させる交渉について協議するためのフォーラムである。

※キーワードE1(168ページ)。

※資料3−17(270ページ)。

※資料1−1(197ページ)。

05年10月3日、ニューヨーク国連本部において第1回フォーラムが開催され、28か国の政府代表が参加した。日本からは柳井啓子一等書記官(国連軍縮会議日本代表部)が参加した。ダグラス・ロウチMPI議長は、冒頭に「非好戦的な雰囲気で、核兵器のない世界に必要な法的、政治的、技術的な要件を協議する。非核の同志国家で初期の積み上げをするが、適切な段階で希望する核兵器国にも参加を求める」という趣旨を述べた。

第1回フォーラムのために、MPIは05年NPT再検討会議に提出された各国の作業文書の中で「フォーラム」での今後の協議の糸口となるものを拾い出した。その中で、マレーシア、コスタリカ、ボリビア、東チモール、ニカラグア、イエーメンの6か国が提出した作業文書(WP41)※にとりわけ着目している。作業文書は、核兵器の撤廃を実現するのにこれまで(1)一歩一歩(ステップ・バイ・ステップ)のアプローチと(2)包括的アプローチの二つが議論されてきたが、両者の利点を加味した

※「核兵器による威嚇あるいは使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ:核兵器のない世界の確立と維持に必要な法的、技術的及び政治的要素」
www.un.org/events/npt2005/working%20papers.html

(3)段階的・包括的アプローチをとるべきである、と主張するものである。

第1回会議にはもう一つ特筆すべき焦点があった。カナダ、メキシコを中心とする6か国が、核軍縮を含む4つの特別委員会を国連総会第1委員会に設置するための新総会決議案の提出(6か国イニシャチブ)※を考えていると伝えられていたが、第1回会議が、その話題が公にされる最初の場となった。

※キーワードB2(94ページ)。声明文は資料3−5(252ページ)。

06年3月2-3日、第Ⅵ条フォーラムの第2回会議が、ハーグ(オランダ)において開催された。MPIとオランダ・クリンゲンデール国際研究所が共催した。会議には21か国の代表のほかIAEA代表、CTBTO準備委員会代表など国際機関代表と主要な反核NGO代表が参加した。日本政府からは阿部信泰スイス大使(前国連軍縮担当事務次長)が参加した。オランダのルード・ルバース前首相、カナダのキム・キャンベル前首相などが基調演説を行った。

会議に先だって、MPIはブリーフィング・ペーパーを配布し、05年のNPT再検討会議の失敗にもかかわらず、会議で各国から出されていた主張には多くの一致点があることを強調し、それを列挙する文書を提出した。同志国家が具体的な共通戦略に立つことを促そうとしたものである。

会議は、政治的枠組み、法的枠組み、技術的枠組みの3分野にテーマを分けて順次行われた。そのうち、技術的枠組みにおいては、兵器用核分裂性物質の生産禁止や貯蔵核兵器の削減に関する検証問題をとりあげ、専門家グループ※を招いたワークショップが開催された。

※招かれたのは核分裂物質国際委員会(IPFM)。フランク・フォン・ヒッペル博士(米)とホセ・ゴールデンバーグ博士(ブラジル)が共同議長。

第3回会議は、カナダ政府の招待によってオタワで開催される。国連総会第1委員会の直前となる9月28日〜29日に開催される予定である。

E4. あなたに出来る10のこと—「アボリション・ナウ」

「平和市長会議」が提唱する「核兵器廃絶のための緊急行動—2020ビジョン」※を支えようと、世界中のNGO・市民団体がさまざまな運動を展開している。その中心的存在が、核兵器廃絶を求めるNGOの世界的ネットワーク「アボリション2000」※である。「アボリション2000」は、市長たちの緊急行動を支持するために、04年にワーキング・グループ「アボリション・ナウ!(今こそ核兵器廃絶を!)」※を立ち上げ、以後、各国の市民・NGO・自治体による運動の連携を積極的に推進し続けている。

※キーワードE1(168ページ)。

※現在、世界90か国以上、2000を超える団体が参加している。www.abolition2000.org

※www.abolitionnow.org/site/c.lmK0JcNSJrF/b.1315007/k.BDFA/Home.htm

「アボリション・ナウ!」のウェブサイトには、「あなたにできる10のこと」として、市民が自国の政府や自治体首長に核兵器廃絶に向けた緊急行動に賛同するよう求める具体的な方法が紹介されている。市長と国会議員の共同声明「市長と国会議員は協力して核兵器のない世界を目指す」※の署名運動への協力呼びかけはその一つである。また、各地での取り組みに関する最新の情報や、働きかけに活用できるさまざまな資料やツールが掲載され、草の根市民活動の貴重な情報源となっている。

※www.peacedepot.org/theme/net/pnndtop.htmlに日本語訳。

05年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、「アボリション・ナウ!」の活動はさらに活発化した。開幕前日の5月1日、アボリション2000は、イラク反戦デモなどで実績のある米国の反戦団体「正義と平和のための連合」(UFPJ)とともに、ニューヨーク市街デモとセントラル・パークでの大規模集会を主催した。また、会期中を通してNGO戦略会議を連日運営するなど、ニューヨークに集まったNGO間の情報交換を促進し、市民社会全体としてのプレセンスの強化を狙った活動を展開した。

被爆60周年の8月には、世界各地でヒロシマ・ナガサキ・デーの取り組みを呼びかけた。米国の核施設の所在地(カリフォルニア、ネバダ、ニューメキシコ、テネシー)では、「アボリション・ナウ!」を先頭にいくつかの米国の反核団体が呼びかけ、核兵器の生産中止を求める集会が開催された。

05年秋の国連総会では、CDの4つの重要議題に関する特別委員会を第1委員会の下に設置することを提案する「6か国イニシアティブ」をめぐる動きが注目されていた※。「アボリション・ナウ!」は、提案の阻止に乗り出した米国を非難するとともに、各国の市民・NGOに対し、自国の政府を動かして、6か国イニシアティブへの支持を表明させるよう、緊急の呼びかけを行った。

※キーワードB2(94ページ)。

核兵器廃絶を求める声を応援しよう!
あなたにできる10のこと

1. あなたの住む自治体の首長に、「核兵器廃絶に向けた緊急行動—2020ビジョン」への参加を呼びかけよう。市長と国会議員の共同声明への署名を呼びかけよう。平和市長会議への加入を求めよう。
2. あなたの住む地域選出の議員に、「核軍縮議員ネットワーク(PNND)」への参加を呼びかけよう。
3. あなたの住む地域に核や原子力に関連した施設があるかを調べ、市長や市民のリーダーに住民を核の危険から護る義務があることを主張しよう。
4. あなたの住む地域で核兵器廃絶を求める草の根運動を創りだそう。アボリション・ナウ!キャンペーンに参加しよう。
5. アボリション・ナウ!キャンペーンの地域窓口になろう。
6. ヒロシマ・ナガサキの日に、あなたの地域で核兵器廃絶に向けた行動を起こそう。
7. 8月9日にあなたの街の市役所前でキャンドル行動を実施しよう。
8. アボリション2000のワーキング・グループに参加しよう。
9. 「アボリション・コーカス」メーリングリストに参加しよう。(abolition-caucus-subscribe@yahoogroups.comにメールを送付すれば参加できます。英語のみ)。
10. アボリション2000にカンパを送ろう。

AbolitionNow!
It's Time to Abolish Nuclear Weapons!
Dare to Plan!

www.abolitionnow.org

E5. 長崎、広島、首都圏をつなぐ市民の運動

※98年5月に印パが相次いで核実験を行い、これをきっかけに小渕恵三外務大臣(当時)が「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」(後に、「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」と改称)を呼びかけた。この「東京フォーラム」に市民の声を反映させる目的で「市民の声:いまこそ核兵器廃絶を!行動会議」が結成され、東京、広島、長崎、東京と4回にわたり市民集会が開かれた。

※「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」長崎市目覚町25−5　長崎平和研究所内　TEL:095−848−6037/「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会(HANWA)」広島市中区上八丁堀8−23林業ビル4階　TEL:082−502−3850/「核兵器廃絶市民連絡会」東京都千代田区神田美土代町11−8SKビル2階　東神田法律事務所　TEL:03−5283−7799

※本イアブック05年版・キーワードG2(174ページ)、特別記事5(265ページ)。

2005年5月のNPT再検討会議に向けた被爆国日本の市民の積極的な動きを創り出そうと、広島、長崎・首都圏の市民団体が活動を展開した。その中心的役割を果たしたのは、98年の「東京フォーラム」※に働きかけた市民運動を母体として誕生した3つの団体「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会(HANWA)」(広島)、「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」(長崎)、「核兵器廃絶市民連絡会」(首都圏)である※。これら3団体は、「核兵器廃絶—2005NPT市民連絡会議」と名づけられた緩やかな連絡会をつくり、メーリングリスト等を通じて緊密なやり取りを重ねながら、04年3月27日広島、同年10月24日長崎、05年2月19日東京と3回の市民集会を開催した。

東京での集会※には、広島、長崎両市長が参加し、05年を核廃絶に向けた転機とする重要性と緊急性を訴えた。集会当日に採択されたアピールは、町村信孝外務大臣(当時)宛てに提出され、また、その英訳は、NPT再検討会議議長を務めるブラジルのドゥアルテ大使のほか、5核兵器国、新アジェンダ連合(NAC)7か国など、NPT再検討会議の行方の鍵を握る主要国の外交官や代表部へ送付された。

NPT再検討会議で実質的な成果が得られなかったことを受け、3団体は、再検討会議での議論を検証し、平和市長会議の提唱する「核兵器廃絶のための緊急行動−2020ビジョン」の実現に向けて次なる運動の方向性を見定めるべく、各地で議論を重ねていった。7月16日に東京で開催された市民

集会「NPTとこれから—核兵器廃絶への道をさぐる」(主催:核兵器廃絶市民連絡会)はそうした試みの一つであった。10月10日には、3団体の有志が広島に集まり、「2020ビジョン」に呼応した、日本国内での運動を強める具体的な方途を検討する会議を持った。

NPT再検討会議の失敗に続き、「ミレニアム+5」サミット※で軍縮・不拡散のテーマが削除されたことを受け、国連総会第1委員会での議論の行方が極めて重要となっていた。9月27日、3団体は、共同で核軍縮に関する要請文を外務大臣宛てに提出した。要請には、日本政府に対する次のような具体的な要求項目が含まれた。

※キーワードB3(96ページ)。

1. 国連総会第1委員会に、骨太の核兵器廃絶新決議案を提出すること※。決議案には、次の2点が基本メッセージとして盛り込まれること:
   (1)核兵器は非人道兵器であり早急に国際法で禁止されるべきである。
   (2)核軍縮の促進にはステップ・バイ・ステップの段階的措置の積み重ねに加え、全体としてのゴールを具体的に示す「包括的プラン」が必要である。
2. 国連総会第1委員会への「核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会」設置に向けて尽力すること※。
3. 中堅国家構想(MPI)が招待した「第Ⅵ条 フォーラム」※に積極的に参加すること。
4. 「東北アジア非核兵器地帯」の設立を提案すること。

※キーワードD1(142ページ)。

※キーワードE1(168ページ)。

※キーワードE3(172ページ)。

E6. 被爆60年、被爆者のがんばりに賞賛と敬意

被爆60年を迎え、広島、長崎の被爆者の平均年齢は73歳を超えた。「残された時間は少ない」と、多くの被爆者が、さまざまな健康不安を抱えながらも、核兵器廃絶の悲願を達成すべく、精力的な活動を展開している。

その活動の舞台は、日本国内に留まらない。2005年5月にニューヨークの国連本部で開催された核不拡散条約(NPT)再検討会議には、日本各地や韓国から40名にのぼる被爆者が参加した。開幕前日のマンハッタン市街デモにおいては、赤い折鶴と「NO MORE HIBAKUSHA(ふたたび被爆者をつくるな)」のメッセージが描かれたゼッケンを身にまとった被爆者が、約4万人の人々とともに街を歩いた。

再検討会議中に設けられたNGO意見発表セッションにおいては、被爆者を代表して発言した小西悟氏(被団協※事務局次長)が、「ヒロシマ・ナガサキの悲劇は終わっていない」と、核兵器禁止条約の早期締結に向けた交渉開始を各国政府代表に訴えた※。1ヶ月近い再検討会議の会期中を通して、被爆者はさまざまなNGO主催のイベントやワークショップで発言したほか、国連内のロビーに設置された原爆展に連日立ち、また、近隣の学校を訪問して、人々に被爆の実相と核廃絶の緊急性を訴え続けた。

※日本原水爆被害者団体協議会。

※発表の全文は次のURL。www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/RevCon05/NGOpres/hibakusha14.pdf

被爆60年を核廃絶に向けた転機に、という思いから、5月以降も被爆者による精力的な活動は続いた。7月29日から31日にかけて東京で開催された「ノーモアヒロシマ・ナガサキ国際市民会議」(主催:同実行委員会)はその一例である。秋葉忠利広島市長、伊藤一長長崎市長ら14名の呼びかけに、被爆者、市民運動家、学術研究者などさまざまな立場の人々が国内外から集結し、被爆者の思いを現実のものとしていく道筋を探った。「問い直そうヒロシマ・ナガサキ　被爆者の目と人間の心で」のテーマのもと、のべ約1500人にのぼる参加者は、原爆被害の全体像、核兵器の犯罪性などを明らかにし、体験の継承、今後の運動の在り方について議論した。

「自分たちの受けた苦痛を繰り返してはならない」—報復を拒否し、暴力の連鎖を断ち切ろうとする被爆者の姿勢は、世界中の人々の心を捉え、核廃絶に向けた世界的な運動の支柱となってきた。この長年にわたる活動が評価され、被爆者の全国的組織である被団協は、幾度となくノーベル平和賞の候補に挙げられている。05年には、被団協および山口仙二代表委員がノミネートされた。被爆60年の受賞として期待が高まったものの、最終的に国際原子力機関(IAEA)とエルバラダイ氏の受賞が決定した※。受賞は逃したものの、ノーベル賞授賞式で、同賞委員会のウーレ・ダンボルト・ミエス委員長が「(被爆者と被団協に)敬意を表する」と述べるなど※、文字通り身を削って核廃絶を世に訴えてきた被爆者の姿に、世界中から賞賛の声があがった。

※キーワードB5(100ページ)。

※『毎日新聞』05年12月10日。

伊藤一長長崎市長(中央)とともにマンハッタンを歩く被爆者代表(05年5月1日)。

E7. 英トライデント更新への反対運動、始まる

トライデント・ミサイル※を搭載する英国の原子力潜水艦の更新をめぐる議論が英国で盛んになりつつある。トライデント搭載潜水艦の英国における初就役は1994年だが、トライデントの耐用年数は約30年なので、2025年ごろには次世代システムとの交代が必要となる。英政府は、更新するか否かの決定を現在の労働党政権の任期中、もっとも遅くても2010年に行なうと明言している。

※米ロッキード社開発の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)。C1～4のバージョンがあり、最新のC4は、W76核弾頭(100キロトン)を最大8発搭載。射程約7400km。

ポラリス※をトライデントに置き換える前回の決定が行われたのは1980年のことであり、潜水艦初就役までに14年かかった計算となる。つまり、今回の更新の場合、更新が実際に行なわれる2025年から15年ほどさかのぼった2010年頃に決定を行なわなければ、遅れが生じることになる。英政府が決定を急ぐ理由はここにある。

※米ロッキード社開発の最初の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)。A1～3のバージョンがあり、A3はW-58核弾頭(200kt)を最大3発搭載。射程3630km。

英国の「核軍縮キャンペーン」(CND)によれば、英政府のとりうる道は3つある※。第一は、トライデントを更新することなく、NPT第6条にしたがって核軍縮を進める道。CNDはもちろんこれを主唱している。第二は、既存のトライデント・システムの耐用年数を引き延ばすこと。米国はすでに、自国のトライデントに関してはこの路線を採る方向である。そして第三は、新技術を用いつつトライデントを更新することである。

※「トライデント更新を止めよう」(05年9月)。www.cnduk.org/pages/binfo/Tdtrep.pdf>

しかし、トライデントを更新しようという政府のもくろみに対して、英国の世論はそれほど好意的ではない。環境団体「グリーンピース」と世論調査機関MORIが05年9月に行った合同調査では、市民の54%が更新に反対していることが明らかになった※。ただし、設問の仕方により回答は異なる。単純に「英国は自国の核兵器を更新すべきだと思いますか」と尋ねた場合には、賛成44%・反対46%だったのに対し、「トライデント・ミサイル、潜水艦、基地施設更新のコストは約250億ポンドになると見られています。この金額で約1,000の新しい学校が建設できます。英国は自国の核兵器を更新すべきだと思いますか」と尋ねた場合には、賛成33%・反対54%であった。

※www.greenpeace.org.uk/MultimediaFiles/Live/FullReport/7269.pdf

平和運動側もすでに行動を開始している。そのひとつが、「ファスレーン365」行動だ※。ファスレーンとは、トライデント搭載原潜が母港とする英国・スコットランドの基地の名である。06年10月1日から始まる1年間、ファスレーン基地を切れ目なく非暴力的に封鎖する活動が予定されていることから、「365」という数字が付いている。

※「核兵器・核実験モニター」第252号(06年2月15日)

また、CNDは、「トライデント更新反対国際署名」※をすでに始めている。署名文は、トライデント更新は、2000年のNPT再検討会議において加盟国が合意した、核軍縮義務を実行する「明確な約束」に反し、英国の真の安全を損なうものだと批判している。

※www.ipetitions.com/campaigns/notrident/。「核兵器・核実験モニター」第254号(06年4月1日)に全訳。

サッチャー政権による80年のトライデント導入決定は議会討論なしでなされたものであった。また、今回の更新に関しても、ジョン・リード国防大臣らは、「官僚から具体的な提案が上がってきていない」ことを口実に正面切った討論を長らく拒んできた。しかし、市民運動の声などに押され、06年3月14日、下院防衛特別委員会でようやく公聴会が開かれ、CNDのケイト・ハドソン代表やアクロニム研究所のレベッカ・ジョンソンら6名が証言した※。

※委員会議事録は、www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmselect/cmdfence/uc986-i/uc98601.htm

www.cnduk.org/

E8. 劣化ウラン兵器禁止
―国際運動の拡大

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(193ページ)。

イラク戦争では、湾岸戦争を上回る量の劣化ウラン※弾が、都市部も含めて投下されたと推定されているが、2005年11月、ジュネーブで開かれた国連の記者会見において、イラク環境大臣ナーミン・オスマンはイラクの311か所が劣化ウランで汚染されていると述べた※。

※UNEP(国連環境計画)は、イラク人専門家たちに解毒処理の訓練をしてきているが、浄化作業には、少なくとも4000万ドル(2300万ポンド=約48億円)はかかるだろうと見ている。

劣化ウランが生体に及ぼす影響については、様々な実験・研究がなされてきている。05年10月には「ラットを使った劣化ウラン微粒子吸入実験」により、劣化ウランの遺伝子毒性及び炎症性の影響を確認する研究結果が発表された※。

※フランス「実験放射線毒性学研究所」のマージョリー・モンロー博士らによる研究。「毒物科学」89号インターネット版(05年10月12日)。

米英政府や、イラクに自衛隊を派遣している日本政府は、劣化ウランの危険性を否定しているが、被害の訴えは、アメリカのイラク戦争帰還兵の間からも出ている。

こうした訴えを受けて、05年5月、ジム・マクダーモット米下院議員(ワシントン州・民主党)は、劣化ウラン兵器が人体や環境に及ぼす影響に関する科学的調査を求める法案を下院に提出した。

同年6月には、帰還兵に劣化ウラン検査を受ける権利を認める法案がルイジアナ州とコネチカット州で成立した。同様の動きは、ニューヨーク州などでも起きている。さらに、同年9月、帰還兵数名とその家族の計16名が、米国陸軍省に対し補償を求める裁判を起こした※。

※「NO DUヒロシマ・プロジェクト」ホームページ(www.nodu-hiroshima.org/)参照。

06年1月には、ハワイのスコフィールド射爆場で、米軍が使用していないと主張してきていた劣化ウランが発見され、地元の環境団体などが、「陸軍は市民を欺いてきた」と抗議した。

一方、イタリアでは、06年2月、バルカン半島などでPKOに参加したイタリア兵の病死と劣化ウランの因果関係に関する「上院調査委員会報告書」が発表されたが、あまりに問題の多いものであったため、国会前に被害者や家族・遺族たちが集まり、抗議行動が行われた。

03年10月に結成されたICBUW(ウラン兵器禁止を求める国際連合)※には、現在20ヶ国、約80団体が賛同・参加している。

※www.bandepleteduranium.org/

ICBUWは、05年5月のNPT再検討会議に際し、「劣化ウラン・ワークショップ」を国連で開いた。また、ICBUW会員である「NO DUヒロシマ・プロジェクト」と「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」も、ワークショップ「ヒバク(体外および体内)再考:ヒロシマ・ナガサキからイラクまで」を共催※、注目を集めた。

※ローザリー・バーテル博士、ヘレン・カルディコット博士、湾岸戦争帰還兵などが報告した。

05年6月、ICBUWはブリュッセルのヨーロッパ議会内において、第2回国際大会を開いたのにつづき、同年11月には「ウラン兵器禁止を求める国際共同行動デー」※の取組みの一環として、ワークショップをジュネーブで開催し、軍縮NGOや国連各国代表部に訴えた。

※国連が、11月6日を「戦争と武力紛争による環境の収奪を防止するための国際デー」と定めていることにちなみ、ICBUWが04年より「国際行動デー」としている。

同年11月、ヨーロッパ議会では、「劣化ウラン兵器のモラトリアム(暫定的使用禁止)への要求を、全面的禁止の導入を目指しつつ、改めて表明する」ことを明記した「大量破壊兵器不拡散」決議が採択された。

04年夏より開始され、今までに20万筆以上が集まっている国際署名は、その一部が、NPT再検討会議の際に国連の事務総長と軍縮局長宛てに、また、ジュネーブでのワークショップでは、国連欧州本部軍縮局エンリケ・ロマンモレー部長に手渡された。

ICBUWは、「劣化ウランヒバクシャの声を、ヒロシマから世界へ!」をテーマのもと、第3回国際大会を06年8月に広島で開催する※。

※「NO DU ヒロシマ・プロジェクト」ウェッブサイト(前出)。

E9. 米軍再編「10.29合意」に自治体が反発

在日米軍再編の日米協議が正式に始まった2003年11月以来、日本政府は地元自治体に対しては、「抑止力と地元負担の軽減を両立させる」という一般論を繰り返すのみで、具体的説明を一切おこなわないまま、時間が過ぎた。

05年2月1日、米軍基地を抱える14都道県の知事でつくる「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」(会長:松沢成文神奈川県知事。以下「渉外知事会」)は、関係自治体に対する説明責任と意向尊重を強く求める要望書を国に提出した※。これを受けて、3月28日には外務省で、渉外知事会と外務大臣、防衛庁長官が出席する対話の場が持たれたが、国からは従来の一般論が繰り返されるのみであったため、自治体はいっそう苛立ちを募らせた※。

10月29日、再編協議のいわゆる「中間報告」(本書では「10.29合意」と呼ぶ)※は、自治体への具体的説明も意見聴取も一切ないままに発表された。自治体からは軒並み反対の声があがった。防衛庁、防衛施設庁の幹部や職員が自治体を回り説明を始めたのは、米政府との合意の後であった※。

小泉首相は10月27日、普天間飛行場の移設先をめぐる沖縄県への説明が合意の後になり、地元から不満が出ていることについて、「まず政府が決めないと相談できません。これはもうやむを得ない。誰がやっても、こういう方法しかない」※と語った。この発言は、事前説明をするといっていた政府の発言をひるがえし、自治体の同意よりも日米合意を優先させるという姿勢をあからさまに示すものだった。

※「日米地位協定の見直し及び在日米軍の再編に係る要望」。www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home2_2a1/hp15.htm

※本イアブック05年版・キーワードG11(196ページ)。

※キーワードA1(64ページ)。

※防衛施設庁・米軍再編に関するホームページの「主な地元説明状況」参照。www.dfaa.go.jp/topics/zainichibeigun/index.html

※「共同通信」05年10月27日。

11月11日、渉外知事会は、「在日米軍再編に係る今後の取組み及び日米地位協定の見直しについて」と題された「緊急要望」※を政府に提出し、「中間報告が行われるまで、関係地方公共団体への説明がなかったことは誠に遺憾であり、地元との関係を軽視していると考えざるをえない」と政府を批判した。そして最終報告に向けて「関係地方公共団体と十分話し合いを行い、それを踏まえて米国側と交渉する」こと、国内法適用や裁判権の見直しを含めた「地位協定見直し」を2、3年以内に行うことを最終報告に盛り込むよう求めた※。

06年3月12日、岩国市で実施された厚木基地(神奈川県)からの空母艦載機移転の是非を問う住民投票では、市民の圧倒的な反対意志が示された※。小泉首相はこれに対しても、「基地についてはどこで住民投票をやっても反対でしょう。それが安全保障の難しいところだ」と述べ※、3月末に日米間で最終合意する方針に「変わりない」との考えを示した※。

一方、三村申吾青森県知事と、福島弘芳つがる市長は、3月30日、ミサイル防衛のために米軍が配備するXバンドレーダーを同県つがる市の航空自衛隊車力分駐屯地に配備する計画を受け入れることを表明した※。理由は武器が配備されないので基地の強化には当たらない、国から基地交付金などの負担軽減策が約束された等であった。「最終報告」のとりまとめ期限とされた3月末までに得られた明確な受け入れ表明は、これひとつであった。

再編実施のための新立法の動きも表面化した。普天間代替飛行場のキャンプシュワブ沿岸での建設のためには、「公有水面埋め立て」に関する県知事の認可が必要である。国は、この認可権を県から取り上げることを含む「特別措置法」を、国会に提出する意向であるとの報道があった※。小泉首相は、06年1月、国会でこれを否定した※。しかし、再編合意実施のためには、自治体の権限を制約する何らかの立法は避けられないと見られており、動向を注視する必要がある。

※www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home2_3a1/hp17.htm

※5月1日「再編ロードマップ」には、地位協定の見直しは盛り込まれなかった。

※キーワードA7(76ページ)。

※「共同通信」06年3月13日。

※予定より遅れて5月1日に発表された「最終報告」においても、自治体の意向はほとんど取り上げられなかった。

※「東奥日報」06年3月30日。

※「共同通信」05年10月27日。

※1月23日、衆議院本会議代表質問における答弁。質問は民主・長島昭久氏。

E11. 日米政府に計画変更を迫った辺野古のたたかい

2004年4月19日未明、那覇防衛施設局は、普天間代替施設を名護市辺野古沖のリーフ上に建設することを目的とし、全63ヶ所にわたるボーリング調査のための資材置き場設置に強行着手しようとした。これ対して、辺野古では反対運動による座り込みが続いた※。04年9月9日、施設局は、佐敷町馬天港から密かに船を出港させ、海上でのボーリング調査を強引に始めようとした。それ以降、施設局側がチャーターした調査船・警戒船と、反対運動の船団・カヌー隊との間でにらみ合いが続くことになった。

※本イアブック05年版・キーワードE3(134ページ)。

しかし、04年11月までには、リーフ内(浅瀬)用の「単管足場」5ヶ所、水深10～25m用の「スパット台船」1ヶ所が設置された。この間、作業を焦った業者がときに暴力的になって抗議行動側の負傷者が相次ぎ、11月26日にはついに海上保安庁が介入する事態に至った。

那覇防衛施設局は、05年4月26日未明には、自らが定めた作業計画に違反する深夜作業を強行した。しかし、夏にかけて、持続する阻止行動とたびたび訪れる台風のために作業は遅れ、9月2日、ついに4ヶ所の単管足場が撤去された。施設局は、1ヶ所の掘削すらできなかったことになる。そして、10月29日、日米安全保障協議委員会が発表した合意文書『未来のための変革と再編』※(10.29合意)によって辺野古沖合案は正式に放棄され、代わりに、大浦湾から辺野古崎一帯にかかる「キャンプシュワブ沿岸案」が提示された。

※資料2-2(218ページ)。

しかし、沿岸案に対しては、沖合案賛成派の多くも含めて一斉に反発の声が上がった。名護市漁協辺野古・汀間両支部、沖縄県漁協連合会、名護市辺野古・豊原・久志3区長、地元の「普天間代替施設推進協議会」(05年7月結成)が反対を表明したほか、岸本建男名護市長(当時)、稲嶺恵一沖縄県知事も即座に沿岸案を拒否した。さらに、名護市議会(11月21日)・宜野座村議会(11月7日)・沖縄県議会(12月15日)で反対決議がそれぞれ可決された。「ヘリ基地反対協議会」、「命を守る会」などの反対運動、沖縄社会大衆党・共産党・社民党などの政党も強く反発した。

従来の「沖合移転」賛成派の多くが、沿岸案反対に回ることになった背景には、第1に、沖合案と比べ予定地が陸上に近づいて騒音が増すことが予想され、さらに、大浦湾に重なることで地元漁民からの反発を招いたことがある。第2には、05年8月の防衛施設局の人事異動で、地元の沖合案賛成派と親交のあった那覇防衛施設局の部長・課長級がほとんどいなくなって地元とのパイプが絶たれ、賛成派の間に政府不信が生まれたことがあると報じられている※。

※「沖縄タイムス」06年2月22日。

この間、反対運動は次のように法廷でも運動を展開した。

①ボーリング調査差し止め訴訟(04年12月27日提訴)。

②ジュゴン保護訴訟(米文化財保護法が根拠)。05年3月2日に実質審理が開始されたが、沖合案がすでに頓挫したことから、訴訟継続の必要性につき原告・被告で協議中である。

③ボーリング調査に助言を与えた専門家の「氏名公開訴訟」。那覇地裁は、個人情報保護を盾に非公開を決定(06年3月13日)。原告は、沖合案が放棄されているため控訴していない※。

※「沖縄タイムス」06年3月14日夕刊。

直接行動と裁判闘争による多くの人々の運動が、日米政府の「沖合案放棄」の要因となったことは間違いない。

E11. 東北アジア協調的安保へ
—ピースデポが報告書

※このプロジェクトは、財団法人トヨタ財団(www.toyotafound.or.jp/)の助成で行われた。

ピースデポは、2002年11月から05年10月にかけて、研究プロジェクト「市民社会が構想する北東アジア安全保障の枠組み」に取り組んだ※。このプロジェクトは紛争の予防や解決を促進する協調的な地域機構の設立に向けて、市民の視点から創造的・具体的な政策提言を行うことを目指したものである。研究は、日本、韓国、中国、カナダの14名のNGO活動家と学術研究者※によるプロジェクト・チーム「ピースデポ北東アジア安保フォーラム」によって推進された。

※フォーラムのメンバーは次の14名である。梅林宏道(ピースデポ代表)、田巻一彦(キャッチピース運営委員、ピースデポ理事)、湯浅一郎(ピースリンク広島・呉・岩国、ピースデポ理事)、前田哲男(東京国際大学、前ピースデポ理事)、高原孝生(明治学院大学、ピースデポ理事)、首藤もと子(筑波大学、ピースデポ理事)、都留康子(東京学芸大学)、黒崎輝(立教大学)、中村桂子(NGO研究者)、リー・サムソン(韓林大学・韓国)、チョン・ウクシク(平和ネットワーク・韓国)、カン・チュンミン(核問題アナリスト・韓国)、デインリ・シェン(復旦大学アメリカ研究センター・中国)、バテイ・ウイルス(太平洋軍備撤廃運動・カナダ)。

研究テーマは次の4つである。

1. 東北アジア非核兵器地帯。
2. 専守防衛地位とその地域化。
3. 東北アジア・ミサイル制限体制。
4. アセアン地域フォーラムの活用。

研究成果は、05年10月、最終報告書としてまとめられた。同時に報告書のダイジェストが冊子「<脱軍備>で、平和と安全を」として発行された※。タイトルにある<脱軍備>という言葉の意味を、冊子の扉では次のように説明している。「軍事力において優位に立つことが人々の財産と声明を守る究極の保証であるという考え方から、現在、ほとんどの国の安全保障は軍事力に強く依存している。私たちは、この現状から脱することによってこそ、公正が支配する本当の平和と安全がもたらされると考えた。そのようなプロセスを<脱軍備>という言葉で表した」。ダイジェスト版パンフレットには、研究成果の要約

※www.peacedepot.org/theme/toyota/report.html。冊子も入手可能。

に加えて、「北東アジアの現実から出発して」<脱軍備>に向かうための「段階的アプローチ」が簡潔に示されている。

一方、プロジェクトの活動は、ワークショップ、セミナー、研究会の開催のほか、新聞・雑誌への多数の執筆、小冊子の発行、内外の諸会議、シンポジウムでの研究成果の発表など多岐にわたった。03年10月には、99年に戦闘機の廃止など大胆な防衛政策の転換に踏み切ったニュージーランドから、元国防副長官のディック・ジェントルズ氏を招き、『専守防衛政策』の可能性を考えるフォーラムを東京と広島で開いた※。05年5月11日には、NPT再検討会議が開かれていたニューヨーク国連本部内で、ワークショップ「被爆者は東北アジア非核地帯を訴える—証言とユースアクション」※を開催し、再検討会議本会議のNGO発表セッションにおいては、共同研究者のチョン・ウクシク氏が東北アジア非核兵器地帯を提案した。また05年10月26日には、ソウルにおいてピースデポ、平和ネットワーク(韓国)、韓国青年連合、平和博物館建設準備委員会の4団体の共催で「東北アジア非核地帯と平和のための日韓国際会議」を開催した。

※「核兵器・核実験モニター」第196号(04年10月1日)、第200号(04年12月15日)参照。

※「核兵器・核実験モニター」第234・5号(05年6月11日)参照。

報告書及び冊子は、ピースデポのウェブサイトだけでなく、印刷物としても頒布している。

E12.「世界平和アピール七人委員会」、結成50周年

※連絡先：小沼通二
〒247－0014
横浜市栄区公田町200－9
TEL/FAX：045-891-8386
mkonuma254@m4.dion.ne.jp
http://worldpeace7.jp/indexf.htm

「世界平和アピール七人委員会」※（以下、「七人委員会」）は、2005年11月11日、結成50周年を記念した講演会を東京で開いた。その席上、「平和に生きる世界のために――創立50周年に当たり、核時代に生きる者の責任として、いまと未来に生きる世界の人々に訴える」と題するアピールが発表された。

同アピールは核兵器国に対して、「核兵器拡散防止条約の完全実施をめざし、核保有諸国が同条約第六条に決められた通り、核軍備競争を直ちに停止し、核軍縮にむけて、誠実な交渉を開始すること」を求めている。また、日本政府に対しては、「安易な憲法改定に反対し、いかなる改定が行われる場合でも、『平和的生存権』と『国際紛争の平和的解決』、『戦力不保持と交戦権の否認』の三点については、現行憲法の理念と原則を守り、活かしていくこと」、「沖縄、鹿屋、岩国、横須賀、座間など、基地周辺の人々の増大する不安と高まる反対の声をなによりも尊重し、この国の人々と国土の安全にこそ留意した統治を行うこと」、を求めている。

当日は、7人の委員がそれぞれに講演を行った（小柴委員はビデオメッセージ）。伏見・小柴両委員は、科学者の立場から、核廃絶に向けて行動することの必要性についてそれぞれ語った。また、井上委員は、二度と原爆を使わせないと声を上げ続けた日本の市民のことを私たちは誇ってよいと述べ、土山委員は、日本が米国の核の傘から抜け出し、東アジアに非

核兵器地帯を作ることの重要性を訴えた※。

「七人委員会」は、1955年、下中弥三郎氏（世界連邦建設同盟理事長、平凡社社長）の提唱により「人道主義と平和主義に立つ不偏不党の有志の集まり」として結成された。核兵器、大量破壊兵器の廃絶や紛争の平和的解決を求め、96年までの間に71回にわたりアピールを発表し、その後一時活動は休止されたが、04年4月に現在の委員で活動を再開した。これまでに湯川秀樹氏ら計20名が委員となっている。現在の委員は次のとおりである（敬称略）。

伏見康治（物理学、大阪大学・名古屋大学名誉教授、元参議院議員）
武者小路公秀（国際政治、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長）
土山秀夫（病理学、長崎大学名誉教授）
大石芳野（フォトジャーナリスト、東京工芸大学教授）
井上ひさし（作家、日本ペンクラブ会長）
池田香代子（ドイツ文学翻訳家、口承文芸研究家）
小柴昌俊（物理学、東京大学特別栄誉教授、02年ノーベル物理学賞受賞）

事務局長は、小沼通二氏（慶応大学名誉教授）である。

「七人委員会」が04年4月26日に活動再開にあたり発表したアピールは、「武力行使・敵対行為の犠牲になる市民の安全の擁護と紛争の平和的解決を求めるアピール」、「核兵器への依存の即時停止と速やかな廃絶を求めるアピール」の2つである※。

05年のNPT再検討会議の開催を目前に控えた05年4月20日にも、七人委員会は2つのアピールを発表した。ひとつは、5核兵器国首脳にあてた「核不拡散条約再検討会議に際し、核軍縮への具体的努力を求めるアピール」、もう一つは、日本政府・日本の市民に向けた「核兵器使用60周年に当たり、改めてその実態、非人道性を直視するよう日本国民と日本政府に訴える」と題したものである※。

※当日の様子については、次のウェブサイトに詳しい
www.janjan.jp/living/0511/0511135055/1.php>

※本イアブック04年度版とピースデポHPに掲載。
www.peacedepot.org

※本イアブック05年度版・資料26（352ページ）。

用語の説明

●イラク特措法

正式名称は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」。2003年8月1日施行。4年間の時限立法である。政府は、人道復興支援・安全確保支援などの対応措置に関して「基本計画」を国会に提出しその承認を得なくてはならない。また、戦闘地域において対応措置を行ってはならないとされる。

●核軍縮議員ネットワーク
(PNND、Parliamentary Network for Nuclear Disarmament)

国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で2001年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。2005年9月23日現在、60カ国以上から400人以上の議員が参加している。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツは多数の議員を送り出している。PNND日本は02年7月に結成され、現在は46人が参加。

●拡散防止構想
(PSI、Proliferation Security Initiative)

2003年5月にブッシュ米大統領がクラコフ(ポーランド)で発表した構想。大量破壊兵器・ミサイル・その関連部品などを搭載している船舶・航空機を臨検し、積荷を押収することを目指したもの。03年9月の第3回PSI総会(パリ)では、「阻止原則宣言」が採択されている。現在、15カ国がコアグループとして参加し、計60数カ国が支持を表明している。04年10月には、相模湾沖で日本主催のPSI合同演習も行われている。

●厚生省402号通達

日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者は被爆者たる地位を喪失するとした、旧厚生省公衆衛生局長の通達(1974年7月22日付)。これにより、日本国籍を保有する被爆者であっても、外国に居住し始めた段階で健康管理手当等を受給できなくなったのみならず、日本国籍を保有せず韓国や北朝鮮などの外国に居住する被爆者を救済する公的手段がなくなってしまった。02年12月の大阪高裁判決が確定したのを受けて、国は通達を廃止した。

●国連総会第1委員会

国連総会に付属する6つの委員会のうちのひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4～5週間にわたって開催される。

●集団的自衛権

自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国に対して援助をし、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権を行使する権利を認めている。しかし、日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとの立場をとっている。

●ジュネーブ軍縮会議(あるいは単に軍縮会議。CD、Conference on Disarmament)

現在66カ国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。1960年の「10カ国軍縮委員会」(東西5カ国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは1984年である。日本の加盟は1969年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで作成・採択された。全会一致の決定方式をとっていることもあり、1996年にCTBTの交渉を行って以来、実質的な活動を行えていない。

●消極的安全保証(NSA、Negative Security Assurance)

非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5カ国(米・ロ・英・仏・中)は、国連安保理決議984(95年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理

原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。それ以外にも、使用価値のない核分裂生成物等が出てくるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●新アジェンダ連合(NAC、New Agenda Coalition)

ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・スロベニア・南アフリカ・スウェーデンの8カ国から成る核軍縮推進派の国家連合(後にスロベニアが脱退)。1998年に「核兵器のない世界へ:新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●日米安全保障協議委員会
(SCC、Security Consultative Committee)

日米安保条約第4条を根拠とし、1960年に設置された。当初、日本側の構成員が外務大臣と防衛庁長官、米国側の構成員が駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、1990年に米側の構成員が国務長官と国防長官格上げされ、しばしば「2+2」(ツー・プラス・ツー)と呼ばれるようになった。

●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれている。ウラン235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。ウラン235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。ウラン235の含有量がが20%より低いものを低濃縮ウラン(LEU)、高いものを高濃縮ウラン(HEU)、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3～5%の低濃縮ウランである。一方、濃縮の結果、ウラン235含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高く、安価であることを利用して「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

●非核神戸方式

1975年3月18日に神戸市議会が採択した「核兵器搭載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、入港する外国艦船に対して核搭載有無に関する証明書の提出を義務付ける方式。非核の証明がない艦船の入港は拒否される。以後、米軍艦は一度も神戸港に入港していない。

●非核兵器地帯

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のことをいう。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束(すなわち、消極的安全保証)を議定書の形で定めるのが通例である。

●武器輸出三原則

佐藤榮作内閣が1967年4月に打ち出した政策。①共産圏向けの場合、②国連決議により武器輸出が禁じられている場合、③国際紛争の当事国(あるいはそのおそれがある国)の場合、武器輸出を禁じるというもの。1976年2月、三木武夫内閣はこれを拡大し、上記の対象国以外に対しても武器輸出を慎むこと、武器製造関連設備も武器に準ずる取り扱いにすること、とした。しかし、1983年1月、対米

武器技術供与を例外とする後退を示した。近年では、ミサイル防衛に関して米国との共同開発・生産を見込み、例外措置をさらに拡大しようとしている。

●プルトニウム抽出
→「使用済み核燃料再処理」の項参照

●未臨界核実験
核分裂物質は、ある一定の条件が満たされると連鎖的な核分裂反応を起こす。この限界のことを「臨界」と呼び、臨界に達しない状態で行われる核実験のことを未臨界核実験という。

●IAEA追加議定書
IAEAと保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察(いわゆる「抜き打ち」査察)が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。

●NPT再検討会議
NPT第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2005年までの計7回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会(核軍縮関連)、第2主要委員会(保障措置・非核兵器地帯関連)、第3主要委員会(原子力平和利用関連)に分かれる。なお、最近では、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●PAC-3
(Patriot Advanced Capability 3)
改良型パトリオットミサイル。短・中距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル(終末)段階において撃ち落とす。PAC-3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロ程度とされる。

●SM−3(Standard Missile 3)
イージス艦に搭載され、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース(中間飛翔)段階において撃ち落とす。

資料

1. 基礎資料
2. 特集資料
3. その他の資料

(翻訳責任は，特に断りの無い限りピースデポにある)

資料目次◆

1. 基礎資料

1−1　核不拡散条約(NPT)第6条　197
1−2　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日)　197
1−3　新アジェンダ声明(98年6月9日)　198
1−4　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)　200
1−5　日本国憲法前文・第9条　202
1−6　日米安全保障条約第5条・第6条　203
1−7　日米地位協定(抄)　203
1−8　日米新ガイドライン(97年9月23日)　206
1−9　日本の核基本政策(68年1月30日)　214
1−10　核兵器・核軍縮年表(1945年〜2005年)　215

2. 特集資料

2−1　日米共同発表(05年2月19日)　216
2−2　日米同盟−未来のための変革と再編(05年10月29日)　218
2−3　再編実施のための日米ロードマップ(06年5月1日)　227
2−4　米「海外基地見直し委員会」最終報告(05年8月15日)　232
2−5　米「基地再編・閉鎖委員会」最終報告(05年9月8日)　234
2−6　オベリング・米ミサイル防衛庁長官の議会証言(05年3月15日)　237
2−7　2006会計年国防認可法・航空母艦の部分(06年1月6日)　237
2−8　米海軍・国防総省の航空母艦「11隻体制」要求　238
2−9　横須賀市議会・原子力空母の配備に反対する決議(05年2月22日)　238
2−10　相模原市議会・在日米軍再編中間報告に抗議する決議(05年11月11日)　239

3. その他の資料

3−1　2005年NPT再検討会議におけるコーリーNZ大使の演説(05年5月18日)　240
3−2　2005年NPT再検討会議第1主要委員会におけるサンダース米大使の演説(05年5月20日)　242
3−3　2005年NPT再検討会議・日本提出作業文書(05年5月4日)　246
3−4　核不拡散・軍縮を求める7か国外相共同宣言(05年7月26日)　250
3−5　国連第1委員会への特別委員会設置を求める6か国決議案(05年10月5日)　252
3−6　第4回6か国協議共同声明(2005年9月19日)　253
3−7　第60回国連総会における新アジェンダ決議(2005年12月8日)　254
3−8　第60回国連総会における日本決議(2005年12月8日)　255
3−9　イラン問題に関するIAEA理事会決議(06年2月4日)　257
3−10　イラン問題に関する安保理議長声明(06年3月29日)　258
3−11　シラク仏大統領演説・新核ドクトリン(06年1月19日)　259
3−12　米印共同声明(06年3月2日)　261
3−13　ブルックス国家核安全保障管理局局長による演説(06年3月3日)　263
3−14　米「国家安全保障戦略」—先制攻撃の部分(06年3月16日)　265
3−15　広島・長崎の2005年平和宣言(05年8月6、9日)　265
3−16　六ヶ所運転の無期限延期を求めるUCS声明(05年5月5日)　268
3−17　第6条フォーラム参加を呼びかけるダグラス・ロウチの演説(05年8月4日)　270
3−18　イラン問題の安保理付託に反対するLCNPからIAEA理事会への書簡(06年1月23日)　272
3−19　核軍縮日誌(05年1月1日〜06年3月31日)　275
3−20　2006年版に掲載されていない旧版の資料一覧　290

略語集　296

1. 基礎資料

資料1−1　核不拡散条約(NPT)第6条

採択　1968年7月1日
発効　1970年3月5日

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

資料1−2　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見(抜粋)

1996年7月8日

99.　このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

> 「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100.　交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105.　これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

A　核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)

B　核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)

C　国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)

D　核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)

E　上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

www.icj-cij.org/icjwww/icases/iunan/iunanframe.htm

資料1−3　新アジェンダ声明

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性

1998年6月9日

1. われわれ、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国、または核不拡散条約(NPT)に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用の威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験により、ますます深刻になってきている。

2. われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。」

3. われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全員一致で要請したことを、想起する。1972年、1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。

4. 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で前提となるべき行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、迅速に、最終的、完全に廃絶することを明確に誓約しようとしないことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような行動を即座にとることを、これらの諸国に要求する。

5. 国際連合加盟国の大多数は、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力を持った約束を背景としてなされたものである。核兵器国が、その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしていないことについて、われわれは深く憂慮している。

6. これとの関係で、われわれは、1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起する。それによれば、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するのである。

7. 現在の岐路が核兵器を永久に廃絶し禁止するまたとない機会を提供しているとき、国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であるとみなされるような見通しを持って、三千年期に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な措置と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する。

8. 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みから生まれる諸措置は、もっともたくさんの核兵器を保有する国々からまず始められるべきであるということに、われわれは同意する。しかしまた、そのような措置が、より少ない核兵器を保有する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。

www.acronym.org.uk/27state.htm

資料1−4　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅲ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容
(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」
- ●第1、2条および前文第1節から3節——(全11節)
- ●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。——(全56節)
- ●第4条および前文第6、7節
  - ・NPTと核エネルギーの平和利用——(全11節)
  - ・核と放射線の安全性／放射性物質の安全な輸送／放射性廃棄物と責任——(全16節)
  - ・技術協力——(全11節)
  - ・核物質の平和利用への転換——(全4節)
- ●第5条——(全1節)
- ●第6条および前文第8〜12節——(全15節)
  (核軍縮を論じた部分。第1〜14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)
- ●第7条および非核兵器国の安全保障——(全16節)
  (このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
- ●第9条——(全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」——(全9節)

第6条

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつがなる諸措置をとること:
   - ——核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
   - ——核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
   - ——一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
   - ——核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
   - ——核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。
   - ——すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要

請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

disarmament.un.org/wmd/npt/nptrevdocuments.html

資料1−5　日本国憲法前文・第9条

公布　1946年11月3日
施行　1947年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料1−6　日米安保条約第5条・第6条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名　1960年1月19日
発効　1960年6月23日

第5条(共同防衛)

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条(基地許与)

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料1−7　日米地位協定(抄)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

署名　1960年1月19日
発効　1960年6月23日

第2条(施設・区域の提供と返還)

1 (a)　合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個個の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b)　合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2　日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
3　合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
4　(a)　合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
(b)　合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条(施設・区域に関する合衆国の権利)
1　合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
2　合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
3　合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第5条(公の船舶・航空機の出入国、施設・区域への出入権)
1　合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
2　1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両(機甲車両を含む。)並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
3　1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第16条(日本法令の尊重義務)
日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第17条(刑事裁判権)
1　この条の規定に従うことを条件として、
(a)　合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
(b)　日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
2 (a)　合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの(合衆国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
(b)　日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの(日本国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
(c)　2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
　(I)当該国に対する反逆
　(II)妨害行為(サボタージュ)、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
3　裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
(a)　合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
　(I)もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
　(II)公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
(b)　その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
(c)　第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

(以下略)

資料1−8　日米新ガイドライン

日米防衛協力のための指針

日米安全保障協議委員会　1997年9月23日

I　指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II　基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。

4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

III　平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

IV　日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2　日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1)整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ)日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ)自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ)米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2)作戦構想

(イ)日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

・自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

・自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

・米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ)日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

・自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

・自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

・米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ)日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

・自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

・自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

・米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ)その他の脅威への対応

(i)自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii)自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3)作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ)指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ)日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ)通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ)情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ)後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i)補給　米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii)輸送　日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含

む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii)整備　日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv)施設　日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v)衛生　日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V　日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、下記の表に示すとおりである。

(1)日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ)救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ)捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(ハ)非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ)国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2)米軍の活動に対する日本の支援

(イ)施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ)後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及

び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3)運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

VI　指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1)共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2)準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3)共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

VII　指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表)　省略

www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html

資料1−9　日本の核基本政策

1968年1月30日、佐藤栄作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則／2. 核軍縮への努力／3. 米国の「核の傘」への依存／4. 核エネルギーの平和利用

佐藤栄作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則*でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

資料1−10　核兵器・核軍縮年表（45年〜05年）

1945年7月16日	米国が世界最初の核実験（アラモゴルド）
8月6日	広島に原爆投下
8月9日	長崎に原爆投下
1949年8月26日	ソ連が最初の核実験
1952年10月3日	英国が最初の核実験
11月1日	米国が最初の水爆実験
1953年8月12日	ソ連が最初の水爆実験
1954年1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第5福竜丸被爆
1955年7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
1957年8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
1957年10月4日	ソ連、世界初の人工衛星（スプートニク1号）打ち上げ
1959年6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
1960年2月13日	フランスが最初の核実験
1962年10月	キューバ危機
1963年8月5日	部分的核実験禁止条約採択
1964年10月16日	中国が最初の核実験
1967年1月27日	宇宙条約署名
2月14日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
1968年7月1日	核不拡散条約（NPT）署名
1970年3月5日	核不拡散条約（NPT）発効
1971年2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年4月10日	生物兵器禁止条約（BWC）署名
5月26日	米ソ、戦略核兵器削減交渉（SALT）I諸条約署名
5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約（ABM条約）に署名
1974年5月18日	インドが地下核実験
7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名
1978年5月23日〜6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
6月18日	米ソ、SALT II条約署名
1980年3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年6月7日〜7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表
1985年8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年4月28日	チェルノブイリ原発事故
1987年12月8日	米ソ、中距離核戦力（INF）条約署名
1989年11月9日	ベルリンの壁崩壊
12月2日	米ソ首脳会議（マルタ）、冷戦終結宣言
1990年10月3日	東西ドイツ統一
1991年1月17日	多国籍軍、イラクへの攻撃開始、湾岸戦争
7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約（START I）署名
12月17日	ソ連崩壊
1992年1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
1993年1月3日	米ロ、START II条約署名
1月13日	化学兵器禁止条約（CWC）署名
1994年7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム（ARF）開催
9月22日	米、核兵器態勢見直し（NPR）発表
10月21日	米朝枠組み合意
1995年4月17日〜5月12日	NPT再検討・延長会議開催
5月11日	NPT無期限延長を決定
9月5日	フランス、核実験を再開
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
1996年4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
7月8日	核兵器の使用に関するICJ勧告的意見
8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
9月24日	包括的核実験禁止条約（CTBT）署名開始
1997年3月21日	米ロ、START III の枠組みに合意
5月15日	IAEAモデル議定書改正
7月2日	米国が初の未臨界核実験
9月26日	START II条約議定書署名
9月26日	ABM関係協定署名
12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年4月6日	英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
5月11・13日	インドが地下核実験を実施
5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
6月9日	新アジェンダ声明
7月8日	英国が「戦略国防見直し」を発表
1999年7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年4月24日〜5月19日	第6回NPT再検討会議
2000年6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年12月13日	米、ABM条約脱退通告
2003年1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
2003年6月1日	モスクワ条約発効

2. 特集資料

資料2−1　日米共同発表

（外務省仮訳・抜粋）

日米安全保障協議委員会
2005年2月19日

1.　（前文、略）

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

2.　閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。
3.　（アフガニスタン、イラク、インド洋における津波災害などに関する協力の成果、略）
4.　（不拡散に関する協力の成果、略）
5.　閣僚は、弾道ミサイル防衛（BMD）が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコミットメントを再確認した。

共通の戦略目標

6.　閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。
7.　（地域における脅威と課題、略）
8.　（北朝鮮に六者協議復帰と核計画廃棄を求める、略）
9.　（共通の戦略目標についての協議の必要性を確認、略）
10.　地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
　* 日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。
　* 朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
　* 核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
　* 中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる　。

　* 台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。
　* 中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
　* アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。
　* 北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
　* 平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
　* 地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要さを強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
　* 不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。
　* 海上交通の安全を維持する。
11. 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
　* 国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。
　* 世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
　* NPT、IAEAその他のレジーム及びPSI等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。
　* テロを防止し、根絶する。
　* 現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上させるための努力を連携させる。
　* 世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

12.　（日米双方の努力を評価、略）
13.　この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正ACSAや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。
14.　閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとのコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
15.　閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
16.　閣僚は、現行の特別措置協定が2006年3月に終了することに留意しつつ、特別措置協

定が在日米軍のプレゼンスを支援する上で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2+2_05_02.html

資料2−2　日米同盟−未来のための変革と再編

（外務省仮訳・抜粋）

日米安全保障協議委員会
2005年10月29日

I.　概観

（略。2005年2月19日の日米共同発表における「共通戦略」の重要性を強調）

II.　役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（PSI）、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛（BMD）における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

1.重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

−日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）
−国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

2.役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

*二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。
*日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。

*米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。
*周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。
*日本は、米軍のための施設・区域（以下、「米軍施設・区域」）を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。
*米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。

また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。

*地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。
*迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する。第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。
*自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。

3.二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

*　防空
　*弾道ミサイル防衛
　*拡散に対する安全保障構想（PSI）といった拡散阻止活動
　*テロ対策
　*海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動

*捜索・救難活動
*無人機(UAV)や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察(ISR)活動
*人道救援活動
*復興支援活動
*平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築
*在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
*大量破壊兵器(WMD)の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
*補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦(HSV)の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
*非戦闘員退避活動(NEO)のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
*港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4. 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

*緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

*計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

*情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

*相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の連接性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協力に資する。

*日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

○特に、グアムにおける訓練施設を拡張するとの米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

○また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

*自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる(下記参照)。

*弾道ミサイル防衛(BMD)

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防御する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システムの間の緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

III. 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1. 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

*アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。

*再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。

*柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要であることを認識した。

*定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元に与える負担を軽減するとの付随的な利益を得ることができる。

*自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。

*米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。

*米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。

*米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

2. 再編に関する勧告

これまでに実施された精力的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方に従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

***共同統合運用調整の強化**

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の連接性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

***米陸軍司令部能力の改善**

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

***航空司令部の併置**

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンサー情報が共有される。

***横田飛行場及び空域**

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

***ミサイル防衛**

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、

日本の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオットPAC-3やスタンダード・ミサイル(SM-3)といった積極防御能力を展開する。

***柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編**

世界的な態勢見直しの取組の一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行ってきている。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に応じて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦域的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置を特定した。

○普天間飛行場移設の加速：沖縄住民が米海兵隊普天間飛行場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。双方は、米海兵隊兵力のプレゼンスが提供する緊急事態への迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要であり続けるということを認識した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともにする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論付けた。

○双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の計画に関連する多くの問題のために、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下を含む複数の要素を考慮した。

+ 近接する地域及び軍要員の安全
+ 普天間飛行場代替施設の近隣で起こり得る、将来的な住宅及び商業開発の態様を考慮した、地元への騒音の影響
+ 環境に対する悪影響の極小化
+ 平時及び緊急時において運用上及び任務上の所要を支援するための普天間飛行場代替施設の能力
+ 地元住民の生活に悪影響を与えかねない交通渋滞その他の諸問題の発生を避けるために、普天間飛行場代替施設の中に必要な運用上の支援施設、宿泊及び関連の施設を含めること

○このような要素に留意しつつ、双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。同施設の滑走路部分は、大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿った水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南西の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーランを含み、護岸を除いた合計の長さが1800メートルとなる。格納庫、整備施設、燃料補給用の桟橋及び関連設備、並びに新たな施設の運用上必要なその他の航空支援活動は、代替施設のうち大浦湾内に建設される予定の区域に置かれる。さらに、キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じて、再編成される。

○両政府は、普天間飛行場に現在ある他の能力が、以下の調整が行われた上で、SACO最終報告にあるとおり、移設され、維持されることで一致した。

+ SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。双方は、最終的な配置の在り方については、現在行われている運用上及び技術上の検討を基に決定することとなる。
+ 緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。この緊急時の使用を支援するため、これらの基地の運用施設が整備される。また、整備後の施設は、この報告の役割・任務・能力の部分で記載されている、拡大された二国間の訓練活動を支援することとなる。
+ 普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用を改善する。

○双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

○ 兵力削減：上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊(IIIMEF)司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団(MEB)に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力(航空、陸、後方支援及び司令部)の各組織の部隊から移転される。

○日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。

○土地の返還及び施設の共同使用：上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。

○さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を実施する意思も強調した。このような共同使用は、この報告の役割・任務・能力の部分に記述されているよ

うに、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。

○SACO最終報告の着実な実施：双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

***空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐**

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

○海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。

○すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。

○空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。

○KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。

○岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備。

***訓練の移転**

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

***在日米軍施設の収容能力の効率的使用**

在日米軍施設の収容能力の効率的使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探求する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html

資料2-3　再編実施のための日米ロードマップ

（外務省仮訳・抜粋）

日米共同発表「再編実施のための日米のロードマップ」

日米安全保障協議委員会
2006年5月1日

概観　（省略）

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年20月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

*日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

*合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

*普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

*普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

*普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

*民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

*普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
*米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b)兵力削減とグアムへの移転

*約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部及び第　12海兵連隊司令部を含む。
*対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
*沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
*第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、　28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル(2008米会計年度の価格)を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c)土地の返還及び施設の共同使用

*普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
*双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
　○キャンプ桑江:全面返還。
　○キャンプ瑞慶覧:部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
　○普天間飛行場:全面返還(上記の普天間飛行場代替施設の項を参照)。
　○牧港補給地区:全面返還。
　○那覇港湾施設:全面返還(浦添に建設される新たな施設(追加的な集積場を含む。)に移設)。
　○陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム:全面返還。
*返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
*SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
*キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
*航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d)再編案間の関係

*全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
*特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
*沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、
　(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、
　(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2.米陸軍司令部能力の改善

*キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度(以下、日本国の会計年度)までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
*在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
*この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
　○相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため(約15ヘクタール)、また、道路及び地下を通る線路のため(約2ヘクタール)に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
　○相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分(約35ヘクタール)は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
　○キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部(1.1ヘクタール)は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3.横田飛行場及び空域

*航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
*横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
*軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

○民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。

○横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。

○横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。

○日本における空域の使用に関する、民間及び(日本及び米国の)軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

*日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4.厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

*第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

*厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

*KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

*海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

*訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機(隣接する空域内のものを含む)の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

*恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

*将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5.ミサイル防衛

*双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。

*新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

*米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

*米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6.訓練移転

*双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

*当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

*日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

*移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

*一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

*共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

*日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.html

(注)資料2-1～3は、外務省の仮訳である。本来「作戦」と訳すべき文脈の"Operation"が「運用」と訳されるなど、問題は少なくない。

資料2−4　米「海外基地見直し委員会」最終報告

（抜粋）

2005年8月15日

概観

合衆国の軍事基地の配置態勢は、世界全体における合衆国の安全保障利益の重要な反映である。それは、今後数10年における我々の戦略の中心部分として機能するであろう。「海外基地見直し委員会（以下、単に委員会）」は、変化の必要性を十分に理解するし、国防省の「統合世界態勢と基地配置戦略（IGPBS）」において採択されている諸構想の大部分を支持するものである。これらの変化は、我々の全体的な軍事態勢と柔軟性を改善するであろう。しかし、それらの変化は国防総省だけではなく、それを超える全体像をもっており、全ての関係者が、合衆国の海外プレゼンスが果たす適切な役割について、より広範囲な検討をすることが必要である。提案されている再編の順序や速度によって、我々が広範囲の国家安全保障上の要求に応えられなくなったり、国益保護に必要な軍事能力や再編によって影響を受ける軍人男女の生活条件が深刻な打撃を受けたりすることも考えられる。

したがって、省庁間の協議で（順序や速度の問題も含めて）計画を全体として吟味すべきである。加えて、IGPBSは海外基地構造を定期的に改良し進化させるための過程を制度化していない。したがって委員会は、行政機関、立法機関を超えた横断的な監督と指示を受けることによって、IGPBSはよりよいものになると考える。

結論

IGPBSは、基地再編によって影響を受けるすべての関係省庁間での広範囲かつ上級レベルによる検討なしに作成されていると、委員会は考える。我が国の海外基地態勢は、防衛の必要性から肝要であるのみならず、今日だけではなく今後数十年にわたって、外交、情報収集、本土防衛、エネルギー、貿易・通商、法執行、及び同盟などの諸関係に影響を与えるものである。

したがって委員会は、IGPBSは進行中の諸業務や分析努力との相互調整が十分に行われておらず、どの省庁横断組織も国家安全保障に関する関連活動の実施を統合していないと結論づけた。さらに、委員会は、不可欠な諸準備が間に合っていないまま、海外基地再編を現在のスケジュールで完成させなければならないような、戦略的あるいは作戦上の絶対的な必要性を見出すことはできない。

さらに加えて、在外米軍を引き上げる前に、また海外基地再編を行う前に、地政学的配慮、作戦上の懸念、輸送力の要請、新兵募集・兵役継続、兵員生活環境の問題、費用など多くの解決しなければならない問題が存在する。次のような諸問題がある。

●場所や戦力レベルに関する決定が、2005年の4年期国防見直し（QDR）や2005年輸送能力調査（MCS）が完了するより前に行われた。

●いくつかの旧来からの同盟国領土における海外プレゼンスを縮小するアクションが進行している。しかるに、永久基地、事前集積物資、訓練地、部隊などを別の友好国や同盟国の領土に確立することによって我々の海外態勢を補い強化する計画は、基礎となる必要な外交的・法的取り決めなしに進行している。したがって、旧来からの同盟国に対して期待できたのと同じような柔軟性と信頼性をこれらの新しい場所が提供できるのかどうか、現段階において我々は知ることができない。

●合衆国のイラクとアフガニスタンへの関与は、ローテーション基地問題を今後数年間提起し続けると思われる。（たとえばバルカンなど）追加的な場所で戦争が勃発したとき、部隊をさらに圧迫するであろう。重武装部隊をすべてヨーロッパから撤退させることは、その負担を軽減させるどころか悪化させてしまうかもしれない。

●沖縄は、東アジアにおける作戦能力の要である。沖縄における戦闘能力を減少させることは、我々の東アジアにおける国益を危機に曝すであろう。

●各軍の転換（トランスフォーメーション）や部隊の再編、事前集積装備の再建、不朽の自由作戦、イラクの自由作戦、世界的な対テロ戦争、IGPBS、BRAC（米国内の基地閉鎖・再編）に同時に取り組むことによって、限られた予算内で財源が競合することになる。現在のIGPBSの動きは、各軍が近代化と準備態勢に適切に資金を回すことを困難にするであろう。

●世界中のできごとに対応する我が軍の能力にとって、戦略的輸送力は鍵である。海上輸送力や空輸力はもちろん事前集積装備についての計画は、IGPBSによって増加する米本土（CONUS）部隊にのしかかる追加的な要求を考慮しなければならない。米本土から部隊を急送することは、戦略的輸送力、戦術的輸送力、及び事前集積備蓄の準備が整っていなければ問題であろう。

（略）

勧告

合衆国の安全を確保する最善の方法について、より包括的な議論をすることが国民にとって利益になるであろう。（海外態勢再編の）計画の基礎的な政治的、政策的次元には、もっと広範囲の国家指導部が関与しなければならない。

したがって、委員会は次のように勧告する。

●これほど大規模な部隊再編には詳細な時間調整が必要であり、進行のペースを緩め、建て直すことが必要である。

●海外基地配置に関する全努力は、進行している諸計画と調整し時間を合わせるような1つの全体的計画に統合されるべきである。さらに、世界的な部隊態勢の影響を定期的に検討し、結果を全体的な国益に合致させるようにするため、省庁間の検討過程を導入すべきである。（後略）

●国防、外交関係委員会など、連邦議会は海外基地配置に関してもっと厳格な監督を行うべきである。（後略）

さらに、委員会は次のことを勧告する。

●沖縄にある普天間海兵隊航空基地に配備されている海兵隊航空部隊・施設は、嘉手納空軍基地と岩国海兵隊航空基地のいずれか、または両方に移転すべきである。他のすべての海兵隊部隊・施設は、沖縄に残留すべきである。

●短期的な脅威に関する不確実性に備え、NATOに対する継続的かつ恒久的な関与の姿勢を示し、我々のNATO同盟国と重装備戦力同士が接触できるようにするため、次のことが起こるまで、合衆国への帰還が予定されている重旅団戦闘チームのうち少なくとも1個

は、ヨーロッパに完全に留まるべきである。(1)バルカン支援任務が終了するまで。(2)陸上配備の戦車破壊攻撃システムがヨーロッパに配備されるまで。(3)イラクの自由作戦が沈静化するまで。加えて、重旅団戦闘チームの装備1式を、地域内に洋上事前集積するべきである。これらの勧告は、ドイツのストライカー旅団、イタリア・ヴィチェンツァの第173空挺旅団に関する国防総省の現在の計画に加えて行われるものである。

●さらに、1旅団は、東欧においてローテーション配備を継続し、新しいNATO加盟国における[東欧と合衆国]の軍対軍プレゼンスを支援するために投入されるべきである。

●合衆国は、アイスランドとの条約を見直し、冷戦後の安全保障環境を反映したものに更新すべきである。

●潜在的な競争相手に対する合衆国の長期的な国益を守るためにアフリカへの関与を深める必要がある。「アフリカの角」構想は、アフリカ大陸の別の場所においても模倣されるべきである。それは、将来の戦略的関心にとって重要性を増したものになるかもしれない。同様の構想がラテンアメリカにおいても、ある程度必要とされている。

●国防総省は、最後の一兵とその家族がいなくなるまで、海外基地における必要なすべてのインフラストラクチャーと兵員生活環境計画(住宅、医療、学校など)を維持すべきである。また、必要なインフラストラクチャーと兵員生活環境計画は、海外基地から最初の部隊とその家族が帰還するまでに準備されていなければならない。

obc.gov/documents/OBC%20Final%20Report%20August%2015%202005.pdf

資料2-5　米「基地再編・閉鎖委員会」最終報告

2005基地再編閉鎖委員会(BRAC)最終報告書:「要旨」部分

2005年9月8日

委員会は、国防総省の閉鎖・再編提案を、法により定められた8つの選定規準と国防総省の軍構成計画に照らして評価した。05年5月13日にラムズフェルド国防長官が発表した提案には、委員会の集約によれば190件の勧告が含まれ、それはさらに837件の個別の「閉鎖」または「再編」アクションに細分されていた。これら837件の個別アクションによって、他の160施設に、新たに任務が追加されることになる。BRAC05勧告のアクション数は、過去のBRACによるアクション数の総計を上回る。この前例のない数に加え、国防総省の提案には、複数の施設間の移動が多数含まれており、複雑を極めた。さらに国防総省は、明らかに無関係な複数のアクションを一つの提案の中に含めていた。

ラムズフェルド国防長官は、今回のBRACプロセスの目標が軍転換であることを明言した。したがって過去のBRACラウンドとは異なり、委員会は国防総省勧告を、安定的にますます増加する軍構成、西南アジアにおいて継続している紛争、そして70,000人の軍人及び家族をヨーロッパ及びアジアから帰還させるという再配置計画の文脈に沿って評価した。過去20年のBRACプロセスにおいては、委員会には軍事上及び戦略上の大きな不安定要因を斟酌した余裕をとることが要請されたが、本委員会は、経費の削減というBRACの目標の重要性を引きつづき踏まえつつ、国防総省の計画を分析するにとどまらず、勧告が実行される戦略環境とそれらが国防総省の軍転換という目標に与える影響を慎重に考察した。

閉鎖・再編対象基地の数

190件の国防総省の提案のうち、委員会が変更なしに承認したのは119件であり、他の45件については修正の上承認した。これらの合計は、提案全体の86%に該当する。一方、委員会は国防総省提案のうち13件を全面的に却下し、13件に大幅な修正を加えた。

委員会が大統領に送付したのは、182件の閉鎖・再編勧告である。ここには国防長官が提案した190件の内の177件に加え、委員会が8施設から自らのイニシャティブで選定した5件の閉鎖・再編勧告が含まれている。

主要基地について国防総省が提案した33件の閉鎖のうち、委員会が承認したのは21件、再編への変更を勧告したのが7件であり、5件は却下された。加えて、委員会はブランズウィック海軍基地の「再編」勧告を「閉鎖」に変更した。これで主要基地の閉鎖は22件となった。国防総省が勧告した29件の大規模再編の内、委員会が承認したのは25件である。これは1件が閉鎖に変更(前出のブランウィック海軍航空基地)され、他の3件が却下された結果である。加えて、委員会は自らのイニシャティブで大規模再編1件を追加し、結果、大規模再編の勧告数は33件となった。この中には、国防総省が閉鎖を勧告した7施設の再編への変更が含まれている。

所要経費及び経費削減効果

向こう20年にわたる経費削減効果を、国防総省提案は478億ドルと推計したが、委員会の見積りは356億ドルとなった。しかし、委員会と会計検査院が必要であると考えるように、人員関係のアクションによる支出回避を除けば、向こう20年間の経費削減額は150億ドルに減少する。勧告の実施による毎年の経費削減額は国防総省勧告では年54億ドルであったが、委員会勧告によれば42億ドルとなった。一方、勧告実施のために必要な初期の一時経費は、国防総省提案では246億ドルであったが、委員会勧告では210億ドルとなった。

統合化の手段としてのBRAC

国防長官は、BRAC05は統合性を促進する機会であると説明した。しかし、おびただしい数の提案のうち統合性向上に貢献するのはほんのわずかであった。実際には、統合性や軍種間の連携がむしろ低下したり廃止されたりするものもあった。国防総省提案のほとんどは、各軍所轄省の内部における組織統合・改編であり、軍種横断的な統合・改編ではなかった。「施設の共用化」も「転換」も「統合化」と同義ではない。国防総省提案ではなく、委員会の勧告によって初めてボールはゴールラインを越えることができるだろう。

人員に係る経費削減

国防総省は、提案の中で、閉鎖・再編される施設から新しい施設への軍人の移動によって発生する経費をしばしば「削減」に算入している。国防総省が主張するように、たしかに26,830人の軍人をより優先度の高い任務に振り向けることによって軍事的効率は向上するだろうが、軍人のポストがなくなるわけではない。

国防総省が主張する経費削減効果(支出の回避ではない)は、軍人の人件費の純減の代

わりに他の施設や任務に配置転換される度合いによって、著しく縮小されるであろう。国防総省は、自らの提案によって24.6億ドルの初期投資によって47.8億ドルの経費削減効果が生じると主張した。しかし、人員削減が実現しないならば、国防総省提案の実施に必要な初期投資24.6億ドルに対して、経費削減効果は18.6億ドルにしかならない。

いくつかの空軍基地に関する勧告においては、人員削減による効果は経費削減額全体の90%以上に達した。例えば、ポウプ空軍基地、グランドフォークス空軍基地及びキャノン空軍基地における経費削減額のうち、人員削減による削減額が占める割合は、それぞれ97.8%、94.5%、92%であった。州軍航空隊の場合には、BRAC05の前に配置されていた106,000人の人員規模が、BRAC05の後も維持される。配置場所が国内のどこに移動しようとも、この総数が変わらない限り経費削減が望めないのは明らかである。

州軍航空隊

国中の多数の州軍航空隊基地を閉鎖・再編するという国防総省の提案は、委員会が直面したもっとも困難な問題を代表していた。空軍基地関係の提案42件の内37件が、州軍航空隊に関するものだった。

国防総省の提案は、23の州軍航空部隊が、現在割り当てられているすべての航空機を失うというものであった。このような閉鎖・再編は、緊急事態、自然災害そして国土防衛任務に州軍航空隊を活用したいと考えている多くの州知事たちの信頼を損なうものであった。ある州では、この動きを阻止するための訴訟も起きた。

委員会とスタッフは当初から国防総省の意図を達成し、軍事的価値に係るBRAC選定規準に合致し、州側の懸念に応えるような勧告を作り上げるために、長時間にわたって合衆国空軍、州軍務局及び州軍務局長と協議した。これら努力の結果は、8月26日の公聴会で満場一致で承認された。

委員会のプロセス

BRACの根拠法に従い、9名の委員のうち3名は直接大統領から指名され、他の6名は、上院及び下院の多数政党あるいは少数政党との協議を経て大統領から指名された。根拠法及び委員会の方針により、委員会プロセスは公開され、透明であり、非政治的で公正なものであった。国防総省から公式文書で提供されたデータを吟味することに加え、委員達は国防総省提案によって影響を受ける地域社会や個人から努めて意見を聴取した。委員達は、173施設の182ヶ所を訪問した。地域公聴会を20回開いて公衆の意見を聴取する一方、政策的課題に関する意見聴取と討論のための公聴会を20回開催した。委員達は、地域社会、市民、そしてそれらの代理人たちと相手や議題のわけへだてなく接触することができた。委員達は、何百回と公的機関の担当者と会い、20万通以上のメールを受け取った。委員会に提供された文書はすべてスキャンして電子ライブラリ化し、インターネットでアクセスできるようにした。委員会のウェッブサイトには、2,500万件以上の「ヒット」があった。

このように、BRAC05委員会は、米国民によるアクセス可能性の向上と審議の透明性のための新しい標準を設定しつつ、前例のない、広範囲かつ複雑な基地閉鎖・再編勧告を評価した。

www.brac.gov/finalreport.asp

資料2−6　オベリング・米ミサイル防衛庁長官の議会証言

米下院軍事委員会戦略戦力小委員会
2005年3月15日

「昨年、地上配備の中間飛行段階(ミッドコース)防衛、およびこの統合システムとしてのイージス艦による監視・追跡能力を初期実地配備することによって、我々は、北朝鮮の長距離ミサイルの脅威に対して合衆国の限定的な防衛能力を確立しようとしている。同時に、我々は、より短い射程の脅威に対して連合国軍隊、同盟国、友邦国を守るために我々が持っている移動式迎撃体を増強しようとしている。同盟国や友邦国と協力して、我々はこの防衛能力を進化させ、あらゆる飛行段階における、あらゆる射程の脅威に対してMD力を改善し、また、やがては追加的な迎撃体、センサー、そしてMDの層をもって拡大する計画である。」

(「ミサイル防衛のアプローチ——層状の防衛」の項目から)

「昨年、我々は『2004年末までに、統合されたBMDシステムの初期要素を実地配備するだろう』と述べた。我々は、ほぼすべての目的を達成した。アラスカのフォート・グリーリーのサイロに6発、カリフォルニアのバンデンバーグ基地に2発の地上配備迎撃体を設置した。アラスカのコブラ・デーンレーダーの高性能化と、6隻のイージス艦の長距離監視・追跡支援のために改造を完成した。これらの諸要素は、発射制御システムに完全に結合され、広範囲の指揮・統制・戦闘管理・通信インフラストラクチャーによって支援されている。」

「2004年10月以来、米海軍の軍艦が作戦艦隊に入る前に認可されるときに用いられるのと同様な試運転あるいはチェックアウトを行っている。・・・イージス艦は、我々の戦闘管理システムに長距離監視・追跡データを提供するために日本海に定期的に配置されている。」

(「ブロック2004の初期的実地配備」の項目から)

www.mda.mil/mdalink/pdf/spring05.pdf

資料2−7　2006会計年国防認可法・航空母艦の部分

2006会計年国防認可法(HR1815、公法109−163)

2006年1月6日　ブッシュ大統領署名

第126節　空母戦力構成

(a)海軍内に作戦可能12隻空母を有することへの要求——連邦法規タイトル10第5062節を次のように修正する。

(1)小節(b)及び(c)を、それぞれ小節(c)及び(d)に名称変更する。

(2)小節(a)の次に、次のような新しい小節(b)を挿入する:

(b)海軍の戦闘戦力は、12隻を下回らない作戦可能な空母を含まなければならない。この小節の目的においては、作戦可能な空母とは、ルーティーンの維持、修理のために一時的に世界的な配備ができない空母も含むものとする。

(b)USSジョン・F・ケネディの修理・維持予算——2006会計年に対する本法律及び他のどの

法律によってであれ海軍の作戦・維持予算として認可される金額のうち、最高2億8800万ドルが、USSジョン・F・ケネディ(CVN67)の艦齢延長のための修理と維持のために使用できる。

frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ163.109

資料2—8　米海軍・国防総省のの航空母艦「11隻体制」要求

1.4年ごとの国防見直し(2006QDR)　海軍航空母艦　関連部分

国防総省は、空母打撃団11個を含む、より大きな艦隊を形成し、艦隊を転換し再投資するニーズを均衡させ、財政的裏づけを改善し、かつ造船産業に対し安定を提供する。

2.07会計年度海軍省予算案　戦闘艦(脚注)

06国防認可法は、12隻を下回らない作戦可能空母を要求している。QDRで確認された海軍の要求は11隻である。12隻目の空母を維持するための追加予算は06会計年度歳出予算には含まれなかった。同様に、07会計年度大統領予算(PB)においても、この目的の予算は要求されていない。12隻が法律によって要求されている限り、海軍はケネディの作戦費用、人件費及びメンテナンス費用を維持するために別の努力から削らなければならないだろう。

資料2—9　横須賀市議会・原子力空母の配備に反対する決議

2005年2月22日可決

米海軍横須賀基地が所在する本市は、日米安保体制のもと、我が国の安全保障にとって米軍の存在が重要であるとの認識に立ち、通常型空母が横須賀をいわゆる母港とすることを了承してきた。

しかしながら去る2月10日、米海軍のクラーク作戦部長は、上院軍事委員会において、通常型航空母艦「キティ・ホーク」の後継艦として、横須賀基地に原子力空母を配備する方針を表明した。これは、昨年3月のファーゴ太平洋軍司令官の同様の発言に対し、外務省を通じ、キティ・ホーク退役後も引き続き通常型空母を配備されるよう要請した横須賀市並びに慎重な協議を求める意見書を提出した横須賀市議会の意思を踏みにじるものであると言わざるを得ない。この表明につき、再度通常型空母の配備を要請した横須賀市長の意を受けた町村外務大臣の説明に対し、ラムズフェルド米国防長官は、「後継艦については何ら決定していない」と慎重な姿勢を示したとのことであるが、通常艦配備を確約したものではなく、依然として予断を許さない状況にある。よって、本市議会は、市民感情及び市民生活の安全、安心の面から、キティ・ホーク退役後の後継艦配備に際しては、改めて通常艦の配備を求めるとともに、原子力空母の配備に強く反対するものである。

以上、決議する。

資料2—10　相模原市議会・在日米軍再編中間報告に抗議する決議

在日米軍再編の中間報告に断固抗議し撤回を強く求める決議

2005年11月11日可決

我々相模原市議会は、本市内に所在する米軍基地の機能強化・恒久化につながる第一軍団司令部などの移転反対の意見書を、二度にわたり国に対して提出してきたところである。

しかしながら、日米両政府は、去る10月29日、日米安全保障協議委員会いわゆる2プラス2において、在日米軍再編の中間報告に合意し、本市を始め関係　自治体が、かねてより再三にわたって地元意向の反映と的確な情報提供を求めてきたにもかかわらず、これらをことごとく無視したことは、極めて遺憾である。

その合意内容の一つが、キャンプ座間には米陸軍第一軍団司令部等を改編した統合作戦司令部を設置するとともに、併せて陸上自衛隊中央即応集団司令部を設置し、在日米軍との連携の強化を図るというものであり、基地の早期返還を求める市民の切実な願いに反し、到底容認できるものではない。

また、本市が長年にわたり返還を要望し続けている相模総合補給廠へ、陸上自衛隊の普通科連隊を1,300人も配置するとの計画に至っては、市民の基地返還に向けた望みを絶望的に遠ざけるものといわざるを得ない。

先般、本市が21万人の署名をもって政府に行った「基地問題の早期解決を求める要望」に対しては、これを「重く受け止める」との回答を得たところであるが、この度の中間報告は、これを全く無視したものとなっている。

よって、相模原市議会は、このような不誠実かつ強引な方法と内容に断固抗議するとともに、中間報告の撤回を日米両政府に強く求めるものである。

以上決議する。

www.city.sagamihara.kanagawa.jp/gikai/kekka/H17/11.html

3. その他の資料

資料3—1　2005年NPT再検討会議におけるコーリーNZ大使の演説

2005年NPT再検討会議における、新アジェンダ連合(NAC)を代表した、ニュージーランドのティム・コーリー大使による演説(抜粋)

2005年5月18日

(略)

第6条の履行に向けた「行動計画」を含む1995年に合意された「核不拡散と軍縮のための原則と目標」文書、「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する」と全会一致で結論付けた1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見、そして、第6条の履行のための系統的かつ前進的な努力に向けた実際的措置に関する2000年再検討会議の最終文書での全会一致の合意は、法と倫理の両面において、核兵器国が核軍縮に向けた有意義な進展を示すであろうという国際社会の期待の念の根拠となっている合意および決定であります。

議長、

本声明の目指すところは、作業文書(NPT/CONF.2005/WP.27)に述べられているように、核軍縮に関するこれら一連の行動を促進するための新アジェンダ連合からの提案を概括することにあります。今後を見据えるにあたっては、第6条の履行を確保するために、これまでの教訓や核軍縮の目標に与えられた試練についてよく考えてみることが必要でしょう。

新アジェンダは、インド、パキスタン、イスラエルに対し、非核兵器国として即時かつ無条件に条約に加盟するよう求めています。それらの国々は、核兵器の開発や配備を追求しようとするいかなる政策をも明確かつ緊急に転換させなくてはなりません。

もしNPTを国際の平和と安全における礎石であると考えるのならば、その土台の重要部分が核実験の禁止です。包括的核実験禁止条約(CTBT)の締結は、「核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止」を謳うNPT前文の要求に締約国が呼応した新しい時代の始まりを予告したものであり、核軍備競争の終焉を断固として告げるものでありました。NPT無期限延長合意の中核であったCTBTが未発効であることは、締約国および国際社会にとって非常に大きな失望であり続けています。

このような失望的な状況ではあるものの、CTBTを発効させようとする各国の決意は、過去に類をみない監視ステーションのネットワーク、研究所、そして完成時にはあらゆる場所の核爆発を検出することを可能にするウィーンの国際データセンターの建設などの実施によって証明されています。発効までの間、私たちはすべての国家に対し核実験禁止モラトリアムを再確認し尊重するよう要求し、未だ実施していない核兵器国に対してはフランスの例に従って核実験場を閉鎖するよう求めます。さらに私たちは、米国に対してはCTBTへのアプローチを再考するよう求め、また中国に対しては、CTBT支持の声明を出して批准プロセスを前進させるよう求めます。

ジュネーブ軍縮会議(CD)は、過去において軍縮および不拡散条約の交渉の場として役目を担ってきました。再びそのようにすることは可能であり、そうしなければなりません。

65か国のCDの参加国が享受しており、交渉に入るうえでの重要な安全策の機能を供してきた全会一致の原則は、不幸にも過去8年にわたって作業計画に関する合意を阻害することにも利用されてきました。行き詰まり打開のために費やされた多大な努力、多くのCD参加国のあいだに高まるいらだち、そして安全保障に対する今日の脅威を考えてみれば、CDの停止状態をこのまま継続することは不可能です。

多くの国家が、平和目的以外での核分裂性物質の生産禁止条約に関する交渉はCDにおける次の論理的な段階であり、交渉開始の機は熟していると考えているのですが、この問題を先に進めるために必要とされる政治的意思へと変わっていくそのような誓約を未だ私たちは認識できずにいます。非国家主体が核分裂性物質を入手する機会を得るかもしれないという懸念を考えれば、核分裂性物質禁止条約に向けた政治的な推進力が欠如していることはまったく理解しかねることです。条約も含め、この問題についての調査を開始すべきであるとした専門家チームによる穏当な提案でさえ動き出していません。検証可能な核分裂性物質生産禁止条約の提案に異議を唱える最近の政策における転換は、国際原子力機関の保障措置システムにおける検証体制を発展させる際に習得された相当量の知識と経験の蓄積を見落としたものです。

(略)

核兵器の作戦上の地位低減や数の削減を問題としてとりあげる前に、核兵器が安全保障や政治力に引き続き関連づけられているという、この非常に問題をはらんだ認識について、まず一言申し上げたいと思います。認識を変えるための第一歩は、核兵器が核兵器国の軍事ドクトリンの中心的役割を占めつづけているという問題に取り組むことにあると私たちは考えます。一国の政治的重要性の維持には核兵器が必要であるという信奉から私たちは脱却しなければなりません。このような戦略ドクトリンを改め、新型核兵器の開発計画や使用の正当化を断念することで、核兵器国は不可逆性の原則に対する著しい貢献をすることになります。それは核軍縮に向けて進もうとする核兵器国の意思を伝えることになります。

2000年再検討会議で明示された核軍縮に向けた措置の一つは、「核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置」です。この文脈において、私たちはモスクワ条約を歓迎します。警戒態勢の解除は核軍縮措置とは認識されていませんが、その目的に向けた奨励すべき、有意義な措置です。それは核兵器が使われうる危険性も低めます。具体的な措置としては、警戒態勢の解除に向けた信頼醸成措置、発射装置からの核弾頭の除去、実戦配備からの核戦力の撤退などがあげられます。

核軍縮措置としてのモスクワ条約の潜在性は、不可逆性、透明性、検証について規定が補完された場合に十分に達成されるでしょう。この場合の不可逆性とは、核兵器の完全な廃棄を意味します。さらなる削減を検証するためには、私たちはSTART1条約の検証条項の2009年以降への延長が必要であると考えます。

2000年の再検討会議で合意された核軍縮の基本原則とは、不可逆性、透明性、検証です。不可逆性は廃棄や撤廃を当然ともなうものであり、また、核兵器の廃棄が確実に実施されたという確証を非核兵器国が得なければならないことから、必然的に検証を意味します。

軍事ドクトリンの改正、核実験場や核分裂性物質の施設の閉鎖など、不可逆性の原則の履行に向けて実施しうる行動についてはすでに申し上げたとおりです。

私たちは、核兵器の数の面で著しい削減が実施されてきたことを認めます。しかし、これらは第6条の履行に向けて私たちが期待しているところに見合うものではありません。もしこれら目標の実現に向かった真の機運が核兵器国に存在するのであれば、核兵器国は保有核兵器の廃絶に向けた系統的かつ前進的な努力を継続して行うべきではないでしょうか。

すべての核兵器が撤廃されるべきであることは明白なこととして、過去5年以上にわたり、新アジェンダは非戦略核兵器の問題に強い関心を払ってきました。(略)

核軍縮に向けて進んでいると核兵器国が断言しているような前進を完全に認めるためには、透明性の拡大が必要です。透明性への第一歩は、2000年再検討会議で合意された第12番目の項目に合致する第6条に関する報告の定期的な提出です。私たちは、それでも完全な透明性を達成することは不可能であろうと理解しています。しかし、それは、共同的に、またはNPTの枠組みの中で透明性の強化を前進させることができないということを意味しているのではありません。

軍縮と不拡散のあらゆる側面において、私たちは検証可能なプロセスを要求します。核軍縮もこの規定の例外ではありません。核軍縮に関する検証問題について英国が提出した作業文書は、多くの有益な提案を含んでいます。私たちは他の核兵器国からもこのような情報がもたらされることを歓迎します。

1995年のNPT再検討会議で合意された、国際的な法的拘束力のある法律を含む安全の保証に関するさらなる措置は未だ実施されていません。新アジェンダの作業文書(NPT/CONF.2005/PC.II/WP.11)およびA/RES/58/51に含まれる新アジェンダ決議を筆頭に、消極的安全保証に関しては数多くの提案が出されています。私たちの目標は、1995年の共通の誓約に沿って、この問題の前進を保証することです。

(略)

www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/RevCon05/GDstatements/NZ-NAC.pdf

資料3—2　2005年NPT再検討会議第1主要委員会における サンダース米大使の演説

(抜粋)

2005年5月20日

はじめに

(略)米国はNPTの誓約を完全に守っており、すべての国家は条約下の義務を遵守すべきであると考えています。米国は、第6条を含む、条約下のすべての義務を真剣に受け止めており、同条項を完全に遵守しています。第6条義務は、核兵器国と非核兵器国のすべての国家に等しく課せられているのですから、私たちは他の国家がいかに第6条の目的を促進しつつあるのか、知ることを楽しみにしています。

議長、米国は第6条の誓約を認識しています。私たちは、核軍縮に向けた進展の速度やその在りようは、当事国の置かれている国際的な安全保障環境によって異なるということにも言及したいと思います。

(略)

変貌を遂げた世界

議長、第6条で言うところの核軍備競争は過去のものとなりました。米国とロシアの関係は根本から変わっており、冷戦時代に作られた核兵器の削減は20年以上にわたって実行されています。35年前に国際社会の人々の頭を当然のごとく占めていた世界的規模の核戦争の見通しは、核時代の歴史のなかでもっとも低い時期にあります。

(略)

議長、2001年9月11日以降、これらの危険性は他の何よりも国際の平和と安全、またNPTの継続的な実効性を危険にさらしています。これら拡散の脅威に立ち向かう国際的措置の強化に、すべての国家が賛同することが、2005年再検討会議の第一の目標にならなければなりません。

米国の第6条における実績

議長、米国はNPT第6条を履行するという誓約を守っています。20年以上に及ぶ米国の行動は、誰もがうらやむような第6条遵守の実績を確立してきました。

以下に挙げる第6条関連の成果をよく考えてみてください。

核兵器の削減(略)
核発射装置の削減(略)
核分裂性物質の管理(略)
協調的脅威削減(略)
核実験

●1992年以来、米国は核実験を実施しておらず、核実験モラトリアムの遵守を継続しており、核実験を実施する計画を持たず、各国にも実験をしないよう働きかけている。
●米国は包括的核実験禁止条約(CTBT)を支持せず、その締約国とはならないが、国際監視制度(IMS)関連事業の暫定的技術事務局への協力は継続する。

標的と警戒態勢(略)

抑止力の拡大と焦点の変化

議長、たった今詳細に述べさせていただいたいくつかの点は、それだけでも、第6条に関する否定しようのない前進を示すものです。しかしそれだけではありません。第6条の目標にとって不可欠な兵器と発射システムの数のうえでの削減に加えて、米国は、国防戦略における核兵器の役割に対するまったく新しい見方を進めています。

議長、私は2001年の核態勢見直し(NPR)について述べたいと思います。米国はこの種の見直しを過去にも実施してきましたが、2001年NPRは独特のものであり、第6条にまさに合致するものです。2001年NPRは、戦略的能力の新しい3本柱を打ち出しましたが、それは米国の防衛政策目標を達成するうえでの核兵器への依存をはるかに縮小したものでした。2001年NPR以前は、米国の3本柱は大陸間弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル、戦略核兵器を搭載した長距離爆撃機を含むものでした。新しい3本柱は以下を含みます。

●非核および核攻撃能力
●弾道ミサイル防衛を含む能動的および受動的防衛
●21世紀に起こりうる予測不可能な脅威に柔軟に対応できるような攻撃力と防衛シス

テムを開発、構築、維持するために必要とされる研究、開発および工業のインフラストラクチャー

議長、NPRに由来する新しい三本柱の概念は、原則的にも実践的にも、米国の国土安全保障戦略における核兵器への依存を減じるものであります。それは、まったく新しい将来ビジョンを反映しており、第6条の履行に向けた私たちの明白な決意と完全に合致するものです。

NPRに関連して最後にもう一言述べさせてください。NPRが公表されて以来、それを誤ってとらえる人々がいるのは残念なことです。NPRは、米国が核軍縮義務を怠っている「証拠」としてしばしば引用されます。議長、これは断固として間違っています。しかし、大変遺憾ながら、そのような批判の影響で、米国が安全保障戦略で核兵器への依存を低減させていることや第6条の完全な実施に向けて多大なる進展を示しているといった重要なメッセージが消されてしまっています。

新型核兵器はない

議長、もう一つ事実を申し上げましょう。NPTは核兵器国に対して核戦力の近代化を禁じてはいません。とはいえ、米国が新型核兵器を開発していないこと――繰り返しますが、開発していないこと――をここで強調しておくことは重要です。

2001年NPRが新型核兵器の必要性を謳っているという非難は正しくありません。米国はいかなる核弾頭も開発・実験・生産していませんし、10年以上にもわたりそのようなことは行っていません。しかし、通常兵器、核兵器のいかんにかかわらず、新型兵器が必要となるかもしれない能力の不足をNPRが明示したのは確かです。

これに関連して、広い範囲にわたって議論が行われている2つの動きがあります。

- ●先端概念核兵器に関する穏当な研究努力。その予算については、議会が最近、実験を行わずに弾頭の信頼性を向上する現代技術の研究にシフトした。
- ●現存する兵器が強化され地中深く埋設された標的に適合するか否かを実験を行わずに明らかにする研究。

これらの計画は批判者たちが主張するようなものではありません。先端概念に関して提案されている研究には、備蓄管理の促進を含む多様な目的があります。それは、実験を行わずに保有核兵器の安全性と信頼性を保とうとする進行中の努力なのです。同様に、強力地中貫通型核兵器（RNEP）の研究は、備蓄縮小の時代のなかで、現存する弾頭を利用して抑止力を強化するための一つの有効な方法を模索しようという意図で行われています。研究段階からその先へ進もうという決定は行われておらず、それには大統領と議会の了承が必要とされることを強調しておきます。

批判者たちは、指導者たちが低威力兵器を簡単に使えるものであると考えているとか、それらの開発の結果として核のしきいが低下しているなどと主張しています。もう一度言いますが、まったくそのようなことはありません。米国は1950年代から低威力の兵器を保有しています。冷戦時の最頂時にはそのような兵器が何千もありました。それらが使われることはありませんでした。核兵器を使用するという決定は、大統領によってなされなければならず、威力が低いからといって容易になるというものではないのです。核のしきいは常に極めて高いものであり、今後もそうあり続けます。

私たちの努力は、かつてないほど縮小された備蓄核兵器の安全性と信頼性を核実験なしで確実なものとすること、そして新しい3本柱の核関連部分の信用性、安全性、信頼性を維持することに向けられています。米国は、他のすべての政府と同様、第6条下の義務と私たち自身の安全保障および私たちに依存するものたちの安全保障を維持するという責任とのあいだでバランスをとっています。米国はこれらすべての義務を果たしており、今後も続けて行きます。

誤った道

議長、米国の特定の政策が、核兵器を追求しようとする他国の決定に対して責任があるなどと言われることがあります。それらは、単なる核の拡散者やそれらの弁解者の言いぐさに過ぎません。当初から、NPTは特定の国家が核兵器を保有し、撤廃のために努力するということを認めています。NPTのすべての条項を遵守することは非常に重要なことであり、共通の目的となるべきです。不拡散義務の遵守が軍縮義務と繋がっている、また条約の不拡散義務は軍縮義務よりも拘束力が弱いかのように核軍縮がより早い速度で勧められるよう望んでいる人々、また不拡散義務は強化・強制されるべきではないと議論する人々に対しては、論理的にも法的にも支持することはできません。そのような考え方は、はっきり言えば、極度に危険なものです。

議長、核兵器は危険で撤廃すべきものと断言する一方で、核兵器国がより迅速に軍縮を行わなければ他の国々が核開発の権利を留保するかもしれないと暗示するようなことがなぜできるのでしょうか。そのような考え方も極度に危険なものです。

再検討会議の役割

議長、NPT再検討会議は極めて重大な機能を担っています。再検討会議とは、条約の履行に関する徹底的な意見交換を促進し、また、条約が全体として国際的な安全保障および各国の安全保障に資するという締約国の信念を再確認するものです。再検討会議は、例えばIAEAのような他の議論の場においてNPTの目的を追求することを支えるという役割も果たします。

本来の姿として、再検討会議は現存する条約義務――それはいわば、条約本体から派生し、すべての締約国が自由に受諾する義務――を強調し再確認するための政治的な実践の場であります。再検討会議は、ある種の締約国がいかにして核兵器能力の開発準備を進めながら参加者の特権を「利用」しようとしているかといった、条約に対する脅威について議論する機会でもあります。しかし、再検討会議は、修正会議ではなく、そこで出されるいかなる宣言・決定やその他の文書も、明確に述べられた各国の条約下の法的義務を塗り替えたり、再解釈したり、その上に加えたりするものではありません。NPTの法的な約束は、国家の政治的な権威による承認および主権的な憲法上の批准プロセスを必要とする、厳粛な誓約です。過去の第6条の進展を振り返り、今後5年間の議論をどのように打ち立てていくかを考える際に、これらの点に留意しておくことは重要となるでしょう。

全面的かつ完全な軍縮

議長、米国は締約国の多くが第6条下の非核義務を果たすための努力を怠っていると考えています。それは、全面的かつ完全な軍縮における誠実な交渉を追求するということです。実際のところ、NPTの文言と交渉の歴史は、完全な核軍縮に向けた努力は全面的かつ完全な軍縮にむけた努力と繋がっているとの見方を支持しているにもかかわらず、第6条におけるこの

部分はしばしば完全に見落とされています。第6条が述べるように、完全な履行は「厳格かつ効果的な国際管理のもとでの全面的かつ完全な軍縮に関する条約」を想定したものです。

時とともに、国際社会は第6条の履行におけるこの要素の追求から文字通りの意味で遠ざかってきました。議長、今は核兵器以外の軍備削減の分野における米国の成果に関する具体的な概要をお話するときではないのですが、記録のために、当該分野、とりわけ化学・生物兵器の管理の分野における私たちの努力が広範に及ぶものであるとこの機会に述べさせていただきたいと思います。要するに、第6条における核と非核の両側面には明確な関係性があるのです。しかし、条約の文言のどこにも核軍縮が全面的かつ完全な軍縮より先に前に達成されなければならないという示唆はありません。

おわりに

(略)

議長、第6条遵守に関する米国のめざましい実績への理解が深まるにつれ、条約の不拡散条項に対して当然払われるべき注目と、こういった注目の不均衡さが大きく影響してきた遵守の危機に対する注目が、核軍縮への過度の集中によって妨げられてきたことに各国は気づくに違いありません。すべてのNPT締約国はまさにこの危機に対して有効な対応をしていかなければなりません。さもなければ、私たちの共通の安全保障は減じられてしまうでしょう。

(略)

www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/RevCon05/MCI/USA20.pdf

資料3−3　2005年NPT再検討会議・日本提出作業文書

(抜粋)

2005年5月4日
NPT／CONF.2005／WP.22

1. 概観　1.〜6. (略)

2. 核軍縮

7. (略)

8. 可能な限り早期において、国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界を実現しなければならない。核兵器国が、核軍縮諸措置を強化し継続していくことが肝要である。これに関連して、日本は核兵器国に対し、より高い透明性と不可逆的な手段をもって、あらゆる種類の核兵器のさらなる削減をはじめとする、この目標に向けたさらなる措置を講じるよう、また、国際の安定と安全を促進する手段として核兵器システムの運用上の地位をさらに低下させるよう求める。日本はまた、この場において、核兵器が使用される危険性を最小限に抑え、その完全廃棄のプロセスを促進するためには、安全保障政策における核兵器の役割の低下が必要であることを再確認する。

(略)

9. 締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年来の国連において、日本は「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議を提出してきた。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的措置を明示したものであり、核軍縮の前進を国際社会に訴えたものである。

(a) 包括的核実験禁止条約(CTBT)

10. 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な道標であり、核兵器の広がりや核兵器の質的改良を抑えるものである。CTBTは、NPT体制の主要な柱の一つであり、核兵器のない世界の実現に向けた実際的かつ具体的な措置である。CTBTの普遍化に向けた努力は、1996年の採択以来8年間で、175か国の署名および120か国の批准という結果をもたらした。しかし、CTBTはいまだに発効しておらず、したがって、核軍縮と不拡散の将来に否定的な影響を与え、またNPTの信頼性を損なわせている。

11. 日本は、CTBTの早期発効が非常に重要であり緊急であると考えており、その目的に向かって積極的に取り組んできた。CTBTにいまだ署名・批准していない国々、とりわけ批准が条約の発効に必要とされている国々に対して、可能な限り早期に署名・批准するよう、2国間協議の機会、および多国間会議で積極的に呼びかけてきた。(略)

12.〜15. (略)

16. 日本は、CTBTが発効するまでの間、すべての国々が核兵器の爆発実験およびその他のあらゆる核爆発に関する現在のモラトリアムを維持すべきであると確信している。また、国連安保理が決議1172(1998年)の第3節において、すべての国に対して、CTBTの条項に従って、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが今一度想起されなければならない。日本は、いかなる核兵器の爆発実験も行わないよう、繰り返しすべての国に強く要請する。

(b) 核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)

17. 2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、ジュネーブ軍縮会議(CD)が核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)の交渉をいまだ開始していないことは極めて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。NPT条約の締約国であるすべての核兵器国と非核兵器国は、FMCTが発効するまでの間、核兵器用の核分裂性物質の生産に関するモラトリアム宣言を維持しなければならない。(略)

18. FMCTに関する交渉開始への具体的な貢献として、日本は、FMCTの実質的な内容に関する問題について議論を深め、交渉の早期開始を促進するために、2003年8月14日のCDにおいてFMCTに関する作業文書を提出した。

19. 日本は、CDにおける作業プログラムに関する合意の達成と、それによるFMCT交渉の早期開始の実現を最優先事項と見なしている。日本は、現在のCDの行き詰まりを打開するために最大限の努力を払っている。(略)

(c) 核兵器国による核兵器の削減

20. 日本は、核兵器国によって達成された核兵器削減における進展を歓迎する。これらの進展には、START Ⅰに従った戦略的攻撃兵器削減の完全履行、一方的削減諸措置、そしてさらなる核軍縮に向けた一歩となる、戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の

間で締結された条約の発効などが含まれる。

21. 日本は、米国とロシアが批准した戦略的攻撃力削減条約を、米ロがすでにそれぞれ宣言していた戦略的核兵器の削減を、法的拘束力を持った形で保証するものとして高く評価する。日本は、両国に対し、条約を完全に履行するよう、また2国間の新しい戦略的関係に関する共同宣言に沿って集中的な協議を継続するよう奨励する。

(略)

(d)非戦略核兵器 22.(略)

(e)旧ソ連の非核化支援 23.～27.(略)

(f)報告 28.～30.(略)

3.不拡散

(a)NPTとIAEA保障措置への誓約の強化 31.～38.(略)

(b)輸出制限 39.～46.(略)

(c)核テロに対する措置 47.～49.(略)

(d)核燃料サイクルに対する多国間アプローチ

50. 日本は、国際社会の平和と安定を維持・促進させるためには国際的な核不拡散体制の強化が喫緊の課題であるという見解を共有している。強化された体制は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核計画により露呈した脅威に直面している日本の安全保障環境の改善にとっても極めて重要なものである。核燃料サイクルに対する多国間アプローチに関連して、日本はこの問題に関する報告書作成における国際専門家グループの集中的努力を評価する。

51.～55.(略)

4.核エネルギーの平和利用

56.～65.(略)

5.普遍性と遵守

(a)普遍性 66.(略)

(b)遵守

(北朝鮮)

67. 日本は、我が国の国家安全保障に対する直接的な脅威であり、朝鮮半島内外の平和と安定を脅かしている北朝鮮の核計画に対し深い懸念を表明する。日本は、国際的な不拡散体制に対する重大な挑戦である、2003年の北朝鮮によるNPT脱退の決定に対しても深い懸念を表明する。さらに、日本は、6か国協議への参加を無期限に中断すること、および核兵器の製造を表明した2005年2月10日の北朝鮮外相声明に対し、強い遺憾の意と深い憂慮を表明する。北朝鮮による核兵器の開発、取得、保有、実験、ないし運搬は決して許容できるものではない。

68. 日本は、北朝鮮に対し、早急にNPTを遵守するよう、そして、信頼できる国際検証のもとで完全に、透明性を持って、ウラン濃縮計画を含むすべての核計画を永久的に放棄するよう求める。日本はまた、北朝鮮に対し、ミサイルおよび関連部品と技術に関するさらなる開発、実験、製造、配備、輸出を行わないよう、そしてミサイルのモラトリアムを無期限に維持するよう求

める。日本は、この地域の平和、安全、安定が強化されるべきであり、関係諸国の正当な権益および関心事が満たされなければならないと同時に、朝鮮半島が非核化されなければならないことを強調する。さらに、日本は、国際社会に対し、北朝鮮との間で拡散の懸念に関わるようないかなる取引にも関与しないよう求める。

69. 日本は、6か国協議の枠組みのなかで、外交手段によってこの問題を平和的に解決することの重要性を強調する。6か国協議は、もっとも適切な枠組みであり続けており、最大限に利用されるべきである。日本は、無条件かつ早急に6か国協議へ復帰するよう、長い間北朝鮮に求めてきた。日本は、意を同じくする国々とともに、主として6か国協議に貢献することを通じて、外交努力による解決に向けたあらゆる努力を継続して行う所存である。加えて、もし北朝鮮核問題の解決に向かう一切の進展が見られない場合、国際社会は平和的な事態打開に向けたその他の必要措置について検討する用意をしておくべきである。

(イラン) 70.～71.(略)

(リビア) 72.(略)

(NPT条約と不拡散義務) 73.(略)

6.NPT条約からの脱退

74. 日本はNPT条約からの脱退問題を極めて深刻にとらえている。一国が虚偽の公言の背後で核兵器能力を開発したのちに条約を脱退することは許容できない。条約からのいかなる国の脱退も、NPTの普遍性およびNPTに基づく国際的な不拡散体制の参加国の信頼性を激しく損なうものである。締約国は、2005年再検討会議においてこの問題を適切に扱うべきであり、また、条約から脱退した国が締約国であった時点において行った違反に対して引き続き責任を負っていることを再確認するべきである。

75. 日本は、この問題に対応する最良の手段は、脱退の損害を大きくすることによって脱退を抑止することであると考える。条約から脱退しようとする国は、条約第4条によって締約国であった時点において核エネルギーの平和利用という名目で取得することのできた核能力の軍事利用を許されるべきではない。(略)

76.(略)

7.非核兵器地帯と消極的安全保証

(a)非核兵器地帯

77. 日本は、地域の関係国間で自由意志によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定と安全に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。(略)

78.～79.(略)

(b)消極的安全保証

80. 国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づく、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から日本は消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムがCDで合意されるとの意見を支持する。

8. 市民社会および将来の世代との対話

81.～84.（略）

www.un.org/events/npt2005/working%20papers.html

資料3—4　核不拡散・軍縮を求める7か国外相共同宣言

核不拡散・核軍縮合意の遵守強化に関する、オーストラリア・チリ・インドネシア・ノルウェー・ルーマニア・南アフリカ・イギリス外務大臣共同宣言

2005年7月26日

1.　我々、オーストラリア・チリ・インドネシア・ノルウェー・ルーマニア・南アフリカ・イギリスの外務大臣は、本日、核軍縮および核不拡散の分野における国際連合での現在の議論に貢献するための合意に達した。国際社会は、今日の脅威に対していかに対処するかという問題を真剣に考慮するべき重要な時に差しかかっている。我々は、2005年9月に開かれる世界サミットが、このことについて明確な成果をもたらすよう努力することを誓う。

2.　我々は、拡散の危険と核兵器の実際の使用が、我々の共通の安全保障にとってのもっとも基本的な脅威のひとつとなっている現状の中で、2005年核不拡散条約（NPT）再検討会議が核不拡散・核軍縮に関する国際的な決意を固める機会とならなかったことに遺憾の意を表明する。NPTは、世界的な核不拡散体制の要石であり、核軍縮を追求するための必要不可欠の基盤である。我々は、それらが直面している課題に関して、満足のいく答えを得ていない。世界サミットにおいては、すべての国が、核不拡散および核軍縮に関して強固な姿勢を示さねばならない。さもなければ、核の平和利用に関する国際協力は危機に陥り、核兵器のない世界という我々の共通のビジョンが危うくなるであろう。

3.　NPTには、核不拡散、核軍縮、原子力の平和利用における協力の三本柱がある。我々には、この注意深く作られた多国間条約の一体性を保持していく義務がある。これらの相互に支えあう関係にある権利と義務を守っていくという我々の公約を再確認する。

4.　すべてのNPT加盟国がすべての条項を完全に遵守することがきわめて重要である。加盟国は、条約上の義務履行に関する説明責任を常に果たさねばならない。我々は、すべての国々に対して、NPTに加盟するよう呼びかけ、同条約の普遍化を求める。また、我々は、NPT未加盟の国々に対して、核不拡散・核軍縮分野において国際社会に対して責任を果たすよう求める。

5.　核テロという妖怪によって世界的な核不拡散体制強化の必要性があらためて高まっている。今日、テロリストが大量破壊兵器を入手することは、現実に起こりうる恐ろしい事態である。テロリストは、それらの使用や使用の威嚇をためらうことはないであろうし、それらを入手しようと試みていることも明らかである。

6.　現在の脅威は、核物質を防護し、その入手を規制する効果的な措置を強化することを求めている。すべての国連加盟国には、これら分野における適切な国内法とその実施体制を確立する厳粛なる義務がある。我々は、国連安保理決議1540をすべての国々が履行する義務を強調する。我々はまた、核物質防護条約の修正を歓迎し、その早期批准を追求し、条約未加盟国に対して、条約に早期加盟し修正を批准するよう奨励する。我々は、核物質の完全なる安全確保と、核兵器のない世界の実現こそが、核兵器使用を防ぐための唯一の完全なる担保であると認識する。

7.　我々は、すべてのNPT加盟国には、核不拡散義務と保障措置受け入れの義務を遵守し、また軍事目的に転用しない限りにおいて、原子力を平和目的で開発・研究・生産・使用する奪い得ない権利があることを再確認する。国際原子力機関（IAEA）は、条約上の義務を果たすために加盟国が結ぶ保障措置協定の遵守状況を検証し確認する権限と責任を有する機関である。IAEAの保障措置の有効性と効率性を改善するためには、検証措置を引き続き強化しなければならない。そのためには、加盟国の具体的な取り組みが必要である。我々は、すべての加盟国に対して、関連する保障措置協定および付属議定書を直ちに締結するよう求める。これら協定は効果的な検証措置にとって不可欠なものである。保障措置は、原子力平和利用における確固たる協力を促進するようなものでなければならない。しかし、加盟国は、国内における核燃料サイクル能力を開発せずとも原子力の恩恵を享受する道を選択できる。このことから、IAEAによって定められているように、NPTの核不拡散義務・保障措置受け入れ義務を完全に果たしている加盟国に対して、核燃料とその関連サービスの市場に対するアクセスを保障するメカニズムが構築されるべきである。我々は、IAEA事務局長の「核燃料サイクルへの多国間アプローチに関する専門家会合」による報告書を歓迎し、サービス供給と核不拡散を確実ならしめる解決策を明示し合意を探る、すべての努力を支援する決意をここに表明する。

8.　我々はまた、NPT脱退に関して、断固たる措置を取る必要がある。脱退は加盟国の権利であることを認めつつも、脱退国は、脱退以前になされた国際的義務違反に引き続き責任を負うことを再確認する。脱退が、実行可能な選択しあるいはその結果責任を負わない選択肢であると見なされるべきではない。NPT加盟国の義務が過去に遡って解消されるということはあってはならない。条約の信頼性を高めるためには、条約の義務遵守違反に対して断固として対応しなければならない。

9.　我々は、全面的かつ完全な軍縮は、地球的な責任であると考える。我々は、核軍縮を世界的に進め核兵器のない世界に向けて核兵器を削減するための実際的、系統的、前進的な努力を続けていかねばならない。すべての加盟国が透明性を向上し、保有する核分裂性物質の安全を確保すべきである。我々は、包括的核実験禁止条約の早期発効を目指さねばならない。また、我々は核兵器あるいはその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉を、即時、無条件で開始する必要性を強調する。

www.acronym.org.uk/docs/0507/doc05.htm

資料3—5　国連第1委員会への特別委員会設置を求める6か国決議案・骨子

ブラジル・カナダ・ケニア・メキシコ・ニュージーランド・スウェーデンによる、第60回国連総会第1委員会決議骨子案「軍縮および不拡散の優先議題に関する作業を開始する」

2005年10月5日

国連総会は、

軍縮および不拡散の優先議題に関する実質的作業を再開する重要性を認識し、

今日まで作業プログラムの採択を妨げてきたジュネーブ軍縮会議(CD)の長年にわたる行き詰まりに関連し、

国連総会とCDの間の補完性を保証するとともに重複を避ける必要性を考慮し、

1.　CDの作業プログラムが合意されるまでの間、以下のa～d節に挙げられた4つの優先議題に関するオープンエンドの特別委員会を設置することを決定する。

a)第1特別委員会は、非核兵器国に対して核兵器の使用および使用の威嚇を行わないという保証を供与する有効な国際的とり決めに関する合意に向けた交渉を行うべきものとする。これらのとり決めは、国際的に法的拘束力を持つ条約の形をとる場合もある。

b)第2特別委員会は、核軍縮を扱うものとする。特別委員会は、この目的の達成のために、前進的かつ系統的な努力に向けた実際的措置に関して、情報と意見の交換を行うべきものとする。その中で、多国間的な性格を持つ将来的な作業の可能性に向けたアプローチを検討するものとする。その機能を果たす際に、第60回国連総会第1委員会決議骨子案特別委員会は、研究や議論から生じうる諸提案はもちろんのこと、現在行われている努力や現存する提案や考え方を考慮するものとする。

c)第3特別委員会は、CDの専門コーディネーターの報告(CD／1299)とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉するものとする。

d)第4特別委員会は、大気圏外における軍備競争の防止を扱うものとする。特別委員会は、制限を排して、いかなる話題や提案についても、それを特定し検証すべきものとする。それには、関連する国際条約に関する交渉の可能性を含め、信頼醸成や透明性のための措置、一般原則、条約上の誓約、大気圏外における軍備競争を防止することのできる体制の詳細な検討、などが含まれうる。その際、特別委員会は、国際的安定を促進し、すべてにとって安全が減じない原則を尊重しながら、大気圏外の平和利用およびそこでの軍備競争の防止の目的に積極的に貢献する必要性について、適切な考慮を払うべきものとする。

2.　CDにおける作業プログラムの採択とともに、関連テーマを扱う特別委員会は終了し、得られた成果をCD議長が継承することを決定する。

3.～7.(略)

www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com05/docs/draftelementsinitiating.pdf

資料3—6　第4回6か国協議共同声明

第4回6か国協議に関する共同声明

2005年9月19日、於:北京

第4回6者会合は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1.　6者は、6者協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国(南朝鮮)は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2.　6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壌宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3.　6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人

民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6者は、第5回六者会合を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

（原文である英文テキストを参照しながら外務省仮訳に一部手を加えた）

資料3—7　第60回国連総会における新アジェンダ決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2005年12月8日採択、決議60／56

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン、オーストリア、バングラデシュ、コスタリカ、エクアドル、ガイアナ、イラク、ヨルダン、ケニア、リベリア、マルタ、サモア、シェラレオネ、ソロモン諸島、東チモール、ザンビア、ジンバブエ

総会は、

2003年12月8日の決議58／51および2004年12月3日の決議59／75を想起し、

また、1995年核不拡散条約（NPT）再検討・延長会議における中東に関する決定と決議、および、2000年NPT再検討会議の最終文書を想起し、

2005年NPT再検討会議においていかなる実質的な成果も生み出すことができなかったことに加え、2005年世界サミットにおいても核軍縮および核不拡散に関連する事項について総会が合意に至らなかったことを遺憾とし、

2005年が広島・長崎の原爆投下から60周年にあたること、そして人類がこのような惨禍に二度とさらされてはならないことを心に刻み、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を深く憂慮し、

核軍縮に向けた拘束力のある義務および合意された措置の不履行に対する懸念の増大に留意し、

核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面での緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認し、

NPT第6条に基づく誓約にしたがい、核兵器国が核軍縮へと繋がる保有核兵器の完全廃

棄を達成すると明確に約束したことを想起し、

核軍縮および核不拡散を達成するためにNPTとその普遍性の重要性を強調し、

1. 2000年NPT再検討会議の成果によって、核軍縮に向けた体系的かつ前進的な努力の枠組みが作られたことを再確認する。

2. 核兵器国に対し、2000年NPT再検討会議で合意された核軍縮に向けた実際的措置の履行を加速するし、それによって、すべてにとってより安全な世界を創ることに貢献することを求める。

3. また、すべての締約国に対し、核軍縮および核不拡散に関する誓約を完全に遵守するよう、また、いかなる場合も新たな核軍備競争を誘発したり、それに結びついたりするような行為を行わないよう求める。

4. さらに、すべての締約国に対し、NPTの普遍性の達成に向けて最大限の努力を払うよう求めるとともに、条約に未だ加盟していないインド、イスラエル、パキスタンの3か国に対して非核兵器国として早急かつ無条件に条約に加盟するよう要求する。

5. 第61回会合の仮議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、本会議の履行状況を同会合で点検することを決定する。

www.un.org/Depts/dhl/resguide/r60.htm

資料3—8　第60回国連総会における日本決議

核兵器完全廃棄に向けた新たな決意

2005年12月8日採択、決議60／65

共同提案国：オーストラリア、バングラデシュ、チリ、イタリア、日本、ネパール、ニカラグア、スペイン、スイス、ウクライナ、ドイツ、アフガニスタン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コートジボワール、グアテマラ、イラク、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、オランダ、ノルウェー、パプア・ニューギニア、パラオ、パラグアイ、サモア、ソロモン諸島、タイ、東チモール、ザンビア、ブルキナファソ、コスタリカ、ニジェール、ウズベキスタン

総会は、

日本の広島・長崎被爆60周年にあたり、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指し、すべての国が核兵器の完全廃棄に向け、更なる実際的措置および効果的施策をとる必要性を想起し、そしてまたその実現への決意を新たにし、

軍縮の過程における各国の努力の究極の目標は、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2004年12月3日の決議59／76を想起し、

核戦争と核テロリズムを回避するため、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核不拡散条約（NPT）※が、国際的な核軍縮と不拡散体制の礎として決定的に重要である

ことを再確認し、2005年NPT再検討会議における実質的な課題についての合意の欠如、これに加えて2005年9月の国連総会特別首脳会合成果文書※の中から核軍縮及び不拡散に関する言及が削除されたことに遺憾の意を表明し、

1995年NPT再検討・延長会議の決定及び決議※、並びに2000年NPT再検討会議最終文書※を想起し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補強しあっていることを認識し、

核軍縮の更なる進展は、国際的な核不拡散体制を強固なものにし、それにより国際の平和と安全の確保にも資することを再確認し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊兵器、特に核兵器の拡散により増大しつつある危険について深く憂慮し、

2005年9月にニューヨークで開催された第4回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議の最終宣言※を歓迎し、

1. すべてのNPT締約国※が、条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認し、同条約の再検討を効果的に進めていくことの重要性を再確認する。

2. NPTの普遍性についての重要性を再確認し、また、同条約の未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請するとともに、同条約に加入するまでは条約の目標と意図を損なう行動を控え、同条約を支持する実際的な措置をとるよう要請する。

3. すべてのNPT締約国が、同条約第6条の下で誓約したあらゆる種類の核兵器の一層の削減など、核軍縮への更なる措置を奨励し、そしてまた、核兵器廃絶に向けた取組みの過程において、国際の安定を促進し、すべての国にとって安全保障が損なわれない形で、不可逆性、検証可能性、一層の透明性をもたせることの重要性を強調する。

4. ロシアや米国などの核兵器国による核兵器削減の進展を歓迎しつつ、ロシアと米国が、更なる核軍縮への一歩となるよう戦略攻撃力削減条約※を完全に履行し、同条約の規定する幅を超えた核兵器削減に着手するよう奨励する。

5. 各国が、核兵器関連物質の削減に寄与すべく、国際協調の枠組みの中で引き続き努力するよう、さらに奨励する。

6. 核兵器国が、国際の安定と安全を促進する形で、核兵器システムの作戦上の地位を一層低下させることを要求する。

7. 国際の安定を促進し、かつすべての国にとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、核兵器使用の危険性を最小化し全面廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小させる必要性を強調する。

8. CTBTの早期発効のために、同条約の未署名・未批准国に対し早期に署名・批准するよう要請し、同条約が発効するまでの間、核爆発実験の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、CTBTの遵守を保証するために必要となる国際監視システムなど、CTBT検証体制の継続的な整備の重要性を強く訴える。

9. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の即時開始と早期妥結の重要性を強調し、すべての核兵器国及びNPT非締約国に対し、同条約発効までの間、すべての核兵器用核分裂物質の生産モラトリアムを宣言することを要請する。

10. すべての国家に対し、核兵器及びその他の大量破壊兵器、並びにその運搬手段の拡散を防止し抑制するための努力を倍加することを要請する。

11. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定及び、1997年5月15日にIAEA理事会で承認された、IAEAと各国との間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書※の普遍化、さらに、国連安保理決議1540号(2004年4月28日採択)の完全実施など、不拡散への更なる努力の重要性を強調する。

12. 全ての国家に対し、第57回国連総会に提出された軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告書※にある勧告を適切に実行に移すための具体的活動に着手すること、またこの目的のために実施されてきた努力に関する情報を自発的に共有することを奨励する。

13. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が建設的役割を担っていくことを奨励する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

www.un.org/Depts/dhl/resguide/r60.htm

資料3−9　イラン問題に関するIAEA理事会決議

イラン・イスラム共和国におけるNPT保障措置協定の実行(抜粋)

2006年2月4日採択、GOV／2006／14

前文　(略)

理事会は、

1. IAEA理事会がイランに対して行った信頼醸成措置の要求にイランが建設的に応えることによって、懸案の問題は最もよく解決され、イランの計画の完全に平和的な性格に対する信頼が確立されることを強調し、この文脈において、イランが次のことを行うことが必要だと考える。

- 研究・開発を含むすべての濃縮関連活動と再処理活動の完全かつ継続的な停止を再確立し、IAEAが検証できるようにすること。
- 重水減速の研究炉の建設を再考すること。
- 追加議定書を速やかに批准し、完全実施すること。
- 批准するまでの間、2003年12月18日に署名した追加議定書の条項にしたがって引き続き行動すること。
- 事務局長報告(GOV／2005／67)などにおいてIAEA事務局長が求めた透明化措置を実行すること。それらは、保障措置や追加議定書における公式の要求を超えるものであり、IAEAが進行中の調査を進める上で必要になるかもしれない人物、購入伝票、両用装置、軍部所属の特定の工場、研究・開発へのアクセスが含まれている。

2. これらの措置が理事会によってイランに要求されたことを国連安全保障理事会に報告し、この問題に関するIAEAのすべての報告、および採択されたすべての決議を安保理に報告することを事務局長に対して要請する。

3. イランがウラン金属半球の生産に関する文書を所有しているという事実を含め、イランの

核計画に関するいくつかの重要問題について、IAEAにとっていまだに明確でない点があることに重大な懸念を表明する。なぜなら、事務局によって報告されたように、このプロセスは核兵器の部品製造に関連しているからである。また、その文書をIAEAの厳重管理下に置くという決定が望ましいステップであることに留意し、イランに対して、この文書をIAEAの封印の下におくとともに、完全複写をIAEAに対して提供することを要請する。

4. すべての濃縮関連活動・再処理活動の停止を継続することが、懸案の問題に対処するには不可欠であるとIAEA理事会は宣言し、理事会がそれを繰り返し要求しているにもかかわらず、イランが2005年8月8日にイスファハンの施設でウラン転換作業を再開し、2006年1月10日にウラン濃縮活動を再開する措置をとったことに対し、深い遺憾の意を表明する。

5. 以前の決議においても示されているとおり、保障措置実施および懸案事項に関するイランのこれまでの実績に照らし合わせ、核分裂性物質を生産する能力の開発を追求しようとのイランの意図に関連して不信感が存在する事態を理解すること、自発的かつ法的拘束力のない信頼醸成措置に関して自らの立場を再考すること、信頼の向上をもたらしうる交渉に関連して建設的なアプローチを採ることを、イランに対して呼びかける。

6. 不可欠であり長い間待ち望まれているとIAEA事務局長が考える、IAEAに対する完全かつ迅速な協力を拡大すること、とりわけ、軍事的な核利用の側面を持つかもしれない活動に関してIAEAに明確化することをイランに対して要請する。

(以下略)

www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2006/gov2006-14.pdf

資料3—10　イラン問題に関する国連安保理議長声明

2006年3月29日、S／PRST／2006／15

2006年3月29日に開かれた国連安全保障理事会第5403回会合において、「不拡散」と題される事項についての安保理の検討に関連して、安保理議長は、安保理になり代わって次の声明を発した。

「安保理は、核拡散防止条約に対する誓約を再確認し、同条約の第1条及び第2条にしたがって、平和目的で原子力を研究、生産、利用する加盟国の差別のない権利を想起する。

安保理は、IAEA事務局長が安保理に報告した2月のIAEA理事会決議(GOV／2006／14)を含む、イランの核計画に関する多くのIAEA報告や決議に、重大な懸念をもって留意する。

安保理はまた、2006年2月27日にIAEA事務局長が提出した報告(GOV／2006／15)が、軍事的な核利用の側面を含むかもしれない事項も含めて、いくつかの懸案事項や懸念を挙げている点、IAEAがイランには未申告の核物質や核活動が存在しないと結論付けることができない点に、重大な懸念をもって留意する。

安保理は、研究・開発を含めた濃縮関連活動を再開するとのイランの決定、および、追加議定書を基礎にしたIAEAとの協力を停止するとの決定に対して、重大な懸念をもって留意する。

安保理は、IAEA理事会によって要求された措置、とりわけ、決議GOV／2006／14の主文1において要求された措置を取ることをイランに対して要求する。そのことは、イランの核計画が完全に平和目的であるとの信頼を打ち立て、懸案の問題を解決するのに不可欠である。また、安保理は、この点に関連して、IAEAが検証できるように、研究・開発を含むすべての濃縮関連活動と再処理活動の完全かつ継続的な停止を再確立することの重要性をとりわけ強調する。

安保理は、そうした停止、および、IAEA理事会によって出された要求に完全かつ検証可能な形でイランが従うことにより、交渉を通じた外交的解決に寄与し、そのことが、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するとの確信を表明し、他の場所における核不拡散に資することにもなるような問題解決に向けて、積極的に活動しようとする国際社会の意志を強調する。

安保理は、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEA事務局長と事務局に対し、イランにおける懸案事項解決に向けて専門的かつ中立的な努力を継続することを推奨かつ奨励し、イランの核計画に関連するすべての懸案事項の明確化に向けてIAEAの活動を継続することの必要性を強調する。

安保理は、IAEA理事会によって要求された措置に対するイランの遵守状況につき、IAEA理事会と同時に国連安保理が検討しうるよう、30日以内に報告書を提出することをIAEA事務局長に対して要請する。」

www.un.org/Docs/sc/unsc_pres_statements06.htm

資料3—11　シラク仏大統領演説・新核ドクトリン

ランディヴィショー／リール・ロングの戦略空軍・海軍を訪問したときのシラク仏大統領の演説

(抜粋)

2006年1月19日

(前略)

紳士、淑女諸君。諸君は、絶えず変化して行く環境のなかで、この(核抑止)任務を遂行している。

冷戦終結後、現在我々が大国からの直接的な脅威にさらされていないことは事実である。しかし、2極世界の終結によって平和に対する脅威がなくなったわけではない。文明、文化、宗教間の対決を主張する過激な思想が多くの国で広まっている。今日、この対決をもたらそうとする意思が憎むべき攻撃に転化している。このことは、狂信と不寛容があらゆる種類の愚かしさの源泉であることを、常にわれわれに想起させている。明日は、その意思が、国家をも巻き込んで、さらに深刻な形を取るかもしれない。

テロリズムと戦うことはわれわれの優先事項の1つである。(略)

われわれの世界はまた、核・生物・化学兵器の保有に起因する力の誇示が強まっているという特徴を持っている。それ故に、ある国々は核兵器を手に入れようとする誘惑に駆られ、条約を犯そうとしている。射程距離が増大していく弾道ミサイルの実験も全世界で増加している。このような見識の下に、国連安保理は大量破壊兵器とその運搬手段の拡散が国際平和と安全保障にとって真の脅威であるとの認識に到達した。(略)

これ[何が起こっても我々の死活的利益は確実に守られるということ]こそ、核抑止力に与えられている役割であり、それは我々の予防戦略から直接に発生し、予防戦略の究極の表現でもある。

なぜならば、現在の懸念と将来の不確実性に直面するなかで、核抑止は常に我々の安全の根本的な保証であるからである。圧力がどこからやってきても、核抑止力は、行動する自由を維持し、政策を制御し、民主主義的価値の継続を確保する能力を我々に与えてくれる。

同時に、全面かつ完全軍縮、とりわけ核分裂物質生産禁止条約(FMCT)を促進する世界的な努力を我々は支持し続けている。しかし、もちろん、我々の世界的な安全保障の条件が維持され、また前進しようという意志で全員が一致してはじめて、我々は軍縮への道を前進することができる。

フランスが、核不拡散条約の精神に従い、かつ厳密な十分性の原則に合致して核抑止戦力を削減しながらも核抑止戦力を維持しているのは、まさにこの精神においてである。(略)

2001年9月11日の攻撃の直後に私が強調したように、核抑止は狂信的なテロリストの抑止を目的としていない。しかし、我々に対してテロリストを手段として使用する国の指導者、同様にいかなる方法であれ大量破壊兵器を使用することを考えている国の指導者は、われわれの側からの確固たる適応した反撃にさらされることを理解しなければならない。そして、この反撃は通常のものであるかもしれないし、またそうではない種類のものかもしれない。

その起源から、精神においても手段においても、抑止力は私が先ほど想起したような環境や脅威分析に常に適応してきた。我々が死活的であるとみなす利益を攻撃しようと考えるような大国があるとすれば、我々はどのような破壊であれ相手に加える積りである。地域国家に対しては、我々の選択肢は、行動を起こさないか殲滅するかの二者択一ではない。我々の戦略的戦力が持つ柔軟性と反応力により、我々は、その権力中枢やその行動能力に対して直接的に反撃を加えることができる。我々の核戦力はすべてそのように構成されてきた。例えば、我々の潜水艦のミサイルの一部の核弾頭数が削減されているのは、まさにこの目的のためである。

しかし、核兵器の使用に関する我々の考えは変わっていない。いかなる状況下であれ、紛争時に軍事目的のために核兵器を使用するのは問題外である。この精神において、核戦力は時として「不使用の兵器」と呼ばれているのである。しかし、この不使用の兵器という表現は、核兵器を使用するという我々の決意と能力について疑問が生まれることを許すものではない。我々に対して敵意を抱く指導者の上には、確実に使用される可能性があるという脅威が常にのしかかっているのである。そのような脅威は、彼らに道理を分からせ、彼らの行動の結果により彼ら自身と彼らの国家に科せられる法外なコストを自覚させるために不可欠である。さらに、死活的国益を保全するという我々の決意を示すために、最後通告に訴える権利を我々が常に留保していることは言うまでもない。(後略)

www.elysee.fr/elysee/root/bank/print/38447.htm

資料3-12　米印共同声明

米印共同声明(抜粋)

2006年3月2日、於ニューデリー

本日、ジョージ・W・ブッシュ大統領とマンモハン・シン首相は、21世紀の世界的な課題に応えるために米印両国が結んだ戦略的パートナーシップを前進させる点において、両国が大いなる進歩を遂げてきたことについて満足していると表明した。われわれ両国は、次のような深い目標によって結ばれている。すなわち、自由と民主主義、国家の多様性・人間の創造性・革新の称揚、世界中で繁栄と経済的機会を広げることの追求、不寛容・テロリズム・大量破壊兵器の拡散という共通の脅威に対して相互の安全保障を高めることへの希求である。米印関係転換の成功により、この新世紀において発展する将来の国際システムに対して、決定的で建設的な影響がもたらされることになろう。

ブッシュ大統領とシン首相は、2005年7月18日に共同声明を発表して以来、米印両国間のグローバル・パートナーシップを深化させるためにどの程度の前進があったのかを再検討し、両国間の深まる関係をさらに強化することを再確認した。ブッシュ、シンの両指導者は、この目的に見合うように、次のような領域において米印両国がともに行うであろう努力に焦点を当てたいと考える。

経済的繁栄と貿易に向けて　(略)

エネルギー安全保障とクリーンな環境に向けて

(1)両国は、インドの[原子力施設の軍民]分離計画に関する協議が無事完了したことを歓迎し、核協力に関する2005年7月18日の共同声明に書かれた誓約を完全実行することを目指す。この歴史的な成果により、印米両国間、および、インドと国際社会全体との間における完全なる民生用原子力協力という共通の目標に向けて、両国はともに前進することができるだろう。

(2)両国は、核融合エネルギーに関するITER計画へのインドの参加を、完全なる民生用原子力協力という共通目標に向けたさらなる重要な一歩として歓迎する。

(3)～(6)　(略)

革新と知識経済に向けて

(1)～(2)　(略)

(3)両国は、宇宙探査・衛星航海・地球科学などの領域を含む民生用宇宙利用においてさらなる協力を追求することで合意した。米印両国は、米国製衛星、およびインドの宇宙発射体に米国製の部品を搭載した衛星を打ち上げることを許容した協定を前進させることを約し、両国間における商業的宇宙協力に新しい機会を提供する。

(4)両国は、インドの月探索計画「チャンドラヤーン1」において、米国の2つの機材が利用されたことを歓迎する。両国は、インド宇宙研究機構(ISRO)と米航空宇宙局(NASA)が署名した了解覚書が、この領域における重要なステップになるであろうことに留意した。

(5)両国は、民生用活動のみに従事しているインドの最終購買者に対する輸出に関して現在

は許可が必要とされている品目について、例外規定を設けるとの米商務省の計画を歓迎する。

グローバルな安全と安全保障に向けて

(1)両国は、両国間における対テロ協力の強化に留意し、テロリズムは、世界のあらゆる場所においてわれわれが戦いあぶり出すべき世界的な悪であることを強調する。

(2)両国は、2005年6月28日に署名された「米印防衛関係の新枠組」以来防衛分野において米印両国間で協力が進んできたことを歓迎する。このことは、合同演習の成功、防衛協力と情報共有の進展、そして、共同技術開発や安全保障・人道問題への共同対処に向けた機会の拡大において示されたとおりである。

(3)両国は、商業の自由な流れを守り航海の安全を確保するという目標を再確認し、「海洋協力枠組」の締結に合意した。この枠組の目的は、海洋領域における安全を高めること、海賊行為・海におけるその他の越境犯罪を防止すること、捜索・救助活動を行うこと、海洋汚染と闘うこと、自然災害に対応すること、緊急の脅威に対処すること、兵站支援などを含めた協力的能力を高めることである。両者は、「兵站協力協定」を早期に妥結することを目指して作業を進めている。

(4)両国は、世界の海洋貿易とインフラをより安全にし、大量破壊兵器を隠すために海運コンテナが使われる危険性を減らすために、「コンテナ安全計画」に参加するとのインドの意志を歓迎する。

(5)両国は、大量破壊兵器の拡散を防止する国際社会の努力への関与を再確認する。

(6)両国は、2005年7月に合意した「災害救援計画」にのっとり、重要な災害管理協力と、災害状況に対応するための能力の向上について留意する。

(7)両国は、電子取引・主要なインフラをサイバー犯罪・テロリズム・その他の大きな脅威から守る措置を含め、サイバー安全保障における能力形成と、高まる電子的な相互依存関係を安全なものにするためのさらなる協力の重要性について承知する。

民主主義の深化と国際的課題への対応　(略)

www.indianembassy.org/newsite/press_release/2006/Mar/4.asp

資料3−13　ブルックス国家核安全保障管理局局長による演説

リントン・F.ブルックス国家核安全保障管理局局長による演説(抜粋)

2006年3月3日、東テネシー経済会議にて

(前略)

本日は、我が国の備蓄核兵器とそれを支えるインフラについて、また、我々の任務がいかに核兵器削減という大統領の目的を支えているかについてお話したいと思います。

(略)

今日、我々は、「ポスト冷戦の世界」と呼ぶほかには適切な呼称が未だ見当たらない、新しい時代に直面しています。冷戦の終焉は核兵器の重要性を失わせたわけではありません。米国は当分の間、核戦力およびそれらの戦力を維持し近代化させるための能力を保持していく必要があります。私の生きている間に廃絶に向けた政治的条件が生まれる可能性はなく、仮に交渉が行われたとしても廃絶が検証されることはないと考えます。

しかし、我々の持つ備蓄の大きさや構成は変えることができますし、またそうするべきです。ブッシュ大統領は、政権初期から明確な核政策を進めてきました。2001年5月1日、国防大学において、大統領は次のように述べました。「私たちは、冷戦が終わったという現実を反映するように、核戦力の大きさや構成や性格を変えることができるし、実際そうするであろう。同盟国への義務も含めて、私たちの国家安全保障の必要性に合致する、必要最小限の数の核兵器によって
信頼性のある抑止力を達成するよう、私は誓約する。」

核弾頭数を減らし、米国の核兵器依存を低減させるという大統領の誓約を果たしていくうえで、著しい進展がありました。

(略、モスクワ条約などを例示)

これらが特筆すべき成果であることはもちろんですが、私はさらなる削減が可能であり、また望ましいことであると考えます。それら削減の鍵は、政権による2001年核態勢見直しが打ち出した重要な概念的前進にあります。この見直しは、核戦力が従来担ってきた機能を、他の能力で置き換えうることを認識しました。結果として、攻撃、防御、そしてそれらを支える研究開発や製造基盤という「新しい三本柱」を軸として、その見直しは体系づけられました。

NNSAの我々の立場から言えば、産業基盤が担う重要な役割が認識されたことが最も重要な変化です。それは備蓄全体における追加的な削減を約束するものです。新たな脅威の出現から身を守る弾頭の生産が可能であること、また、備蓄に関する技術的問題に適宜対応する能力を持っていることを我々が実証できれば、もはやそのような問題に対する予防線として、我々が余剰の弾頭を持ちつづける必要はなくなるでしょう。

国防総省との協力のもと、我々は即応性のある核インフラ整備に向けた道のりの一歩を踏み出しています。こうした中、我々は昨年初めて公式化された「信頼性代替弾頭(RRW)」という概念に大きく助けられてきました。冷戦思考に基づく我々の設計上の制約は、爆発威力対重量の比率の最大化を目指したものであり、したがってそれらは能力の「崖っぷち」ぎりぎりのところで運転されるように設計されていました。今日において、我々は、より安全、より簡単に製造可能

であ
り、環境に危険を及ぼす物質を除去し、設計限界を拡大するような代替構造を設計しなければなりません。これは安全性や信頼性を高めるとともに、我々が核実験を再開しなければならなくなる可能性を減じていくものです。

信頼性代替弾頭と真に即応性のあるインフラという組み合わせは、相互に支えあって実現されるものであり、それが10年間行われてきた科学的備蓄管理計画の基礎に立ちつつも、根本的転換をもたらすものです。

(略)

将来の核兵器事業に関する政権のビジョンが結実する20年もしくは25年後を想像してみてください。配備された備蓄核兵器は、ほぼ間違いなく今日よりも相当に縮小されており、大きな変化を遂げたものとなっています。

信頼性代替弾頭は、冷戦システムのなかで課された弾頭設計上の制約を緩和しています。それらはより安全で環境に無害な物質を使用し、少ない施設ではるかに容易に製造できます。それらはそれらが置き換えたものと同様の軍事的性格を持ち、同様の運搬手段を使い、同様の標的を危険に晒します。しかし、それらは信頼性と安全性の向上、維持の平易化を目指して再設計されているのです。

2030年までに、RRWによる設計限界の拡大により、また、我々が備蓄管理計画およびそれがもたらす先端技術ツールによって得られる核現象へのより深い原理的理解を引き続き得ていくことにより、米国の備蓄兵器に対する信頼は高いものとなるでしょう。配備された備蓄は、今日よりもはるかに少ない数の非配備の備蓄によってバックアップされます。米国は、弾頭に関する比較的重要でない問題の原因を究明、修正し、それらを1年以内に再配備するという、即応性のあるインフラの目的を達成しています。高性能の通常火薬やベリリウムのような危険かつ環境に悪影響を与える物質の除去がこれを可能にし、信頼問題における予防線としての大量の予備弾頭を不要のものとしています。

残念なことに、世界はこの25年の間により予測可能なものにはなっていないでしょう。我々は未だに軍拡競争を扇動しようとする他者の企てに対する予防線について頭を悩ませなければなりません。しかし、それらの懸念に対する我々の予防線は、もはや経年変化して古くなった予備弾頭にあるのではありません。それは即応可能なインフラにあるのです。我々は、起こりうる地政学的な変化に応じて求められる時間制限のなかで十分な数の追加的弾頭の生産を可能にするという2004年に設定された目標を達成しています。

2030年において、我々の即応性インフラは、要求に応じて、異なるもしくは改良された軍事的能力を持つ兵器の生産をも可能にしています。RRW計画によって活性化された兵器設計コミュニティは、18ヶ月以内に既存の兵器を改造し、エンジニアリング開発段階に進む決定から3、4年以内にその新たなデザインを設計、開発し、生産を開始することを可能にしています。これらの目標も2004年に設定されたものです。このように、もし議会や大統領からの指示があれば、我々は軍事的要求の変化に即時に対応することができるのです。

(後略)

www.nnsa.doe.gov/docs/speeches/2006/speech_Brooks_East-Tenn-Economic-Council-03Mar06.pdf

資料3−14　米「国家安全保障戦略」−先制攻撃の部分

2006年3月16日

(第Ⅴ章「敵が大量破壊兵器をもってわが国、同盟国、および友邦を脅迫することを阻止する」4節「行動の必要性」より)

行動に軍事力が必要とは限らない。我々の強い希望であり通常採る方法は、重要な同盟国や地域のパートナーと協力して、国際的な外交を通して拡散の懸念に対処することである。しかし、必要ならば、長年にわたる自衛原則の下で、たとえ敵の攻撃の時間と場所に関して不確実性が残っていても、我々は攻撃が起こる前に軍事力を行使することを除外しない。大量破壊兵器による攻撃の結果が潜在的に極めて破壊的なとき、我々は重大な危険性が現実化するのを黙って傍観することはできない。これは先制攻撃の原則と論理である。我々の国家安全保障戦略における先制攻撃の位置づけに何の変化もない。我々は常に慎重にことを運び、我々の行動の結果を秤量している。我々の行動の理由は明白であるだろうし、力は計算されたものであろうし、また根拠は正当なものであろう。

www.whitehouse.gov/nsc/nss/2006/

資料3−15　広島・長崎の2005年平和宣言

■広島平和宣言

被爆60周年の8月6日、30万を越える原爆犠牲者の御霊と生き残った私たちが幽明の界を越え、あの日を振り返る慟哭の刻を迎えました。それは、核兵器廃絶と世界平和実現のため、ひたすら努力し続けた被爆者の志を受け継ぎ、私たち自身が果たすべき責任に目覚め、行動に移す決意をする、継承と目覚め、決意の刻でもあります。この決意は、全ての戦争犠牲者や世界各地で今この刻を共にしている多くの人々の思いと重なり、地球を包むハーモニーとなりつつあります。

その主旋律は、「こんな思いを、他の誰にもさせてはならない」という被爆者の声であり、宗教や法律が揃って説く「汝殺すなかれ」です。未来世代への責務として、私たちはこの真理を、なかんずく「子どもを殺すなかれ」を、国家や宗教を超える人類最優先の公理として確立する必要があります。9年前の国際司法裁判所の勧告的意見はそのための大切な一歩です。また主権国家の意思として、この真理を永久に採用した日本国憲法は、21世紀の世界を導く道標です。

しかし、今年の5月に開かれた核不拡散条約再検討会議で明らかになったのは、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタン、北朝鮮等の核保有国並びに核保有願望国が、世界の大多数の市民や国の声を無視し、人類を滅亡に導く危機に陥れているという事

実です。

これらの国々は「力は正義」を前提に、核兵器の保有を入会証とする「核クラブ」を結成し、マスコミを通して「核兵器が貴方を守る」という偽りの呪いを繰り返してきました。その結果、反論する手段を持たない多くの世界市民は「自分には何もできない」と信じさせられています。また、国連では、自らの我儘を通せる拒否権に恃んで、世界の大多数の声を封じ込めています。

この現実を変えるため、加盟都市が1080に増えた平和市長会議は現在、広島市で第6回総会を開き、一昨年採択した「核兵器廃絶のための緊急行動」を改訂しています。目標は、全米市長会議や欧州議会、核戦争防止国際医師の会等々、世界に広がる様々な組織やNGOそして多くの市民との協働の輪を広げるための、そしてまた、世界の市民が「地球の未来はあたかも自分一人の肩に懸かっているかのような」危機感を持って自らの責任に目覚め、新たな決意で核廃絶を目指して行動するための、具体的指針を作ることです。

まず私たちは、国連に多数意見を届けるため、10月に開かれる国連総会の第一委員会が、核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会を設置するよう提案します。それは、ジュネーブでの軍縮会議、ニューヨークにおける核不拡散条約再検討会議のどちらも不毛に終わった理由が、どの国も拒否権を行使できる「全員一致方式」だったからです。

さらに国連総会がこの特別委員会の勧告に従い、2020年までに核兵器の廃絶を実現するための具体的ステップを2010年までに策定するよう、期待します。

同時に私たちは、今日から来年の8月9日までの369日を「継承と目覚め、決意の年」と位置付け、世界の多くの国、NGOや大多数の市民と共に、世界中の多くの都市で核兵器廃絶に向けた多様なキャンペーンを展開します。

日本政府は、こうした世界の都市の声を尊重し、第一委員会や総会の場で、多数決による核兵器廃絶実現のために力を尽くすべきです。重ねて日本政府には、海外や黒い雨地域も含め高齢化した被爆者の実態に即した温かい援護策の充実を求めます。

被爆60周年の今日、「過ちは繰返さない」と誓った私たちの責任を謙虚に再確認し、全ての原爆犠牲者の御霊に哀悼の誠を捧げます。

「安らかに眠って下さい　過ちは繰返しませぬから」

2005年(平成17年)8月6日
広島市長　秋葉忠利

www.pcf.city.hiroshima.jp/declaration/Japanese/

■長崎平和宣言

今、被爆から60年を迎えた空に長崎の鐘の音が響きわたりました。

1945年8月9日午前11時2分、米軍機から投下された一発の原子爆弾は、この空で炸裂し、一瞬にして長崎のまちを破壊しました。死者7万4千人。負傷者7万5千人。何も分からないまま死んでいった人々。水を求めながら息絶えた人々。黒焦げになり泣くこともできないで目を閉じた幼子たち。かろうじて死を免れた人々も、心と身体に癒すことのできない深い傷を負い、今なお原爆後障害に苦しみ、死の恐怖に怯えています。

核保有国の指導者の皆さん。いかなる理由があっても核兵器は使われてはなりません。そのことを私たちは身をもって知っています。60年間、私たちは、「ノーモア・ヒロシマ」「ノーモア・ナガサキ」を訴えてきました。国際社会も、核実験の禁止や非核兵器地帯の創設に努力し、2000年には、核保有国も核兵器の廃絶を明確に約束したではありませんか。

それにもかかわらず、今年5月、国連本部で開かれた核不拡散条約再検討会議は、核兵器拡散の危機的状況にありながら、何の進展もなく閉幕しました。核保有国、中でもアメリカは、国際的な取り決めを無視し、核抑止力に固執する姿勢を変えようとはしませんでした。世界の人々の願いが踏みにじられたことに、私たちは強い憤りを覚えます。

アメリカ市民の皆さん。私たちはあなたがたが抱えている怒りと不安を知っています。9・11の同時多発テロによる恐怖の記憶を、今でも引きずっていることを。しかし、1万発もの核兵器を保有し、臨界前核実験を繰り返し、そのうえ新たな小型核兵器まで開発しようとする政府の政策が、ほんとうにあなたがたに平安をもたらすでしょうか。私たちは、あなたがたの大多数が、心の中では核兵器廃絶を願っていることを知っています。同じ願いを持つ世界の人々と手を携え、核兵器のない平和な世界を、ともに目指そうではありませんか。

日本政府に求めます。わが国は、先の戦争を深く反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを、決意したはずです。この憲法の平和理念を守り、被爆国として、核兵器を「持たない」「作らない」「持ち込ませない」とする非核三原則を、直ちに法制化するべきです。今、関係国が努力している朝鮮半島の非核化と、日本の非核三原則が結びつくことによって、北東アジアの非核兵器地帯化の道が開けます。「核の傘」に頼らない姿勢を示し、核兵器廃絶への指導的役割を果たしてください。

さらに日本政府に求めます。被爆者はすでに高齢に達しています。海外の被爆者にも十分な援護の手を差し伸べるとともに、被爆体験による心の傷がもとで苦しんでいる人たちの支援も充実してください。

長崎では、多くの若者が原爆や平和について学び、自ら活動に取り組んでいます。若い世代の皆さん。原子爆弾によって無念の死を遂げた人々に、深く思いを巡らせてください。一人ひとりが真摯に過去の歴史に学び、平和の大切さや命の尊さについて考えてみてください。長崎

市民は、皆さんの平和への取り組みを支援します。世界の市民やNGOと手を結び、ともに平和の鐘を長崎の空から高らかに響かせようではありませんか。

被爆60周年を迎えた今、原子爆弾で亡くなられた方々の御霊の平安を祈り、私たちは、広島とともに、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて、決してあきらめることなく努力することを宣言します。

2005年(平成17年)8月9日
長崎市長　伊藤一長

www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.htm

資料3−16　六ヶ所運転の無期限延期を求めるUCS声明

憂慮する科学者同盟(UCS)による、六ヶ所使用済み燃料再処理工場の運転を無期限に延期することによってNPTを強化するようにとの日本への要請

2005年5月5日

国際社会は、核兵器に利用できる世界の核分裂性物質　—　高濃縮ウラン(HEU)及び分離済みプルトニウム　—　の量の最小化を、優先順位の高いものにすべきである。それは、核軍縮と核不拡散を推進するとともに、テロリストが核兵器を手に入れるのを防ぐことにつながるだろう。しかし、日本は、工業規模の分離済みプルトニウムの製造者として、いくつかの核保有国の仲間入りをしようとしている。核不拡散体制がその最大の試練を迎えている時に、日本は、六ヶ所再処理工場の運転開始の現在の計画を進めるべきではない。

「核兵器の不拡散に関する条約(NPT)」の下における公式の核兵器国(米国、ロシア、英国、フランス、中国)は、兵器用のプルトニウム生産を中止しており、HEUの生産については、いかなる目的のものも中止している。しかし、フランス、英国、ロシア、及びインドは、大規模な形で、民生用の発電用原子炉の使用済み燃料からプルトニウムを分離し続けている。

この活動の結果、民生用の分離済みプルトニウムの世界の保有量は増え続けており、2003年末現在で235トンに達している。この量の原子炉級プルトニウムがあれば、3万発の核兵器を作ることができる。それぞれが、広島・長崎の原爆と同等の破壊力を持つものとなる。また、いろいろ間違ったことが言われているが、テロリストも、民生用のプルトニウムを使って強力な核兵器　—　少なくともTNT火薬換算で1000トン(1キロトン)の破壊力を持つもの　—　を作ることができる。

ドイツ、ベルギー、スイスを初め、多くの国々が、予見できる将来、使用済み燃料からのプルトニウムの分離を中止することを決めている。分離にもっとも熱心な国の一つだった英国でさえ、数年内に全ての再処理をやめることになりそうである。外国と国内双方で関心が低下してしまったためである。実をいうと、英国の分離プルトニウムの量の増大の危険性を警告する声が、英国内の著名な人々から上がっていた。おそらくもっとも注目に値するのは、1998年に、英国王立協会が、社会的に安定している英国においてさえ、「プルトニウムのストックが、いつか、違法な核兵器製造のために取得されてしまうという可能性が、非常に心配される」と警告したことだろう。

日本は、1997年12月1日、日本の核燃料サイクルは余剰プルトニウムを持たないとの原則に基づくと宣言した。しかし、2003年末までに、日本のプルトニウム総保有量は、宣言当時の24.1トンから40.6トンに増えている。核兵器5000発ほどを作るのに十分な量である(現在約5.4トンが日本にあり、残りは、フランスと英国の再処理工場で日本のために保管されている)。

この膨大な量のプルトニウムの存在にもかかわらず、日本の原子力発電業界は、六ヶ所村の新しい使用済み燃料再処理工場の商業運転を2007年に始めようとしている。使用済み燃料を使った試験は、2005年12月に開始予定である。六ヶ所工場は、その設計通りの能力で運転されれば、年に約8トンのプルトニウムを分離することになる。1000発の原爆を作るのに十分な量である。六ヶ所工場が運転されれば、日本の国内のプルトニウム保有量が大幅に増え、日本が宣言した余剰プルトニウムを持たないという目標の達成が何年も延期されることになる。さらに、余剰プルトニウムが大量にあるにもかかわらず六ヶ所を運転すれば、NPTを強化するという日本の約束について深刻な懸念をもたらすことになる。

六ヶ所工場は、核兵器を持っていない国における最初の工業規模再処理工場であるから、その計画通りの運転は、また、他の国々　—　イランや北朝鮮を含む　—　が再処理施設や濃縮施設を作るのを思いとどまらせるためになされている国際的努力の弊害となる。

日本は、核兵器国「クラブ」に加わらないという素晴らしい賢明さを示して見せた。私たちは、日本が分離済み民生用プルトニウムのストックの過剰をこれ以上増やさないとの決定をすることによって同じようなリーダーシップを示すよう願ってやまない。その意味で、2005年NPT再検討会議開催に際して、私たちは、六ヶ所再処理工場の運転を、さらには、放射性物質を使った施設の試験を無期限に延期するよう日本に要請する。

ピーター・ブラッドフォード(元米国原子力規制委員会[NRC])
ジョージ・バン(スタンフォード大学国際問題研究所顧問教授、核拡散防止条約[NPT]米国代表団法律顧問、元ジュネーブ軍縮会議米国大使)
アシュトン・カーター(ハーバード大学、元国際安全保障政策担当国務次官補、ラルフ・アールII大使[退役]、SALTII条約交渉首席代表)
スティーブ・フェター(メリーランド大学公共政策教授)
ジェローム・I・フリードマン(マサチューセッツ工科大学(MIT)教授・物理学教授、物理学ノーベル賞受賞者)
リチャード・L・ガーウィン(コロンビア大学客員教授、米国科学賞受賞者、米国科学アカデミー及び米国工学アカデミー会員)
シェルドン・リー・グラショー(ボストン大学アーサー・G・Bメトキャフ科学教授、物理学ノーベル賞受賞者)
マービン・L・ゴールドバーガー(カリフォルニア工科大学名誉総長)
ローズ・ゴットミュラー(カーネギー国際平和財団「世界政策プログラム」上級アソーシエート、元米国エネルギー省国防核拡散防止担当副次官)
カート・ゴットフリード(コーネル大学物理学名誉教授、「憂慮する科学者同盟(UCS)」理事長)

セリグ・S・ハリソン（ウッドロー・ウイルソン国際学者センター・上級学者）
ジョン・P・ホルドレン（ハーバード大学ケネディー統治学部教授、元米国科学アカデミー国際安全保障・軍備管理委員会議長）
レイモンド・ジャンロズ（カリフォルニア大学バークレー校地球物理学教授）
スバージャン・M・キーニー・Jr.（元米国軍備管理軍縮庁副長官）
リオン・レーダーマン（イリノイ工科大学科学教授、物理学ノーベル賞受賞者）
マービン・ミラー（マサチューセッツ工科大学国際問題センター及び核工学部名誉上級科学者）
アルバート・ナラス（サンディア国立研究所名誉所長）
ウイリアム・J・ペリー（スタンフォード大学、元国防長官）
ヘンリー・S・ローウェン（スタンフォード大学ビジネス大学院名誉教授、元国防次官補［1989－1991年］）
アンドリュー・セスラー（ローレンス・バークレー国立研究所名誉所長）
ヘンリー・ソコルスキー（核拡散防止政策教育センター事務局長、国防長官オフィス核拡散防止担当副官）
レナード・S・スペクター（元米国エネルギー省国家核安全保障局軍備管理・核拡散防止担当補佐官）
ジョン・D・スタインブルナー（メリーランド大学公共政策学部公共政策教授、メリーランド大学国際・安全保障問題センター所長）
フランク・フォン・ヒッペル（プリンストン大学公共・国際問題教授）
スティーブン・ワインバーガー（ジャック・S・ジョージー・ウェルチ財団科学議長、テキサス・オースチン大学物理学教授、物理学ノーベル賞受賞者）
ハーバート・ヨーク（ローレンス・リバモア国立研究所名誉所長）

www.ucsusa.org/global_security/nuclear_terrorism/japan-strengthen-the-nonproliferation-treaty.html

（和訳は、kakujoho.net/npt/ucs_npt.htmlより再録。注は省略した。）

資料3－17　第6条フォーラム参加を呼びかけるダグラス・ロウチの演説

核兵器の無い世界に向かって障害を乗り越える（抜粋）

ダグラス・ロウチ（「中堅国家構想」議長）
2005年8月4日

（略）

毎日のニュースが悲観的であるなかでも、核兵器の無い世界の枠組みは見え始めている。逆説的かもしれないが、ビジョンを持つものにとっては闇の瞬間にも明かりが見えている。

私の経験は、広島、長崎の爆撃をのり超えた世界を希求し、そのために働くことは理にかなったことであることを教えている。議員として、外交官として、そしてまた教育者として、私は30年

以上核軍縮問題に取り組んできた。私は、政府の怠慢さや強情さを十分に承知している。しかし同時に、高度の専門知識をもって献身的に身を投じているますます多数の活動家が、人間の安全保障の向上のために目的を達成するために同志国家と協力している市民社会の展開を私は目撃している。対人地雷禁止条約、国際刑事裁判所、ODAへの新しい政府誓約の急増などは、政府機関への市民社会の関与によって実現したものである。

私たちは、核兵器の無い世界に対する将来性のあるプランを構築するまさに入り口に立っている。それは、前進したいと心から望んでいる同志国家の政治家や役人たちと協働している、知識に富んだ市民社会のリーダーたちが積極的に協力し合うことから生み出されようとしている。

核兵器廃絶が効を奏するのか、あるいは世界が核攻撃によって破壊されるのか、いずれかの日がやってくるであろう。どちらかが起こるだろう。状況の深刻さを知る者は誰もそれを否定することはできない。

（略）

私は今日、同志国家が核兵器を廃棄するための法的、政治的、技術的要件を特定する作業を開始するために、中堅国家構想（MPI）が「第6条フォーラム」を主催することを発表する。私たちは、28か国の上級代表を10月初めに国連で開催する特別会議に招待したい。核兵器に依存することなく安全保障を強化するために、1か国単独で、2か国協議で、地域的に、あるいは多国間で取ることが可能な手段を特定するためである。この過程から、NPT第6条が要求し、ICJ（国際司法裁判所）によって強化された（核軍縮）交渉をいかに進めることができるかの輪郭が描かれることが十分に期待できよう。交渉の枠組みが開始される可能性もある。もちろん、「第6条フォーラム」は、今後の作業の中で、不拡散問題にも関心を払うであろうが、焦点は基本的に核軍縮問題に当てられる。これこそが、核兵器危機の真に核心の問題だからである。

MPIは、日本政府が「第6条フォーラム」に参加するよう心から招待したい。開始段階においては、フォーラム参加国は非核の同志国家に限定される。これらの国は、しばらくの間共同で作業をし、各国の独創性や真剣さを表面化させるために時間を費やすことが必要であろう。この新しい討議のある時点において、第6条義務を履行する新過程に加わりたいと考える核兵器国も参加するよう要請されることになる。

この仕事はすべてNPTを強化しようとするものであり、核兵器廃棄のための交渉は追求されるだけではなく締結されることになる。私は、この仕事は2020年までに核兵器禁止条約が完全履行されることを目指す平和市長会議の運動への直接的な貢献であると考えている。国連第1委員会で実り多い仕事がなされるよう激励し、06年の早期に交渉を開始させようとする平和市長会議の当面の方針は高く評価できる。平和市長会議が述べるように、各国政府は核軍縮に通じる具体的な問題にともに作業を開始すべきである。その道を導くのは中堅国家の義務である。「第6条フォーラム」は中堅国家がこのような機能を果たすための助けとなるであろう。

同志国家が核兵器の無い世界への道を準備するよう集中するように求めることによって勢いを生み出そうとするMPIの仕事と、第1委員会の作業を前進させようとする平和市長会議の仕事は、手を取り合って進行する。MPIも平和市長会議も、ともに前進に寄与することができる。私たちは、安全保障問題の中でも最大のものであるこの問題に取り組むに当たって、世界が共同して活動していることを全核兵器国に示すことができる。しかし、MPIと平和市長会議

だけではこの仕事はできない。これらの新しいイニシャチブに対する世論の後押しと政治的支持に多くを負わなければならない。
（略）

www.middlepowers.org/mpi/archives/000286.shtml#000286

資料3−18　イラン問題の安保理付託に反対するLCNPからIAEA理事会への書簡

イラン問題の国連安保理への付託に反対するLCNPなどからIAEA理事会への書簡

2006年1月23日

（件名）イラクをめぐる状況と来るIAEA緊急理事会
大使殿、

IAEA理事会は、イラン核問題の膠着状態打開を図るため、2月初めに会合を持つことになりました。この段階では、この問題を国連安全保障理事会に付託するのは誤った選択です。対立を回避する解決法は可能であり、そのための努力が今も行なわれているところです。加えて、イランの過去の核関連活動に関するIAEAの調査はまだ終了していません。事態をエスカレートさせることによって、外交的努力やIAEAの努力を容易に阻害し将来の危険な対立への道を開きかねない危機状況と緊張状態が、不必要かつ人為的に作り出されることになるでしょう。世界的な核兵器廃絶に向け活動している市民社会の組織として、私たちは、核兵器のさらなる拡散には強く反対します。以下の意見はその文脈において述べるものです。

イラン情勢を安保理で討議することは、NPTあるいは保障措置協定上に明確な根拠をもつものではありません。保障措置協定上の不遵守を認定するには、核物質が軍事用に転用されたことを発見するか、あるいは転用に関して不明瞭な点があると発見されることが必要になります。IAEAはこのような転用はなかったと結論づけました。ほぼ3年間にわたる調査によって、ほぼ20年にもさかのぼる核燃料サイクルの全ての側面に関する広範な未申告計画が明らかになりました。イランがさまざまな活動を報告しなかったことは、保障措置協定に違反しています。しかし、IAEAは、2004年11月、申告された全ての核物質はイランにおいて計量されてきており、したがって軍事目的に転用されてはいないとの結論を下しました。IAEAは、さらなる未申告の核物質あるいは核活動があるかどうか結論づける段階にはまだないとの立場を表明しています。

西側諸国は、パリ協定の交渉枠組みの崩壊につき責任がないわけではありません。パリ協定の目的は、「イランの核計画が唯一平和目的のものであると客観的に保証」し、「同様に、核・技術・経済の各面における協力を確実に保証し、安全保障問題へ明確に関与する」ことでした。この協定の下で、「欧州3カ国／EUは、条約上の義務を遵守しながら行使されるNPT下におけるイランの権利を、差別なく認めて」います。この認識は、交渉の最終結果を待ってイランがウラン濃縮を行なうことを容認するものと当時お互いに理解されていました。昨春、EU3は交

渉上の立場を変え、唯一の客観的保証は濃縮を行なわないことであると宣言しました。この態度変化がイランからの一方的反応の連鎖を招き、全般的な信頼の損失につながりました。さらに、8月のEU提案は、イランに対して核開発のさまざまな要素を放棄する非常に強固な誓約を要求する一方、弱くあいまいな交換条件しか与えなかったのです。

2005年3月、イラン側はEU3に対して次のような提案を行ないました。それは、核燃料サイクル施設におけるIAEA査察官の常駐、濃縮水準の上限設定、核燃サイクルを発電原子炉に必要な範囲にのみ限定すること、核兵器開発を禁じる拘束力のある国内法などを規定するものでした。以下で述べるように、より良い選択は、イランが自国の核燃料生産能力を追求しないことでありましょう。にもかかわらず、国際社会は、イラン提案のメリットをよく考えてみるべきです。また、濃縮施設をロシアに設置するという提案もよく検討する必要があるでしょう。

現在の行き詰まりの背景には2つの問題がありますが、それらは分けて考えられなくてはなりません。第一の問題は、イラン核開発の平和的な性格を検証するというIAEA規約上の義務をIAEAが果たすという面に関係しています。モハメド・エルバラダイ氏は、「私は忍耐力を失いつつあり、国際社会は忍耐力を失いつつある。検証プロセスの信頼性がかかっており、私が次に報告書を提出する3月には、これらの問題を明確にすることを望んでいる」と述べています。第二の問題は、イランによる核燃サイクル追求の問題であり、米国とEUはこれに焦点を当ててきました。エルバラダイ事務総長は、最近、「法律の問題としてみれば、イランにはウラン濃縮を含めた全ての核活動を行なう権利がある」と語っています。

IAEA理事会は、IAEAが保障措置の遵守を検証することができるよう支援することに集中すべきです。この目的のために、理事会は、IAEAの助言を得つつ、イランの過去の活動に関する調査終了の明確な期限設定を行なうべきです。理事会は、イランの非協力により未申告の核物質あるいは核活動があったかどうか確定できないとIAEAが考える場合など、イランがその義務を果たさないときにのみ、国連安保理の関与を考えるべきです。IAEA理事会は、核燃サイクル能力に関する要求をイランが受け入れないという理由だけで、安保理を関与させるべきではありません。この時点で安保理付託を行なえば、この調査を完遂するIAEAの能力は損なわれ、信頼性の危機をさらに深めることになるでしょう。イランに対して、過去の活動を完全に説明し、現在の意図に関するあらゆる不明瞭な点を除去する機会を与えなければなりません。

IAEA理事会には、不拡散問題に対する建設的で包括的な解決法を探す余地があります。各国家は、核エネルギーと核兵器との間には分かちがたい結びつきがあるということを認識した上で、ウラン濃縮、再処理、使用済み燃料の管理・廃棄のような核燃サイクルの機微な部分に対して多国間管理体制を構築するというエルバラダイ氏の提案に向けて努力する基礎として、現局面を利用することができるのです。このような多国間管理体制が確立するまでの間、全てのウラン濃縮や再処理の施設の建設は自主的に停止され、イランおよびその他の諸国には信頼できる核供給の確約が与えられることになります。エルバラダイ氏の提案からさらに進んで、監視された低濃縮ウランの生産を除いたあらゆる核燃料生産能力の稼動停止が検討されるべきです。核拡散を招かないグローバルな核燃サイクルへと向けた動きは、核エネルギーあるいは化石燃料に依存しないエネルギー源の利用を拡大する協調的な努力を伴う、バランスの取れた非差別的なやり方を取ったときもっとよく達成することができるでしょう。この関連で、私たちは、いろいろな理由から、イランに対して、核燃料生産能力を追求しないよう要求

します。イランも他の国々も、エネルギーの効率化と再生可能なエネルギー源を志向するエネルギー経済へと努力を傾けるべきであります。この使命を象徴し、また実行するために国際社会は国際持続的エネルギー機関(ISEA)を創設すべきであります。

イランはまた、イスラエルに関して、完全に容認しがたく、全く煽動的な声明を発することをやめなくてはなりません。このために危機の感覚が強くなってしまっています。また、国際社会の側では、核燃サイクルなどの点に関する多国間体制の提案を考慮するとき、中東非大量破壊兵器地帯の達成というしばしば繰り返されている誓約を実行しなくてはなりません。私たちは再び、不拡散と軍縮の分かちがたい結びつきを強調したいと思います。2000年NPT再検討会議でなされた核軍縮に関する誓約はほとんど実行されていません。そのために核不拡散の努力への支持が弱まっているのです。NPT再検討会議の失敗は、核兵器の完全廃棄に向けた進展を伴わないまま核技術開発の権利を事実上放棄する状態を、非核兵器国がますます受け入れたくないと考えていることの現われです。2005年世界サミットの「成果文書」において不拡散・軍縮の文言が削除されたことは、核兵器国が軍縮を行なうとの明確な約束を守り、すでになされた誓約を誠実に実行しない限り、不拡散への努力は弱まってしまうだろうということを表しています。

おわりに、私たちは、いかに正当化されいかに承認されようとも、イラン情勢に関連して武力の行使がなされることは受け入れがたいことを強調しておきたいと思います。暴力の行使は暴力を生むだけです。この場合、武力の行使、あるいは行使の威嚇は、イランの核計画を地下にもぐらせ、核兵器開発により自国の安全保障を高める見当ちがいな努力へとイランを追いやり、反西洋感情の強いイラン国民を団結させ、対話を阻害し、中東の安全をさらに危機に陥れることになってしまう可能性があります。

イラクの過ちを繰り返してはなりません。2003年はじめ、IAEAは、イラクの核開発が再開された証拠は存在しないときわめて明確に述べました。エルバラダイ氏は、核計画の有無を確認するのにIAEAはわずかあと3ヶ月を必要とするだけだと述べましたが、米国が始めた違法な侵略のためにその3ヶ月を与えられることはありませんでした。今日に到るまで、IAEAは、イランの核兵器計画の実質的な証拠を見つけてはいません。多くの意見によれば、イランが1個の弾頭に使用するウランを濃縮する能力を得るまでにあと5年から10年はかかると見られています。この現実に照らせば、状況は不必要かつ人為的に危機にまで高められてしまっているといえるでしょう。IAEAには、信頼を回復し、イランの計画を平和的なものたらしめる時間が必要です。IAEA理事会が、IAEAにその結論に達する機会を与えることが、決定的に必要なのです。

ジョン・バローズ(核政策のための法律家委員会[LCNP]事務局長)
マイケル・スパイズ(同プログラム担当)
ピーター・ワイス(同代表)
ジャクリーン・カバッソー(西部諸州法律財団代表)

www.lcnp.org/disarmament/iaea_letter-jan06.htm

資料3—19　核軍縮日誌　05年1月1日～06年3月31日

核:軍備と軍縮　05年1月		その他の事項
2005年1月		
4日付	AP通信、エジプトが過去にIAEAに未申告で核関連実験を行い、濃縮ウランなどを製造していたと報道。エジプト政府は否定。	
5日	IAEA事務局長、イランがテヘラン郊外のパルチン軍事施設への査察官立ち入りに同意したことを明らかに。	
5日付	米WP紙、DODが来会計年度から6年間で、MD予算を当初計画より50億ドル減らす等、約300億ドル分の支出抑制の方針と報道。	
8日付	朝日新聞、「ロシア北西部の原潜基地で、放射性廃棄物の貯蔵施設から、大量の放射線が長期間漏れ続けている」と報道。	
		2005年1月
		11日　国連主催インドネシア・スマトラ沖地震・津波被害復興支援閣僚級会議で国際社会が大規模支援。日本は2億5000万ドルで最大の拠出国に。
14日	11日に超党派の議員団として平壌を訪問したウェルドン米下院議員(共和党)、6か国協議が数週間以内に再開できるとの見通し示す。	
14日付	読売新聞、DOD策定の06会計年度から6年間の軍備再編計画で、MD予算の50億ドル削減、衛星網などの配備計画の延期を報道。	
16日	中国核工業集団の康日新社長、中国が2020年ごろに高速増殖炉の原型炉の完成を目指す計画を正式に表明。新華社電。	
20日	ブッシュ大統領、2期目の就任演説。「圧制の終結」を究極の目標に掲げ、全世界への「自由の拡大」を推し進めるとの方針を打ち出す。	
24日	CDの2005年第1会期が開幕(～4月1日)	
26日	日本の全国市長会、核兵器廃絶を求める決議文を採択。「2002ビジョン」にも言及。	
30日	イラク移行国民議会選挙が実施される。	
2月		
2日	国際原子力機関(IAEA)エルバラダイ事務局長、核物質、核技術拡散体制強化の7項目提案を発表。	
4日	未申告実験が指摘されているエジプトについて、IAEAが査察の結果、「核兵器開発の兆候はない」と結論づけたと報じられる。	
7日	DOD、ブッシュ大統領が06会計年度の国防予算案として総額4193億ドルを議会に要請したと発表。MD予算は前年度比約10%減。	
8日	米06会計年度予算案のなかで、米国がCTBT機構に支出してきた財政支援の大幅削減を提案していることが判明。	

核：軍備と軍縮　05年2月～3月		その他の事項	
10日	北朝鮮外務省、米国の敵視政策を批判、核兵器開発強化を宣言した声明を発表。朝鮮中央通信。		
11日付	韓国ハンギョレ紙、「ハン・ソンリョル北朝鮮国連次席大使、適切な条件下であれば、6か国協議に回帰する方針を示す」と報道。		
13日	**イラク選挙管理委員会、国民議会選挙の結果を発表。シーア派の宗教政党と中核とする統一会派「統一イラク同盟」が第一党に。**		
14日	**政府の安全保障会議、ミサイル飛来時にMDシステムで迎撃するための手続きを盛り込んだ自衛隊法改正案を了承。**		
14日	**米MDA、04年12月に引き続き、地上配備型MDシステムのミサイル迎撃実験に失敗したことを発表。**		
15日	**日本政府、ミサイル迎撃の法的枠組み整備のための自衛隊法改正案と、陸海空3自衛隊の統合運用開始のための防衛庁設置法改正案を決定。**		
		19日	**日米安全保障協議委員会（通称<2+2>）がワシントンで開催、同日「日米共同発表」を公表。**
21日	ブッシュ米大統領、米欧関係を「安全保障の主要な柱」と位置づけ、大西洋両岸の結束による新時代が始まると宣言。		
22日	北朝鮮の金正日総書記、適切な条件のもとで6か国協議に復帰すると表明。朝鮮中央通信。		
24日	**カナダのマーティン首相、MD構想について「われわれが努力を集中させる分野ではない」と不参加を公式に表明。**	24日	横須賀市議会、米海軍横須賀基地への原子力空母配備に反対する決議を採択。
24日	DOD、海上配備型迎撃ミサイル（SM3）の発射実験、成功と発表。同実験はこれまでに計6回行われ、5回目の成功。		
26日	米国、ウラン濃縮停止をめぐるイランと英独仏との交渉を、6月の定例理事会まで見守るとの文書を、IAEA理事国に26日までに配布。		
3月			
2日	ロシアのイワノフ国防相、米MDを無力化するための秘密ミサイル兵器の開発に着手していると発言。インタファックス通信。		
3日	IAEA定例理事会、北朝鮮の「核保有宣言」に「深刻な懸念」を表明し、6か国協議への復帰を求める議長総括を全会一致で採択。		
4日	**政府、武力攻撃などの際に国や地方自治体などが住民避難などに取り組む具体的手順を示した「国民保護基本指針」案を公表。**		
4日付	共同通信は、キルギスのクシュチュベコフ第一外務次官、中央アジア5カ国が2月に非核地帯条約締結で最終合意し、9月までに調印との見通し」と報じた。		

核：軍備と軍縮　05年3月		その他の事項	
9日	大野防衛庁長官、参院予算委員会で、ミサイルでの敵基地攻撃能力について「わが国の専守防衛とはまったく違う。そういう考えは今後とも持たない」。	3月7日	イラク南部でムサナン州サマワで、同州の治安維持任務をオランダ軍から英軍に移管。
8日	米原子力規制委員会、8日までに、ノースカロライナ州カトーバ原子力発電所でのMOX燃料の使用を認可。	7日	ライス米国務長官、ブッシュ大統領がボルトン国務次官を国連大使指名決定を発表。
10日	パキスタンラシッド情報・メディア相、カーン博士が核兵器製造にも用いられる遠心分離機をイランに複数供与したことを明らかに。		
10日	ラドメーカー米国務次官補とロドマン米国防次官補、議会公聴会で、中国は「大量破壊兵器関連技術の主要な供給源」と強く批判。	10日	米軍の爆撃で約10万人の命が奪われた東京大空襲から60年。
11日	ライス米国務長官、米政府がイランに対する経済的見返りを容認する決定を行ったとする声明を発表。	10日	欧州議会本会議、6か国協議にEUが参加できるよう、EU首脳会議などに取り組みを求める決議案を採択。
14日付	13日付英サンデー・タイムズ紙、イランに対する外交努力が失敗した場合、イスラエルがイランの核施設を奇襲する計画を立てていると報道。		
		14日	中国全人代第3回会議、台湾の独立阻止目的の「反国家分裂法案」採択。
		15日	在日米軍再編に関する日米外務、防衛の審議官級協議開催。
17日	イスラエル検察当局、モルデハイ・バヌヌ氏が出所条件だった外国人記者との接触禁止に違反したとして起訴。	16日	島根県議会本会議、2月22日を「竹島の日」と定める条例案を可決、制定。
		17日	韓国政府、対日政策の新原則を発表。竹島、歴史教科書検定問題などで日本に「断固対処する」姿勢を強調。盧武鉉政権の対日路線を事実上修正。
18日	小泉首相、参院本会議でのMDシステムの導入に関する質疑で、米国など第三国を狙った弾道ミサイルは迎撃しない考えを示す。	17日	町村外相、中国向け円借款を、08年度をめどに新規供与終了で中国側と基本合意。
18日付	英フィナンシャル・タイムズ紙、「01年のウクライナからイランと中国へのミサイル不正輸出をウクライナ政府が認めた」と伝える。	18日	米DOD、次期「四年期国防見直し（QDR）」の基礎となる、「国防戦略」と「軍事戦略」を発表。
19日	AP通信、パキスタン軍が、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「シャヒーン2（別名ハトフ6）」の発射実験成功を発表したことを報道。		
21日	北朝鮮の朝鮮中央通信社、米国の攻撃を阻止するために核兵器を増強したと表明。韓国の聯合ニュースの報道。		

核：軍備と軍縮　05年3月～4月

23日　ロイター通信、「イランのウラン濃縮関連活動停止をめぐる英仏独との協議で、交渉の進展状況を点検する運営委員会がパリで開催されるも合意に至らず」と報道。

24日　イランの反体制活動家、同国がテヘラン近郊の軍事施設に極秘にウラン濃縮のための地下施設を建設、レーザー濃縮作業を始めたと指摘。

25日　政府、日本有事における住民の非難・救援、国と地方自治体の連携のあり方などを定めた「国民保護に関する基本指針」を閣議決定。

25日　ブッシュ米大統領、核開発疑惑に対する制裁措置として凍結していたパキスタンへのF16戦闘機売却に合意。

30日　イラン政府、03年に高濃縮ウランが検出された中部ナタンツのウラン濃縮のための地下施設やイスファハンのウラン転換施設をメディアに公開。

31日　米情報機関に関する独立調査委員会、大統領に最終報告書を提出、イラクWMD疑惑に関する情報分析は「多くの間違いがある」と指摘。

4月

5日　ラジオ・ロシア、北京を訪問した北朝鮮の姜錫柱第一外務次官の発言として、同国が6か国協議の再開に同意したと報道。ラヂオプレス（東京）。

6日　米科学アカデミー、米原子炉の核廃棄物がテロ攻撃を受けた場合の大規模放射能汚染発生の可能性を警告する報告書を発表。

8日　「核物質防護条約」改正をめぐり、主要加盟国が核物質の防護措置を国内の輸送、仕様、貯蔵にも適用するとした改正案に合意。

11日　茨城県東海村の核燃料機構東海事業所、所内の再処理施設の室内で放射性物質の硝酸プルトニウム漏れを確認したと発表。

13日　国連総会、テロリストによる核関連物質などの入手阻止を目的として「核テロ防止国際条約」案を全会一致で採択。

13日　ニューメキシコ州サンタフェ市議会、「合衆国政府によるNPT遵守を支持する決議」採択。

19日付　米紙USAトゥデー紙、「北朝鮮の韓成烈・国連次席大使、黒鉛減速炉の稼動停止を認め、「抑止力増大」のために核兵器を製造するのが目的と説明」と報道。

その他の事項

31日　世界銀行、新総裁としてウルフォウィッツ米国防副長官を選出。

4月2日　ローマ法王ヨハネ・パウロ2世死去。

9日　中国各地での日本国連安保理常任理事国入り反対、歴史教科書検定抗議の集会・デモが北京に波及。参加者は1万人以上に。

10日　広東省などで3万人が反日デモ行進。上海市では一部暴徒化（16日）。

14日　経済産業省、東シナ海ガス田開発で、民間事業者への試掘権許可手続きの許可を正式決定。中国外務省、「重大な挑発だ」と非難。

15日　衆院憲法調査会、9条含む憲法改正を明示した最終報告書を自民、公明、民主3党の賛成多数で議決。

核：軍備と軍縮　05年4月～5月

21日　ベルギー上院本会議、欧州に配備された米軍戦略核兵器の段階的撤去や欧州非核地帯の創設などを提唱する決議を採択。

22日　米紙WJ（電子版）、米政府当局者の話として、米政府が北朝鮮による核実験準備の可能性を警告する外交文書を中国に送付と報道。

26日　初の「非核地帯会議」、メキシコ市で開幕。28日、「核兵器廃絶への明確な約束」の履行などを迫る宣言を採択して閉幕。

29日付　全米科学アカデミー、RNEPについて「人口密集地で使用されれば、100万人以上が犠牲」と警告する報告書を発表。

5月

1日　ニューヨークで核廃絶を訴えるデモ行進。セントラルパークでの集会では広島・長崎市長や被爆者らがスピーチ。

2日　NPT再検討会議、ニューヨークの国連本部で開幕（～27日）

2日　日本・EU首脳会談、北朝鮮に6か国協議への復帰、核開発計画の放棄、人権問題解決へのとり組みを求める共同声明を発表。

5日付　米紙NYT（電子版）、北朝鮮が同国北東部の吉州で核実験用のトンネルを建設するなど、実験準備を本格化させていると報道。

11日　北朝鮮外務省、寧辺の実験用黒鉛減速炉から最近8千本の使用済み核燃料棒を取り出す作業を終了したと表明。朝鮮中央通信。

11日　NPT再検討会議、議題を採択。

12日　インド、核弾頭搭載可能な地対地ミサイル「プリトビ」の発射実験を行い、成功と発表。

12日　米下院歳出小委員会、ブッシュ政権が06会計年度予算として要求していたRNEP関連400万ドルを全額削除する予算案を可決。

15日　イラン国会、核燃料サイクル技術を含む原子力の平和利用推進を求める法案可決。

16日　約10ヵ月ぶりとなる南北次官級会談、北朝鮮の開城で始まる。19日、北朝鮮の核問題で合意のないまま終了。

18日　NPT再検討会議、3つの主要委員会の補助機関設置問題など手続き事項に合意。19日、実質審議を開始。

19日　米国務省、デトラニ朝鮮半島和平担当大使らが13日にNYで北朝鮮の朴吉淵大使らと会談したことを認める。

25日　イランと英独仏の外相級協議、イランの核関連プログラムに関する合意成立に向け2カ月間の検討期間を設けることで合意。

27日　ニューヨークの国連本部で開かれていたNPT再検討会議、合意文書など具体的な成果のないまま閉幕。

30日　最高裁、高速増殖原型炉「もんじゅ」訴訟の差し戻し上

その他の事項

20日　参院憲法調査会、最終報告書を自民、民主、公明3党の賛成多数で議決。

22日　小泉首相、ジャカルタで開幕のアジア・アフリカ会議50周年記念首脳会議で演説。政府の歴史認識について、95年村山談話の表現を踏襲し「痛切なる反省と心からおわび」を表明。

5月2日　米、タイ両軍などによる合同軍事演習「コブラゴールド」開始（～13日）。自衛隊が初めて正式参加。

16日　小泉首相、衆院予算委員会で辺野古沖移設見直しを示唆。

核：軍備と軍縮　05年5月～6月		その他の事項
	告審で、「国の設置許可は違法ではない」と住民側の訴えを退ける逆転判決。	
31日	日米両政府、海上配備型迎撃ミサイル共同迎撃実験を06年3月にハワイ沖で模擬弾を標的に実施することで大筋合意と判明。	
6月		
1日	日米の6か国協議主席代表が米国務省で会談。北朝鮮の実験について「差し迫った兆候はない」との見方で一致。	
2日付	北朝鮮が核実験を強行した場合、中国は食糧支援停止を検討せざるを得ないとの意向を中国が北朝鮮側に伝えていた事が判明。	
3日	北朝鮮外務省、ブッシュ米大統領が5月31日の記者会見で金正日総書記に敬称をつけたことを「留意する」と評価。朝鮮中央通信	3日　アジア太平洋地域を中心に約20か国・地域の国防相らが地域情勢を討議する「アジア安全保障会議」、シンガポールで開幕（～5日）。
5日	**大野防衛庁長官、日米共同研究を進めているMDの海上配備型迎撃ミサイル部品について06年度からの開発段階移行方針を表明。**	4日　日米防衛首脳会談で、ラムズフェルド国防長官が沖縄の負担軽減に難色。
7日付	米紙WP、11月末に任期切れを迎えるエルバラダイIAE事務局長の3選について、米政府が反対取り下げを決定したと報道。	4日　米韓、合同軍事作戦「作戦計画5029」の破棄を韓国側が申し出ていた問題で、作戦計画のレベルを落として継続協議することで合意。
8日	北朝鮮の金桂寛外務次官、米TVとのインタビューで、「米国の攻撃に対抗しうる核兵器を保有している」と発言。	
8日	大野防衛庁長官、オベリングMDA長官と会談。日米共同技術研究の迎撃ミサイルについて、06年度から共同開発に入る方針を確認。	
13日	IAEA定例理事会、エルバラダイ事務局長の3選を全会一致で決定。	
14日	北朝鮮が5月末まで訪朝していた米専門家に対し、黒鉛減速炉2基の建設工事を再開したと説明していたことが明らかに。	
14日	衆院本会議、MDの法的枠組みを整備する自衛隊法改正案を賛成多数で可決。	
15日付	イランが当初93年までとしていた同国のプルトニウム抽出実験の時期を98年とIAEAに修正申告していたと判明。AP通信。	
16日	IAEA理事会、各国の演説内容をまとめる形で北朝鮮に即時、無条件での6か国協議復帰を求める議長要約を発表。	
17日付	原爆投下1ヶ月後の長崎を取材した故ジョージ・ウェラー記者の未公表の原稿と写真が60年ぶりに見つかる。毎日新聞。	

核：軍備と軍縮　05年6月～7月		その他の事項
17日	IAEA定例理事会、保障措置強化を検討する「保障措置検証委員会」の理事会内設置を全会一致で決定し閉幕。	
17日付	中国が新型のSLBMの発射実験を実施していたことが明らかに。青島沖の原潜から発射され、中国国内の砂漠地帯に着弾。	17日　米海軍横須賀基地、イージス艦「スティーザム」就役。同基地のイージス艦は6隻目。
21日	第15回南北閣僚級会談（～24日）。23日、朝鮮半島非核化を最終目標とし、平和解決への実質的措置を取るとした合意文書を発表。	
23日	NSG年次総会がオスロで開幕。24日、濃縮・再処理関連の規制強化策で合意できないまま閉幕。	23日　イラク南部サマワにて、陸上自衛隊の車列付近で爆発。
23日	7月のサミットに向けて、G8の外相会合がロンドンで開催。北朝鮮に6か国協議への即時復帰などを求める議長総括を発表。	
24日	イラン次期大統領に保守強硬派のアハマディネジャド・テヘラン市長が選出される。	
27日	経産省原子力安全・保安院、総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会に「もんじゅ安全性確認検討会」（仮称）を設置と決定。	
28日	インドのムカジー国防相、ラムズフェルド米国防長官と会談し、兵器共同生産などを含む米印防衛関係の新たな枠組み文書に署名。	
29日	ブッシュ大統領、WMD拡散に関与が疑われる北朝鮮等の企業等と取引した銀行・企業の在米資産を凍結する大統領令に署名。	
29日	北朝鮮の李根・外務省米州局副局長ら、6か国協議参加国の高官が出席する非公式協議がニューヨークで開催（～7月1日）。	
7月		
1日	米上院、下院が削除した新型核兵器研究経費を盛り込んだ形でDOE関連の06会計年度歳出法案を可決。	
6日	主要国首脳会議（グレンイーグルズ・サミット）が開幕。8日、北朝鮮の核開発計画の完全廃棄要求など盛り込んだ議長総括を発表。	
8日	「核物質防護条約」改正で、日米など主要加盟国代表が核物質の防護措置を国内の輸送、使用等にも適用等定めた改正案を採択。	
12日	韓国、6か国協議で示す「重要提案」を発表。北朝鮮が核計画放棄に応じれば200万キロワットの電力を直接供給する計画を明らかに。	12日　第10回南北経済協力推進委員会、韓国によるコメ50万トンの食糧支援や共同事業実施などの経済協力を盛り込んだ合意文を採択。
14日	日米韓3か国、6か国協議での対応策を検討する代表者会合をソウルで開催。	
14日	大野防衛庁長官、参院外交防衛委で、日米共同開発のMDに関し「米国から要請があれば、・・・第三国への供与があり得る」。	
15日付	中国人民解放軍の朱少将、中台紛争下で米国が中国	

核：軍備と軍縮　05年7月～8月

本土を攻撃すれば、中国は核攻撃も辞さないと表明。英紙FT。

16日付　ボドマンDOE長官の助言機関、核研究機関・施設などの整理統合など、「核製造インフラ」の抜本的変革を勧告する報告書をまとめる。共同。

17日付　米海軍が奥尻島沖の日本海に「MD作戦区域」を設定、横須賀基地のイージス艦が航行を繰り返していることが判明。

18日　**米印首脳会談。原子力の平和利用や宇宙開発、軍事など幅広い分野での協力関係強化を盛り込んだ共同声明を発表。**

19日　大野防衛庁長官、PAC3の国内ライセンス生産に関し米政府と合意と表明。

21日付　米ロが00年に合意した兵器級余剰プルトニウムの処分をめぐり、「免責問題」に関する両国間の交渉が妥結。

22日　**MDの迎撃手続きを定める自衛隊法改正案、参院本会議にて可決、成立。**

26日　**6か国協議が北京で始まる。ヒル米国務次官補、北朝鮮を主権国家として認め、「攻撃する意図はない」と表明。**

28日　国の原子力委員会の新計画策定会議、核燃料サイクル事業推進を柱とする「原子力政策大綱案」をまとめる。

29日　ARF、ビエンチャンで開催。6か国協議の進展に期待感を表明する議長声明、採択。

8月

1日　イラン、1日にイスファハン近郊のウラン転換施設の封印を解除し、ウラン転換作業を再開する意向をIAEAに文書通告。

3日　保守強硬派のアハマディネジャド前テヘラン市長がイラン大統領に就任。

3日　IAEA、イランに転換作業の自制を強く求める声明を発表。

5日　英独仏とEU、核兵器を開発しないことを条件に、イランの核の平和利用を容認し、経済支援を行う包括案を提示。

5日　米国、英独仏とEUの新提案への支持表明。従来の政策を転換し、軽水炉建設など平和利用を初めて容認。

6日　広島、60回目の「原爆の日」。

6日　核分野での信頼醸成を話し合う印パ外交当局者の協議が開催。弾道ミサイルの発射実験に関する事前通告制度の確立などで合意。

7日　6か国協議、3週間の休会を決定。

8日　イラン、イスファハン近郊の核施設でウラン転換作業を再開したと表明。

その他の事項

8月1日　ボルトン米前国務次官、ブッシュ大統領による「休会任命」で国連大使に就任。

2日　衆院本会議、「戦後60年の国会決議」を賛成多数で採択。

8日　参院で郵政民営化法案が否決され、小泉首相は即日衆院を解散。

核：軍備と軍縮　05年8月～9月

9日　長崎、60回目の「原爆の日」。

11日　パキスタン軍、核弾頭搭載可能な同国初の巡航ミサイル「ハトフ7」（別名バーバル）の発射実験に成功。

11日　IAEA緊急理事会、英仏独3か国が提出した、「すべてのウラン濃縮関連活動の再停止」を求めるイラン非難決議を全会一致で採択。

15日　日米など13か国参加のPSI海上合同訓練がシンガポールで始まる。海自護衛艦1隻とP3C哨戒機2機が参加。

16日　イランのアフマディネジャド大統領が政策大綱を発表。「国際法の下で平和目的の核燃料サイクルの構築を達成する」と主張。

17日　国連軍縮京都会議が開幕（～19日）。19カ国の約60人が参加。

23日　英仏独3カ国は、31日予定のイランとの核問題協議の中止を発表。

30日　米下院のジム・リーチ（共和党）、トム・ラントス（民主党）の両議員が北朝鮮の招請を受け、経由地の北京から平壌へ。

31日　防衛庁、06年度予算の概算要求をまとめる。MDに過去最高の1500億円を計上。

9月

1日　中国政府、「中国の軍備管理・軍縮・拡散防止努力」と題する白書を発表。

2日　イージス艦「ラッセン」、米海軍横須賀基地に就役。7隻目のイージス艦配備。

6日　CWC第3回アジア地域国内当局会議がテヘランで開催（～8日）。

8日　ブレア英首相、インド西部ラジャスタン州ウダイプールでシン印首相と会談。民生用核エネルギー分野での協力で合意。

12日　ワシントンで日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会が開催。

12日付　台湾紙「中国時報」、国防部が艦艇搭載用の対空ミサイル「天剣2型」と垂直発射システムの開発に成功したと報道。

13日　第4回6か国協議、北京の釣魚台迎賓館で約5週間ぶりに再開される。

14日　国連総会特別首脳会合、ニューヨーク国連本部で開幕（～16日）。

15日付　米ワシントンの科学国際安全保障研究所、北朝鮮が寧辺の実験用黒鉛減速炉を一部再稼動させたことを示す衛星画像を発表。

15日　小泉首相、今年4月に採択された「核テロ防止条約」に署名。

16日　国連総会特別首脳会合、軍縮・不拡散分野を全面削除

その他の事項

18日　中ロによる初の大規模合同軍事演習「平和の使命2005」、ロシア極東ウラジオストクと中国山東省で始まる（～25日）。

29日　ルーガー米上院外交委員長、生物兵器関連物質拡散防止で、米が旧ソ連内の関連施設保安強化等を支援する新協定調印と発表。

9日　東シナ海の日中中間線付近で中国が開発を進めているガス田「春暁」周辺を中国海軍軍艦5隻が航行しているのを海自が確認。

11日　**衆院選で自民党が296議席獲得し、圧勝。**

13日　米軍機トラブルで嘉手納基地滑走路閉鎖。普天間飛行場に11機が緊急着陸。

核：軍備と軍縮　05年9月～10月

した「成果文書」を全会一致で採択し閉幕。

19日　IAEA定例理事会、ウィーンで開幕（～23日）。

19日　6か国協議、北朝鮮の核兵器と核計画の放棄、NPT復帰とIAEA査察受入れの確約を盛込んだ初の共同声明を採択し、閉会。

19日　ロシア、イランの核問題について、国連安全保障理事会への付託延期をEUに要請。

20日　町村信孝外相、日本と北朝鮮の政府間対話の早期再開で日朝双方が合意と発表。

21日　第4回CTBT発効促進会議、ニューヨーク国連本部で始まる（～23日）。米国は欠席。

23日　英、仏、独のEU3か国、IAEA理事会で、イラン核問題の安保理付託を当面のあいだ見送る内容の決議案を提出。

23日　ジュネーブ軍縮会議（CD）の第3会期が終了。

24日　IAEA理事会、EU3か国が提出した決議案を賛成多数で採択。

26日　IAEA年次総会がウィーンで開幕（～30日）。

26日　イラン外務省、安保理付託が回避されなければウラン濃縮作業を再開し、国連の抜き打ち査察受け入れを中止するとした声明を発表。

26日　KEDOの理事会メンバーである日、米、韓、EUの4者がニューヨークで非公式理事会を開催（～27日）。

28日　米上院歳出委員会、DOD関連の06会計年度歳出法案を全会一致で可決。RNEP研究費450万ドルの全額カットを決定。

29日　原子力委員会の新計画策定会議、核燃料サイクル事業の推進を柱とする原子力政策大綱案を決定。

30日　IAEA年次総会、6か国協議の共同声明による合意を「強く歓迎する」などとする決議を全会一致で採択。

10月

1日　日本原子力研究所（原研）と核燃料サイクル開発機構（核燃）の統合により、独立行政法人「日本原子力研究開発機構」が発足。

3日　シン印外相とカスリ・パ外相、イスラマバードで会談。両国間の信頼醸成を目的とした弾道ミサイル発射実験の事前通告協定に調印。

3日　ニューヨーク国連本部にて国連総会第1委員会（軍縮）が始まる。

3日　中堅国家構想（MPI）主催の「第VI条フォーラム」が開催。

3日　IAEA理事会、新議長に日本の天野之弥ウィーン代表部大使を選出。任期は06年9月までの1年間。

5日　日ロ両政府、日本が協力している退役原潜の解体事業で、新たに5隻の解体計画の実施細目で合意。

その他の事項

17日 民主党新代表に前原誠司氏就任。

22日 衆院本会議、憲法改正手続きを定める国民投票法案を審議する「憲法に関する調査特別委員会」の設置を賛成多数で決定。

30日 大阪高裁で小泉首相の靖国神社参拝に違憲判断。

10月3日 航空自衛隊と米空軍などが沖縄本島周辺の訓練空域で共同訓練を開始。

核：軍備と軍縮　05年10月～11月

6日　ヒル米国務次官補、KEDOを年内に廃止し、これに代わる「より確かで新たな取り決め」をまとめたいと下院外交委員会で証言。

7日　**ノルウェーのノーベル賞委員会、05年のノーベル平和賞をIAEAおよびエルバラダイ事務局長に贈ると発表。**

12日　日本政府、国連総会第1委員会（軍縮）に核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を提出。

12日　国連総会に特別委員会設置を求める決議案を検討していたカナダなど6か国、今期総会への提出断念を発表。

14日　原子力委員会がまとめた「原子力政策大綱」について、政策の基本方針として尊重することを政府が閣議決定。

14日　IMO外交会議、WMDやその材料となる物資の海上輸送を犯罪とする国際条約（シージャック防止条約）の改正を決定。

19日　青森県の三村申吾知事、むつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設の受入れを正式表明。東京電力らとの間に立地基本協定を締結。

21日　米財務省、北朝鮮の8企業を、核兵器などWMDに関与したとして制裁対象に指定。

24日　国連軍縮週間が始まる（～28日）。

26日　国連総会第1委員会（軍縮）、日本提出の核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」賛成多数で採択。

28日　中国の胡錦濤国家主席、平壌で金正日総書記と会談。金総書記は6か国協議共同声明を評価、第5回協議への参加を確認。

11月

3日　日朝政府間対話が北京市内で始まる。4日、具体的な進展がないまま終了。

7日　エルバラダイIAEA事務局長、IAEAによる核燃料供給構想について来年実現可能との見通しを示す。

9日　第5回6か国協議、北京の釣魚台迎賓館で始まる。

9日　日本代表、6か国協議の基調演説で、行程表作成に向け、核廃棄、エネルギー支援など3部門で今後の協議を進めることを提案。

9日　米下院、使用済み核燃料の再処理工場の建設予算を含む06会計年度エネルギー歳出予算案を可決。

11日　第5回6か国協議、可能な限り早期に協議を再開するとの議長声明を発表して休会。

11日　IAEA理事会の諮問委員会初会合、ウィーンで開催。IA

その他の事項

19日 米陸軍相模総合補給廠の返還問題で、相模原市と町田市が早期返還を初めて共同で防衛庁、防衛施設庁、外務省に要請。

21日 米韓政府の定例安保協議、米軍の「戦時作戦統制権」の韓国返還に関する協議継続など13項目の共同声明をまとめ閉幕。

24日 基地集約に対して、沖縄県北部12首長全てが反対の見解表明。

28日 政府、国民保護法に基づき、中央省庁など「指定行政機関」ごとの対応策を定めた国民保護計画を閣議決定。

29日 日米両政府、日米安全保障協議委員会（2プラス2）をDODで開催し、在日米軍再編協議の中間報告を発表。

30日 日米再編協議の中間報告発表に対して、沖縄で県民総決起大会。約5千人が参加。

31日 小泉内閣第3次改造。外務大臣に麻生太郎氏、防衛庁長官に額賀福志郎氏など。

31日 普天間代替施設の沿岸案について、稲嶺恵一知事が受け入れ拒否を正式表明。

11月4日 嘉手納町議会が嘉手納基地の日米共同使用と航空自衛隊の一部訓練移転に反対する抗議決議を全会一致で可決。

7日 普天間跡地利用審議会が、市の利用計画の基本方針を了承。

核:軍備と軍縮　05年11月～12月

EAの保障措置強化策などを検討。

17日　MDA、海上配備型の迎撃ミサイルSM3を使い、短中距離の模擬弾道ミサイルから分離した弾頭を撃墜するテストに初成功と発表。

17日　IAEA報道官、イランが中部イスファハンのウラン転換施設で、新たな転換作業に着手したと確認。

18日　日本原燃、使用済み核燃料再処理工場の操業開始予定を07年5月から同年7月に延期と発表。

18日　IAEA、理事会各国に配布したイラン核問題に関する報告書で、同国が核の「闇市場」を通じ核爆弾開発情報入手していたと指摘。

20日　イラン国会、同国核問題が安保理付託された場合、IAEA追加議定書の暫定適用中止やウラン濃縮開始などを政府に義務付ける法案を可決。

22日　KEDO理事会、03年末から停止している北朝鮮の軽水炉建設事業の廃止で合意。

24日　IAEA理事会、イランに英独仏との交渉を再開するよう求める「議長要約」を了承。安保理への付託は見送り。

28日付　米議会、使用済み核燃料の再処理工場建設予算を含む06会計年度エネルギー歳出予算案を可決、ブッシュ大統領が26日までに署名、成立。

30日　米シンクタンク、ロスアラモス国立研究所で少なくとも300キロの兵器級プルトニウムが行方不明の可能性ありとの報告書を発表。

12月

5日　ジュネーブで生物兵器禁止条約締約国会合が開催される(～9日)。

8日　国連総会本会議、第一委員会通過の日本提出決議案、NAC提出決議案等を採択。

15日　政府、安全保障会議でMD日米共同開発について協議。SM3開発費の日本側負担を10－12億ドル。

16日　第17回南北閣僚級会談、6か国協議共同声明の早期履行など9項目の合意を盛り込んだ共同報道文を発表。

18日付　ウクライナの武器密輸疑惑の調査委員会、旧ソ連時代の戦術核弾頭250発が所在不明、密輸の可能性ありと発表。タス通信。

21日　イランと英仏独のEU3か国の交渉が約4カ月半ぶりにウィーンで再開。来年1月の交渉再開を合意し、終了。

21日　DOE、不祥事続く米ロスアラモス研究所の運営主体を6月にカリフォルニア大から同大を含む別グループへ移管すると発表。

24日　日朝政府間対話、北京で。25日、国交正常化、拉致、核・ミサイル等の並行協議を1月末に開始することで合意。

24日　政府、日米共同技術研究を進めてきたMDのSM3につ

その他の事項

16日 京都で日米首脳会談。自衛隊と米軍の連携を世界規模に拡大させる方針を確認。

27日 国民保護法に基づく初の実動訓練が福井県美浜町などで行われる。関西電力美浜原発へのテロ攻撃を想定。

30日 東京高裁で新横田基地訴訟の控訴審判決。約32億5千万円の支払いを命令。飛行差し止めは棄却、将来の損害賠償は却下。

12月2日 DOD、横須賀の通常型空母キティホークの後継艦として原子力空母ジョージ・ワシントンを08年から配備と発表。

6日 欧州訪問中のライス米国務長官とルーマニアのバセスク大統領、ルーマニア国内に東欧初の米軍基地を設置する協定に署名。

8日 14日に期限が切れるイラクへの自衛隊派遣を1年間再延長する基本計画変更を閣議決定。

16日 沖縄県議会の定例会で、沿岸案の変更要請を含んだ「沖縄県の米軍基地に関する意見書」を全会一致で可決。

20日 米上下両院、当初は06年退役予定だった通常型空母ジョン・F・ケネディを、06年も退役させない予算を組むことで合意。

核:軍備と軍縮　05年12月～06年2月

いて、06年度から共同開発段階へ移行すると閣議決定。

28日　原子力安全・保安院と日本原燃、使用済み核燃料再処理工場における改造工事終了を青森県知事に報告。

2006年1月

3日　イラン、9日から核関連の研究開発活動を再開するとIAEAに通知。

3日　6か国協議の米次席代表、デトラニ朝鮮半島担当大使が辞任。

9日付　国連安保理常任理事国5か国、核燃料研究を断念し英仏独との交渉再開するよう、イランに個別メッセージを送付。ロイター。

10日　イラン原子力庁のサイディ次官、同国の核研究施設の封印解除、核燃料製造に関する研究をIAEA監視下で再開と発表。

12日　英独仏外相、ベルリンでイラン核問題への対応策を協議。安保理に付託し、制裁を検討すべきという見解で合意と発表。

16日　英独仏米ロ中の外務次官級による6か国会合、ロンドンで開催。IAEA緊急理事会の2月2～3日開催で合意。

18日　IAEA、緊急理事会の2月2日ウィーン開催を発表。英独仏は付託決議案の草案回覧を開始。

19日　シラク仏大統領、テロ攻撃には「通常兵器による反撃もあり得るし、別の方法もあり得る」と核報復の可能性示唆。

20日　イランの反体制組織「国民抵抗評議会」英国支部、テヘラン西方のカラジ付近にある秘密の核兵器関連施設の存在を明らかに。

23日　ジュネーブ軍縮会議(CD)の2006年第一会期が開幕。

23日　日本原燃、六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場でのウラン試験終了を発表。

23日付　イランのラリジャニ最高安全保障委員会事務局長、核問題の安保理付託の場合、イランは工業規模でのウラン濃縮を再開すると発言。英FT。

27日　米上院、イラン核問題で、安保理への付託を求める決議案を全会一致で可決。

30日　米英仏ロ中独の6か国外相がイラン核問題で協議。IAEA緊急理事会でイラン問題を安保理に付託すべきと主張する共同声明発表。

2月

1日　英仏独、イラン問題の安保理付託を求める決議案をIAEAに提出。

その他の事項

20日 政府、21道府県の「国民保護計画」を閣議決定

22日 普天間飛行場移設問題を最大の争点とした名護市長選で、島袋吉和氏が当選。

23日 日米両政府、「思いやり予算」に関する新特別協定に署名。特別協定の期間を現行の5年から2年に。

25日 パレスチナ評議会選挙で強硬派のハマスが勝利。

核：軍備と軍縮　06年2月～3月		その他の事項
2日	イラク核問題を議論するIAEA緊急理事会、ウィーンのIAEA本部で開幕。	
3日	DOD、3度目となる「4年期国防戦略見直し」(QDR)を公表。	
4日	**IAEA緊急理事会、イラン核問題を国連安保理に付託する英仏独提出の決議案を賛成多数で採択。**	
4日	拉致問題、国交正常化、核・ミサイルの3分野を議題とする日朝協議が北京で始まる。	
6日	IAEA、IAEAへの自発的査察協力の停止を通告する書簡をイランから受領と発表。	
6日	ボドマンDOE長官、使用済み核燃料再処理再開を柱とする新たな原子力国際協力「核エネルギーパートナーシップ」計画を発表。	
6日	ボルトン米国連大使、IAEAから送られたイラン核問題に関する文書を受け取り理事国に回付、核問題が正式に付託される。	
7日	日朝政府間協議4日目。核・ミサイル問題など安全保障に関する協議を開始。8日、並行協議継続を確認して協議終了。	
12日付	AP通信、IAEAが11日までにイラン国内の核施設に設置されていた監視カメラや機材類の封印の大部分を撤去したと報じる。	8日　沖縄返還協定をめぐる密約問題で、当時対米交渉にあたった元アメリカ局長が密約の存在を認める発言。
13日付	ロイター、イランのウラン濃縮作業開始を報じる。14日、イラン最高安全保障委バイディ事務局次長が追認。	
16日	イラン原子力庁のアガザデ長官、中部ナタンツのウラン濃縮施設でこれまでに遠心分離機10基に六フッ化ウランを注入したことを発表。	
19日	パキスタン軍、核弾頭搭載可能な地対地ミサイル「ハトフ2」(別名アブダリ)の発射実験を実施、成功と発表。	
20日	仏印、「民生原子力エネルギー開発に関する共同宣言」に合意。	
23日	**DOE、米英共同未臨界核実験の実施を発表。**	
27日	IAEA、イランが濃縮作業を拡大しと指摘する報告書を理事会各国に配布。	
3月		
1日	ブルックスNNSA局長、「プルトニウム・ピット」の生産に関し今後6年間で年間30～40個の生産体制を確立する方針を表明。	23日　宜野湾市基地対策協議会、第2次普天間飛行場返還アクションプログラムを了承。
2日	**インド訪問中のブッシュ米大統領、シン首相と会談。民生用原子力技術協力で合意。**	28日　普天間飛行場の前司令官を訴えた普天間爆音訴訟で、最高裁は上告棄却を決定。
4日	ブッシュ大統領、ムシャラフ・パキスタン大統領と会談。パキスタンへの核技術協力は行わない方針を表明。	
6日	イラン核問題を協議するIAEA定例理事会、ウィーンで開幕。	
6日	シン印首相、ハワード豪首相とニューデリーで会談。インドの原子力発電所に向けた核燃料の提供を豪に要請。	

核：軍備と軍縮　06年3月		その他の事項
7日	印首相、1974年の核実験で使ったプルトニウムを取り出したとされる実験用重水炉サイルスを2010年に廃炉にすると議会で発言。	5日　沖縄県民大会が開催され、沿岸案に抗議。地域住民ら3万5千人が参加(主催者発表)。
8日	**米ミサイル防衛局、日米が進めるMD共同開発で、初の共同飛行実験をハワイ沖で実施。実験に成功と発表。**	7日　日米両政府、ハワイで在日米軍再編に関する外務・防衛審議官級協議を開催(～11日)。
8日	IAEA理事会、イランへの理事各国の非難声明をまとめた議長総括を採択し終了。	12日　在日米軍再編に伴う空母艦載機の岩国基地移転案について、受け入れの是非を問う岩国市の住民投票。反対多数。
8日	国連安保理常任理事国5か国、イラン核問題についての協議を開始。	
8日	マクレラン米大統領報道官、北朝鮮が2発の短距離ミサイルの発射実験実施と発表。	
14日	イラン核問題で国連安保理非公式全体会合開催。	
15日	米下院外交委員会、イランに投資する外国企業への制裁発動に関する「イラン自由支援法案」を賛成多数で可決。	
16日	米政府、02年9月の政策文書「米国の国家安全保障戦略」の改訂版を公表。イランを単一国家としては最大の脅威と位置付ける。	
17日	安保理非公式協議において、英仏両国が議長声明の修正案を提示。	
18日	シドニーで行われた「日米豪閣僚級戦略対話」、イランに「重大な懸念」を表明し、安保理の協調行動を支持する共同声明を発表。	
21日	北京で中ロ首脳会談(～22日)。イラン核問題の外交的解決に向けた協調などで中ロ共同宣言に調印。	
24日	米統合参謀本部、戦略文書「大量破壊兵器と戦うための国家軍事戦略」を発表。	
24日	ロイター通信、外交筋の話として、イランが中部ナタンツにウラン濃縮用遠心分離機を新たに164基設置と報道。	
26日	古川康佐賀県知事と寺田司玄海町長、九州電力玄海原発3号機のプルサーマル計画に正式同意、九電に事前了解書を交付。	
28日	英仏、安保理議長声明案の再修正案を安保理各国に提示。	
29日	青森県、六ケ所村再処理工場のアクティブ試験に向けた安全協定を六ケ所村と日本原燃との間で締結。	28日　自民党、自衛目的の宇宙軍事利用を可能とする新法案提出を決定。
29日	**安保理、イラン核問題に関する議長声明案を全会一致で採択。**	
30日	安保理常任理事国5か国、独やEUとベルリンでイラン核問題に関する外相級会合。	
30日	DOD、通常爆薬では最大規模の爆薬700トンを使った爆発実験をネバダ核実験場で6月に実施すると発表。	30日　青森県知事、「Xバンドレーダー」の空自車力分屯基地への配備の受け入れを表明。
31日	**日本原燃、六ケ所村の使用済み核燃料再処理工場でアクティブ試験開始。**	31日　民主党前原執行部、偽メール問題の責任とり総退陣。

資料3−20　2006年版に掲載されていない旧版の資料一覧

行の最後の数字は、98/99/2000/2001/2002/2004/2005年版の資料番号を示す。

<98年版>

●ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」(97年3月)(1)
●第52回国連総会におけるマレーシア決議(97年12月)(4)
●マレーシア決議案、国連総会での投票結果(97年12月)(5)
●未臨界実験米エネルギー省発表：第1回(97年7月)・第2回(97年9月)(6)
●『ニューヨーク・タイムズ』論説「爆弾の改良は不必要」(97年8月)(9)
●NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶・抜粋(96年12月)(11)
●マレーシア決議案への林暘軍縮大使の態度表明(97年11月)(12)
●日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」(97年12月)(13)
●各国の将軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧(96年12月)(14)
●英国非核自治体連合のインド政府への要請文(98年3月)(20)

<99年版>

●第53回国連総会における新アジェンダ決議(98年12月)(5)
●第53回国連総会におけるマレーシア決議(98年12月)(6)
●第53回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(7)
●インド原子力省と国防研究開機関との共同声明と一問一答(98年5月)(9)
●未臨界核実験米エネルギー省発表　第3回(98年3月)、第4回(98年9月)(10)
●未臨界核実験に関する欧州議会決議(98年2月)(12)
●第53回国連総会での日本の軍縮方針演説(98年10月)(19)
●第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議(98年12月)(21)
●カットオフ特別委に関する林軍縮大使演説(98年8月)(23)
●核兵器に関する世界の文民指導者の声明(98年2月)(25)
●「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター(98年8月)(26)

<2000年版>

●「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト(98年8月−99年7月)(4)
●第3回NPT再検討会議準備委員会における新アジェンダ声明(99年5月)(7)
●NPT再検討会議におけるP5声明(00年5月)(9)
●NPT再検討会議P5声明への新アジェンダの反論(00年5月)(10)
●NPT再検討会議P5声明への非同盟運動の反論(00年5月)(11)
●NPT再検討会議における山本一太外務政務次官の演説(00年4月)(12)
●NPT再検討会議についての河野洋平外務大臣談話(00年5月)(15)
●第54回国連総会における新アジェンダ決議(99年12月)(16)
●第54回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(99年12月)(17)
●第54回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(19)
●CTBT発効に必要な44カ国の批准状況(00年5月)(21)
●モンゴルの非核地位に関する国連総会決議(98年12月)(31)
●日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会(00年3月)(32)
●海外配備された米核兵器・国別リスト(51年〜77年)(34)
●「新アジェンダ決議」日本棄権の理由(98年11月、99年11月)(35)

●高知県港湾非核化に関する資料(97年12月〜99年3月)(36)
●「アボリション2000」ミレニアム声明(99年12月)(41)
●米バーモント州決議関連資料(99年3月〜4月)(42)
●「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市(97年3月)(43)
●核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト(00年5月)(44)
●広島市・長崎市の1999年平和演説(99年8月)(45)

<2001年版>

●キャンベラ委員会報告書・要旨(96年8月14日)(2)
www.dfat.gov.au/cc/cchome.html
●東京フォーラム主要勧告(99年7月25日)(3)
serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/anew/tfhoukoku.htm
●非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」(96年8月8日)
●2000年NPT再検討会議における新アジェンダ作業文書(00年4月24日)(6)
●2000年NPT再検討会議における日本の作業文書(00年4月24日)(7)
●2000年NPT再検討会議最終文書(抜粋)(00年5月19日)(8)
●第55回国連総会における新アジェンダ決議(00年11月20日)(9)
●第55回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(00年11月20日)(10)
●第55回国連総会における日本決議(00年11月20日)(11)
●第55回国連総会本会議での投票結果(00年11月20日)(12)
●第54回国連総会における「究極的廃絶」日本決議(99年12月1日)(13)
●アナン国連事務総長の国連ミレニアム・サミットへの報告書(抜粋)(00年4月3日)(14)
●国連ミレニアム宣言(00年9月8日)(15)
●CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(01年5月31日)(16)
●CTBTに対する米国の保障措置(95年10月27日)(17)
●カナダ議会の勧告(98年12月10日)と政府回答(99年4月19日)(19)
●英戦略国防見直し(SDR)・第4章(98年7月8日)(20)
www.mod.uk/issues/sdr/　www.acronym.org.uk/dd/dd28/28ext.htm
●米国の2001国防認可法の核態勢見直し(00年10月30日)(21)
●巡航ミサイルトマホーク発射訓練データ(00年5月12日)(22)
●ロシアの新「安全保障概念」(抜粋)(00年1月10日)(24)
●ロシアの新「軍事ドクトリン」(00年4月21日)(25)
●NATOワシントン・サミット・コミュニケ第32節(99年4月24日)(26)
●NATO理事会外相会議コミュニケ(99年12月15日)(27)
●NATOの選択肢に関する報告(抜粋)(00年12月14日)(28)
●ラホール宣言とラホール了解覚書(99年2月21日)(29)
●インドの核兵器ドクトリン草案(99年8月17日)(30)
●朝鮮半島「南北共同宣言」(00年6月15日)(31)
●民主党の核政策「核の恐怖のない世界をめざして」(00年4月18日)(32)
●社民党の「東北アジア安全保障機構」政策(抜粋)(01年5月2日)(33)
www5.sdp.or.jp/central/timebeing/heiwakousou.html
●核兵器持ち込みに関する小樽市への回答(00年9月20日、9月22日)(34)
●米国と日本：成熟したパートナーシップへ(抜粋)(00年10月11日)(35)
www.ndu.edu/inss/strforum/SR_01/SR_Japan.htm

●ハーグ・アジェンダ「21世紀の平和と正義のための課題」(抜粋)(99年5月)(36)
●「公正な世界秩序のための10原則」(99年5月14日)(37)
●2000人アピール「核兵器の廃絶へ――日本の使命」(00年1月1日)(38)
●「アボリション2000」声明(95年4月25日)(39)
www.abolition2000.org/statement/en/
●モオレア宣言(97年1月25日)(40)
www.abolition2000.org/press/moorea/
●非核地帯に関するウプサラ宣言(00年9月4日)(41)
●インド「核軍縮と平和のための連合」の行動計画(00年11月13日)(42)
●NPT再検討会議における長崎市長の演説(00年5月3日)(44)
●広島市・長崎市の2000平和宣言(00年8月6日、9日)(45)
●長崎アピール(00年11月20日)(46)
www.nagasaki-np.co.jp/peace/2000/kikaku/tikyu/kikaku/appeal.html
●日本の非核宣言自治体の活動と事業(01年5月)(47)

<2002年版>
●第56回国連総会における日本決議(01年11月29日)(4)
www.peacedepot.org/resources/jpgov/2001-1.html
●第56回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(01年11月29日)(5)
www.mint.gov.my/policy/nuc_disarm/unga56_24S.htm
●第56回国連総会における新アジェンダ外相声明(01年10月8日)(6)
●テロと核軍縮に関するアナン国連事務総長の演説(01年9月～10月)(7)
www.un.org/News/Press/docs/2001/sgsm7977.doc.htm
●ミサイル防衛に関するブッシュ大統領演説(01年5月1日)(8)
www.whitehouse.gov/news/releases/2001/05/20010501-10.html
●弾道ミサイルに関するケイディッシュ証言(01年7月12日)(9)
www.useu.be/Categories/MissileDefense/BMDOKadish12July2001.html
●ワシントン／クロフォード首脳会談(01年11月13－14日)(10)
www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011114-3.html
●ABM条約脱退通告(01年12月13日)(11)
www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-2.html
●ABM条約脱退通告を発表するブッシュ大統領の声明(01年12月13日)(12)
www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-4.html
●ABM条約脱退通告を受けたプーチン大統領の声明(01年12月13日)(13)
www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-8.html
●新しい戦略的関係に関する米ロ共同宣言(02年5月24日)(14)
www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-2.html
●戦略的攻撃力削減条約(02年5月24日)(15)
www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-3.html
●新アジェンダ・ポジションペーパー(02年4月5日)(16)
www.acronym.org.uk/npt/2002nac.htm
●NPT準備委員会への日本の作業文書(02年4月)(17)
www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2002/shi2_2_4.pdf
●NPT準備委員会、「定期報告」に関するカナダの作業文書(02年4月10日)(18)

www.basicint.org/nuclear/NPT/2002prepcom/WP-Canada.htm
●NPT準備委員会・議長の事実概要(抄)(02年4月18日)(19)
www.basicint.org/nuclear/NPT/2002prepcom/ChairSummary.htm
●CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(02年5月31日)(20)
www.ctbto.org/
●NATO理事会外相会議・最終コミュニケ(01年5月29日)(21)
www.nato.int/docu/pr/2001/p01-077e.htm
●シャノン報告(95年3月24日)(22)
www.acronym.org.uk/fissban/shannon.htm
●「悪の枢軸」:一般教書演説(2002年1月29日)(23)
www.whitehouse.gov/news/releases/2002/01/20020129-11.html
●英国未臨界核実験に関する政府答弁(02年2月12日)(24)
●バークレー市議会決議(01年10月16日)(25)
www.ci.berkeley.ca.us/citycouncil/2001citycouncil/summary/101601S.html
●苫小牧市非核平和都市条例(02年3月12日)(26)
www.tomakomai.or.jp/city/htm/hikakuheiwa.htm
●CTBT2003年期限を求める広島・長崎市長の手紙(01年9月6日)(27)
●広島市・長崎市の2001平和宣言(01年8月6日、9日)(28)
www.pcf.city.hiroshima.jp/peacesite/Japanese/Stage3/S3-2J.html
www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.htm
●11か国意識調査(02年2月～3月)(29)
●軍事費でこんなことができる(01年)(30)
●核軍縮:日本の成績表(02年3月27日)(31)
www.peacedepot.org/theme/npt/report.html
●核兵器・核軍縮関連年表(45年～01年)(32)

<2004年版>
●第58回国連総会における日本決議(03年12月8日)(4)
disarmament.un.org:8080/vote.nsf
●第58回国連総会における新アジェンダ決議(新しいアジェンダ(03年12月8日)(5)
disarmament.un.org.:8080/vote.nsf
●第58回国連総会における新アジェンダ決議(非戦略核兵器)(03年12月8日)(6)
disarmament.un.org:8080/vote.nsf
●新アジェンダ連合外相宣言(03年9月23日)(7)
www.mfat.govt.nz/foreign/dis/nuclear/ministersdeclaration.html
●NPT第2回準備委員会・新アジェンダ連合作業文書(03年5月1日)(8)
disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html
●NPT第2回準備委員会・日本提出作業文書(03年5月6日)(9)
disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html
●NPT第2回準備委員会・議長の事実概要(03年5月9日)(10)
disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html
●NPT第3回準備委員会に向けたNACの勧告(04年4月26日)(11)
disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC3-listofdocs.html
●5大使によるCD調停案(03年1月23日)(13)

disarmament.un.org:8080/cd/cd-docs2003.html
●北朝鮮のNPT脱退宣言(03年1月10日)(15)
●大量破壊兵器の脅威に対する7つの新たな対抗案(04年2月11日)(16)
www.whitehouse.gov/news/releases/2004/02/20040211-4.html
●2004米国軍事建設歳出法(03年11月22日)(17)
thomas.loc.gov/
●長崎アピール2003(03年11月24日)(18)
www3.ocn.ne.jp/~gca.naga/
●核兵器廃絶キャンペーン「2020ビジョン」(04年1月)(19)
http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp/index.html
●核軍縮:日本の成績表2003/2004(03年4月18日)(04年4月16日)(20)
www.peacedepot.org/theme/npt/list.html
●広島市・長崎市の2003平和宣言(03年8月6日、9日)(21)
www.city.hiroshima.jp/shimin/heiwa/heiwasengen.html
www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.htm
●世界平和アピール7人委員会(04年4月26日)(22)
●有事法制等に関する意見書を採択した地方議会(23)
●核兵器・核軍縮関連年表(45年～04年)(24)

<2005年版>
●新アジェンダ外相声明(04年9月22日)(4)
www.iht.com/articles/2004/09/22/news/edministers.php
●第59回国連総会における新アジェンダ決議(04年12月3日)(5)
www.un.org/Depts/dhl/resguide/r59.htm
●CTBTに関する外相共同声明(04年9月23日)(6)
www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/ctbt/joint0409.html
●2005年NPT再検討会議第3回準備委員会・日本提出作業文書(04年4月28日)(7)
disarmament.un.org/wmd/npt/2005/PC3-listofdocs.html
●第59回国連総会における日本決議(04年12月3日)(8)
www.un.org/Depts/dhl/resguide/r59.htm
●「不拡散」国連安保理決議1540(04年4月28日)(9)
www.un.org/Docs/sc/unsc_resolutions05.htm
●エルバラダイ7項目提案(05年2月2日)(10)
●メキシコ「非核兵器地帯会議宣言」(05年4月28日)(11)
www.opanal.org/Docs/seminars/nwfz/DNU-02931C.pdf
●プーチン大統領会見談話(04年2月18日)(12)
ロシア連邦大統領公式HP英語版　www.kremlin.ru/eng
●北朝鮮外務省声明(05年2月10日)(13)
●ライス大統領補佐官による証言(05年1月18日)(14)
usinfo.state.gov/eur/Archive/2005/Jan/18-302340.html
●米軍配備変更のアウトライン―ファクト・シート(04年8月16日)(15)
www.whitehouse.gov/news/releases/2004/08/20040816-5.html
●ファイス国防次官の議会証言「米軍配備の5原則」(04年6月23日)(16)
www.defenselink.mil/speeches/2004/sp20040623-0522.html

●憲法調査会報告書における9条と自衛隊(衆院:05年4月15日、参院:4月20日)(18)
www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm
www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/
●渉外関係知事連絡協議会の要望(04年8月6日)(19)
www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home2_3a1/hp9.htm
●全米市長会議の核廃絶決議(04年6月28日)(20)
www.usmayors.org/uscm/resolutions/72nd_conference/international_04.asp
●モデル「非核兵器地帯条約」(04年7月3日)(21)
www.peacedepot.org/theme/nwfz/model-nwfz.html
●核兵器廃絶のための緊急行動「2020ビジョン」(04年8月)(22)
www.mayorsforpeace.org/jp/ecbn/index.html
●広島市・長崎市の2004平和宣言(04年8月6日、9日)(23)
www.city.hiroshima.jp/www/contents/0000000000000/1110537278566/index.html
www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.htm
●NPT強化のためのNGOからの勧告(05年5月11日)(24)
www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/RevCon05/NGOpres/recommendations.pdf
●核軍縮・日本の成績表2005(25)
www.peacedepot.org/theme/npt/list.html
●世界平和アピール七人委員会(05年4月20日)(26)
www.worldpeace7.jp/index2f.htm
●ノーベル平和賞受賞者共同声明(04年11月12日)(27)
www.pugwash.org/uk/documents/final-5NPLsummit.pdf

略語集

ABM	対弾道ミサイル Anti-Ballistic Missile
ADW	生物・化学剤破壊兵器 Agent Defeat Weapon
BCT	旅団戦闘チーム Brigade Combat Team
BJP	インド人民党 Bharatiya Janata Party
BMD	弾道ミサイル防衛 Ballistic Missile Defense
BRAC	基地閉鎖再編 Base Realignment and Closure
BWC	生物兵器禁止条約 Biological Weapons Convention
CD	ジュネーブ軍縮会議 Geneva Conference on Disarmament
CIA	米中央情報局 Central Intelligence Agency
CND	核軍縮キャンペーン Campaign for Nuclear Disarmament
CONUS	米本土 Continental United States
CRS	米議会調査局 Congressional Research Service
CTBT	包括的核実験禁止条約 Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty
CTBTO	包括的核実験禁止条約機関 Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty Organization
CVID	完全で、検証可能で、不可逆的な放棄 Complete, Verifiable and Irreversible Dismantlement
CWC	化学兵器禁止条約 Chemical Weapons Convention
DOD	米国総防省 Department of Defense
DOE	米エネルギー省 Department of Energy
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea
DU	劣化ウラン Depleted Uranium
EU	欧州連合 European Union
FMCT	兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約 Fissile Material Cut-off Treaty
FOS	前進作戦地 Forward Operating Site
GAO	米会計検査院 General Accounting Office
GDP	国内総生産 Gross Domestic Product
GNEP	グローバル原子力パートナーシップ Global Nuclear Energy Partnership
HEU	高濃縮ウラン Highly Enriched Uranium
HSV	高速輸送艦 High Speed Vessel
IAEA	国際原子力機関 International Atomic Energy Agency
ICBM	大陸間弾道ミサイル Inter-Continental Ballistic Missile
ICBUW	ウラン兵器禁止を求める国際連合 International Coalition to Ban Uranium Weapons
ICJ	国際司法裁判所 International Court of Justice
IGPBS	統合世界態勢と基地配置戦略 Integrated Global Posture and Basing Strategy
IMO	国際海事機関 International Maritime Organization
IMS	国際監視制度 International Monitoring System
IOC	初期作戦能力 Initial Operational Capability
ISR	諜報・監視・偵察 Intelligence, Surveillance and Reconnaissance
ITER	国際熱核融合実験炉 International Thermonuclear Experimental Reactor
JFCC	統合機能部門司令部 Joint Functional Component Command
JNFL	日本原燃株式会社 Japan Nuclear Fuel Limitted
KEDO	朝鮮半島エネルギー開発機構 The Korean Peninsula Energy Development Organization
LEU	低濃縮ウラン Low Enriched Uranium
LRST	長距離監視追跡 Long-Range Surveillance and Tracking
MD	ミサイル防衛 Missile Defense
MDA	米ミサイル防衛庁 Missile Defense Agency
MCS	輸送能力調査 Mobility Capabilities Study
MEB	海兵遠征旅団 Marine Expeditionary Brigade
MEU	海兵隊遠征部隊 Marine Expeditionary Unit
MOX	ウラン・プルトニウム混合酸化物 Mixed (uranium and plutonium) Oxide
MPI	中堅国家構想 Middle Powers Initiative
NAC	新アジェンダ連合 New Agenda Coalition
NAM	非同盟運動(諸国) Non-Aligned Movement
NASA	米航空宇宙局 National Aeronautics and Space Administration
NATO	北大西洋条約機構 North Atlantic Treaty Organization
NCND	肯定も否定もしない(政策) Neither Confirm Nor Deny
NEO	非戦闘員退避活動 Non-combatant Evacuation Operation
NLP	夜間離着陸訓練 Night (flight) Landing Practice
NNSA	国家核安全保障管理局 National Nuclear Security Administration
NORAD	北米航空宇宙防衛指令部 North American Aerospace Defense Command
NPR	核態勢見直し Nuclear Posture Review
NPT	核不拡散条約 Nuclear Non-Proliferation Treaty/Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapon
NRC	原子力規制委員会 Nuclear Regulatory Commission
NSA	消極的安全保証 Negative Security Assurances
NSG	原子力供給国グループ Nuclear Suppliers Group
NWFZ	非核地帯 Nuclear Weapon-Free Zone
NWS	核兵器国 Nuclear Weapon States
OAU	アフリカ統一機構 Organization of African Unity
OBC	海外基地見直し委員会 Overseas Basing Commission
ODA	政府開発援助 Official Development Assistance
PAROS	大気圏外における軍備競争の防止 Prohibition of an Arms Race in Outer Space
PKO	平和維持活動 Peace-Keeping Operation
PNND	核軍縮議員ネットワーク Parliamentary Network for Nuclear Disarmament
PSI	拡散防止構想 Proliferation Security Initiative
QDR	4年ごとの国防見直し Quadrennial Defense Review
RNEP	強力地中貫通型核兵器 Robust Nuclear Earth Penetrator

SACO	沖縄に関する特別行動委員会 Special Action Committee on Okinawa
SALT	戦略兵器制限交渉 Strategic Arms Limitation Talks
SCC	日米安全保障協議委員会 U.S.-Japan Security Consultative Committee
SCO	上海協力機構 Shanghai Cooperation Organization
SGS	宇宙およびグローバル・ストライク Space and Global Strike
SIPRI	ストックホルム国際平和研究所 Stockholm International Peace Research Institute
SLBM	潜水艦発射弾道ミサイル Submarine-Launched Ballistic Missile
START	戦略兵器削減交渉、または戦略兵器削減条約 Strategic Arms Reduction Treaty
UAV	無人航空機 Unmanned Aerial Vehicles
UCS	憂慮する科学者同盟 Union of Concerned Scientists
UNEP	国連環境計画 UN Environmental Program
WMD	大量破壊兵器 Weapons of Mass Destruction
WP	ワシントン・ポスト Washington Post

キーワード・特別記事　索引(1)

●「特」は特別記事の略。太字は主に扱われている記事である。

[ア行]

厚木　A7、E9
アフガニスタン　A10、A11
アボリション2000　B2、E2、**E4**
イージス艦　C4、D4
イギリス　特2、B3、B7、C9、D1、E8
イスラエル　特2、B4
イタリア　B4、E8
イラク　特1、特2、特3、A5、A11、**C9**、**D5**、E8
イラン　特1、特2、A11、B1、**B7**、C4、D2
岩国　A2、**A7**、E9、E12
インド　特2、**B8**、**C8**、D1、E2
インドネシア　特2、B3
ウズベキスタン　**A10**、C7
エジプト　特2、B4
エルバラダイ　特2、**B5**、B7、B8
オーストラリア　特2、B3、C6、C9
オランダ　E3

[カ行]

海外基地見直し委員会　**A2**
海兵隊グアム移転　A3
拡散防止構想　特2
核政策のための法律家委員会　B7
核態勢見直し(NPR)　C1
カザフスタン　C7
嘉手納　A1、A2、A3、A4、D7
カナダ　特2、B2、**C5**、E3
鹿屋　A7、E12
韓国　特1、特3、**A9**、B6、C6、E11
北大西洋条約機構(NATO)　A11、B4
北朝鮮　**特1**、特2、**B6**、C4、D2、D3
基地閉鎖・再編委員会　**A2**
キャンプ・シュワブ　E10
キルギス　**A10**、C7
グローバル原子力パートナーシップ　B5
ケニア　特2、B2
原子力供給グループ　B8
原子力平和利用　特1、特2、B3、B6、**B7**、**B8**、C8
憲法改正　特3、**D9**、**D10**、**D11**、E12
国際原子力機関　特1、特2、**B5**、B7、B8、B9、D1、E3、E6
国民投票法　**D11**
国民保護計画　**D6**
国連総会第一委員会　特2、B2、B4、D1、E1、E3、E5
国連「ミレニアム+5」サミット　特2、**B3**、B4、D1、E5
国家安全保障戦略(米国)　特3、C1

[サ行]

相模原　**A6**
座間　A1、**A6**、E12
7人委員会　**E12**
自民党　特2、**D9**、D11
上海協力機構　**C7**
集団的自衛権　D4、D9、D10
ジュネーブ軍縮会議(CD)　特2、B2、E1
渉外知事会　D8、E9
消極的安全保証　B3
新アジェンダ連合　特2、B1、**B4**、D1、E5
信頼性代替弾頭　**C1**
スウェーデン　特2、B2
スロバキア　B4
騒音基準(米軍基地)　**D7**

[タ行]

大気圏外における軍備競争防止　B3
第6条フォーラム　特2、B2、**E3**、E5
タジキスタン　C7
チェコ　B4
中堅国家構想　特2、E3、E5
中国　特1、特2、A10、B2、B6、B7、**C7**、D1、D10、E11
チリ　特2、B3
ドイツ　B7
トライデント・ミサイル　**E7**

[ナ行]
7か国外相声明　特2、B3
日米地位協定　D7、**D8**、E9
ニュージーランド　特2、B2、B9
ノルウェー　特2、B3

[ハ行]
パキスタン　特2、**C8**、E2
パトリオットミサイル3　D4
バンカーバスター　**C1**、C3
非核三原則　E2
非核自治体協議会　**E2**
非核兵器地帯　B3、B7、**B9**、E5、E11、E12
非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議　B9
被団協　B9
非同盟運動(諸国)　特2、B1
被爆者　特2、**D3**、E6
広島・長崎　特2、E1、**E5**、E6、E8
普天間　A2、A3、**A4**、D7、E9
ブラジル　特2、B2、B9
フランス　特2、B7、B8、**C3**、D1
ブルガリア　**A11**、B4
兵器用核分裂物質生産禁止条約　特2、B3、D1、E3
米軍再編
　2・19声明　**A1**、C7、D4
　10・29合意　**A1**、A3、A4、A5、A6、A7、D4、E9、E10
　ロードマップ　**A1**、A3、A4、A5、A6、A7、E9
平和市長会議　特2、B2、B9、**E1**、E2、E3、E5
辺野古　A4、**E10**
包括的核実験禁止条約　特2、B1、B3、D1
ポーランド　**A11**

[マ行]
マレーシア　特2、E3
ミサイル防衛　特2、A5、B8、C2、**C4**、**C5**、D4、E9
南アフリカ　特2、B3、B4
未臨界核実験　E2
民主党　**D10**、D11
メキシコ　特2、B2、B9、E3
モスクワ条約　D1
モンゴル　B9

[ヤ行]
夜間離着陸訓練　A7
憂慮する科学者同盟　D2
横須賀　A1、**A8**、D8、E12
横田　A1、**A5**、D4、D7
4年ごとの国防見直し　A8, **C6**
ヨーロッパ議会　E8

[ラ行]
ルーマニア　特2、**A11**、B3
劣化ウラン　D2、**E8**
ロシア　特1、特2、A10、B2、B6、B7、**C2**、**C7**、D1
6か国イニシアチブ　特2、B2、E1、E3、E4
6か国協議　**特1**、**B6**
六ヶ所村　特2、B5、**D2**

[アルファベット]
BRAC　**A2**
CD　特2、B2、E1
CTBT　特2、B1、B3、D1
EU　B7
FMCT　特2、B3、D1、E3
GNEP　B5
IAEA　特1、特2、**B5**、B7、B8、B9、D1、E3、E6
ICJ　特3
LCNP　B7
MPI　特2、E3、E5
NAC　特2、B1、**B4**、D1、E5
NAM　特2、B1
NATO　A11、B4
NLP　A7
NPR　C1
NPT再検討会議　**特2**、**B1**、B3、B4、B5、E8、B9、D1、D2、E1、E2、E3、E4、E5、E6、E8、E11、E12
NSG　B8
OBC　**A2**
PAC-3　D4
PAROS　B3
PSI　特2
QDR　A8、**C6**
RRW　**C1**
SM−3　C4、D4
UCS　D2
Xバンド・レーダー　A1、C4、E9

イアブック「核軍縮・平和2006」ー市民と自治体のためにー
2006年7月10日発行 ―――――――――――――― 初版第1刷

監修■梅林宏道
企画・執筆■ピースデポ・イアブック刊行委員会
池田佳代／石田恭子／梅林宏道※／大滝正明／嘉指信雄／
黒崎　輝／田巻一彦／中村桂子／林　公則／藤田明史／
山口　響／湯浅一郎　（※刊行委員会代表）
執筆協力■足立修一／イ・ジュンキュ／遠藤洋一／大畑正姫／大畑龍次／
金子ときお／佐藤毅彦／高野　孟／田村順玄／チョン・ウクシク／内藤雅義
編集・製作■田巻一彦（編集長）／中村桂子／山口　響
製作協力■池田佳代／塚田晋一郎／丸茂明美／薮　玲子

発行●NPO法人ピースデポ
〒223-0051神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1日吉グリューネ102号
TEL：045-563-5101 FAX：045-563-9907
E-mail：office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org
郵便振替：00250-1-41182 加入者名：「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座：横浜銀行日吉支店（普）1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元●株式会社　高文研
〒101-0064 東京都千代田区猿楽町2-1-8
TEL：03-3295-3415 振替口座：00160-6-18956

© Peace Depot 2006, Printed in Japan ISBN4-87498-368-5

ピースデポ出版物のご案内

☆ ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務所までご注文ください。(送料別)
電話:045-563-5101 ファクス:045-563-9907 メール:office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】

「核軍縮・平和」は、1998年から毎年発行しています。新聞や他のメディアでは入手できない情報が満載です。
1998～2005年版もぜひお手元に！

●「核軍縮・平和2005」

梅林宏道 監修
田巻一彦 編集長
A5版382ページ
1800円

★特別記事
米軍再編と在日米軍(梅林宏道)／速報:2005年NPT再検討会議(中村桂子)／9条を変えるな(吉岡達也)／韓国人被爆者の証言(郭貴勲)／NPT:私たちが向かうべき試練(スージー・スナイダー)
★ 63のキーワード
★ 30点の一次資料

●「核軍縮・平和・自治体2004」

梅林宏道 監修、田巻一彦 編集長
A5版355ページ 1800円

★ 特別記事
モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」／クロノロジー「北朝鮮核危機」／「ブラボー」実験から50年／有事法制と自治体
★ 59のキーワード
★ 25点の一次資料

●「核軍縮と非核自治体」

1998～2002 年版在庫あり。1500円

【冊子、リーフレットなど】

●パンフレット
『〈脱軍備〉で平和と安全を』

ピースデポ「北東アジア安保フォーラム」
500円
2005年 発行

★ 日本・中国・韓国・カナダのNGO活動者や研究者による3年間にわたるプロジェクトの成果。「東北アジア非核地帯」など非軍事の安全保障構想を提唱。

●日韓ツインブックレット
『東北アジア非核地帯』(日本語版)

梅林宏道、イ・サムソン、日韓共同刊行委員会 編著
300円
2005年 発行

★ ピースデポと韓国の NPO「平和ネットワーク」が共同で制作。東北アジア非核地帯への理解を深める上で最適の教科書。

●ピースデポ・ブックレット
『米国・核態勢見直し(NPR)』

梅林 宏道 暴露部分全訳 300円
A5版、64ページ 2002年 発行

★ ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し(Nuclear Posture Review、NPR)」の、非公開部分を含む全訳および梅林宏道による解説記事。

「高文研」発行の本

(書店でお求めください。価格は本体価格です。)

●『ミサイル防衛-大いなる幻想』

デービッド・クリーガー、カラー・オン 編
梅林宏道、黒崎輝 訳
1400円
2002年 発行

★ ジョゼフ・ロートブラット、リチャード・フォーク、ダグラス・ロウチ、沈丁立、李三星、梅林宏道など、東西の軍事・軍縮専門家20人が、ミサイル防衛を検証、批判する。

●『少女・十四歳の原爆体験記』

橋爪文 著
1500円
2001年 発行

★ 女学校三年生。勤労動員先で被爆し、奇跡的に生きのびた少女は、翌日、死の街を縦断して一人わが家に向かう…。それから半世紀、地獄を体験したトラウマをようやく克服、今なお生々しいその記憶を文字に定着した。

●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』

ロバート・D・グリーン 著
梅林宏道、阿部純子 訳 1500円
2000年 発行

★ 核兵器の非合法性、非道徳性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る、核問題の入門書。

●『情報公開法でとらえた在日米軍』

梅林宏道 著 2500円
1992年 発行

★ 在日米軍と基地の実態に迫り、米国の世界戦略の中心に組み込まれた在日米軍の全貌を多くの資料によって明らかにする。

＊このページの書籍は、ピースデポでもお取り扱いしています。

—市民の手による平和のためのシンクタンク—

ピースデポは、軍事力によらない安全保障体制の構築をめざし、一次情報にもとづく正確で価値ある情報・分析・視点を提供している、平和問題に関するシンクタンクです。政策立案、市民活動、平和教育などをバックアップします。

世界各国のNGO（非政府組織）と密接に連携しながら活動しています。

☆ 10年に及ぶ情報誌「核兵器・核実験モニター」（月2回）の刊行は、各界から高い評価を受けています。

☆ この情報誌の発行のほか、次のような活動をしています。

- イアブック「核軍縮・平和」発行 （毎年7月）
- 各種セミナー、研究会、ワークショップ、海外NGO行事への活動者派遣
- 非核自治体や国会・自治体議員活動のサポート

★ ピースデポは、会の趣旨に賛同する会員の会費で運営されています。ぜひ会員になってください。また、翻訳、資料整理などのボランティアも募集中です。お気軽にご連絡ください。

NPO法人 ピースデポ
（代表:梅林宏道）

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1
日吉グリューネ102
電 話 ： 045-563-5101
ＦＡＸ ： 045-563-9907
Eメール： office@peacedepot.org
ウェブ： http://www.peacedepot.org

9784874983683

1920036018000

ISBN4-87498-368-5

C0036 ¥1800E

定価:本体価格 1,800円+税

イアブック
核軍縮・平和 2006
市民と自治体のために

NPO法人 ピースデポ